

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会 道德ワーキンググループの配付資料を掲載しました

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/117/mext_00003.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

初等中等教育分科会

>

教育課程部会 道德ワーキンググループ

> 教育課程部会 道德ワーキンググループ（第6回）配付資料

教育課程部会 道德ワーキンググループ（第6回）配付資料

1．日時

令和8年7月7日（火曜日）16時00分～18時00分

2．場所

WEB会議と対面による会議を組み合わせた方式

3．配付資料

【議事次第】教育課程部会道德ワーキンググループ（第6回）(PDF:97KB)

【進行資料】道德ワーキンググループ（第6回）の流れ（イメージ）(PDF:324KB)

【資料1】道德WG取りまとめ（案）(PDF:2.0MB)

【資料2】道德WG 参考資料 (PDF:8.4MB)

【資料3】道德WG 審議に当たり取り扱った事例 (PDF:2.9MB)

【参考資料】教育課程部会道德ワーキンググループ 委員名簿 (PDF:105KB)

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
道徳ワーキンググループ（第6回）
議事次第

1. 日時：令和8年7月7日（火）16：00～18：00
2. 場所：文部科学省東館7F 特別会議室
※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式
3. 議題：
 - （1）道徳WG 取りまとめ（案）
 - ・事務局より説明
 - ・意見交換
4. 配付資料：
 - 進行資料 道徳ワーキンググループ（第6回）の流れ（イメージ）
 - 資料1 道徳WG 取りまとめ（案）
 - 資料2 道徳WG 参考資料
 - 資料3 道徳WG 審議に当たり取り扱った事例
 - 参考資料 教育課程部会道徳ワーキンググループ 委員名簿

1 開会

16:00～16:01	開会、留意事項等
-------------	----------

2 議題 道徳WG取りまとめ（案）

16:01～16:21	事務局より説明
-------------	---------

16:21～17:55	出席委員からの意見・コメント等（ <u>1人あたり5分程度</u> ）
-------------	-------------------------------------

3 閉会

17:55～18:00	閉会
-------------	----

道徳WG 取りまとめ（案）

目次

1. 基本的な考え方

- (1) 検討の前提
- (2) 今次改訂の基本的な考え方
- (3) 「道徳」と「各教科等」との関係の一層の明確化と連携の推進
 - ① 教育課程全体の中で「道徳」・「総合」・「特活」が果たす役割
 - ② 「道徳」・「総合」・「特活」の関係
 - ③ 道徳教育の要としての道徳科と各教科等との連携
 - ④ 道徳科と特別活動との関係
 - ⑤ 「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成や主権者教育等との関係
- (4) 初等中等教育全体を通じた道徳教育の改善
 - ① 総則への記載事項
 - ② 「全体計画」の見直し
 - ③ 道徳教育推進教師
 - ④ 高校の「中核的な指導の場面」への総合の追加
 - ⑤ 近年制定された法律への対応

2. 目標、見方・考え方及び構造化の在り方

- (1) 道徳教育及び道徳科の目標及び見方・考え方の在り方
 - ① 道徳教育及び道徳科における資質・能力の構成
 - ② 目標の在り方
 - ③ 見方・考え方の在り方
- (2) 資質・能力の構造化のポイント
 - ① 内容の表形式化の在り方
 - ② 高次の資質・能力の在り方

3. 内容の改善の在り方

- (1) 内容項目の記載の見直し
 - ① 内容項目に関わる経緯と基本的な考え方
 - ② 家族愛、家庭生活の充実
 - ③ 友情、信頼
 - ④ 節度、節制

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

- (1) 学習評価の改善充実
 - ① 道徳科の評価の在り方
- (2) 「考え、議論する道徳」の実装を図るための学びの在り方
 - ① 道徳科における「深い学び」
 - ② 道徳科における「深い学び」を実装する上での課題と考え方
 - ③ 1教材を「複数時間」で取り扱う場合の内容項目の取扱い
 - ④ 相当する学年における内容項目の取扱い
- (3) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の在り方
 - ① 「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」の位置付け
 - ② 「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」の考え方
 - ③ 「問題解決的な学習」における「問題」の考え方
 - ④ 道徳科の学びと感情との関係
- (4) 教科用図書及び教材の在り方
 - ① 「深い学び」の実現に向けた教科用図書の在り方
 - ② 「各学年において相当する内容項目を全て取り上げる」取扱いとの関係
 - ③ 「深める教材」の考え方
- (5) 情報モラルと現代的な課題への対応の考え方
 - ① 情報モラルの取扱い
 - ② 道徳科におけるAIとの向き合い方
- (6) 指導体制の工夫の在り方
 - ① チームで行う道徳授業
- (7) デジタル学習基盤の活用
 - ① 道徳科におけるデジタル学習基盤活用の考え方
 - ② 内容項目固有の留意点
 - ③ 道徳科におけるAIの活用
- (8) 多様な実践事例の共有と条件整備
 - ① 多様な実践事例の共有
 - ② 研修機会等の充実

1. 基本的な考え方

(1) 検討の前提

- 不確実かつ激しい変化の時代にあって、子供たちは、マルチステージの人生モデルへの転換や内なる国際化、デジタル化の負の側面による社会分断の可能性等、社会全体の構造的な変化の渦中にある。とりわけ、AIをはじめとするデジタル技術の発展は、偽情報や誤情報の氾濫、フィルターバブルやエコーチェンバーによる価値観への影響のみならず、AIへの過度の依存やELSI（※）をはじめとする新たな道徳的課題も惹起している。

※Ethical, Legal and Social Issues: 倫理的・法的・社会的課題

- このような変化の中で、何を大切に、どのように他者や社会と関わるかといった、人間としての価値判断や責任が一層重要となってくる。こうした中、道徳的諸価値に照らした「人間としての判断」は、「民主的で持続的な社会」の実現に向けて不可欠であるとともに、自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深めることは、「AI時代の自らの人生の舵取り」の観点からも、重要性を増していると言える。
- 平成27年の「特別の教科」化以降、道徳教育の量的確保が図られたほか、教師の意識の高まりなど、質的転換に向けた一定の成果も見られる一方、読み物教材の登場人物の心情理解に偏った授業、道徳的価値を表面的に確認して終わるといった予定調和的な授業が未だ相当数見られるなど、「考え、議論する道徳」への転換は道半ばであるとの指摘もある。
- また、道徳教育が、教育課程全体で目指す「自らの人生を舵取りする力」「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成に寄与していくためには、道徳科の一層の授業改善等を通じて、内面的資質としての道徳性を育むとともに、学校のエデュケーション全体、さらには家庭や地域社会との関わりの中で、子供たちが道徳的な課題を自分の在り方生き方との関わりで捉え、判断や実践につなげていけるよう、教育課程全体として捉え改善を図っていく必要がある。
- 本WGでは、こうした前提のもと、道徳教育及び道徳科が今次改訂において果たすべき役割と向き合い、具体的な改善につなげていくため、これまでの実践の蓄積や学校現場の実情を踏まえつつ、多岐にわたる論点について議論を行った。

(2) 今次改訂の基本的な考え方

- 次期学習指導要領に向けた、道徳教育及び道徳科の改善の基本的な考え方は、「『考え、議論する道徳』の実装」であると言える。これは、「教科化」以降進めてきた、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子供が自分自身の問題と捉え、向き合う「『考え、議論する道徳』への転換」を目指してきた、現行の道徳教育の骨格を維持した上で、次期学習指導要領を「実装」のフェーズとして、その理念の一層の具体化を図り、すべての学校における道徳教育の質の向上を目指すものである。この実現に向け、以下の三つの方向性で、教育課程の改善を図ることが必要である。
- **第一に、「深さ志向」**である。道徳科の学びを、登場人物の心情理解や分かりきった善悪の確認に留めることなく、一人一人が道徳的な課題を自分自身の問題と捉え、多様な他者とともに考え、議論しながら、道徳的諸価値に関わる自己のものの見方や思考、価値観を広げ、学びを深めていく必要がある。このため、「多面化・多角化」、「自我関与」といった道徳科における「深い学び」の手掛かりとなる要素を整理するとともに、発達の段階に応じた「複数時間」の取り扱いや「深める教材」の活用、「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」等の指導方法の工夫、「自己内葛藤」「価値の対立」といった道徳的な問題場面などについて、例示を含め学校現場にとってより分かり易い形で示していくこと等を通じて、道徳科の「深い学び」の実現を目指していく必要がある。
- **第二に、「多様性志向」**である。多様な個性や特性、背景、価値観を有する子供たちの「深い学び」を目指していく上では、その実践の在り方について、特定の指導方法（手段）の目的化や、型にはまった画一的な指導につながることは避けなければならない。このため、今次改訂では、「『複数時間』や各教科等との連携」「指導方法の工夫」「『深める教材』を含む多様な教材の活用」「同時に扱う内容項目の数」「デジタル学習基盤の効果的な活用」「チームで行う道徳授業等の指導体制」をはじめ、「考え、議論する道徳」の実装に向けて多様な創意工夫があり得ることを幅広く示していくとともに、多様な実践の発信や研修機会の構築、実践研究の推進等を通じて、学校や教師の創意工夫を支えていくことを目指していく必要がある。

1. 基本的な考え方

- **第三に、各教科等との「連携志向」**である。よりよく生きるための基盤となる道徳性は、各教科等はもとより、家庭や地域社会との関わりを含む実生活における道徳的実践とも往還することで、道徳的諸価値の深い理解にもつながっていく。とりわけ、道徳科の学びを、教科化の契機でもあるいじめをはじめとする現実の諸課題への対応につなげていく意味でも、道徳科の学びと道徳的実践との円滑な接続が求められる。このため、「複数時間」との適切な組み合わせを含む「問題解決的な学習」や「道徳的行為に関する体験的な学習」を、「内面的資質」としての道徳性と、一人一人の実生活における「道徳的実践」とのなめらかな接続に寄与する役割を担うものと位置付けるとともに、特別活動をはじめとする各教科等の学びとの関係においても、道徳教育の「要」としての道徳科との役割分担を明確化した上で、適切かつ効果的な連携を推進していくことが必要である。
- これら三つの方向性は、それぞれが独立したものではない。次期学習指導要領に向けた教育課程の改善は、「特別の教科」化以降、これまで各学校で積み重ねてきた実践の蓄積を基盤としつつ、成果や課題に真摯に向き合い、その質を高めていくために必要な改善を図るものであるが、道徳科の学びの質に関わる「深さ志向」、これをどのように実装するかに関わる「多様性志向」、道徳科で深めた学びを、各教科等における学びや実生活における道徳的実践とも往還しつつ、更なる深い学びへとつなげる「連携志向」の3つの方向性は、全体が相互補完的かつ一体的に、今次改訂の目指す「『考え、議論する道徳』の実装」につながっていく。
- その上で、学校現場で実践の改善につなげていく実現可能性を確保する観点からは、こうした3つの方向性による教育課程の改善が、学校現場に過度な負担を課すものとなってはならない。このため、教科書におけるいわゆる「読み物教材」の精選や「深める教材」の整備の促進、研修機会の提供、多様で豊かな好事例の共有等の手立てを通じて、各学校の実態に応じて創意工夫を行いながら、無理なく「考え、議論する道徳」の実装を進めていくことができるよう、各学校を支えていく必要がある。

(3) 「道徳」と「各教科等」との関係の一層の明確化と連携の推進

①教育課程全体の中で「道徳」・「総合」・「特活」が果たす役割

- 我が国の学校教育における道徳教育、総合的な学習・探究の時間、特別活動の学びは、AIによる情報の氾濫をはじめ、急速に変化する社会の中で一層重要となる、
 - ✓ よりよく生きる上での基盤となる道徳性の涵養
 - ✓ 「自らの人生を舵取りすることができる力」や「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成
 に向け、「好き」や「得意」、社会を形成する当事者としての在りようを含む「自己の在り方生き方」と向き合い、思索していくことを、公教育として保障する役割を果たすものと整理できる。
- また、各教科とは異なる「自己の在り方生き方」の思索という特質は、どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るかに関わる「学びに向かう力・人間性等」の涵養と密接な関わりを有していることから、各教科において「学びに向かう力・人間性等」をよりよく育む基盤としての役割を担うとともに、各教科と往還しつつ、全人的に子供を育む教育課程上の役割を有するものと整理できる。
- より具体的には、教育課程全体を見渡した際に、それぞれの特質や学習過程に鑑みれば、道徳は「学びを方向付ける人間性」、総合は「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」、特活は「他者との対話や協働」を育んでいくことに親和的な特質を有するものとして整理できる。 **補足イメージ1 参照**

(※) ただし、各教科等の学びを通じて一体的に育まれる資質・能力の3つの柱の要素を分割し、「割り付け」たり、「分担」したりするものではないことに留意。

1. 基本的な考え方

②「道徳」・「総合」・「特活」の関係

- 「道徳」、「総合」、「特活」の三者の関係と、「総合」と「特活」の両者の境目が曖昧となり、それぞれの特質を踏まえた教育活動が必ずしも十分に行われていないとの課題もある中で、大まかな相互の関係性について、以下のように整理することができる。
 - ✓ 自己の興味・関心に関わる課題や自身を取り巻く実生活や実社会の課題を対象として取り組む「総合」と「特活」は、よりよく生きるための基盤としての道徳性の発揮が期待される道徳教育の「実践の場」と整理できる。(④参照)
 - ✓ 「総合」と「特活」双方の特質を有する取組として、例えば学校行事やキャリア教育が考えられるが、領域相互の関係が曖昧になりがちなことから、これらにおける総合と特活の関係性や役割分担について、分かりやすい整理を行うことが必要である。

③道徳教育の要としての道徳科と各教科等との連携

- 道徳科は、総則において「道徳教育の要」と位置付けられており、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、深めたり、発展させ統合させたりする役割を担っている。
- また、道徳科での学びを、それぞれの児童生徒が実生活の中で活かしていく視点も同様に重要である。今次改訂で議論している「複数時間」の実践による「道徳教育の要」の時間の充実（問題を自分事として捉え議論する活動が充実すること）が、各教科等での道徳教育と意識的に連携されることにより、学校生活全体を通じて一人一人が直面する様々な状況での判断や実践が道徳科の学びと結びつく効果が期待される。
- この点、小中学校の現行指導要領では、各教科等の「内容の取扱い」において、総則に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、適切な指導をすることとされている中で、各教科における道徳教育に係る記載を維持した上で、その趣旨を一層鮮明にするため、解説でより具体的に示していくことが必要である。
(これらを通じて、教育課程全体での道徳教育の実装に向け、そのインフラとしての各教科等の教科書における一層の工夫も期待される。)

④道徳科と特別活動との連携

- 各教科等の中でもとりわけ特別活動は、学校を身近な社会と捉え、「合意形成」や「意思決定」のプロセスを通じて、実社会・実生活をよりよいものに創りかえていく特質を有しており、多様な価値観を有する他者との協働を通じて、内面的資質としての道徳性を養う道徳教育と深い関わりがある。
補足イメージ2参照
- また、道徳WGでは、例えば「問題解決的な学習」において「自己内葛藤（価値をめぐる自己の心の中での葛藤）」や「価値の対立（複数の価値間の葛藤）」と向き合うことを例示しており、こうした活動を通じた学びが、特別活動における「個人の意思決定」や「集団の合意形成」における道徳的実践に活かされるとともに、こうした実践が、道徳的諸価値に関わる考えの深まりに資することが期待される。
- このため、学校現場の実践の改善に加え、関連の研究の推進にも資する観点から、道徳科での学びと特別活動での学びの有機的な関係性や優れた取組事例等を、参考資料等の形で分かりやすく示すべきである。
 - (※1) 例えば、道徳科で「公正、公平、社会正義」について考え、議論したことを踏まえて、実生活上の「公正、公平、社会正義」に関わる課題を特別活動で設定し、学級や学校のルール形成といった「合意形成」や、価値観に照らして行動を選択する「意思決定」につなげていくことが考えられる。
 - (※2) 各学校や実践者による研究はもとより、研究団体の一層の対話・連携に資することも期待できる。

⑤「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成や主権者教育等との関係

- 論点整理における「次期学習指導要領に向けた基本的な考え方」として「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成が示される中、例えばその背景としての「内なる国際化による人口の多様性」の拡大や、「SNSや生成AIの負の側面の影響による社会分断の可能性」といった現代的な課題について、例えば「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」をはじめとする様々な道徳的諸価値との関わりが考えられる。

1. 基本的な考え方

- また、「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成に向け、「当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意を図る取組」の推進や、「主体的な社会参画に関わる教育の改善」が今次改訂の大きな論点となっている中で、本WGで議論してきた「考え、議論する道徳」の実装は、「自分の意見の形成」「対話と合意」を支え、こうした改訂全体の方針の具現化に大きく寄与し得るものであると言える。
- 更に、各教科等WGでは、以下のような検討が行われている状況がある。
 - ✓ 特別活動では、「こども基本法」を踏まえた「子供の意見表明」の機会の確保の視点も踏まえ、「規則の尊重」「遵法精神」に留まらない「児童生徒が主体となった学級におけるルール形成」「（教師の適切な指導のもと）主体的に学校の運営にも関わる」といった「社会創造」の視点を今次改訂の主要なテーマの一つとして議論
 - ✓ 社会科では、主権者教育について、特別活動をはじめ各教科等とも関連付けながら、社会との関わりを意識した課題の設定や、子供たちが主体性をもって考えられる実践的な活動、選挙管理委員会や議会事務局、NPO法人等の外部機関等との円滑な連携・協働を進めていくことを議論
- こうした特別活動や社会科の改訂の方向性を踏まえれば、「公正」に関わる問題の発見、心理的安全性をもって対話するための「寛容」、多様な意見について納得解を形成する場面での「相互理解」など、道徳的諸価値に関わって判断や実践等を行う場面がより一層多く想定される。
- このため、道徳科において、「複数時間」の取組とも相まって、各教科等、とりわけ特別活動や社会科の改訂の方向性との連携を図りつつ、道徳的諸価値やそれらの葛藤について取り扱う旨を解説等で示すこととし、現代的諸課題としての子供のより一層の社会参画、「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成に向けた教育の充実や、主権者教育の充実を図ることが適当である。（4.(2)②参照）

（※）道徳科では、道徳科の目標に基づき35単位時間の授業が行われることが前提

（4）初等中等教育全体を通じた道徳教育の改善

①総則への記載事項

- 「『考え、議論する道徳』への転換」のフェーズから、「『考え、議論する道徳』の実装」のフェーズに移行するという、今次改訂の考え方を踏まえ、現行指導要領の骨格は維持するとの考え方に立ち、総則の記載については、現行の記載を維持することを基本とした上で、具体の改善点を検討することが適当である。

②「全体計画」の見直し

- 現行指導要領上、高校における全体計画の作成にあたっては、生徒や学校の実態に応じ、「指導の方針や重点」を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすることとしている。しかし、小中学校において「重点目標」としてのこととの違いが必ずしも明確ではないとの指摘や、高校の実態として、全体計画における「方針や重点」を「重点目標」として資質・能力を意識した記載としている学校も多いとの指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、小学校～高校の道徳教育の接続と、学校現場にとって分かり易い改善を図る観点から、高校においても、全体計画で「重点目標」を記載するなど、小・中・高の規定に連続性を持たせるべきである。

③道徳教育推進教師

- H29・30年改訂において総則に新たに位置付けられた「道徳教育推進教師」について、過半数の小中学校が「道徳教育の諸計画の作成」、4割以上の小中学校が「道徳教育の情報提供や情報交換」に重点を置いて取り組んでいるとの調査結果がある一方、高校を含め、必ずしもその役割について十分な共通理解が図られていない実態についての指摘がある。

（※）小中学校の「道徳の時間」には、H20年改訂で推進教師について記載

- このため、各学校における創意工夫による多様な実践を支える観点から、道徳教育推進教師としての役割や取組、過度な負担なく取り組める優れた実践事例等について、国として参考となる資料等を提供するべきである。

1. 基本的な考え方

④高校の「中核的な指導の場面」への総合の追加

- H30年改訂において、高校における道徳教育の全体計画の作成にあたり、公民科（公共、倫理）及び特別活動が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」であることに配慮することが示された。
- また、総合の目標でも、「自己の在り方生き方についての考えを深める」ことを示しており、実態としても、各学校が定めることとしている道徳教育の全体計画で総合を位置付けている場合も多いとの指摘がある。
- 更に、道徳、総合、特別活動の各WGでは、「生きた課題」に取り組む特質を有している「総合」と「特活」を、よりよく生きるための基盤となる道徳性の発揮が期待される、道徳教育の「実践の場」と考えることについて議論してきた。
- こうした現行の規定及び実態、今回の各WGでの審議を踏まえ、高校の総則で示している「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」について、特別活動と公民科（公共、倫理）に加え、総合を新たに位置付けることとし、より一層、実態に即した形で道徳教育を進めていくべきである。
補足イメージ3参照

（※）例えば総合において、社会における相互理解や公正性についてテーマにする場合や、「研究系」の探究を進めるにあたって研究倫理を取り扱うことも各学校の判断により考えられるが、そうしたことも含め、総合において、「自己の在り方生き方」についての考えを深める学びを一層推進していく過程で、道徳教育の一環としての機能を果たすことが期待されることを確認的に位置付けるもの。このため、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」に総合を位置付けたとしても、個別に道徳教育の指導のための時間をかける必要があるものではないことに留意。

⑤近年制定された法律への対応

- 改訂全体を通じて、こども基本法（R4）や障害者差別解消法（R3改正）、理解増進法（R5）（※）等を踏まえ、必要な対応を検討することが適当である。

（※）性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

我が国の学校教育における道徳科、総合的な学習・探究の時間、特別活動による学びは…

- 多様化・デジタル化が進み、予測困難な時代にあって、AI時代にとりわけ重要となる、よりよく生きる基盤としての道徳性を養うとともに、「自らの人生を舵取りすることができる力」や「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成に向け、「好き」や「得意」、社会を形成する当事者としての在りようを含む「自己の在り方生き方」と向き合い、思索していく機会を公教育として保障する役割 を果たすものと整理できる
- また、各教科とは異なる「自己の在り方生き方」の思索という特質は、どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るかに関わる「学びに向かう力・人間性等」の涵養と密接な関わりを有していることから、各教科において「学びに向かう力・人間性等」をよりよく育む基盤としての役割 を担うとともに、各教科と往還しつつ、全人的に子供を育む教育課程上の役割を有するものと整理できる



※ 図は、道徳、総合、特活の特質や学習過程と特に親和性のある学びに向かう力・人間性等の要素を明示し、領域等の特質を明らかにするとともに、各教科でよりよく「学びに向かう力・人間性等」を育む上での基盤としての性質を示しているものであり、各教科等の学びを通じて一体的に育まれる資質・能力の3つの柱の要素を分割し、「割り付け」たり、「分担」したりすることを示しているものではないことに留意

- 各教科等の中でもとりわけ特別活動は、学校を身近な社会と捉え、「合意形成」や「意思決定」のプロセスを通じて、**実社会・実生活をよりよいものに創りかえていく特質**を有しており、多様な価値観を有する**他者との協働**を通じて、**内面的資質としての道徳性を養う道徳教育と深い関わり**を有していると言える。

(※1) 例えば、道徳科で「公正、公平、社会正義」について考え、議論したことを踏まえて、実生活上の「公正、公平、社会正義」に関わる課題を特別活動で設定し、学級や学校のルール形成といった「合意形成」や、価値観に照らして行動を選択する「意思決定」につなげていくことが考えられる。

(※2) 各学校や実践者による研究はもとより、研究団体の一層の対話・連携に資することも期待できる。

道徳教育の「実践の場」

合意形成

価値観の対立や葛藤と向き合いながら納得解を創造

「特別活動」

「学級・学校や自己の生活に関わる課題」等に取り組む

例

学級活動や児童会・生徒会活動において、「公正、公平、社会正義」の観点から生活の中の問題や納得解を見出し「ルールの形成」等の「社会創造」につなげる

意思決定

自己の価値観に照らし行動を選択

実践が考えの
深まりに資する

考え、議論したことを
実践に活かす

問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習

(1)自己内葛藤、(2)価値の対立に対する自分なりの答えを見出す、道徳的行為に関する実体験や実感を伴う活動を取り入れる 等

「複数時間」の学び（問題を自分事として捉え、学びを深める）を活かす

「特別の教科 道徳」

「答えが一つではない道徳的課題」と向き合う

例

「公正、公平、社会正義」の内容項目について考え、議論し、自分なりの答えを見出す

道徳的諸価値の理解

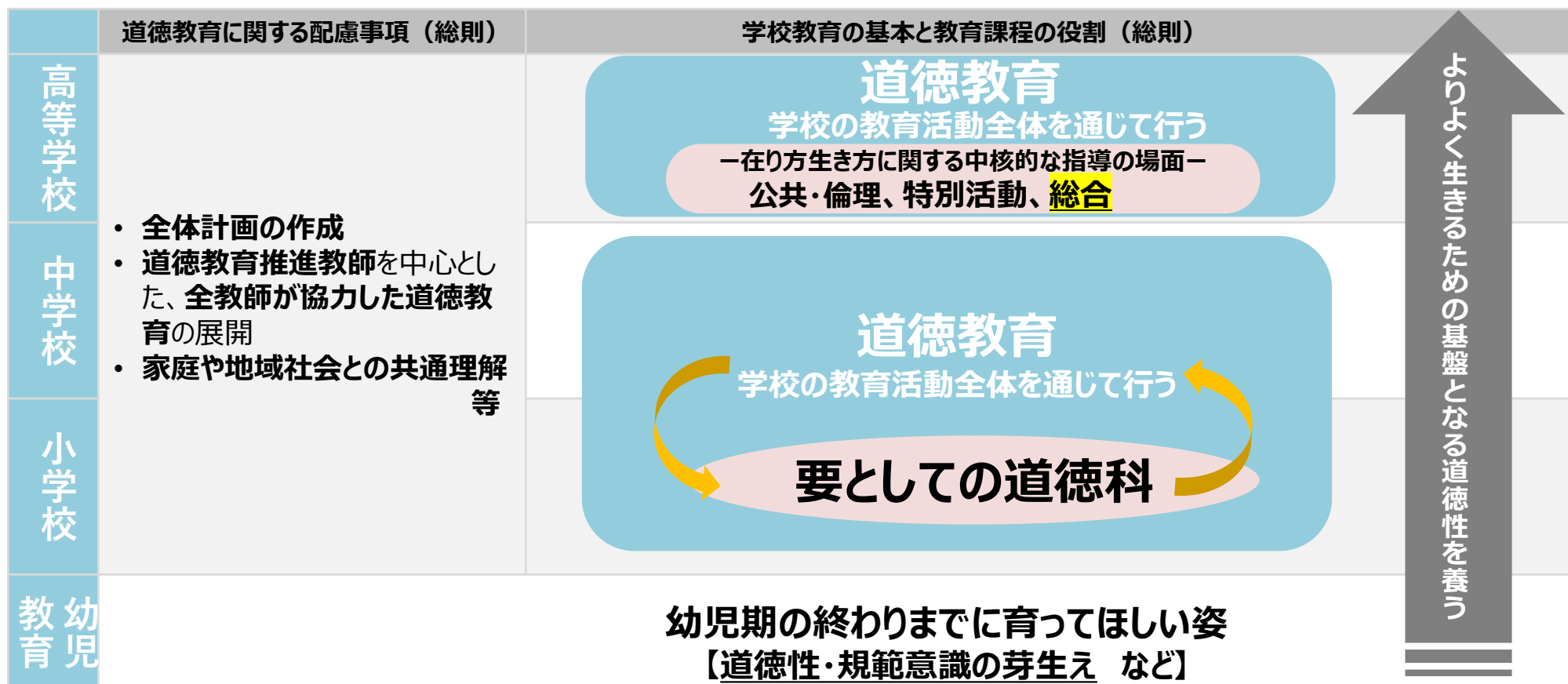
※道徳教育は、特別の教科 道徳を要として各学校の教育活動全体を通じて行う

内面的資質としての「道徳性」を養う

各学校段階を通じた道徳教育のイメージ

- 現行指導要領上、公民科（公共、倫理）及び特別活動が、「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」とされているところ、総合の目標でも、「自己の在り方生き方についての考えを深める」ことを示していること等を踏まえ、高校の総則で示している「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」について、特別活動と公民科（公共、倫理）に加え、総合を新たに位置付けることとし、より一層、実態に即した形で道徳教育を進めていくべきである。

（※）「人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面」に総合を位置付けたとしても、個別に道徳教育の指導のための時間をかける必要があるものではないことに留意。



2. 目標、見方・考え方及び構造化の在り方

(1) 道徳教育及び道徳科の目標及び見方・考え方の在り方

①道徳教育及び道徳科における資質・能力の構成

- 人格そのものに働きかけ、「内面的資質としての道徳性」を養うことを目的とする道徳教育の意義、特質から、道徳科では、引き続き、資質・能力を分節して観点別に取り扱うことには馴染まないと整理することが適当である。

補足イメージ4, 5 参照

②目標の在り方

- 「『考え、議論する道徳』への転換」のフェーズから、「『考え、議論する道徳』の実装」のフェーズに移行するとの方向性、及び、現行指導要領における「考え、議論する道徳」の骨格は維持するという考え方を踏まえ、道徳教育及び道徳科の目標については、発達の段階に応じた書き分けも含め、現行の記載を維持することが適当である。

③見方・考え方の在り方

- 前回改訂時の答申では、「道徳科における『深い学び』の鍵となる『見方・考え方』は、今回の改訂で目標に示されている、『(中略) 生き方について考えること』である」とし、道徳科の「見方・考え方」として示すべき要素（教科等を学ぶ本質的な意義の中核）は目標に含まれているとの整理により、目標とは別に見方・考え方を示すことはしていない。
- 見方・考え方が、学校教育における各教科等の目標を越えて、その後の人生でも豊かに働くことを視野に入れている中で、道徳科においては、各教科等と比べても、目標自体がその後の人生という視点からも妥当性を有する特質があると言える。
- このことを踏まえ、「見方・考え方」として示すべき要素（教科等を学ぶ本質的な意義の中核）が目標に含まれているとの答申の考え方が、引き続き妥当性を有していると考えられることから、引き続き、道徳科においては目標とは別に見方・考え方を示さないものとすることが適当である。

補足イメージ6, 7 参照

(2) 資質・能力の構造化のポイント

①内容の表形式化の在り方

- 道徳科における資質・能力については、現行指導要領上、人格そのものに働き掛け、道徳性を養うことを目的とする道徳教育の特質等を踏まえ、目標において、育むべき知識・技能と思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等を分節して整理していない。また、内容については、児童生徒自らが道徳性を養うための手掛かりとなるものとして、内容項目を記載している。
- このことを踏まえ、内容の表形式化については、資質・能力を分節的に捉えることを前提とした「平行」パターンや「並列」パターンとは異なる道徳科独自の形式として、全体構成を構造的に把握し易くする観点から、四つの視点ごとに、学年を分けて、表形式にすることが適当である。

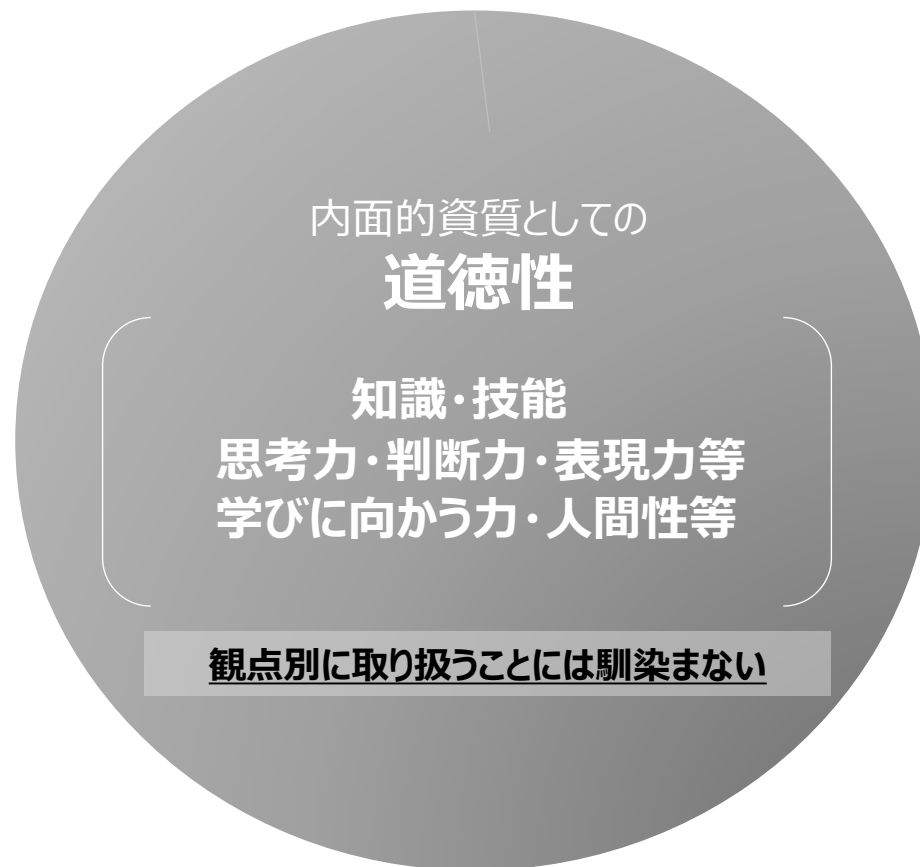
補足イメージ8 参照

②高次の資質・能力の在り方

- 総則・評価特別部会では、「高次の資質・能力」について、①「知・技」「思・判・表」の深まりの可視化を通じて「深い学び」を実現する単元づくりのイメージを教師が持てるようにする役割を担うものとして、②こうした役割を果たす「高次の資質・能力」を各WGで具体的に抽出する際、各教科等固有の学習過程の改善を図るためには、教科ごとの特質に応じて検討が行われる必要がある、としている。
- 道徳科の高次の資質・能力については、道徳科の特質から「知・技」「思・判・表」の深まりを個別に可視化することに馴染まないことや、道徳科の内容項目は、児童生徒自らが道徳性を養うための手掛かりとなるものであり、各教科のように育成すべき資質・能力を直接的に記載したものではないため、内容を資質・能力として高次にすること自体に馴染まないことから、道徳科においては、高次の資質・能力は定めないものとすることが適当である。

道徳科における資質・能力の構成について（イメージ）

- 道徳科における資質・能力については、現行学習指導要領上、育むべき知識・技能と思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等を分節して整理していない。
- その上で、道徳科における資質・能力の構成については、人格そのものに働きかける特質から、資質・能力を分節して観点別に取り扱うことには馴染まないことを踏まえ、以下のとおり整理できる。



「道徳」「特活」「総合」における資質・能力の特質（イメージ）

「道徳」、「特活」、「総合」の三者における資質・能力の構成について、

- ① **「道徳」は、人格そのものに働き掛け、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う**との特質等から、
 - ② **「特活」は、確かな民主主義の担い手の育成や共生社会の実現に向けた基盤**としての特質等から、
 - ③ **「総合」は、各教科の学びも活用しつつ、興味・関心に基づき意味や価値を創造する**特質等から、
- 以下のとおり整理できる。



自らの人生を舵取りする力

と

民主的で持続可能な社会の創り手

の育成



「道徳」

「答えが一つではない道徳的課題」
と向き合う

内面的資質としての
道徳性

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力・人間性等

人格そのものに働きかける特質から、資質・能力を分節して観点別に取り扱うことには馴染まない

「特活」

「学級・学校や自己の生活に関わる課題」
等に取り組む

内面的資質としての道徳性が実社会・実生活との生きた関係に根差した特活、総合における学びを方向付け、学習の過程で顕在化

学びに向かう力・
人間性等

知識・技能

思考力・判断力
・表現力等

確かな民主主義や共生社会に向け、他者との対話や協働をはじめとする学びに向かう力・人間性等がとりわけ重要であり、思考・判断・表現の過程で一体的に表出

「総合」

「自己の興味・関心に関わる課題」
等に取り組む

知識・技能

学びに向かう力
・人間性等

思考力・判断力
・表現力等

初発の思考・行動、好奇心をはじめとする学びに向かう力・人間性等と、知識・技能を効果的に活用して探究を行う思考力・判断力・表現力等がとりわけ重要

道徳科における見方・考え方について

- 見方・考え方が、学校教育における各教科等の目標を越えて、その後の人生でも豊かに働くことを視野に入れている中で、道徳科においては、各教科等と比べても、目標自体がその後の人生という視点からも妥当性を有する特質があると言えることから、引き続き、道徳科においては目標とは別に見方・考え方を示すことはしないものとすることが適当である。

〔各教科等〕

(例) 理科(※)

自然や社会の事象・言説を、自然科学的な視点から捉え、観察・実験の結果や科学的知見などに基づいて、客観的、論理的、批判的に考察すること



その後の人生

高等学校
目標

中学校
目標

小学校
目標

(知識及び技能)

自然の事物・現象について理解するとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能を身に付けるようにする。

見方・考え方
教科等を学ぶ
本質的な意義の中核
〔「灯台」のように
資質・能力の育成を導く〕

その後の人生における
世の中を見る視点や考え方、
よりよい社会や幸福な人生に
つなげていけることが
目標だけでは
分かりづらい

〔特別の教科 道徳〕

その後の人生

高等学校
目標

※総則（道徳教育の目標）

中学校
目標

小学校
目標

目標自体が
その後の人生という
視点からも妥当性を
有する特質

目標とは別に
「見方・考え方」を
設けることで重複が生じる

※「見方・考え方」として示すべき要素
（教科等を学ぶ本質的な意義の中核）が
目標に含まれているといえる

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

(※) 理科の見方・考え方および目標については、令和7年12月2日第3回理科ワーキンググループ資料より抜粋

目標及び見方・考え方

総則
(道徳教育)

道徳科

見方・
考え方

	小学校	中学校	高等学校
	第1の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>自己の生き方</u>を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。	第1の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>人間としての生き方</u>を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。	第1款の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為する発達</u>の段階にあることを考慮し、<u>人間としての在り方</u>生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
	第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、<u>自己の生き方</u>についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。	第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を<u>広い視野から</u>多面的・多角的に考え、<u>人間としての生き方</u>についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。	なし
	(目標とは別に見方・考え方を示すことはしない)		

道徳科の表形式化の形式

(小学校の現行の記載をベースとしたイメージ)

	内容を端的に表す言葉	第1学年及び 第2学年相当 (19)	第3学年及び 第4学年相当 (20)	第5学年及び 第6学年相当 (22)
A 主として自分自身に関すること	善悪の判断 自律、自由と責任	(1) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	(1) 正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。	(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。
	正直、誠実	(2) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	(2) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。	(2) 誠実に、明るい心で生活すること。
	節度、節制	(3) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(3) 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。	(3) 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。
	個性の伸長	(4) 自分の特徴に気付くこと。	(4) 自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。	(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。
	希望と勇気、 努力と強い意志	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。	(5) より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。
	真理の探究			(6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。
B 主	親切、思いやり	(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	(6) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。	(7) 誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。
	よりよく生きる喜び			(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。

3. 内容の改善の在り方

(1) 内容項目の記載の見直し

① 内容項目に関わる経緯と基本的な考え方

- 内容項目について、平成27年の教科化の際の検討では、いじめ等の現代的課題への対応の充実、体系的・系統的な指導、児童生徒の主体的な態度や探究心の重視といった観点から、内容項目の数について、小学校低学年は16から19、中学年は18から20、高学年は22（維持）、中学生は24から22へと見直しを行うとともに、指導の効果を上げる等の観点から、内容項目を端的に示す言葉を付記することとした。（解説、H28WG審議まとめ）
- 内容項目のまとまりを示す視点については、教科化前からの四つの視点で構成する考え方は維持しつつ、児童生徒にとっての対象の広がりや順序の入れ替えや、児童生徒を取り巻く状況等を踏まえた表現の見直しを行った。（H26答申）
- 次期指導要領に向け、『『考え、議論する道徳』への転換』から、『『考え、議論する道徳』の実装』のフェーズに移行するものとして、道徳教育の質の向上の在り方を中心に検討すると方向性を踏まえ、四つの視点や内容項目の枠組み全体については維持しつつ、個別の見直し事項として、必要な見直しを行うことが適当である。

② 家族愛、家庭生活の充実

- 「家族愛、家庭生活の充実」について、「父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと（中学校）」とされているが、家族関係の様々な実態に鑑み馴染まない部分があるとの指摘がある。
- これを踏まえ、[家族愛、家庭生活の充実]における「父母、祖父母」については、例えば「父母、祖父母等の家族」とするなど、記載について見直しを検討することが適当である。

※ 児童養護施設への入所児童等の要保護児童数：41,436人
（令和5年 こども家庭庁 社会的養護の現状）

※ 児童虐待件数：約22.6万件
（令和5年度 厚労省 児童相談所における児童虐待相談対応件数）

③ 友情、信頼

- 「友情、信頼」について、「友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと（中学校）」とされているが、友人関係の様々な実態に鑑み馴染まない部分があるとの指摘がある。
- このため、[友情、信頼]における「心から信頼できる友達をもち」については、例えば「友達と互いに信頼し合い」とするなど、記載について見直しを検討することが適当である。

※ いじめの認知件数：135,865件
（令和6年度 中学校 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

④ 節度、節制

- 「節度・節制」について、「わがままをしないで、規則正しい生活をすること（小学校低学年）」とされているが、「わがまま」について、子供の主体性を過度に否定あるいは抑制するニュアンスで捉えられている場合があるとの指摘がある。
- このため、解説において、小学校低学年の道徳教育における「わがままをしない」については、あくまでも「A 主として自分自身に関わること」の内容項目として「規則正しい生活をする」ことに関わる文言であり、中学年の「節度ある生活」につながっていくものであることや、この内容項目が、子供の主体性を抑制する趣旨のものではない旨を明確化することが適当である。

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

(1) 学習評価の改善充実

①道徳科の評価の在り方

- 道徳科の評価の在り方に関する専門家会議（報告書）では、道徳科の評価について、以下の整理を行った。
 - ✓ 数値による評価ではなく、記述式とする
 - ✓ 個々の内容項目ごとではなく、大くりのまとまりを踏まえた評価とする
 - ✓ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う
 - ✓ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する
 - ✓ 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする
- また、現状、指導要録の参考様式では、道徳科について、「学習状況及び道徳性に係る成長の様子」について、学年ごとに記述する欄を設けている。また、「行動の記録」については、学校生活全体において具体的な行動として見られる部分についての記録であり、内面的資質としての道徳性とは一線を画するものとして整理されている。
- その上で、「『考え、議論する道徳』への転換」から、「『考え、議論する道徳』の実装」のフェーズに移行するものとして、道徳教育の質の向上の在り方を中心に検討するという、次期指導要領に向けた方向性を踏まえ、現行指導要領における「考え、議論する道徳」の骨格については維持するという考え方に立ち、道徳科の評価の在り方については、現行の考え方を維持することが適当である。

補足イメージ9 参照

(2) 「考え、議論する道徳」の実装を図るための学びの在り方

①道徳科における「深い学び」

- 前回改訂時の答申では、道徳科における「主体的・対話的で深い学び」の実現について、「考え、議論する道徳」を実現することであるとした上で、道徳的な問題を自分事として捉え、議論し、探究する過程を重視し、道徳的価値に関わる自分の感じ方、考え方をより深めるための多様な指導方法の工夫として、以下の三つの工夫例を示した。
 - ✓ 読み物教材の登場人物への自我関与を中心とした学習
 - ✓ 様々な道徳的諸価値に関わる問題や課題を主体的に解決する学習
 - ✓ 道徳的行為に関する体験的な学習
- また、現行の解説では、道徳科の「深い学び」に関し、「（前略）学習活動において児童が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。（中略）道徳科では、児童が『自己を見つめ』『多面的・多角的に』考える学習活動において、『道徳的諸価値についての理解』と『自己の生き方についての考え』を、相互に関連付けることによって、深い理解、深い考えとなっていく」としている。
- こうした「深い学び」に関わる考え方を分かり易く伝える観点から、現行の解説をもとに、
 - ✓ 多面化・多角化（多面的・多角的な見方へと発展すること）
 - ✓ 自我関与（自分自身との関わりで道徳的価値の理解が深まること）

を道徳科における「深い学び」の2つの視点として、現場で参考として活用できるイメージを示すことが適当である。

補足イメージ10参照

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

②道徳科における「深い学び」を実装する上での課題と考え方

- 1 授業について 1 つの読み物教材を扱うことが多い道徳科の授業については、下記のような課題が指摘されている。
 - ✓ 心情理解や登場人物の整理で時間がかかってしまう
 - ✓ 教材の解釈を中心とした展開になってしまい多面的・多角的に自己の生き方についての考えを深めるところまで辿り着かない
 - ✓ 1 コマで読み物と向き合う時間と考え議論を深める時間の双方の時間を十分に確保することが難しい
 - ✓ 教科化に伴い重視している体験的・問題解決的な学習を取り入れ、自分自身との関わりで深める時間を確保することが難しい
- 現行でも「一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れる」とされているところ、発達の段階を踏まえつつ、1 教材を複数コマで取り扱うことで、「じっくりと深く学ぶ」道徳科の学びを一層推進していくべきである。
 - ※ 上記は指導の「型」を示すものではなく、道徳科における具体的な学習の過程は多様であることに留意
 - ※ 複数コマについては、連続した 2 コマを想定しているのではなく、翌週の取扱いを念頭
 - ※ 2 コマ目について、読み物教材ではない、「深める教材」を用いることも想定

③ 1 教材を「複数時間」で取り扱う場合の内容項目の取扱い

- 現行の学習指導要領でも、指導の工夫の例として「一つの内容項目を複数の時間で扱う指導」と「内容項目間の関連を密にした指導」の両方が示されており、この 2 つの観点を組み合わせることが考えられる。
- 1 つの教材を複数時間で取り扱うことにより、例えば「相互理解、寛容」と「規則の尊重」との葛藤や、「友情、信頼」と「公正、公平、社会正義」との葛藤など、内容項目同士が対立したり葛藤したりする場面を含め、自分自身の問題として多面的・多角的に深めていくこと等も考えられる。
- こうしたことを踏まえ、1 教材を複数時間で取り扱う場合の内容項目の取扱いについては、同一の内容項目について取扱う場合（パターン 1）に加え、複数の内容項目について取り扱う場合（パターン 2）があり得ることを示し、両方がバランスよく含まれた教材になるよう検討すべきである。

(4.(4)参照)

補足イメージ12参照

④相当する学年における内容項目の取扱い

- 道徳科においては、各学年段階の内容項目について、相当する各学年で全て取り上げることとしている。今般の教育課程全体の改善として、複数学年まとめて示すなどの柔軟な運用の可能性も検討している中、道徳科における対応の適否を検討する必要がある。
- このことについて、例えば、各内容項目を複数学年で取り上げてよい等の変更を加える場合、以下の懸念や留意すべき点が考えられる。
 - ✓ 学年で取扱う内容項目に偏りが出る可能性が生じる
 - ✓ 年度を越えて内容項目の引継ぎや管理が必要となり、担任が変わった場合等に大きな負担につながる
 - ✓ 道徳科においては、発達段階に応じた内容項目を毎年繰り返し深めていくことが重要といえる
- また、年間の 35 単位時間の中で、最大 22 の内容項目を全て取り上げること併せて、複数年を見通した重点的な指導を行うことも示す等、学校の実態に応じた柔軟な取扱いも前提とした記載となっている。
- こうしたことを全体として踏まえれば、各学年において相当する内容項目を全て取り上げるという現行の取扱いについては、引き続き維持することが適当である。

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

(3) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の在り方

①「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」の位置付け

- 道徳科の学びをいじめをはじめとする現実の課題への対応につなげていくことは、教科化の契機の一つ。また、小中学校のいじめの認知件数・重大事態の件数はそれぞれ74.6万件・1,129件、暴力行為発生件数が12.3万件と過去最多（※）となる中、「問題解決的な学習」や「道徳的行為に関する体験的な学習」を活かして、道徳科の学びを道徳的实践につなげることが期待される。

（※）令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果

- 一方、限られた授業時間内でこうした指導方法の工夫を効果的に導入し、かつ学びの深まりまでつなげる指導を行うことは容易ではない、との指摘もある。
- こうした中、1教材を「複数時間」で取り扱う場合に生じる余白を「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」等と適切に組み合わせ、「深める教材」も活用しながら創意工夫することで、個人が人生において直面する様々な状況での判断や実践と関連付け、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実装につなげていくべきである。

補足イメージ13参照

(4.(2)②参照)

（※）こうした取組を、例えば道徳科の学びを学級活動のルール形成に活かすこと等も考えられる

（※）「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」は「深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫例（多様な選択肢の一つ）を示したものであることに留意。

（※）従前どおり、単時間でこうした指導方法の工夫を行うことも考えられる。

②「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」の考え方

- 「A) 問題解決的な学習」「B) 道徳的行為に関する体験的な学習」のイメージが湧きにくいとの指摘や、これらの活動を行うこと自体が目的化している事例が散見されるとの指摘がある中、教科化の際の議論や学校現場の取組を踏まえ、参考として趣旨や具体例を示しつつ、これらによらないものも含め、多様な実践を推奨することを明確にすべきである。

補足イメージ14参照

- ✓ **共通の背景**：登場人物の心情理解や、わかりきったことを子供に言わせたり書かせたりすることに留まるなど、道徳科の学びが実生活における道徳的实践につながらないこと

A) 問題解決的な学習：

- 趣旨：具体的な道徳的問題に対し、解決のために取り得る行動を考える活動を通じて、自己の考えと道徳的实践との関連付けや深い学びを促し、道徳性の諸様相（※）を育てること

（※）道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度

- 具体例：教材の中の道徳的問題を見出す活動、道徳的問題について考え、議論して自分なりの答えを見出す活動 等

B) 道徳的行為に関する体験的な学習：

- 趣旨：道徳的行為に関する実体験や実感を伴う活動を通じて、自己の考えと道徳的实践との関連付けや深い学びを促し、道徳性の諸様相を育てること

- 具体例：役割演技（登場人物の言動について即興的に演技すること等）、動作化（身体を使った場面の追体験等）、内容項目に関わる活動（礼儀、親切に関わる体験等）、教材に関わる実物に触れたり、当事者に会ったりする活動 等

（※）実際には、例えばB) 体験的な学習を交えつつA) 問題解決的な学習を行うなど、A)B)の組合せも含めた多様な実践があり得る。

（※）あくまでも指導方法の工夫例であり、個人差を含む発達段階に応じることが必要であることはもちろん、手段を導入すること・活動すること自体が目的化することなく、道徳科における「深い学び」を通じて内面的資質としての道徳性を養うことにつなげられるかが重要であることに留意。

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

③「問題解決的な学習」における「問題」の考え方

- 「問題解決的な学習」における「問題」について、平成28年の「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）では4項目（※）を例示してきたところ、項目例同士の関係性が分かりにくく、授業との関連付けが容易ではない、との指摘がある。

（※）①道徳的諸価値が実現されていないことに起因する問題、②道徳的諸価値について理解が不十分又は誤解していることから生じる問題、③道徳的諸価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とそうでない自分との葛藤から生じる問題、④複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題

- このため、道徳的諸価値についての理解を前提として、「考え、議論する道徳」の実装の視点で例を焦点化しより分かり易く整理する観点から、「A」自己内葛藤」「B」価値の対立」の2項目で解説で例示することが適当である。

補足イメージ15参照

A) 自己内葛藤（価値をめぐる自己の心の中での葛藤）：

- 状況：何がよいか/望ましいかは分かっているが、どう向き合い、行動するかが難しい（実践が難しい）
- 具体例：自分で判断すべきだが周囲に流されてしまう（自律）、本当のことを言うべきだが、ごまかしてしまう（正直、誠実）、役割を果たすべきだが人任せにしてしまう（公共の精神）、思いやりを誰に、どのように形にするかで迷う（親切、思いやり）等

B) 価値の対立（複数の価値間の葛藤）：

- 状況：一方の立場や考え方をとると他方が損なわれる（判断が難しい）
- 具体例：「相互理解、寛容」と「規則の尊重」、「友情、信頼」と「公正、公平、社会正義」、「親切、思いやり」と「正直、誠実」、「自由と責任」と「遵法精神、公德心」等

（※1）実際には、A)B)は相互に関連し、截然と切り分けることが難しい場合もあり得る。

（※2）A)B)は道徳的諸価値についての一定の理解を前提としていることも踏まえ、「問題解決的な学習」を指導の工夫として取り入れるにあたっては、発達の段階を含めた児童生徒の実態を踏まえる必要があることに留意。

（※3）B)価値の対立に関し、3つの道徳的価値が対立することもあり得る。

- また、従前、複数の価値の対立を取り扱う場合にも、どちらか1つの内容項目を主とする取扱いが主として行われてきたが、

- ✓ 特定の道徳的価値に終結させる取扱いが予定調和的な授業につながり易い側面があるとの指摘があること
- ✓ 現行指導要領でも「内容項目間の関連を密にした指導」を取り入れる等の工夫を示した上で、解説で「必ずしも各内容項目を一つずつ主題として設定しなければならないということではない」としていること

等を踏まえ、「道徳的価値の対立」を取り上げる場合等に、主題と関連して複数の内容項目の設定が考えられることを解説で明確化すべきである。

- また、このような場合の「各学年段階の内容項目を、相当する各学年において全て取り上げる」取扱いとの関係については、相当する学年における道徳科の学習の全体の中で、内容項目に関わる過度な偏りが生じないよう、併せて解説で取扱いを示すことが適当である。

④道徳科の学びと感情との関係

- 道徳科で育む道徳性の諸様相の1つである「道徳的心情」は、人間としてのよりよい生き方や善を志向する「感情」とされている等、人格的特性としての道徳性と感情は密接に関連するものとして整理されてきた。
- また、感情をうまく表現できない子供は、困りごとを周囲に伝えられず、いじめや暴力行為等につながるリスクが高まる可能性の指摘や、感情の認識や調整に関わる要素を持つ学びが、道徳の実践への接続や、自我関与の土台の形成等を通じて、道徳科の学びに寄与するとの指摘もある。
- 一方、感情の認識や調整それ自体が目的化した場合には、道徳科の目標の趣旨が没却された授業となる恐れもあり、こうした要素を取り入れる場合には、道徳科の目標に沿った形で行われることが前提となる。
- 更に、こうした要素が現行の教科書で体験的な文脈で取り扱われていること等も踏まえ、感情の認識や調整に関わる内容については、「道徳的行為に関する体験的な学習」の多様な在り方の一例として、解説で示すとともに、「1教材を複数コマで取り扱う」学びと適切に組み合わせることで、道徳科の目標を踏まえた道徳科の学びと「道徳の実践」との一層の接続を図ることが考えられる旨を併せて示すことが適当である。

（※）あくまでも多様な在り方が想定される「深める教材」の一例であることに留意。現行の教科書では、「友情、信頼」「思いやり、感謝」といった内容項目との関わりで、「感情をマネジメントしてみよう」といった題材が「深める教材」の扱いで掲載されている例がある。

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

(4) 教科用図書及び教材の在り方

①「深い学び」の実現に向けた教科用図書の在り方

- これまで、心情理解や登場人物の整理で時間がかかってしまう、考え議論を深める時間の確保が難しい、といった課題に向き合い、「考え、議論する道徳」を実装し、「深い学び」を実現する観点から、「複数時間」、「深める教材」、「問題解決的・体験的な学習」の充実をはじめ、学校現場の創意工夫による多様な実践を促す方策等について議論してきた。

(※)「複数時間」と「深い学び」の関わりでは、「道徳的諸価値の理解」と「自己の生き方についての考え」を関連付けながら、多面的・多角的な見方へと発展させたり（多面化・多角化）、自分自身の関わりで道徳的価値の理解を深めたり（自我関与）といった、道徳科の特質を踏まえた「深い学び」を実現するためには、一定の時間をかけて「考え、議論する」ことが必要であることに留意。

- 一方、現行の教科書では、各学年の教科書に35コマ分のいわゆる「読み物教材」が掲載されていることが基本となっている実態があり、
 - ✓ こうした教科書の状況が、「1時間に1つの読み物教材」という指導上の運用につながっている
 - ✓ 授業時間数分の読み物教材があることが「量的確保」の面で成果をもたらした反面、新たな教材開発の余地を狭めている

との指摘もある。こうした中、道徳科における「深い学び」を実現していくにあたっては、教科用図書の在り方について検討する必要がある、

- ✓ 1コマずつのつながりを意識して学びを深めていく観点から、教科書における教材間のつながりを一層重視することや、
- ✓ 教科用図書において、これまでの議論を具体化する多様な「深める教材」の開発を促すこと

が必要と考えられる。

- こうしたことを勘案し、教科書における教材の在り方として、「複数時間」の運用に関わる発達の段階に応じた教材の分量のイメージを国が示すこととし、これにより、教科書に掲載する読み物教材の数について精選を図った上で、「深める教材」の充実を促し、「考え、議論する道徳」の実装を図っていくべきである。

- その上で、
 - ✓ 特に低学年では、複数時間の運用には慎重であるべきとの意見も出されるなど、教科用図書の在り方については、発達の段階に応じて、段階的に考えていくことが必要と考えられること
 - ✓ 各学年で最大22の内容項目を取り扱う必要があること
 - ✓ 今次改訂の中心的な論点の1つとして、「深い学び」の実現に向けた一定程度具体的な数字であることが望まれること

等を踏まえ、複数時間で取り扱う「深める教材」の具体的な数、すなわち、精選を図るいわゆる「読み物教材」の数については、発達の段階に応じ、以下の分量を目安とし、深める教材と合わせて35コマ分とすることが適当である。

補足イメージ16参照

- ✓ 中学校： 1 3
- ✓ 小学校高学年： 8
- ✓ 小学校中学年： 4
- ✓ 小学校低学年： 0

(※) こうした在り様を具現化するための学習指導要領の示し方については、教科書検定基準との関係も含め、今後検討を深める

②「各学年において相当する内容項目を全て取り上げる」 取扱いとの関係

- 本WGでは、価値の対立を取り上げる場合などに、主題と関連して複数の内容項目を設定することが考えられること、相当する学年における道徳科の学習の全体の中で、内容項目に関わる過度な偏りが生じないよう、併せて解説で取扱いを示すこと等について、議論してきた。(4.(2)③～④参照)
- これを踏まえ、教科書における教材においても、同様の考え方について、解説等で取扱いを示すことが適当である。

(※) 例えば、1単位時間において複数の内容項目を取り扱ったことのみをもって、当該内容項目をすべて取り扱ったこととするのは、過度な偏りがあると考えられることを示すこと等が考えられる

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

③「深める教材」の考え方

- これまで、「複数時間」を活用した授業設計の導入により、議論を深めたり、体験的・問題解決的な学習を充実したりすることで、考えの深まりにつながること等を示すとともに、2コマ目について、読み物教材ではない、「深める教材」を用いることも想定されることを議論してきた。
(4.(2)②、(3)① 参照)
- こうした教材は、現行の教科書においても様々な形で存在しているが、あくまでも35の読み物教材があることを前提として、学校による重点化等、必要に応じて活用できるような取扱いとなっている。
- また、1つの教材を「複数時間」で取り扱う場合に生じる余白を、「深める教材」も活用しながら、「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」をはじめとする様々な指導方法の工夫と適切に組み合わせることで、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実装につなげていくことについても、これまで議論してきた。
- こうしたことを踏まえ、「深める教材」について、例えば以下のような留意点等について、解説等で示すことが適当である。
 - ✓ 1コマ目と完全に独立した内容としてではなく、教材間の関連付けがなされ、道徳科における「深い学び」に資する活用が期待されること
 - ✓ 従前の読み物教材よりも量的に簡素なものとして、「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」を含む様々な指導方法の工夫につながることが期待されること
 - ✓ 道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実装に資する観点から、読み物教材の登場人物についてではなく、自分自身の文脈に引き付けて考える等、「深い学び」に寄与する観点から教材が検討されていること
 - ✓ 「複数時間」の運用が充実したものとなるよう、教科書発行者による多様な教材の開発が期待されること

- ✓ 量的確保の観点から、多様な「深める教材」を含め、標準授業時数分の教材を確保するとともに、教材の総量が内容項目及び標準授業時数に対して過剰にならないようにすること
- ✓ 各学校の実態を踏まえた重点的な指導の充実等の観点から、複数時間の効果的な活用の一環として、家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなどの創意工夫も考えられること

- (※1) 1コマ目で考え、議論したことを更に深める形のみならず、例えば1コマ目の授業で体験的な学習を行った上で、読み物教材を扱うなど、学びの「深まり」に向けては多様な可能性があり得る。
- (※2) 「道徳科におけるデジタル学習基盤の活用の考え方」(P26参照)における、「体験的な学習の一環として、動画を含むデジタル教材を活用することで文字だけでは得られない情報と向き合ったり、授業での学びを授業後に任意で深めたりする」等の議論も踏まえ、「深める教材」をはじめ教科書に掲載する多様な教材の中でデジタルを効果的に活用することも考えられる。

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

(5) 情報モラルと現代的な課題への対応の考え方

①情報モラルの取扱い

- 情報モラルについては、現行指導要領の総則解説で「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」とされており、倫理的・道徳的な側面と深く関わることから、道徳科の内容の取扱いにも明示的に位置付けられており、教科書の教材としても取り上げられている。
- また、論点整理では、「情報活用能力の抜本的な向上」を打ち出すとともに、情報・技術WGでは、情報活用能力の3つの構成要素の1つである「情報技術の適切な取り扱い」の一部として「情報モラル」を位置付けており、道徳科においても、小学校の総合的な学習の時間の「情報の領域」や中学校の「情報・技術科」とは異なる道徳科の学びの文脈で、必要な改善を図る必要がある。
- こうした検討に当たり、10年前と現在の状況を比べると、以下のような変化が指摘されている。
 - ✓ AIによる大量の情報の生成を含め、正しい情報と誤情報を見分けることの困難化や、フィルターバブルやエコーチェンバーの影響により価値観に偏りが生じやすい状況が生じていること
 - ✓ スマートフォンの保有が進む中、情報を消費する立場に加え、低年齢から情報を発信したり、拡散したりする立場になることが多くなっていること
 - ✓ こうした中、簡単な操作で他者や社会に悪影響を与えたり、犯罪等に巻き込まれたりするリスクが大きくなっていること（例：プライバシーの侵害や「デジタル・タトゥー」、デマの拡散、いじめへの同調、闇バイトへの関与 等）
- こうした変化も踏まえ、教科書・教材のアップデートを促す観点から、解説において、以下の方向で記載を検討すべきである。

- ✓ 情報モラルについて取り扱うにあたっては、発達の段階に応じ、道徳的諸価値との関係で「してはならないこと」（例：個人情報を出さない、誹謗中傷をしない）といった「何がよいかは分かっている問い」についても、なぜそのようなことをしてしまうのかといった心の弱さ等との関係で考え、議論すること
- ✓ 情報技術へのアクセスの低年齢化の実態や発達の段階を踏まえつつ、複数の道徳的価値が関わり、単純な正誤だけでは判断しにくい問いと向き合う機会を設けるよう留意すること（例：炎上している投稿のリポスト、匿名アカウントでの不満の発信、不確かな事件情報の拡散 等）や、そうした場合の、発達段階を踏まえた、いわゆるネガティブ・ケイパビリティ（曖昧さに耐えること）との関係

②道徳科におけるAIとの向き合い方

- 前述の情報モラルとも関わって、特にAIについては、急速に産業や社会に浸透し、構造的な変化を起こしている中であって、「人間として生きること」や「人間としての価値判断と責任」が問い直され、自己を見つめ、生き方についての考えを深める道徳教育が一層重要になっているとの指摘もある。
- また、子供も含めた人々の日常生活を切り離すことが容易ではない状況が生まれる中で、AIをめぐる道徳的諸価値と関わる問いとしては、例えば、以下が挙げられる。
 - ✓ 学習課題や作品づくりに取り組む上で、何のために、どこまでAIを活用すべきかや、そもそも何のために学ぶのか
 - ✓ AIの出力から得た情報やAIによってパーソナライズされた情報を、どのように受け止め、判断すべきか
- 上記はあくまでも一例であるが、情報モラルの一環として取り扱うことが考えられる様々な題材の1つとして、AIの惹起する道徳的課題について、発達の段階を踏まえつつ、道徳科の教材の中でも取り扱うことが考えられることを、解説で示すことが適当である。また、AIに関わる技術的な変化の速度に鑑み、AIに関わる解説の記述については、教科書の検定サイクルを念頭に、必要に応じて見直しを行うことが適当である。

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

(6) 指導体制の工夫の在り方

① チームで行う道徳授業

- 現行の中学校学習指導要領では、指導を「学級担任が行うことを原則」としている一方、解説において「教師が交代で学年の全学級を回って道徳の授業を行うといった取組も効果的」とした上で、以下の利点を示している。
 - ✓ 教師が得意分野に引き付けて道徳科の授業を展開できる
 - ✓ 何度も同じ教材で授業を行うことにより指導力の向上につながる

- また、小学校を含めた取組事例においては、
 - ✓ 教師の力量形成や指導の質の向上とともに、教師の負担の軽減にもつながる側面
 - ✓ (特に小学校において) 担任以外の学級を互いに指導することで、学年全体で児童理解を深めようとする姿勢につながる

といったメリットについての指摘がある一方、

- ✓ 児童生徒の道徳性に係る成長を適切に見取ることが難しい
- ✓ (特に低学年において) 同じ教師が信頼関係のもとで指導することで安心して発言ができる側面がある

といったデメリットや留意点についての指摘もある。

- 「考え、議論する道徳」の実装に向け、教師の指導力の向上が課題となっている中で、
 - ✓ 「じっくりと深く学ぶ」道徳科の学びを一層推進する場合、「深める教材」を用いた複数時間の授業の在り方を含め、同じ教材で繰り返し授業を行うことで、経験の浅い教師も含めた指導力及び授業の質の向上が期待できること (※)

- ✓ 道徳科では授業同士の前提関係が各教科に比して弱く、教師が交代で指導する場合にも学習が成立し易い側面があるほか、複数の教師の授業に触れることが、道徳科の学びにおいては視点の広がりにつながる可能性もあること

等を踏まえ、児童生徒の発達の段階や担任の役割、教師間の連携体制など、導入する場合の留意点を明らかにした上で、学校の実態に応じ、教師が交代で学年、学級を回って授業を行う方策の導入が可能である旨を明確化すべきである。

補足イメージ17参照

※ チームで行う道徳授業を導入する場合にも、教師の負担軽減のみが目的化することなく、あくまでも「考え、議論する道徳」のよりよい実装のために行われる必要があることに留意。この観点から、例えば小学校の専科教員や、中学校では学年に所属する担任外の教員等を含めてチームで行う道徳授業を構想することで、T2運用を行う等の工夫も考えられる。

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

(7) デジタル学習基盤の活用

①道徳科におけるデジタル学習基盤活用の考え方

- 総則・評価特別部会では、デジタル学習基盤について、「主体的・対話的で深い学びを実現する基礎」として、「適切に活用した学習活動の充実を図る」ことを総則で示すことが検討されており、道徳科の特質を踏まえた効果的な活用の在り方を検討する必要。
- 道徳科における「深い学び」のイメージとして、多面化・多角化、自我関与の要素について議論してきたことや、リーディングDXスクールをはじめとする様々な実践の蓄積を踏まえ、道徳科において効果的と考えられるデジタル学習基盤の活用イメージとその際の留意事項について、以下のように解説等で示すことが適当である。補足イメージ18参照

A) 意見の可視化・比較：

- アンケート機能や付箋機能等を用い、全員の意見を可視化・共有することで、多様な子供の考えを拾い上げ、自我関与や多面化・多角化を促進する 等
(留意事項) 可視化された意見の参照が、議論の深まりや考えの多面化・多角化につながっているか、共有にあたり必要な配慮(※)が行われているか 等
 (※) いじめや人権に関することや、共有を前提とすることで、子供が本心を出しにくくなること等

B) 振り返り等の蓄積：

- デジタルワークシート等を活用し、導入・展開・振り返りの蓄積や、授業の導入時と終末時での考えの変容を比較することで、自己の考えの変化を実感しやすくする 等
(留意事項) 入力作業そのものが目的化せず、考えを深める時間を十分に確保できているか、入力した内容を踏まえ、学級の実態を把握しているか 等

C) その他：

- 教師が適切なタイミングでAIに異なる立場の意見を示させること等により、考えの多面化・多角化を促進する、体験的な学習の一環として、オンラインで当事者の話を聞く、動画を含むデジタル教材を活用することで文字だけでは得られない情報と向き合ったり、授業での学びを授業後に任意で深めたりする、帰宅後に意見を書き込む 等
(留意事項) AIの回答を正解として扱うのではなく、道徳的諸価値との関わりで批判的に吟味できているか、自分で考えた後で補助的にAIを活用するなど、迷いや葛藤を含め子供自身が考える機会が確保できているか 等

②内容項目固有の留意点

- 道徳科の内容項目は、A～Dの4つの視点で整理されているが、自己の内面を見つめ、考え、議論するとの道徳科の特質から、内容項目によって、デジタルの活用について特に留意が必要な場合も考えられる。このため、「意見の可視化」をはじめとするデジタルの活用にあたって留意が必要な内容項目の例や具体的な留意事項について、以下のように示すことが適当である。補足イメージ19参照

A) 主として自分自身に関すること

- ✓ 自分自身に関することについては、多面化・多角化を促す上で有効と考えられる

B) 主として人との関わりに関すること

- ✓ 友情、信頼、相互理解、寛容：いじめられた経験を思い出したり、身近な友達の氏名を出しながら振り返りを行ったりする可能性があることに配慮が必要
 ※C) 公正、公平、社会正義についても同様

C) 主として集団や社会との関わりに関すること

- ✓ 家族愛、家庭生活の充実：多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえた配慮が必要
- ✓ 国際理解、国際親善：宗教が社会で果たしている役割や宗教に関する寛容の態度などに関しては、教育基本法第15条の規定を踏まえた配慮が必要 ※中学校

D) 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

- ✓ 生命の尊さ：家族の病気や自分の健康に関わる問題等から、思い出しくなったり、不安を感じたりする可能性があり配慮が必要

4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

③道徳科におけるAIの活用

- AIに関する検討課題として、情報・技術WGでは、「各教科等における効果的なAIの活用例を含む、具体的な利活用のポイントは、各教科等WGでの検討や諸外国の議論、学校現場における実践の蓄積等を踏まえつつ、指導要領改訂を待たずしてガイドライン等に対応する」とされている。
- その上で、道徳科の学びにおけるAIの活用については、AIに異なる立場の意見を示させるといった実践事例があり、こうした活用は、自己の生き方についての考えを深めるにあたり、考えの多面化・多角化を促進する上で一定の効果が期待できると考えられる。
- その上で、こうしたAIの活用にあたっては、
 - ✓ AIの回答を正解として扱うのではなく、道徳的諸価値との関わりで批判的に吟味できているか
 - ✓ 自分で考えた後で補助的にAIを活用するなど、迷いや葛藤を含め子供自身が考える機会が確保できているか

といった留意点があると考えられることから、こうした留意点を含むAIの活用について、各教科等における検討状況も踏まえつつ、柔軟に更新できる形で国が示すことを検討すべきである。

(※) 現代的諸課題としてAIを捉えた場合には、AIの回答について批判的に吟味すること自体が道徳性の諸様相を育む上で重要であり得ることに留意。

(8) 多様な実践事例の共有と条件整備

①多様な実践事例の共有

- 「複数時間」、「指導方法の工夫例」、「教材の活用」、「内容項目の取扱い」、「デジタル学習基盤の活用」といったこれまでの議論を踏まえれば、「考え、議論する道徳」の実装にあたっては、様々な実践の姿が考えられる。
- こうした中、国が実践を特定の枠に当てはめようとするのではなく、今後開発が期待される多様な「深める教材」とも相まって、現場の実態に応じた教師の創意工夫により、道徳科の「深い学び」に向けた多様な実践を豊かに実装していくことができるよう、学校現場の取組の参考となる多種多様な実践事例を、「道徳教育アーカイブ」の充実等を通じて、積極的に共有していくべきである。

補足イメージ20参照

②研修機会等の充実

- 「『考え、議論する道徳』の実装」に向け、「深さ志向」「多様性志向」「連携志向」の3つの方向性のもと、本WGで検討を重ねてきた「複数時間」「各教科等との連携」「問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習」「デジタル学習基盤の効果的な活用」をはじめとする多様な論点について、次期指導要領の実施にあたり学校現場が無理なく取り組むことができるよう、教職員支援機構と連携した研修の実施の在り方や、分かり易い教師向けの参考資料や動画等の示し方について、検討すべきである。

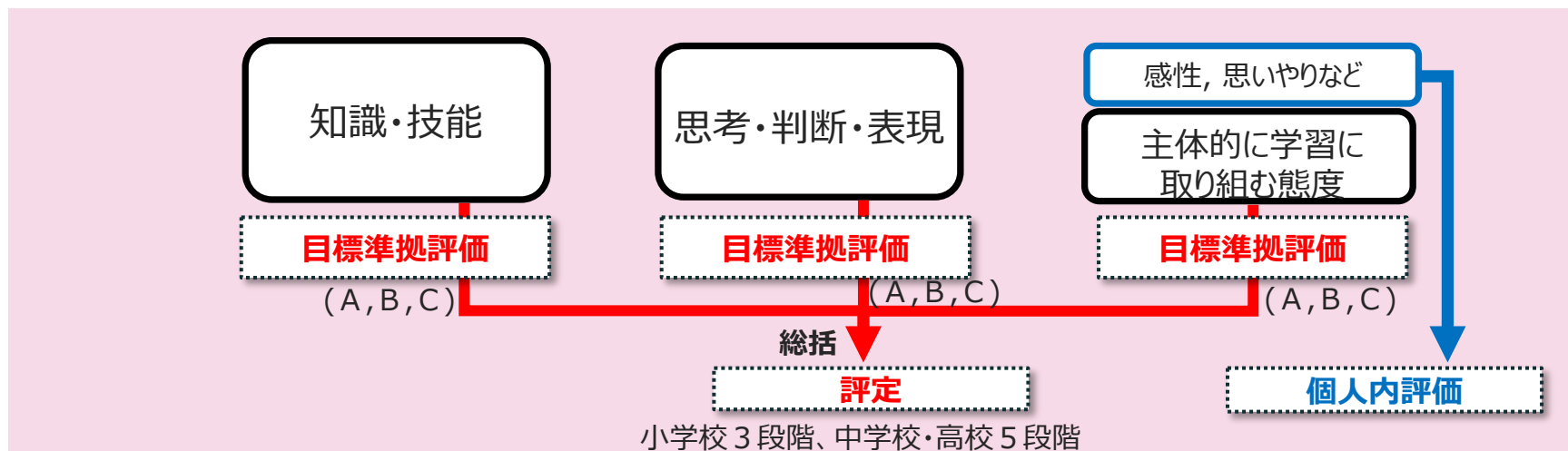
- 道徳科における資質・能力の構成については、人格そのものに働きかける特質から、資質・能力を分節して観点別
に取り扱うことには馴染まない。
- このことを踏まえ、道徳科の評価では、引き続き、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めるとともに、他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極
的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うことが適当。

各教科 （現行）

見取る観点

観点別評価

評価への総括

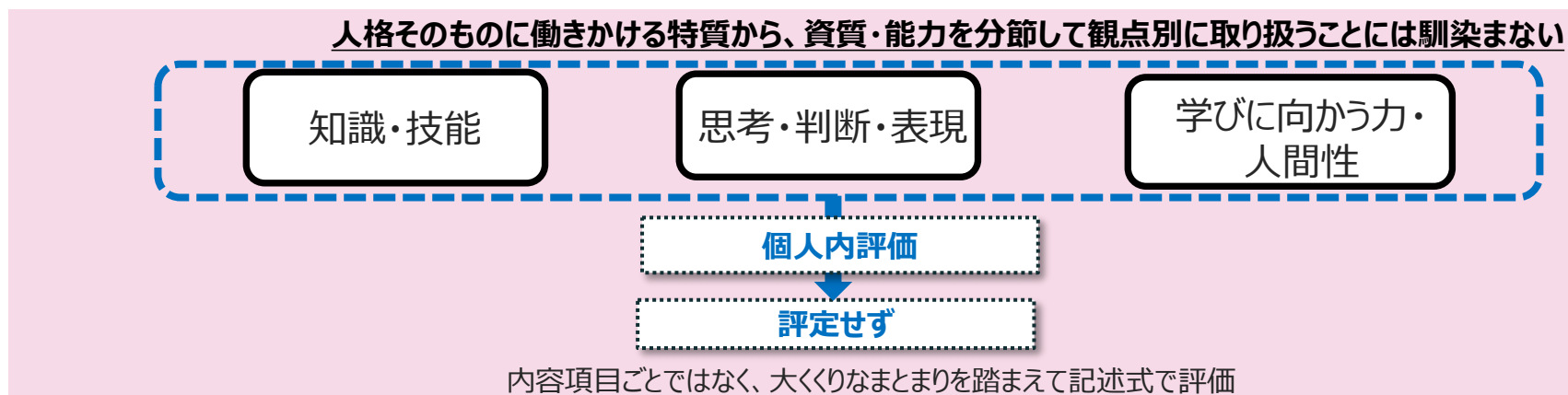


道徳科

見取る観点

観点別評価

評価への総括



道徳科における「深い学び」のイメージ

- 現行学習指導要領及び解説を踏まえ、道徳科における「深い学び」について、以下のようにイメージを整理することが適当。

(目標)

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

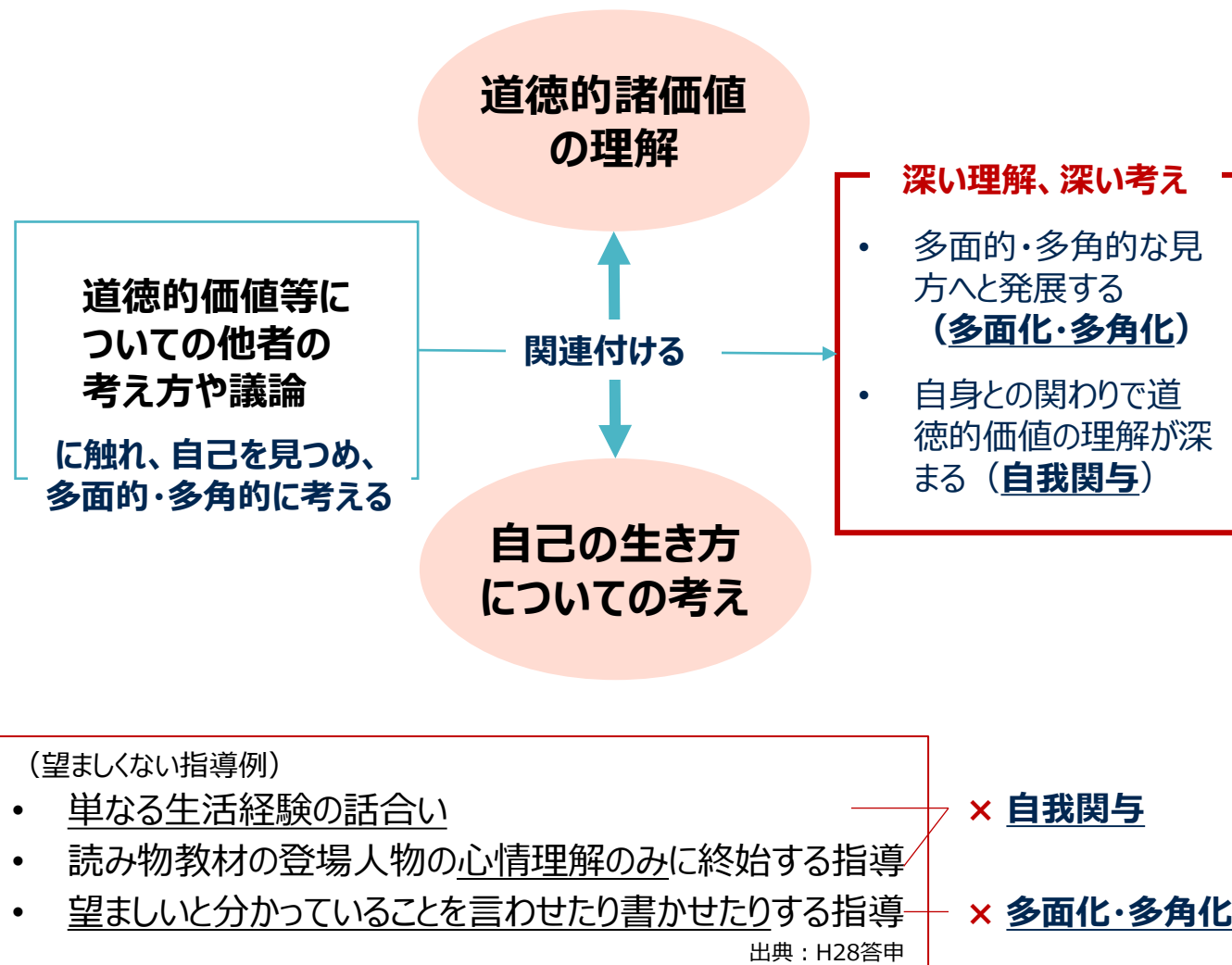
出典：小学校学習指導要領P165

(「深い学び」の評価に関わる解説の記載)

評価に当たっては、特に、学習活動において児童が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である。このことは道徳科の目標に明記された学習活動に着目して評価を行うということである。道徳科では、児童が「自己を見つめ」「多面的・多角的に」考える学習活動において、「道徳的諸価値についての理解」と「自己の生き方についての考え」を、相互に関連付けることによって、深い理解、深い考えとなっていく。

出典：小学校解説p112

イメージとして整理



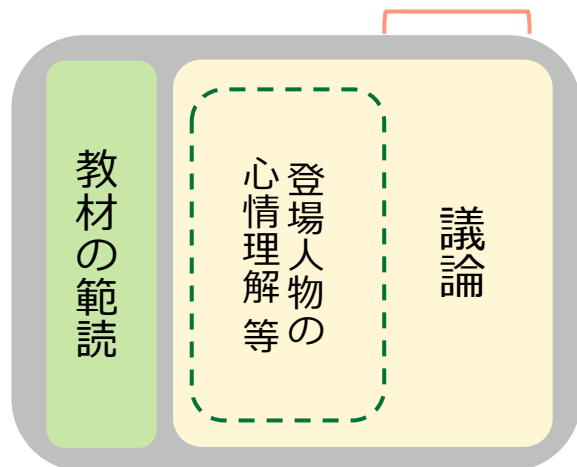
「考え、議論する道徳」の実装に向けた具体的な方策について（イメージ）

- 1 授業について 1 つの読み物教材を扱うことが多い道徳科の授業について、心情理解や登場人物の整理で時間がかかってしまう、教材の解釈を中心とした展開になってしまい多面的・多角的に自己の生き方についての考えを深めるところまで辿り着かない、といった課題が指摘されている。
- こうした中、現行指導要領でも「一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れる」とされていることも踏まえ、発達の段階を踏まえつつ、1 教材を複数コマで取り扱うことで、「じっくりと深く学ぶ」道徳科の学びを一層推進していくべきである。

（1 教材を 1 コマで取り扱う場合）

- ・ 時間が足りず深まらない
- ・ 内容項目の関連や対立の可能性が十分に扱えず、多面的・多角的になりづらい
- ・ 体験的・問題解決的な学習にも限界

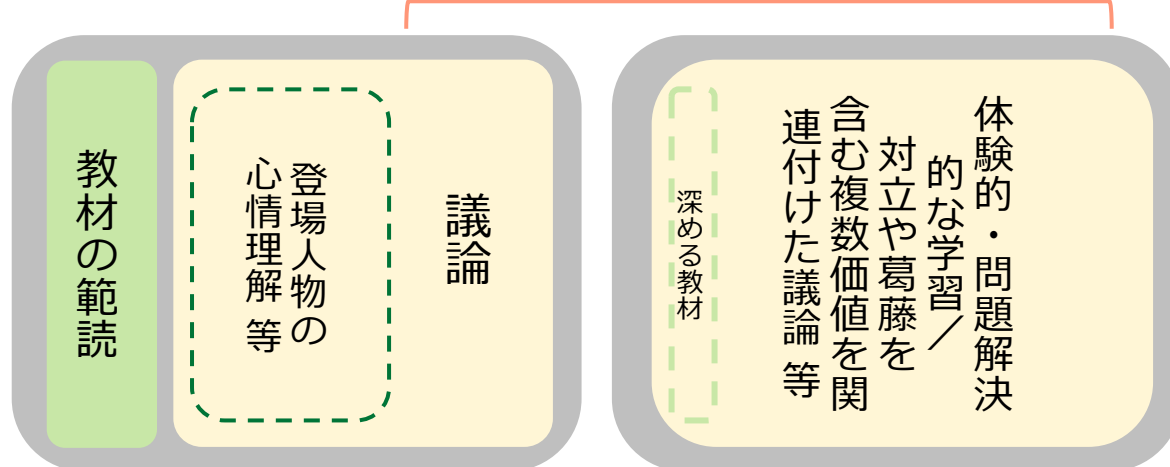
考え、議論する時間



（1 教材を複数コマで取り扱う場合）

- ・ 複数時間を前提とした授業設計の導入により、議論を深めたり、体験的・問題解決的な学習を充実したりすることで、考えの深まりにつなげる
- ・ 同一の題材を考えるにあたって複数の道徳的価値を関連付けることにより、多面的・多角的に考えることを促す

考え、議論する時間



- ※ 上記は指導の「型」を示すものではなく、道徳科における具体的な学習の過程は多様であることに留意
- ※ 複数コマについては、連続した 2 コマを想定しているのではなく、翌週の取扱いを念頭
- ※ 2 コマ目について、読み物教材ではない、「深める教材」を用いることも想定

1 教材を複数コマで取り扱う場合の内容項目の取扱い

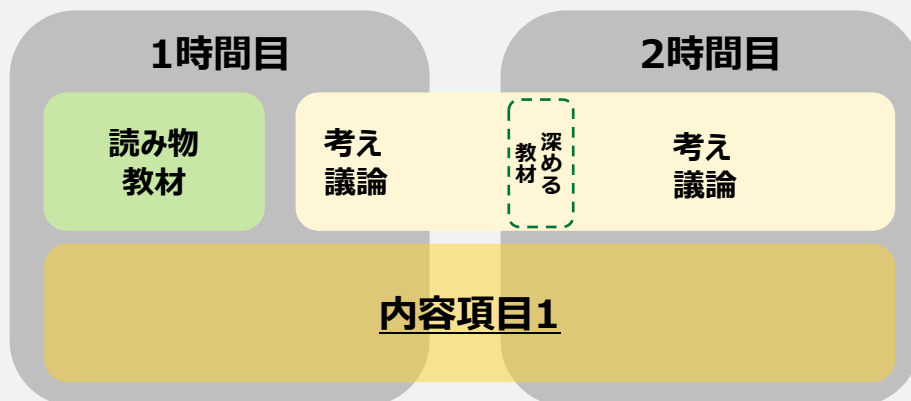
- 1 教材を複数時間で取り扱う場合の内容項目の取扱いについては、同一の内容項目について取扱う場合（パターン1）に加え、複数の内容項目について取り扱う場合（パターン2）があり得ることを示し、両方がバランスよく含まれた教材になるよう検討すべき。

※ 教科書や教材の在り方については、4.(4)参照

パターン1 （1読み物教材・1内容項目・複数コマ）

（実践イメージ）

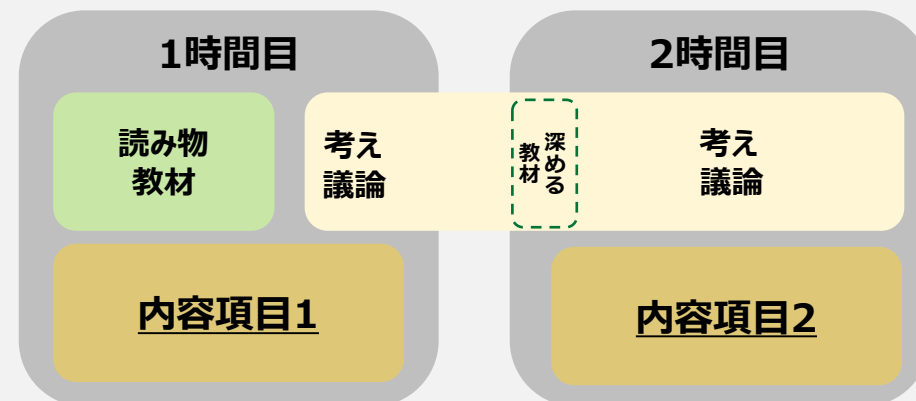
- ・ 1時間目に読み物教材を読み、考え、議論する
- ・ 2時間目に1時間目の題材に関連した問題解決的な学習や体験的な学習を実施したり、更に議論を深めたりして、自己との関わりで考えを深める



パターン2 （1読み物教材・複数内容項目・複数コマ）

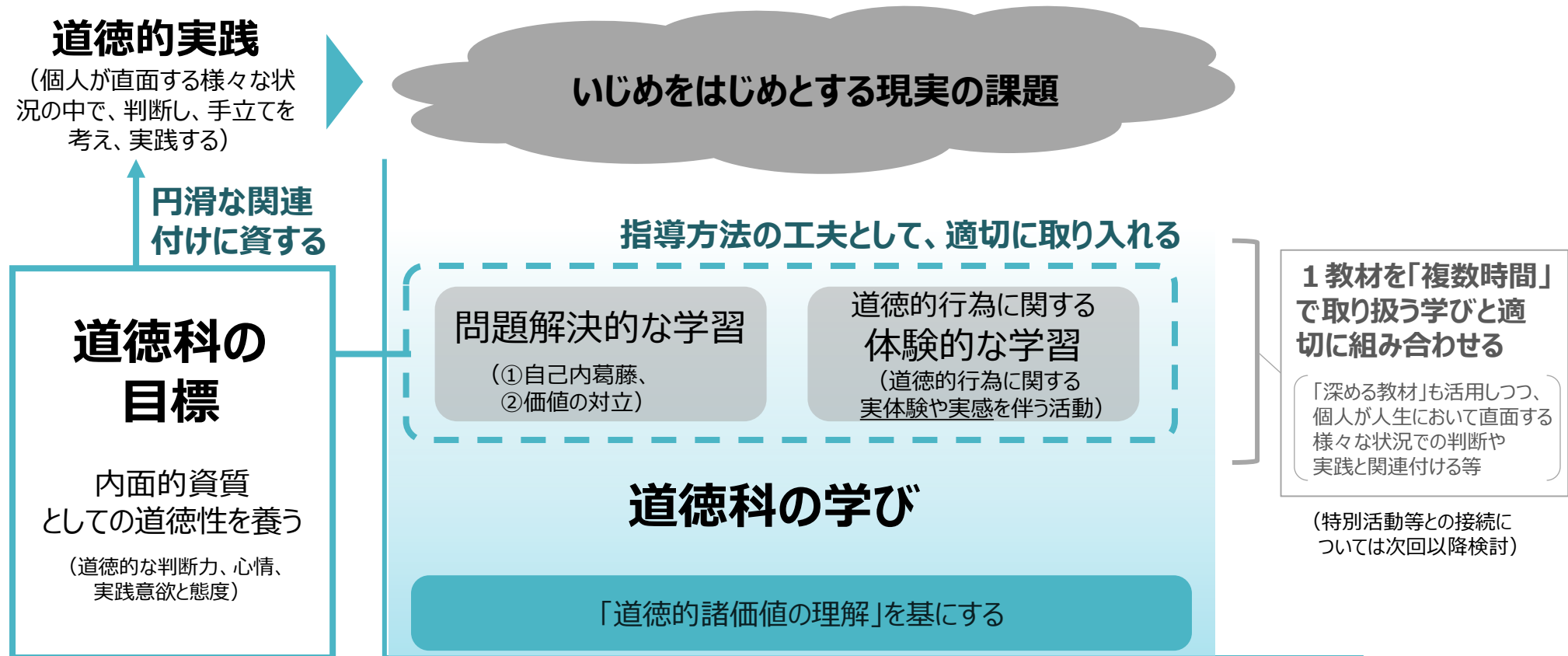
（実践イメージ）

- ・ 1時間目に読み物教材を読み、考え、議論する
- ・ 2時間目に、同一の教材の内容と関連して異なる内容項目を取扱う中で、多面的・多角的に考えを深める



※ 「必ずしも内容項目を一つずつ主題として設定しなければならないということではない」（解説）とされている中、同一時間に複数内容項目を取扱う学びの在り方については、4.(2)③参照

- 1 教材を「複数時間」で取り扱う場合に生じる余白を「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」等と適切に組み合わせ、「深める教材」も活用しながら創意工夫することで、個人が人生において直面する様々な状況での判断や実践と関連付け、道徳的な課題を自分自身の問題として捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実装につなげていくべき。



(※) こうした取組を、例えば道徳科の学びを学級活動のルール形成に活かすこと等も考えられる。

(※) 「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」は指導方法の工夫例（多様な選択肢の1つ）を示したものであるが、「深い学び」と関連した要素として前回WGで議論した「自我関与」や「多面化・多角化」は、道徳科におけるより高次の重要性を有することに留意。

(※) 従前どおり、単時間での実践も考えられる。 32

「A 問題解決的な学習」「B 道徳的行為に関する体験的な学習」の考え方について

- 「A 問題解決的な学習」「B 道徳的行為に関する体験的な学習」のイメージが湧きにくいとの指摘や、これらの活動を行うこと自体が目的化している事例が散見されるとの指摘がある中、教科化の際の議論や学校現場の取組を踏まえ、参考として趣旨や具体例を示しつつ、これらによらないものも含め、多様な実践を推奨することを明確にすべき。

(※) 実践においては、例えば①体験的な学習を交えつつ②問題解決的な学習を行うなど、①②の組合せも含めた多様な実践があり得る。

(※) あくまでも指導方法の工夫例であり、個人差を含む発達段階に応じることが必要であることはもちろん、手段を導入すること・活動すること自体が目的化することなく、道徳科における「深い学び」を通じて内面的資質としての道徳性を養うことにつなげられるかが重要であることに留意。

質を高める指導方法の工夫例(※1)	A 問題解決的な学習	B 道徳的行為に関する体験的な学習
共通の背景	登場人物の心情理解や、わかりきったことを子供に言わせたり書かせたりすることに留まるなど、 <u>道徳科の学びが実生活における道徳的实践につながらないこと</u>	
趣旨	<u>具体的な道徳的問題に対し、解決のために取り得る行動を考える活動</u> を通じて、自己の考えと道徳的实践との関連付けや深い学びを促し、道徳性の諸様相(※2)を育てること	<u>道徳的行為に関する実体験や実感を伴う活動</u> を通じて、自己の考えと道徳的实践との関連付けや深い学びを促し、道徳性の諸様相を育てること(※3)
関係する要素	・問題：道徳的諸価値に照らして<u>問題がある状況</u>(自己内葛藤や価値の対立等) ・解決：問題状況に対する<u>自分なりの答え</u>(納得解) <u>を見出すこと</u>	・道徳的行為：道徳的諸価値の<u>実現に関わる行為</u> ・体験：<u>実体験や実感を伴う活動</u>
具体例	・教材の中の道徳的問題を見出す活動 ・道徳的問題について考え、議論して自分なりの答えを見出す活動	・役割演技(登場人物の言動について即興的に演技すること等) ・動作化(身体を使った場面の追体験等) ・内容項目に関わる活動(礼儀、親切に関わる体験等) ・教材と関わる実物に触れたり、当事者に会ったりする活動 ・感情の認識や調整に関わる活動

(※1) H28.7「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)では、道徳科における質の高い多様な指導方法について、「自我関与が中心の学習」が示されているが、「自我関与」は道徳科の「深い学び」と密接に結びつく要素として、①②とは別のものとして整理している。

(※3) 「体験的」とされていることを踏まえ、あくまでも道徳科の目標を踏まえ道徳性の諸様相を育てることが必要であり、体験そのものが目的化しないよう留意。

(※2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度

「A 問題解決的な学習」における「問題」の考え方について

- 「**問題解決的な学習**」における「**問題**」について、道徳的諸価値についての理解を前提として、「**考え、議論する道徳**」の実装の視点で例を焦点化しより分かり易く整理する観点から、「**A) 自己内葛藤**」「**B) 価値の対立**」の2項目で解説で例示することが適当である。

H28.7 報告

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）

道徳的な問題には、例えば、

- ① **道徳的諸価値が実現されていないこと**に起因する問題
- ② 道徳的諸価値について**理解が不十分又は誤解**していることから生じる問題
- ③ 道徳的諸価値のことは理解しているが、それを**実現しようとする自分とそうできない自分との葛藤**から生じる問題
- ④ 複数の**道徳的価値の間の対立**から生じる問題

などがあり、これらの問題構造を踏まえた場面設定がなされることが求められる。

【課題】

①が幅広いものを指しているなど、①～④の関係性が分かりにくく、授業との関連付けが容易ではない

「考え、議論する道徳」の実装の視点で例を焦点化

改善案

（問題解決的な学習における「問題」の例）（※1,2）

	A) 自己内葛藤 （価値をめぐる自己の心の中での葛藤）	B) 価値の対立 （複数の価値間の葛藤）
状況	何がよいか/望ましいかは分かっているが、どう向き合い、行動するかが難しい （実践が難しい）	一方の立場や考え方をとると他方が損なわれる （判断が難しい）
具体例	自分で判断すべきだが周囲に流されてしまう（自律）、 本当のことを言うべきだが、ごまかしてしまう（正直、誠実）、 役割を果たすべきだが人任せにになってしまう（公共の精神）、 思いやりを誰に、どのように形にするかで迷う（親切、思いやり） 等	「相互理解、寛容」と「規則の尊重」、 「友情、信頼」と 「公正、公平、社会正義」、 「親切、思いやり」と「正直、誠実」、 「自由と責任」と「遵法精神、公徳心」 等（※3）

（※1）実際の問題場面においては、(1)(2)は相互に関連し、截然と切り分けることが難しい場合もあり得る。

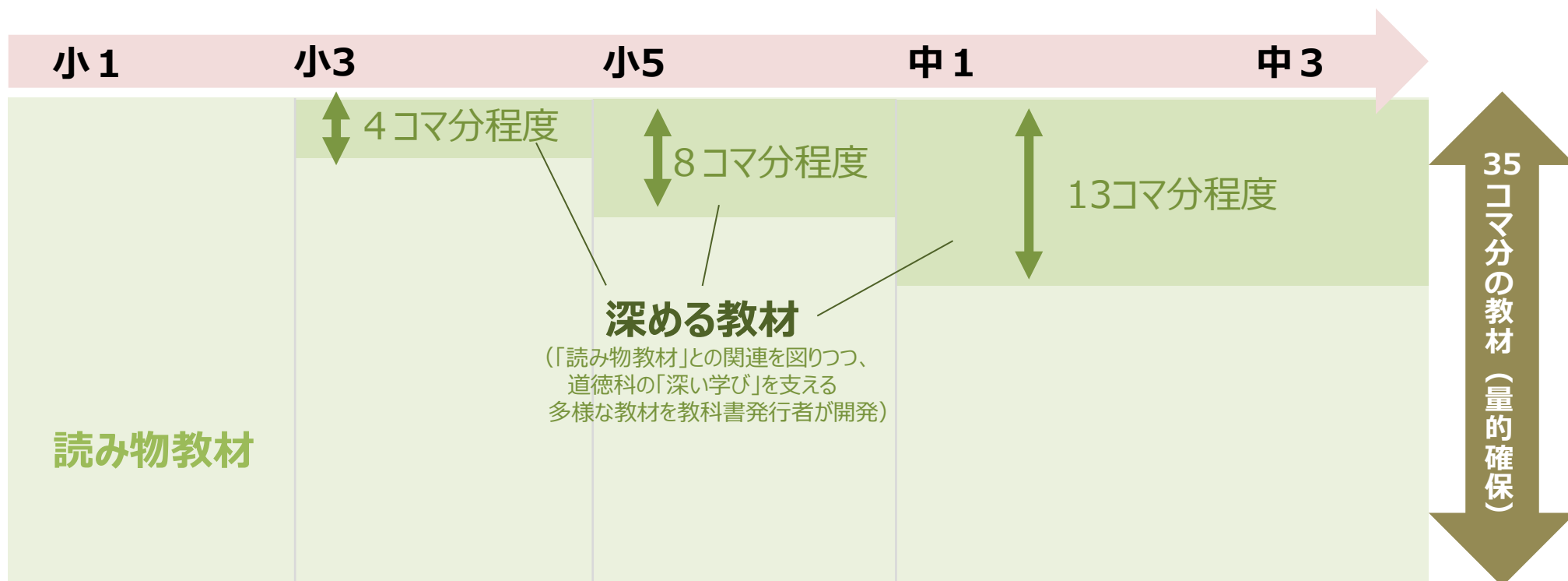
（※2）(1)(2)は道徳的諸価値についての一定の理解を前提としていることも踏まえ、「問題解決的な学習」を指導の工夫として取り入れるにあたっては、発達の段階を含めた児童生徒の実態を踏まえる必要があることに留意。

（※3）(2)価値の対立に関し、3つの道徳的価値が対立することもあり得る。

道徳科における「深い学び」の実現に向けた教科用図書の在り方について（イメージ）

- 複数時間で取り扱う「深める教材」の具体的な数、すなわち、精選を図るいわゆる「読み物教材」の数については、
 - ✓ 特に低学年では、複数時間の運用には慎重であるべき（※）との意見も出されるなど、教科用図書の在り方については、発達の段階に応じて、段階的に考えていくことが必要と考えられること
 - ✓ 各学年で最大22の内容項目を取り扱う必要があること
 - ✓ 今次改訂の中心的な論点として、一定程度具体的な数字であることが望まれること
- 等を踏まえ、発達の段階に応じ、以下の分量を目安とすることが適当である。

（※）低学年において、複数週にわたって道徳的課題に関わる議論を保持し、深めることは容易ではない等



（※）あくまでも教科書に掲載する教材の在り方についてのイメージであって現場の実践そのものを制限するものではなく、「深い学び」の具体化に向け、各学校の重点目標等も踏まえつつ、実態に応じた多様な実践の創意工夫が期待されることに留意（例えば「深める教材」についても「使わなければならない」ものではなく、例えば自治体で作成する地域教材等を活用するといった工夫も考えられる）。

（※）現行の教科書に掲載されている教材の多くが「読み物」の形態を取っていることから「いわゆる『読み物教材』」との用語を使用しているが、現行でも読み物に限らない教材（例：漫画形式）があるなど、「読み物」のみを厳密に示しているものではないことに留意。

- **「考え、議論する道徳」の実装に向け、教師の指導力の向上が課題**となっている中、児童生徒の発達段階や担任の役割、教師間の連携体制など、**導入する場合のデメリットへの対応や留意点**を明らかにした上で、**学校の実態に応じ、教師が交代で学年、学級を回って授業を行う方策の導入を可能である旨を明確化**すべき。

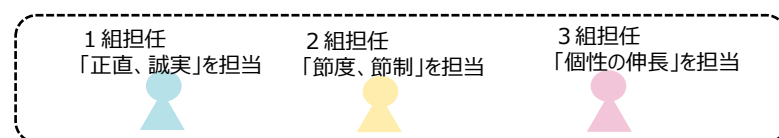
(※) チームで行う道徳授業を導入する場合にも、教師の負担軽減のみが目的化することなく、あくまでも「考え、議論する道徳」のよりよい実装のために行われる必要があることに留意

(※) 以下は、小・中学校いずれも学年3学級の場合の標準的な教員配置数を想定しているが、例えば単学級校などにおいて、学年を横断して分担することなども考えられる

(※) 実態や目的に応じて様々な実施方法が考えられるため、以下はあくまでもイメージであることに留意

【小学校のイメージ】

- **各組の担任が全ての内容項目を年間通じて授業するのではなく、内容項目の分担を決め、週ごとに授業交換で実施。**

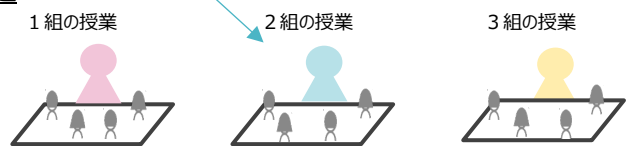


具体的指導イメージ

第N週（各クラス同じ時間帯に道徳の授業が行われていることを想定（以下同じ））



第N+1週



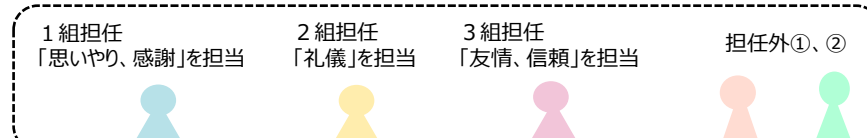
第N+2週



(※) 教科担任等の教員を含めることによる指導の充実も考えられる

【中学校のイメージ】

- 週ごとに授業交換で実施しつつ、例えば**担任外として配置される教員が加わる**ことにより、**学年の教員全員で分担**したり、**T2を設けて若手がベテラン教員から学ぶ**ような運用も可能。



具体的指導イメージ

第N週（各クラス同じ時間帯に道徳の授業が行われていることを想定（以下同じ））



第N+1週



第N+2週



学校実態を踏まえ、担任外が加わることによる更なる指導の充実も考えられる。



道徳科におけるデジタル学習基盤の活用について

- 道徳科における「深い学び」のイメージとして、多面的・多角的な見方へと発展すること（多面化・多角化）、自身との関わりで道徳的価値の理解が深まること（自我関与）の要素について議論してきたことや、リーディングDXスクールをはじめとする様々な実践の蓄積を踏まえ、**道徳科において効果的と考えられるデジタル学習基盤の活用イメージとその際の留意事項**について、以下のとおり解説等で示すことが適当である。

（※）あくまでも大まかなイメージであり、深い学びの実装に向け、子供の実態に応じた様々な創意工夫が制限されるものではないことに留意

活用イメージ	具体例	留意事項
A 意見の可視化	アンケート機能や付箋機能等を用い、<u>全員の意見を可視化し共有</u>することで、多様な子供の考えを拾い上げ、<u>自我関与や多面化・多角化を促進する</u> 等	- 可視化された意見を参照することが、議論の深まりや考えの多面化・多角化につながっているか - 共有にあたり必要な配慮（※）が行われているか 等 （※）いじめや人権に関することや、共有を前提とすることで、子供が本心を表出しにくくなる・求められる正解探しにつながり易くなること等
B 振り返り等の蓄積	デジタルワークシート等を活用し、導入・展開・振り返り時の考えの蓄積や、授業の導入時と終末時での考えの変容を比較すること等を通じて、<u>自己の考えの変化を実感しやすくする</u> 等	- 入力作業そのものが目的化せず、<u>考えを深める時間を十分に確保</u>できているか - 入力した内容を踏まえ、学級の実態を把握しているか 等
C その他 （AIの活用を含む）	- AIに異なる立場の意見を示させること等により、<u>考えの多面化・多角化を促進する</u> - 体験的な学習の一環として、<u>オンラインで当事者の話を聞く</u> <u>動画を含むデジタル教材を活用することで文字だけでは得られない情報と向き合ったり</u>、授業での学びを授業後に任意で深めたりする - 帰宅後に意見を書き込む 等	<u>AIの回答を正解として扱うのではなく、道徳的諸価値との関わりで批判的に吟味</u>できているか <u>自分で考えた後で補助的にAIを活用するなど、迷いや葛藤を含め子供自身が考える機会が確保</u>できているか 等

デジタルの活用に関わる内容項目固有の留意点について

- 道徳科の内容項目は、A～Dの4つの視点で整理されているが、自己の内面を見つめ、考え、議論するとの道徳科の特質から、**内容項目によって、デジタルの活用について特に留意が必要な場合も考えられる。このため、「意見の可視化」をはじめとするデジタルの活用にあたって留意が必要な内容項目の例や具体的な留意事項**について、以下のとおり解説等で示すことが適当である。

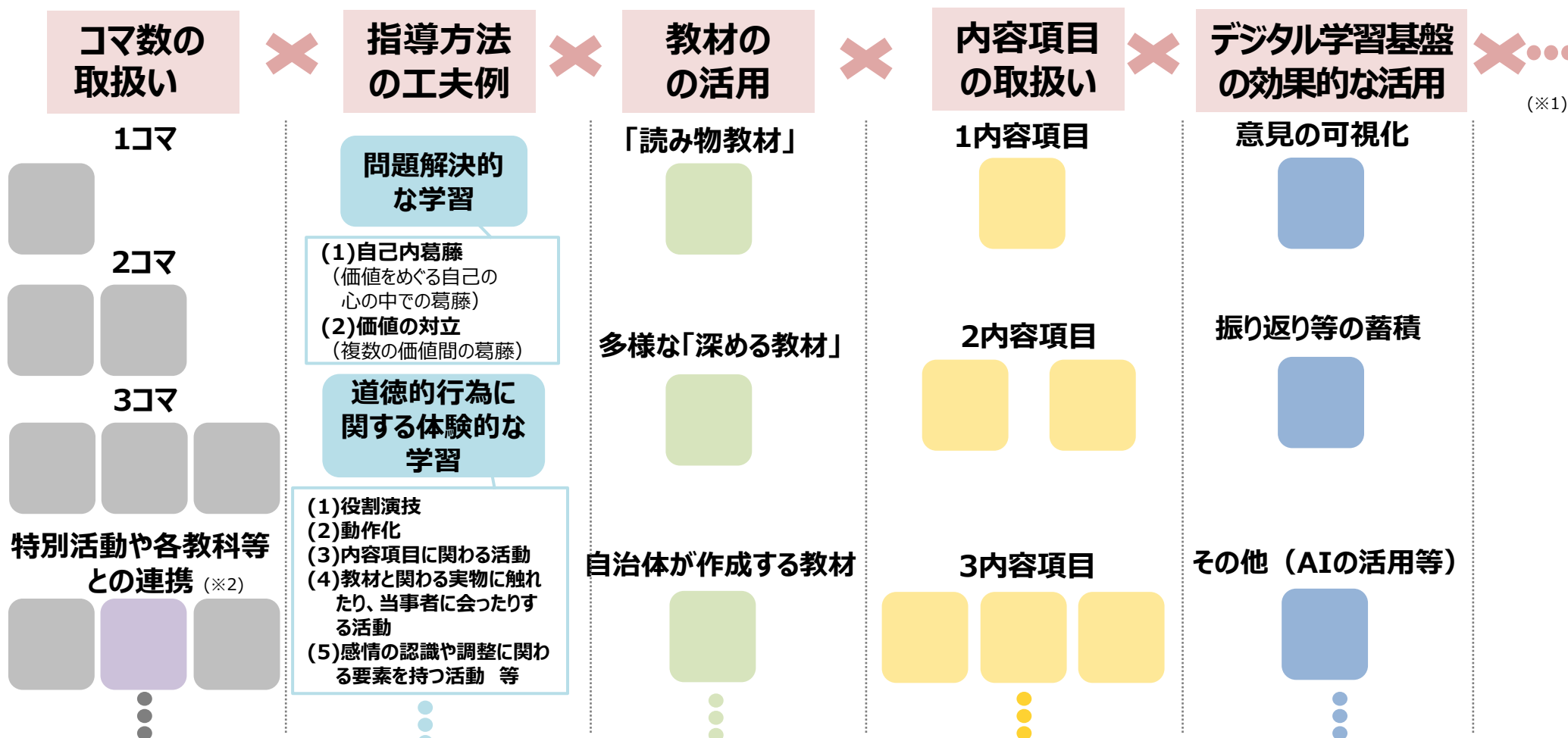
指導要領に定める 視点	留意すべき 内容項目の例	留意事項
A 主として自分自身 に関すること	善悪の判断 正直、誠実 希望と勇気、努力（克己）と 強い意志 等	• 考えの多面化・多角化を促す上で有効である一方、「言いたくないことまで言われる」といった自己の内面の開示への圧力や、共有を前提とした<u>建前の記述</u>につながり易いこと等に配慮が必要
B 主として人との関わり に関すること	友情、信頼 相互理解、寛容 等	• <u>いじめられた経験を思い出したり、身近な友達の氏名を出しながら振り返りを行ったりする可能性があること等</u>に配慮が必要 ※C 公正、公平、社会正義についても同様
C 主として集団や社会と の関わりに関すること	家族愛、家庭生活の充実 国際理解、国際親善 等	• <u>多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえた配慮が必要</u> • <u>宗教が社会で果たしている役割や宗教に関する寛容の態度など</u>に関しては、<u>教育基本法第15条（宗教教育）の規定を踏まえた配慮が必要</u>
D 主として生命や自然、 崇高なものとの関わり に関すること	生命の尊さ 等	• 家族の病気や自分の健康に関わる問題等から、<u>思い出したくなかったり、不安を感じたりする可能性</u>に配慮が必要

（※）共有に適さない情報等の留意点や、無記名で共有したり、共有する記述を分けて運用するような工夫例等についても、併せて解説において示すことを検討。

道徳科における多様な実践事例の共有について（イメージ）

- 「考え、議論する道徳」の実装にあたっては、様々な実践の姿が考えられることから、国が実践を特定の枠に制限するのではなく、今後開発が期待される多様な「深める教材」とも相まって、現場の実態に応じた教師の創意工夫により、道徳科の「深い学び」に向けた多様な授業の実践を豊かに実装していくことができるよう、学校現場の取組の参考となる多種多様な実践事例を、「道徳教育アーカイブ」の充実等を通じて、積極的に共有していくべき。

＜多様な授業実践のイメージ＞



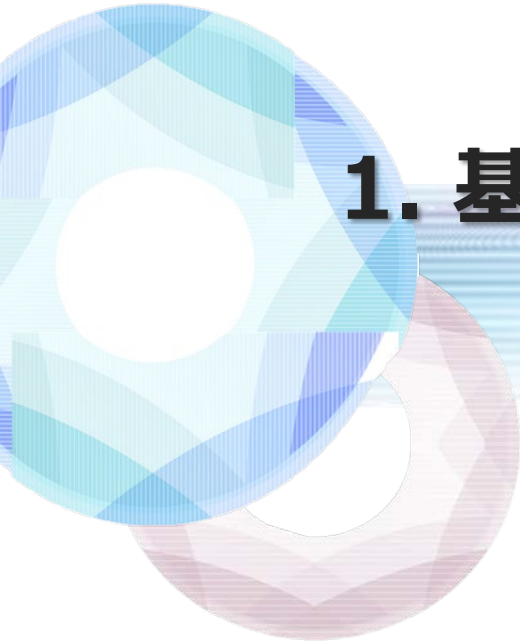
(※1) 例えば、「チームで行う道徳授業」とも相まって、教師の専門性や強みを生かして道徳科の授業の実践を行うことも考えられる。

(※2) 道徳科では、道徳科の目標に基づき35単位時間の授業が行われることが前提。

道徳WG 参考資料

目次

1. 基本的な考え方 pp. 3-53.
2. 目標、見方・考え方及び構造化の在り方 pp. 54-67.
3. 内容等の改善の在り方 pp. 68-71.
4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方 pp. 72-106.



1. 基本的な考え方

教育基本法 関連部分抜粋

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

学校教育法 関連部分抜粋

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(以下略)

こども基本法 関連部分抜粋

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五・六 （略）

いじめ防止対策推進法 関連部分抜粋

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

道徳教育及び道徳の時間に関する経緯等について①

- 昭和20年12月 GHQ「修身、日本歴史及び地理の停止に関する件」指令
- 道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを基本として実施
- 昭和28年8月 教育課程審議会答申 社会科の中での道徳教育の役割を強調

- 昭和33年(小・中)、35年(高) 学習指導要領の告示
 - ・小、中、高等学校ともに道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを明示
 - ・道徳教育の徹底を図るため、小学校、中学校には週1単位時間の道徳の時間を特設
- 昭和43年(小)、44年(中)、45年(高) 学習指導要領の改訂
 - ・道徳教育及び道徳の時間の目標の明確化
 - ・道徳教育における各教科等(高等学校においては、特に「倫理・社会」)及び特別活動との関連を重視
- 昭和52年(小・中)、53年(高) 学習指導要領の改訂
 - ・小、中学校において、内容項目を再構成
- 平成元年 学習指導要領の改訂
 - ・小、中学校の内容項目を4つの視点から再構成
 - ・高等学校の道徳教育の目標に「人間としての在り方生き方」に関する教育を行うことにより道徳教育の充実を図ることを明記
- 平成10年(小・中)、11年(高) 学習指導要領の改訂
 - ・小、中学校において校長をはじめとして全教師が協力して道徳教育を展開することを明示
 - ・小学校では2学年、中学校では3学年を見通した重点的な指導の重視
- 平成14年 「心のノート」作成・配布
 - ・道徳の時間をはじめ、学校の教育活動の様々な場面で使用するとともに、家庭など生活の様々な場面において活用することができる教材。

○平成20年(小・中)、21年(高) 学習指導要領の改訂

- ・小、中学校において道徳の時間が道徳教育の「要」であることの明確化
- ・小、中学校において道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実
- ・高等学校における道徳教育の全体計画の作成

●平成26年 「私たちの道徳」作成・配布

- ・「心のノート」を全面改訂し、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、行動できるようになることをねらいとして作成した教材

○平成27年3月 小・中学校学習指導要領の一部改訂等

(小学校は平成30年度、中学校は平成31年度より全面实施)

- ・道徳の時間を「特別の教科道徳」として位置付け
- ・検定教科書を導入
- ・道徳科の評価に関して、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があることを明示

●平成28年7月 「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について(報告)

- ・「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」から、道徳科の指導方法と道徳科における評価の在り方、発達障害等のある児童生徒への必要な配慮、条件整備等について報告

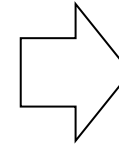
○平成29年3月 小・中学校学習指導要領の一部改訂等

- ・平成27年3月の一部改訂等の内容を前提とし、表現の適正化等を実施
(平成27年一部改訂等と平成28年報告の内容については、解説にて反映)

道徳教育の課題と「特別の教科」化がめざすもの

量的課題

- 歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- 他教科等に比べて軽んじられ、他の教科等に振り替えられていることもあるのではないかな。

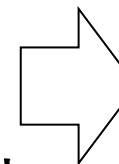


年間35単位時間を
確実に確保するという

量的確保

質的課題

- 教員をはじめとする教育関係者にもその理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- 地域間、学校間、教師間の差が大きく、道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法にばらつきが大きい。
- 授業方法が、読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- 学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。



児童生徒一人一人が、
答えが一つではない
道徳的な課題を自分自身の
問題として捉え向き合う
「考え、議論する道徳」への

質的転換

(「道徳教育の充実に関する懇談会」報告(H25.12.26)における指摘より)

道徳の「特別の教科」化(学習指導要領の一部改正)

- ・教育再生実行会議の提言(平成25年)や中央教育審議会の答申(平成26年)を踏まえ、学習指導要領の一部を改正し「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「**特別の教科 道徳**」(**「道徳科」**)**(引き続き週1時間)として新たに位置付ける**(平成27年3月)
- ・小学校は平成30年度、中学校は令和元年度から全面实施

【特別の教科】

道徳は、**学級担任が担当**することが望ましいと考えられること、**数値などによる評価はなじまない**と考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置付ける。

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に**検定教科書を導入**
- ☑ 内容について、**いじめの問題への対応の充実**や**発達の段階をより一層踏まえた体系的なもの**に改善
 - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校(低学年～高学年)に追加
- ☑ **問題解決的な学習**や**体験的な学習**などを取り入れ、**指導方法を工夫**
- ☑ 数値評価ではなく、**児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価(記述式)**
指導要録の様式例は示すが、調査書(いわゆる内申書)には記載せず、**中学校・高等学校の入学者選抜に使用しない**
※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

「各教科」「特別の教科 道徳」「道徳の時間」の主な相違について

	各教科	特別の教科 道徳	道徳の時間（教科化前）
①免許	○中学校以上は、各教科ごとの免許制	○小中学校とも、学級担任が指導することが原則	○小中学校とも、学級担任が指導することが原則
②教材・教科書	○検定教科書	○検定教科書	○「私たちの道徳」 （文部科学省作成教材、平成26年度～） ○副読本（民間・自治体作成）
③評価	○数値による評価	○数値による評価は行わない	○数値による評価は行わない

（参照）道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」平成25年12月26日

道徳の質的転換によるいじめ防止に向けて

- これまでも道徳の時間の中では、いじめに関することが数多く含まれていた。

善悪の判断・自立・自由と責任、正直・誠実、個性の伸長、希望と勇気・努力と強い意志、親切・思いやり、友情・信頼、公平・公正・社会正義、よりよい学校生活・集団生活の充実、国際理解・国際親善、生命の尊さ…

- しかし、指導が「読み物教材の登場人物の心情理解」に偏ったり、分かりきったことを言わせたり書かせたりする指導に終始しがち。**現実のいじめの問題に対応できていなかった。**

深刻ないじめ問題を発端に、道徳を「特別の教科」へ

教育再生実行会議第一次提言(H25.2)

有識者懇談会(H26.3)、中教審答申(H26.10)

→ 小・中学校学習指導要領等の一部改正(H27.3) H30年度小学校、H31年度中学校で全面实施

「あなたならどうするか」を真正面から問う、「考え、議論する道徳への転換」

いじめに関する内容の充実

低・中学年に「公平、公正、社会正義」、中学年に「相互理解、寛容」、高学年に「よりよく生きる喜び」を追加 など

指導方法の改善

道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫する

→いじめに関する問題を**自分自身のこととして、多面的・多角的**に考える

問題解決的な学習の例

○大切さを理解していても、なかなか実現できない人間の弱さ

いじめをせずに仲良くしたい
(「相互理解、寛容」「友情、信頼」等)

現実の場面では傍観してしまう
相手にも非があると思ってしまう
異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道徳的価値の間で葛藤や衝突のある場面の問題

寛大な心をもって他人の過ちを許す
(「相互理解、寛容」)

法やきまりへの放縦で自分勝手な反発を許さない(「規則の尊重」)

理解し合い、信頼や友情を育む
(「友情、信頼」)

同調圧力に流されない
(「公正、公平、社会正義」)

葛藤や衝突

(学習指導要領、同解説、教科書検定基準にも趣旨を明記)

現行指導要領「第3章 特別の教科 道徳の第2」に示す内容の学年段階・学校段階の一覧

※【 】は学年段階別の該当する内容項目の数

小1, 2【19】		小3, 4【20】		小5, 6【22】		中学校【22】	
A 主として自分自身に関すること							
善悪の判断、自律、自由と責任				自主、自律、自由と責任			
正直、誠実							
節度、節制							
個性の伸長							
希望と勇気、努力と強い意志				希望と勇気、克己と強い意志			
—		—		真理の探究		真理の探究、創造	
B 主として人との関わりに関すること							
親切、思いやり				思いやり、感謝			
感謝							
礼儀				礼儀			
友情、信頼				友情、信頼			
—		相互理解、寛容				相互理解、寛容	
C 主として集団や社会との関わりに関すること							
規則の尊重				遵法精神、公德心			
公正、公平、社会正義				公正、公平、社会正義			
勤労、公共の精神				社会参画、公共の精神			
				勤労			
家族愛、家庭生活の充実				家族愛、家庭生活の充実			
よりよい学校生活、集団生活の充実				より良い学校生活、集団生活の充実			
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度				郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度			
				我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度			
国際理解、国際親善				国際理解、国際貢献			
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること							
生命の尊さ				生命の尊さ			
自然愛護				自然愛護			
感動、畏敬の念				感動、畏敬の念			
—		—		よりよく生きる喜び		よりよく生きる喜び	

現行学習指導要領における高等学校の道德教育(ポイント)

■高等学校における道德教育

- 学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科・科目等のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

■道德教育の目標

- 道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

■高等学校の道德教育の配慮事項(抄)

- 各学校においては、道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること。
- 道德教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。
- 道德教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道德の学習等を通じて深めた、主として「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」に関する道德的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。(以下略)

令和3年度道德教育実施状況調査について

1. 調査の趣旨・目的

- 道德教育の実施状況に関する調査は、従来から概ね5年ごとに悉皆調査で実施（直近は平成24年）。
- 平成27年3月の学習指導要領の一部改正により、小学校は平成30年度、中学校は令和元年度より「特別の教科 道德」（道德科）が全面実施され、「考え、議論する道德」へと質的転換を図ってきているところ。
- 本調査は、道德の教科化後に初めて実施する調査。改正学習指導要領に基づく道德教育の全国的な取組状況を把握することで、現状における課題を明らかにし、今後の道德教育の改善・充実を図るために必要な知見を得ることを目的とする。

※当初は令和2年度の実施を予定していたが、コロナ禍の影響により延期していたもの。

2. 調査方法・対象

- 民間業者に委託してオンライン調査として実施（事務負担を最小化）。
- 学校対象調査は抽出（無作為抽出により小学校1,197校、中学校1,144校）、教育委員会対象調査は悉皆。

3. 調査項目の構成

（学校対象調査）

- A 学校の教育活動全体を通じて行う「道德教育」について
 - ・全体計画作成上の留意点
 - ・道德教育の充実に向けた取組
 - ・道德教育を推進する上での課題
- B 道德教育の要となる「特別の教科 道德」について
 - ・年間指導計画の活用のための工夫
 - ・道德科の評価における工夫
 - ・道德科の授業を実施する上での課題
 - ・道德科の評価を行う上での課題

C 道德科を含む道德教育の充実について（学校の体制等）

- ・校内研修の実施状況
- ・道德教育推進教師の取組内容
- ・道德教育の充実に向けて参考としている情報
- ・道德の「特別の教科」化を受けた変化

（教育委員会対象調査）

- ・道德教育の充実に向けた取組
- ・道德教育の更なる充実に向けた課題
- ・課題の解消に向けて自治体だけでは対応が困難な取組
- ・道德の「特別の教科」化を受けた変化

令和3年度道德教育実施状況調査(調査結果のポイント)

◇「特別の教科」化による変化と課題認識

- 道德の「特別の教科」化を受けた変化に係る学校・教育委員会の認識を踏まえ調査結果を総括的に捉えると、「特別の教科」化が目指した道德教育の量的確保の面で確実に定着。「考え、議論する道德」への質的転換の面でも、以下に見られるような課題はありつつ、不断の授業改善、評価の改善により取組は着実に進展。

(道德科の授業改善)

- 学校・教育委員会ともに一層の授業改善が更なる充実に向けた最も大きな課題との認識
- 「特別の教科」化で求められる授業ができていないということではなく、道德教育に対する教師や学校の意識の高まりから、更なる指導力向上を模索

(道德科の評価の工夫)

- 「評価することで、児童生徒の成長が把握でき、指導の効果が実感できるようになった」との肯定的回答の一方で、「評価の妥当性や信頼性の担保」等に課題認識
- 学習成果等の記録物のほか授業での発言・表情等にも着目したり、学級担任以外の教師とも協力して多面的・多角的に評価したりするなど、様々な方法を組み合わせて学習状況や道德性に係る成長の様子を見取ることが重要

(諸計画の作成・活用)

- 全体計画の別葉の作成と活用、諸計画を評価・改善していくための手立てに改善の余地。各学校や児童生徒の実態に応じたものとなるよう十分留意する必要

(指導体制と研修の充実)

- 学校種の特性を踏まえ実働する機能的な指導体制の構築を図ること、道德教育推進教師の役割を踏まえた校務分掌の調整、学校管理職のリーダーシップが重要
- コロナ禍の制約や働き方改革、デジタル化の進展を踏まえ、ICTの効果的活用による研修方法等の工夫が有効

(家庭・地域社会との連携)

- コロナ禍の制約も推察されるが、学校管理職のマネジメントの下で道德教育推進教師が中心となり、まずは情報発信を進めることが連携の端緒

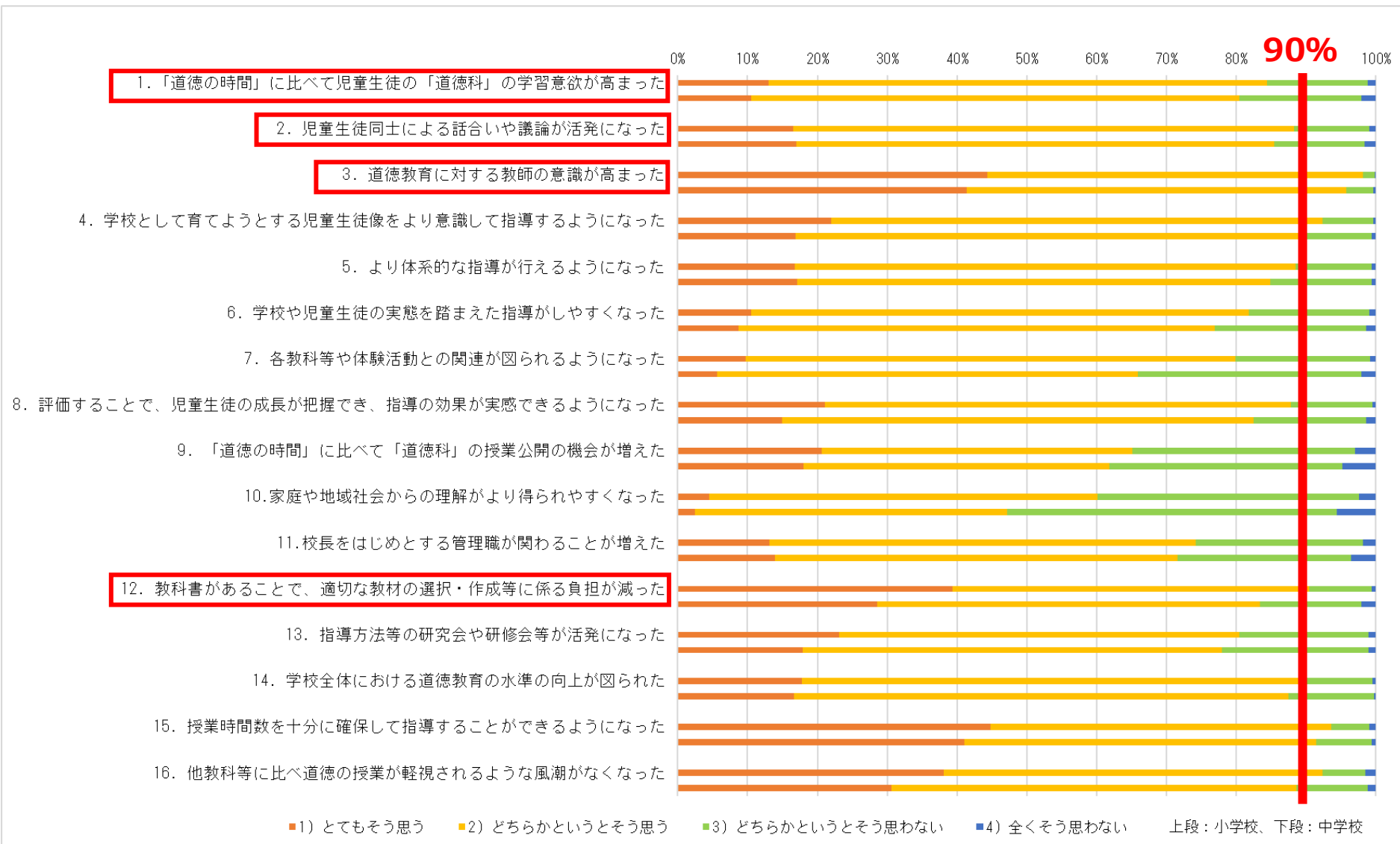
◇今後の充実に向けた国の取組への示唆

- 道德科の授業改善、指導力の向上、そのための研修機会等の充実は喫緊の課題。オンラインでの研修動画、優れた授業実践の共有など、国・地方の連携の下、実践的知見の見える化・共有化を進めることが効果的。
- NITSの研修・動画や、「道德教育アーカイブ」はじめ文科省・教育委員会のホームページ掲載情報について、相互連携により認知度向上と活用促進、そのためにもコンテンツの更なる拡充を図る必要。

令和3年度道徳教育実施状況調査 抜粋①

調査結果（小・中学校）

【設問12】道徳の「特別の教科」化を受けた変化



令和3年度道徳教育実施状況調査 抜粋②

調査結果（教育委員会）

【設問3】道徳の「特別の教科」化を受けた学校における変化



調査結果（小・中学校）

【設問13】道德の「特別の教科」化を受けたその他の変化（自由記述）

前向きな変化

- 道德に興味を持つ児童生徒、道德で学んだことを生活に生かそうとする児童生徒が増えた。
- 学級担任以外の教師の意識が高まり、学校全体で連携した実践が増えた。
- 教材の扱い方や指導方法について、日頃から教師間の話合いが活発に行われるようになった。
- 多様な指導法や発問を工夫するようになった。
- 記述評価により、児童生徒が自分のよさや成長を実感できるようになった。
- 評価することにより指導中の児童生徒の発言や様子に教師自身が様々な視点で目を向けることが増えた。

課題につながる変化

- 教科書や教科書発行者の指導書に頼る傾向が見受けられるようになった。
- 道德科の評価という学級担任の業務が増えた。
- 児童生徒の道德性に係る成長の様子を把握することは容易ではなく、評価への意識の高まりとともに、評価に不安を抱える教師が増えた。

令和4年度 小学校学習指導要領実施状況調査の結果について（特別の教科 道徳）－質問調査版－

1. 平成27年及び平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 道徳の特別の教科化により、「答えが一つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育へと転換し、児童の道徳性を養う。
- 検定教科書を導入。内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善。
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫。数値による評価ではなく、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます個人内評価（記述式）。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 教師オンライン質問の「特別の教科 道徳」の目標に係る2種類の質問では、肯定的回答が90%以上あった。一方、児童質問紙調査の目標に係る2種類の質問では、否定的回答の割合が13%から20%程度あった。教師の指導に関する認識と児童の受け止めに10ポイント以上の差がある。
- 「特別の教科 道徳」の児童質問紙調査の項目と、共通質問における自己肯定感や多様な考え方を理解しようとする態度、成長の実感等に関わる質問や、特別活動におけるいじめのない学級や学校をつくることに関する質問との間に相関が見られた。

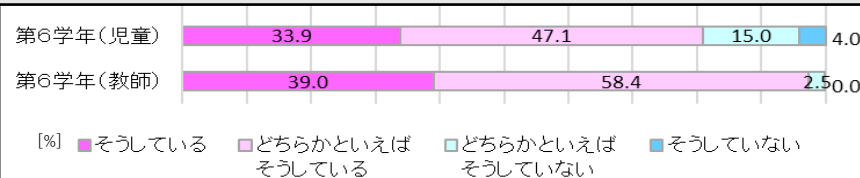
3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

- 指導上の改善点
 - ・「内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間」という道徳科の特質や目標を踏まえ、より一層「考え、議論する道徳」の質的充実を図っていく必要がある。
 - ・道徳科の指導の積み重ねと、児童の自己肯定感や多様な考えを理解しようとする態度、いじめの未然防止に関する認識等については関係が深いと考えられることから、引き続き、道徳科を要とした道徳教育について、内容項目の相互の関連性や、学年段階ごとの発展性を考慮して指導を行っていくことが重要である。

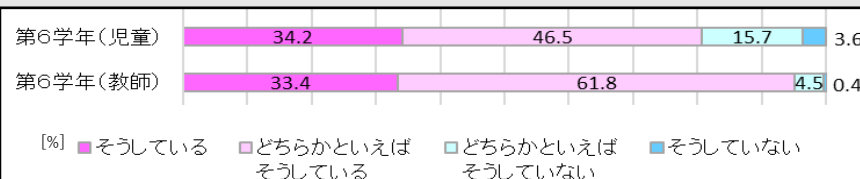
4. 調査結果例（質問調査 小学校/特別の教科 道徳）

質問項目（第6学年）「特別の教科 道徳」の目標に係る質問

- ・よりよく生きるために大切なことを、自分の生活を見つめて考えている
- ・児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめられるような授業を行っている



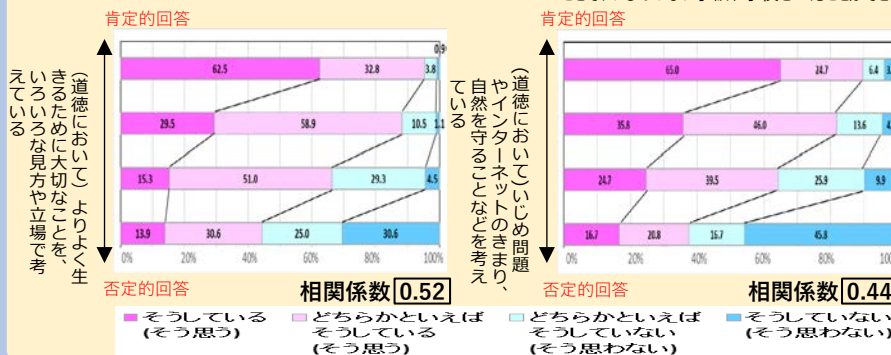
- ・よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている
- ・児童が道徳的な問題を、多面的・多角的に考えられるような授業を行っている



質問項目（第6学年）共通質問、特別活動との相関

（共通）自分とちがう考えを理解しようと努める

（特別活動）（特別活動において）みんなで協力して活動することで、いじめのない学級や学校をつくること

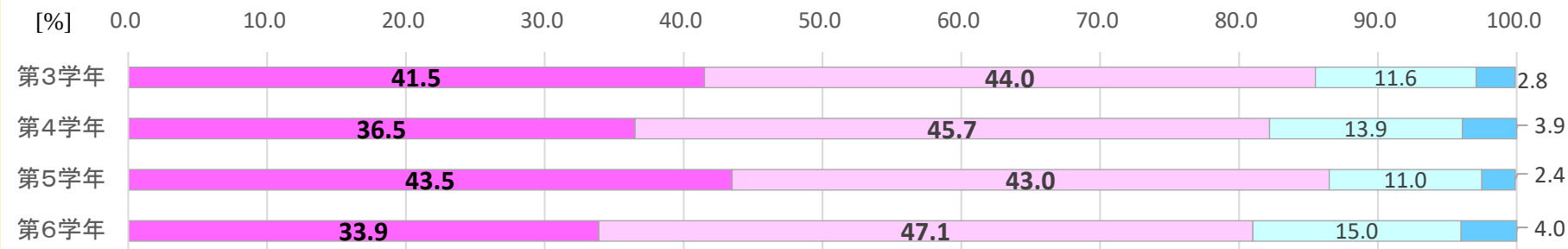


【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

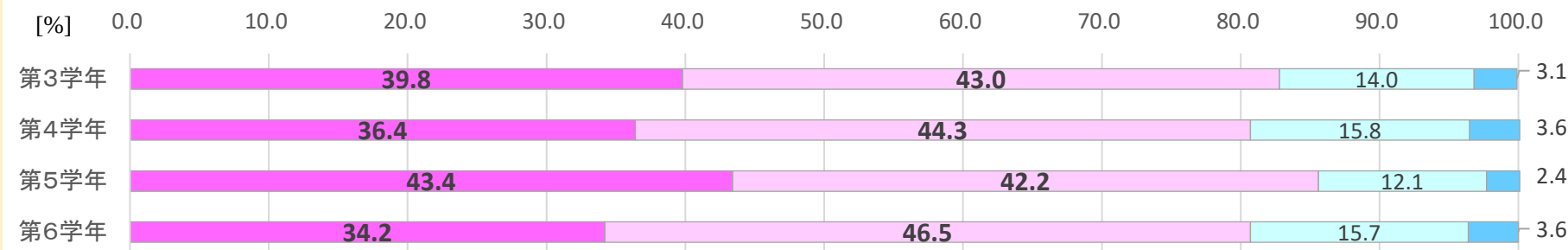
- 児童質問紙調査では、「「よりよく生きるために大切なことを、自分の生活を見つめて考えている」」、「「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」という質問項目に対し、どの学年においても児童の80%以上が、肯定的な回答をしている。

「目標」に関わる質問

「よりよく生きるために大切なことを、自分の生活を見つめて考えている」



「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」



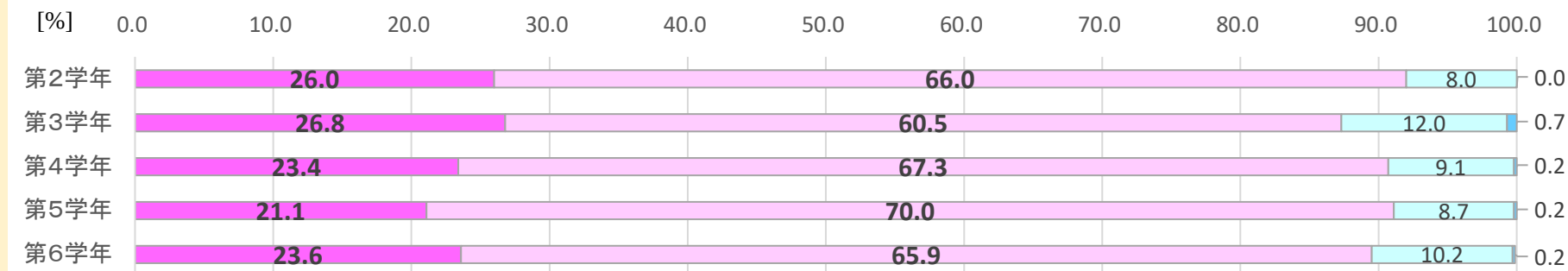
■ そうしている
 ■ どちらかといえばそうしている
 ■ どちらかといえばそうしていない
 ■ そうしていない

【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

- 教師オンライン質問調査では、「児童一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」という質問項目に対し、どの学年においても約90%が肯定的な回答をしている。
- 「児童が社会的課題（情報モラル、社会の持続可能な発展、いじめの防止等）を自分との関係において考えられるように指導を行っている」という質問項目に対し、どの学年においても95%以上が肯定的な回答をしている。

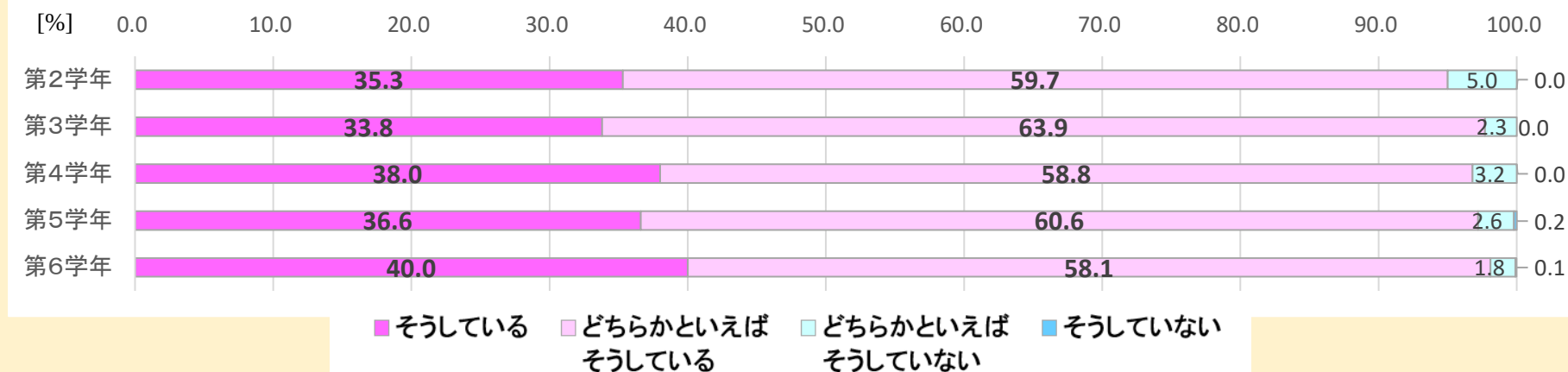
「評価」に関わる質問

「児童一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」



「社会的課題」に関わる質問

「児童が社会的課題（情報モラル、社会の持続可能な発展、いじめの防止等）を自分との関係において考えられるように指導を行っている」

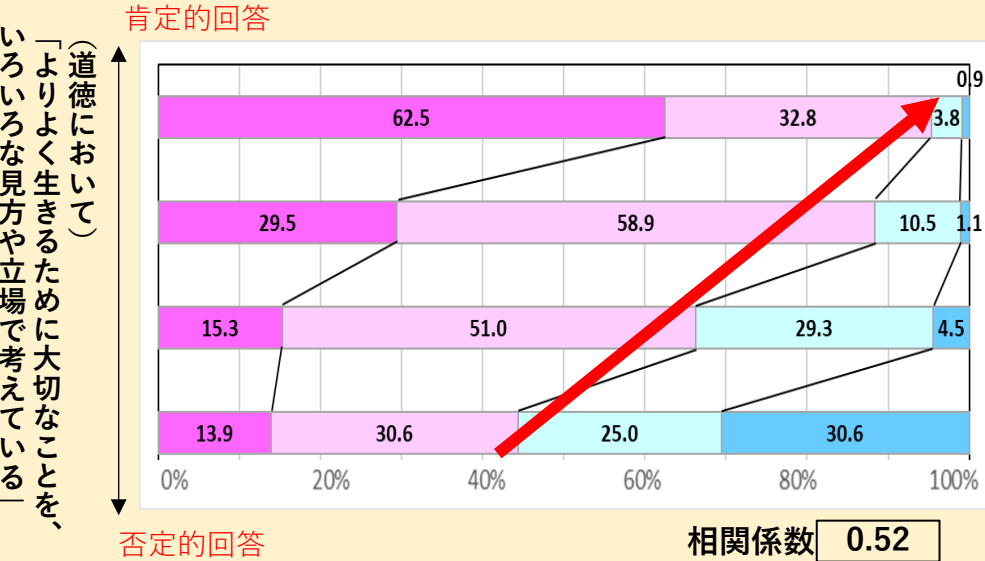


【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

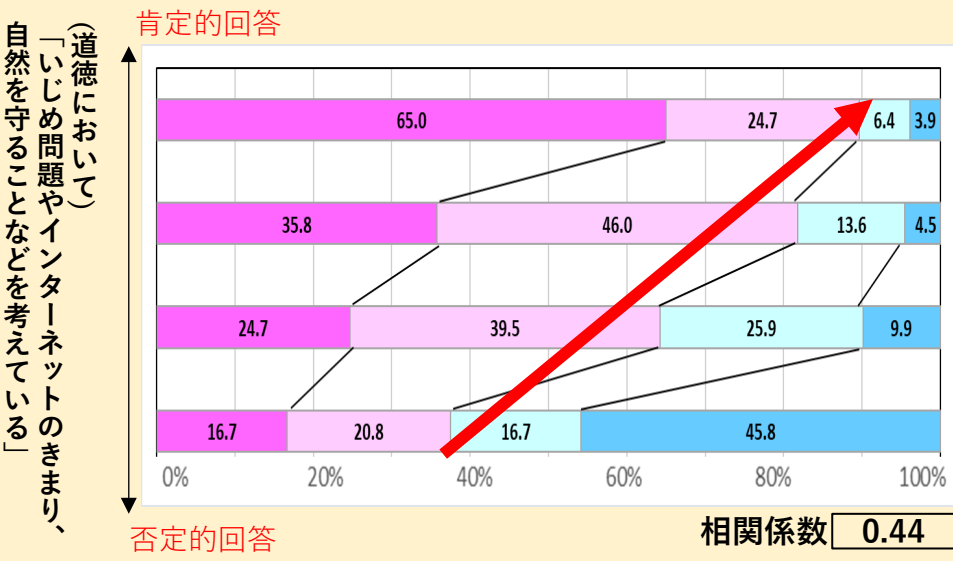
- ・ 児童質問紙調査では、道徳において「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」という質問項目に肯定的に回答している児童ほど、自分と異なる意見への理解に関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。
- ・ 道徳において「いじめ問題やインターネットのきまり、自然を守ることなどを考えている」という質問項目に肯定的に回答している児童ほど、特別活動におけるいじめのない学級・学校づくりに関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。

質問項目（第6学年） 共通質問、特別活動との相関

（共通）
「自分とちがう考えを理解しようと努める」



（特別活動）
「（特別活動において）みんなで協力して活動することで、
いじめのない学級や学校をつくることできる」



■ そうしている（そう思う） ■ どちらかといえばそうしている（そう思う） ■ どちらかといえばそうしていない（そう思わない） ■ そうしていない（そう思わない）

令和5年度 中学校学習指導要領実施状況調査の結果について（特別の教科 道徳） ―質問調査版― 《速報版》

1. 平成27年及び平成29年学習指導要領の主な改訂のポイント

- 道徳の「特別の教科」化により、答えが1つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換し、生徒の道徳性を養う。
- 検定教科書の導入。いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善。
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫。数値による評価ではなく、生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます個人内評価（記述式）。

2. 学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果と課題

- 生徒質問調査のすべての質問で肯定的回答がおおむね80%以上で、特に「道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている」の質問は肯定的回答が85%以上である。
- 教師質問調査の目標及び内容に係る4種類の質問では、肯定的回答が90%以上である。一方、その肯定的回答のうち「どちらかといえばそうしている」がおおむね60%以上であり、教師が必ずしも自信をもって授業を進められているとは言えない状況が考えられる。また、指導計画に係る2種類の質問では、否定的回答が30%程度ある。
- 「特別の教科 道徳」の生徒質問調査の項目と、共通質問における自己肯定感や多様な考え方を理解しようとする態度、成長の実感等に関わる質問との間に相関が見られる。

3. 2の成果と課題を踏まえた改善の方向性

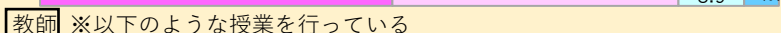
- 指導上の改善点
 - ・「内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間」という道徳科の特質、目標及び内容を踏まえ、教師が自信をもって、より一層「考え、議論する道徳」の質的充実を図ることができるようにする必要がある。
 - ・3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなど、更に工夫して指導する必要がある。
 - ・道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、多様な教材の活用を含め、教育課程の管理者としての校長がより一層リーダーシップを発揮し、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して作成した道徳教育に係る諸計画を、具体的な指導に生かしていく必要がある。

4. 調査結果例（質問調査 中学校/特別の教科 道徳）

質問項目(第3学年)「特別の教科 道徳」

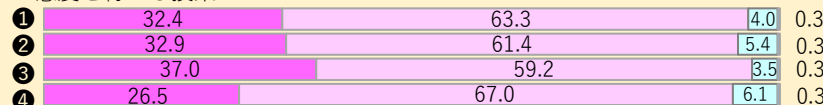
目標及び内容に係る質問

生徒・道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている [%]



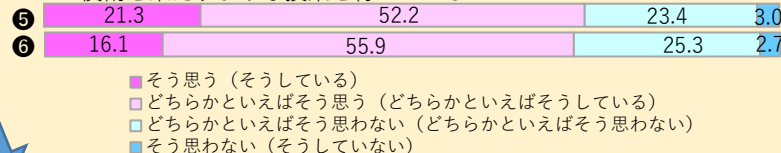
教師 ※以下のような授業を行っている

- ①生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめられるような授業
- ②生徒が道徳的な問題を、広い視野から多面的・多角的に考えられるような授業
- ③生徒が人間としての生き方についての考えを深められるような授業
- ④道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的实践意欲と態度を育てる授業



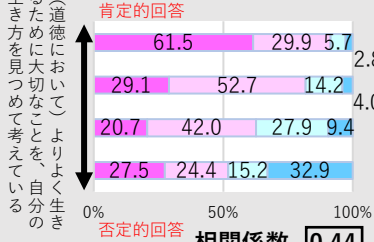
指導計画に係る質問

- ⑤3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行っている
- ⑥各教科等で行われている指導を補い、深め、発展させるなど、道徳教育の要としての役割を果たすような授業を行っている

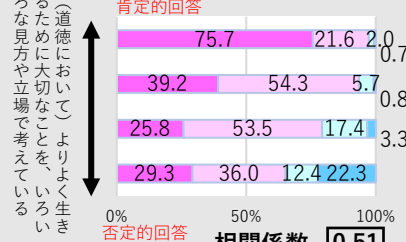


質問項目(第3学年) 共通質問との相関

(共通) 自分にはよいところがある



(共通) 自分とちがう考えを理解しようと努める

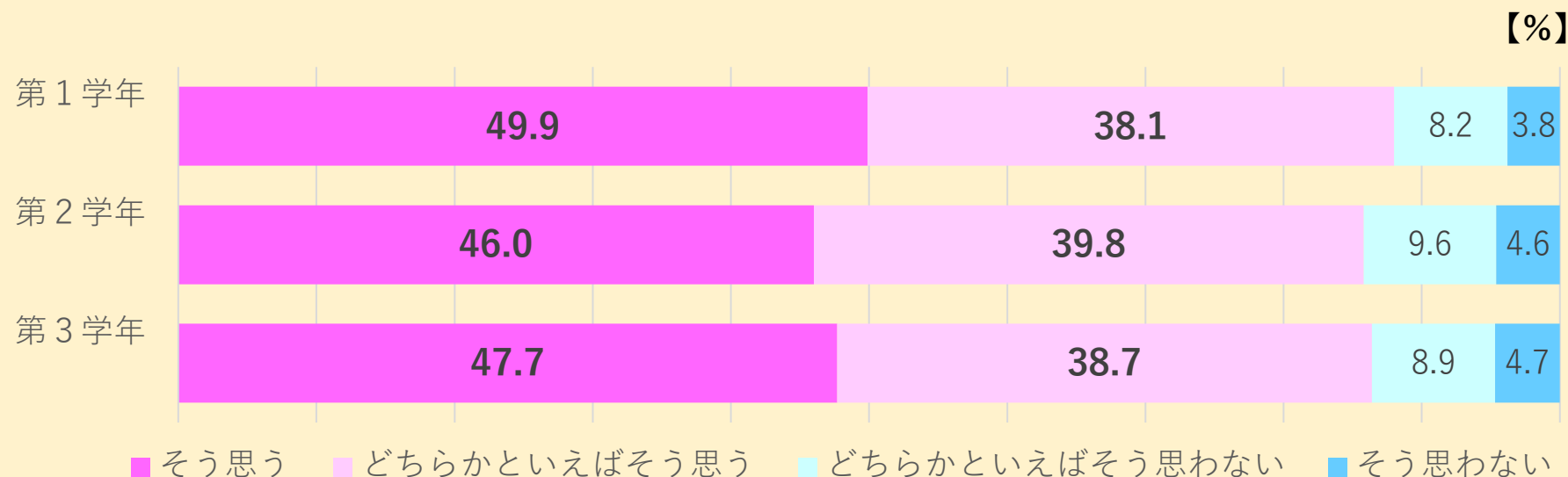


【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

- 生徒質問調査では、「道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている」という質問項目に対し、どの学年においても生徒の85%以上が肯定的な回答をしている。

「評価」に関わる質問

「道徳の授業で学んだことは、よりよく生きるために役立っている」

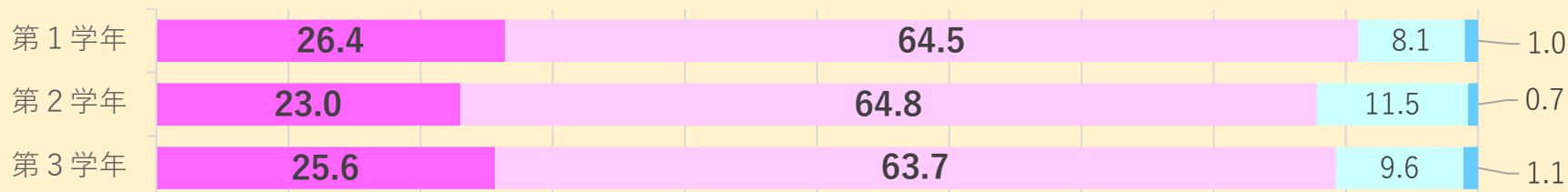


【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

- 教師質問調査では、「生徒一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」という質問項目に対し、どの学年においても87%以上が肯定的な回答をしている。
- 「指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習、特別活動等の多様な実践活動等を生かすなどを適切に取り入れた指導を工夫している」という質問項目に対し、どの学年においても約80%が肯定的な回答をしている。

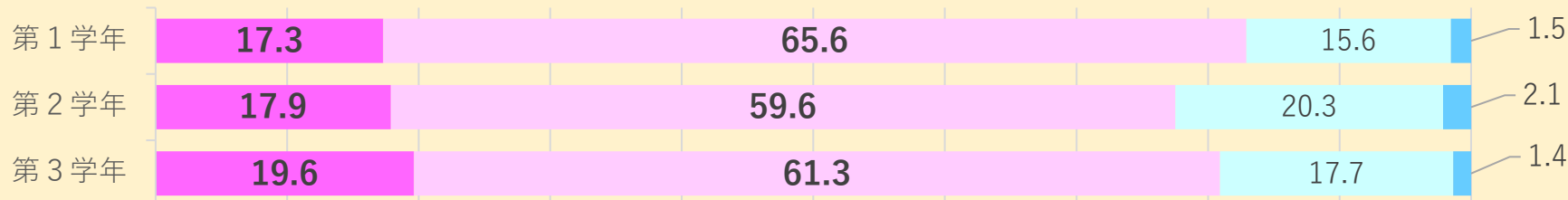
「評価」に関わる質問

「生徒一人一人について、学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすように努めている」 【%】



「学習」及び「指導方法」に関わる質問

「指導のねらいに即して、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習、特別活動等の多様な実践活動等を生かすなどを適切に取り入れた指導を工夫している」 【%】



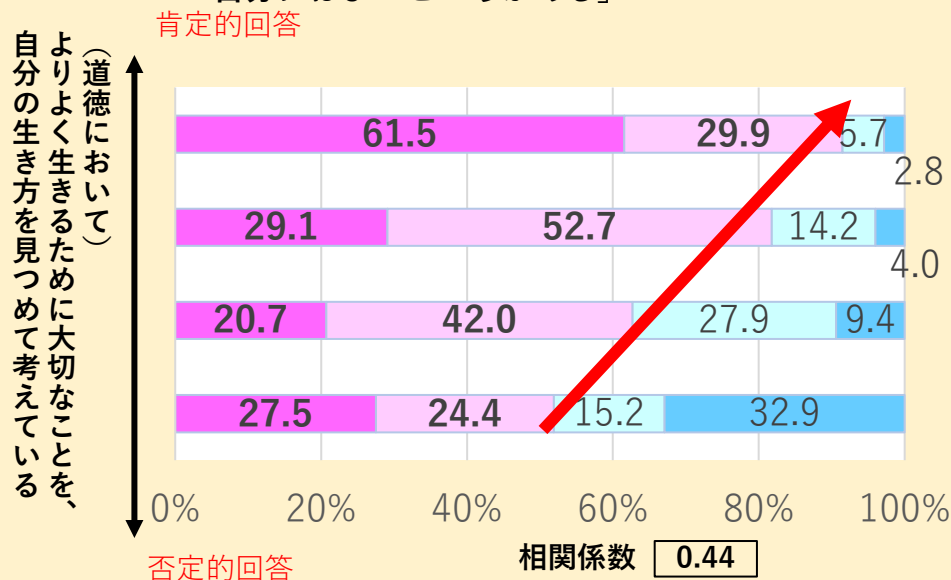
■ そうしている ■ どちらかといえばそうしている ■ どちらかといえばそうしていない ■ そうしていない

【学習指導要領実施状況調査から明らかとなった成果】

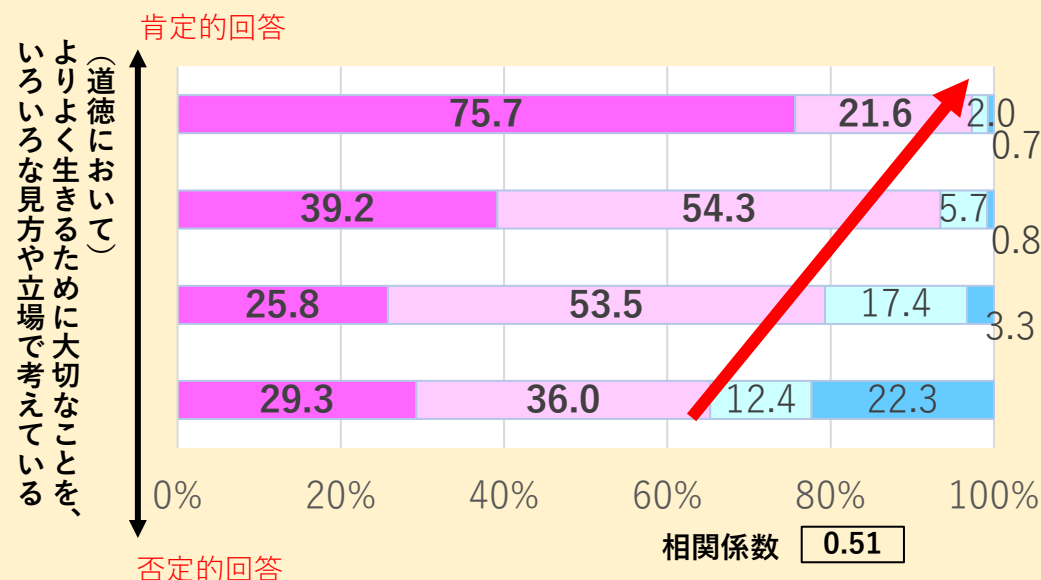
- 生徒質問調査では、道徳において「よりよく生きるために大切なことを、自分の生き方を見つめて考えている」という質問項目に肯定的に回答している生徒ほど、自己肯定感に関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。
- 道徳において「よりよく生きるために大切なことを、いろいろな見方や立場で考えている」という質問項目に肯定的に回答している生徒ほど、自分と異なる意見へ理解に関する項目について肯定的な回答をする傾向が見られた。

質問項目（第3学年）共通質問との相関

（共通）
「自分にはよいところがある」



（共通）
「自分とちがう考えを理解しようと努める」



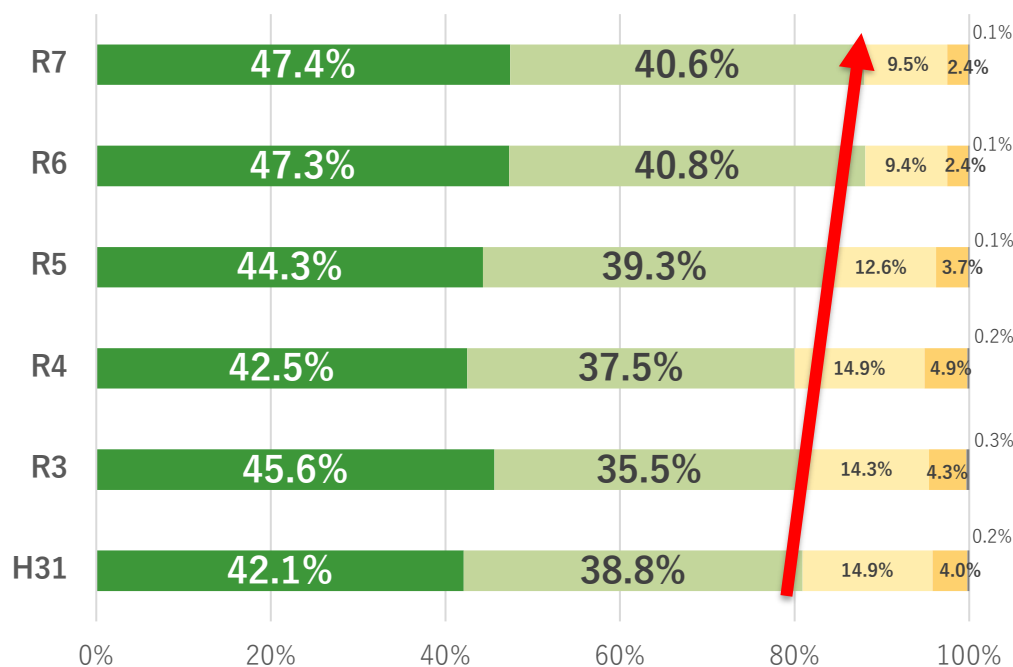
- そう思う（そうしている）
- どちらかといえばそう思う（どちらかといえばそうしている）
- どちらかといえばそう思わない（どちらかといえばそう思わない）
- そう思わない（そうしていない）

道徳の授業で、自分の考えを深めたり、 学級やグループで話し合ったりしている児童生徒の割合は増加傾向

「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」
※設問文等については、調査の実施年度によって必ずしも文言が一致しない場合があることに留意する必要がある。

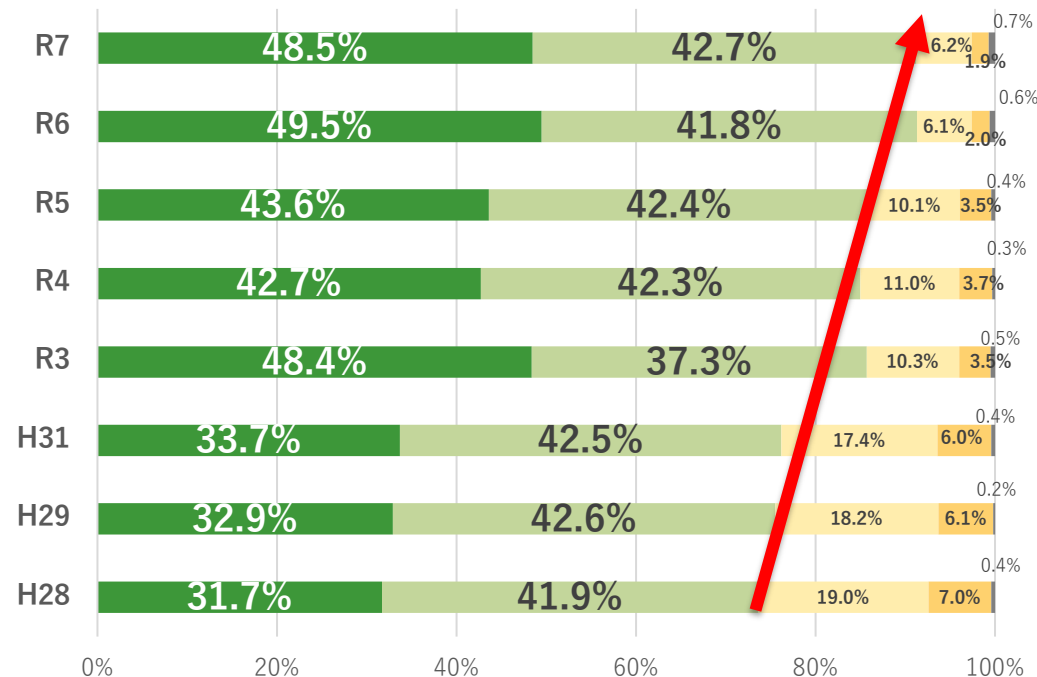
小学校

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない
■ 無回答



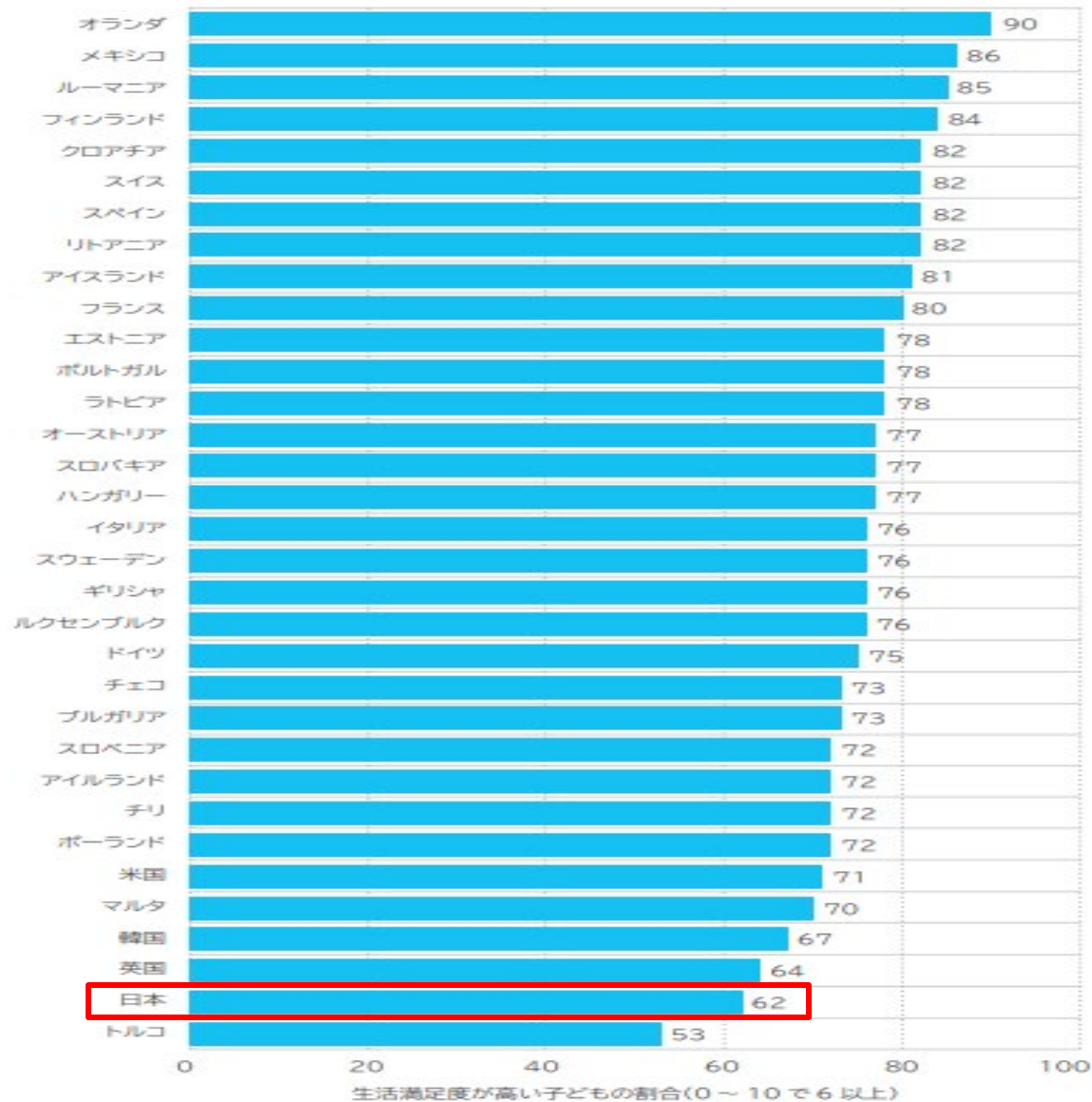
中学校

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる
■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない
■ 無回答



生活満足度に関する国際調査結果

図 4：生活満足度が高い 15 歳の子どもの割合



注：生活全般の満足度に関する設問（「キャントリルの梯子」尺度）で、0～10のうち6以上を選んだ子どもの割合。オーストラリア、ベルギー、カナダ、キプロス、デンマーク、イスラエル、ニュージーランド、ノルウェーはデータなし。

出典：PISA 2018

（出典）
ユニセフ・イノチェンティ研究所
「イノチェンティ レポートカード 16 子どもたちに影響する世界：先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」
（英語版 2020年9月、日本語版 2021年2月）

自身と社会の関わりに関する調査結果

質問11：自身と社会の関わりについて、以下の項目に同意しますか。（単一回答、各国n=1,000）

※「同意」+「どちらかといえば同意」の回答率を、日本の高い順に掲載

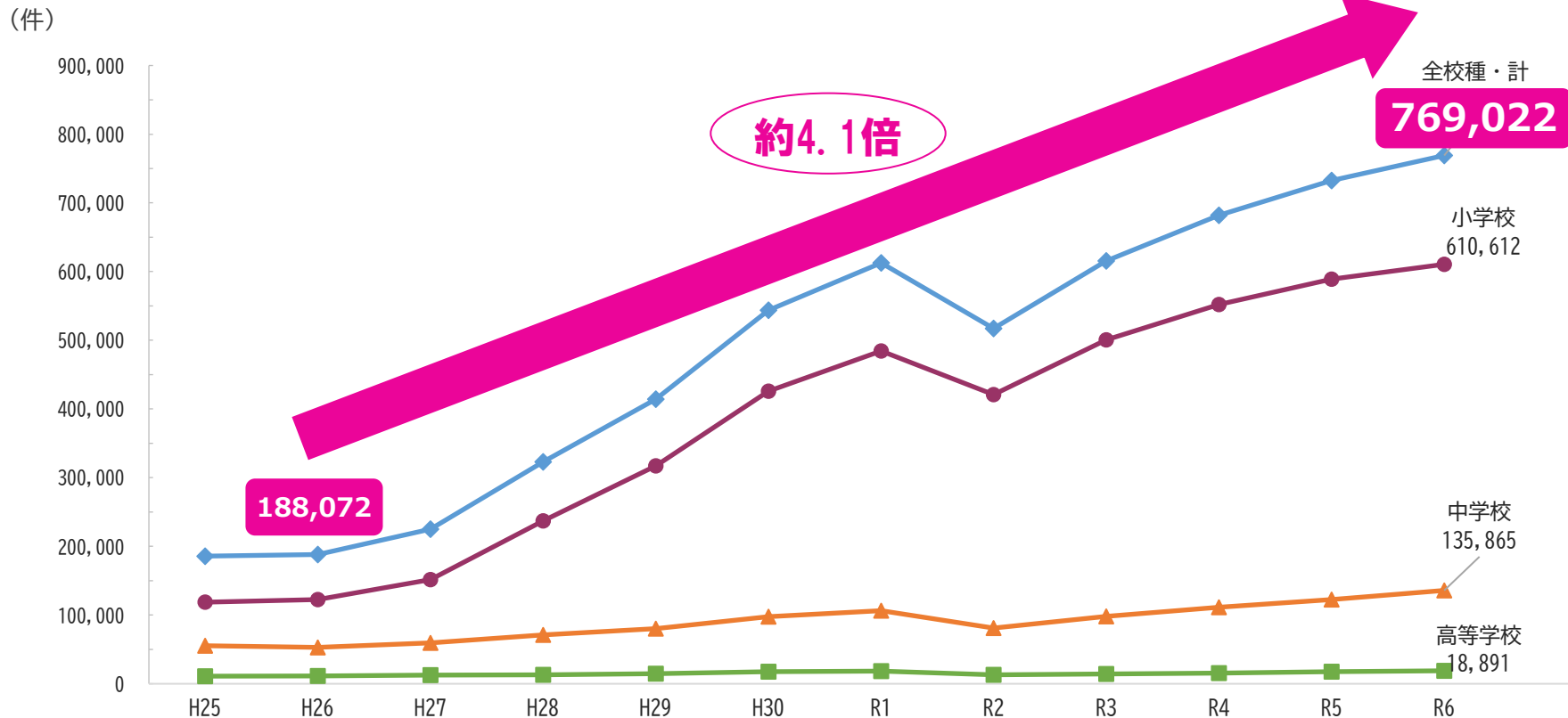
（単位：％）	日本	アメリカ	イギリス	中国	韓国	インド
国や社会に役立つことを したいと思う	64.3	78.4	77.7	93.6	71.1	85.9
自分は責任がある 社会の一員だと思う	61.1	79.4	80.7	92.1	74.5	86.8
ボランティア活動に参加したい	60.4	76.3	68.6	89.8	70.5	79.2
慈善活動のために 寄付をしたい	58.4	78.4	79.5	87.2	66.6	84.4
自分は大人だと思う	49.6	76.6	75.8	90.0	54.8	81.7
自分の行動で、 国や社会を変えられると思う	45.8	65.6	56.1	83.7	60.8	80.6

いじめの認知件数は過去最多の約77万件。 10年前と比べて約4.1倍に増加。

いじめの認知件数について

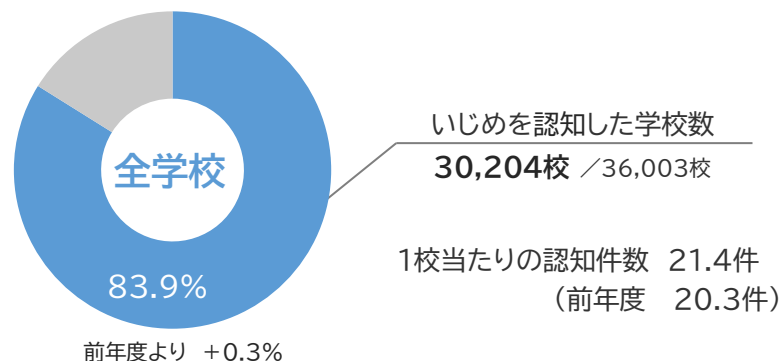
いじめの認知件数の推移

※認知件数の増加については、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っているものとして、肯定的に評価。



いじめの認知件数について(学校種ごとの割合)

いじめを認知した学校の割合

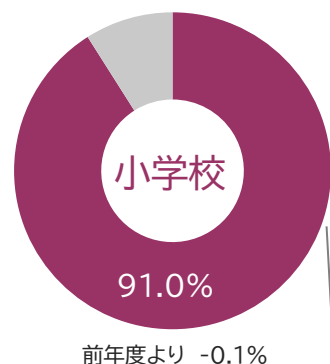


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われている。

【通知より抜粋】

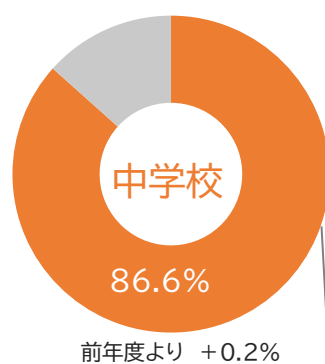
いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何となく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

学校種別の状況



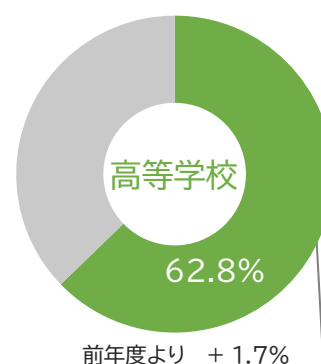
いじめを認知した学校数
17,347校 / 19,060校

1校当たりの認知件数 32.0件
(前年度 30.7件)



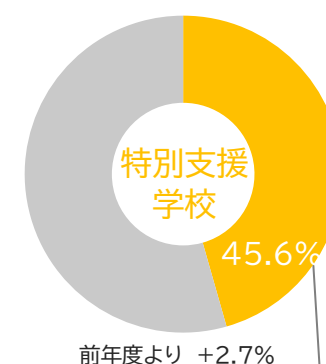
いじめを認知した学校数
8,816校 / 10,179校

1校当たりの認知件数 13.3件
(前年度 12.0件)



いじめを認知した学校数
3,499校 / 5,575校

1校当たりの認知件数 3.4件
(前年度 3.2件)

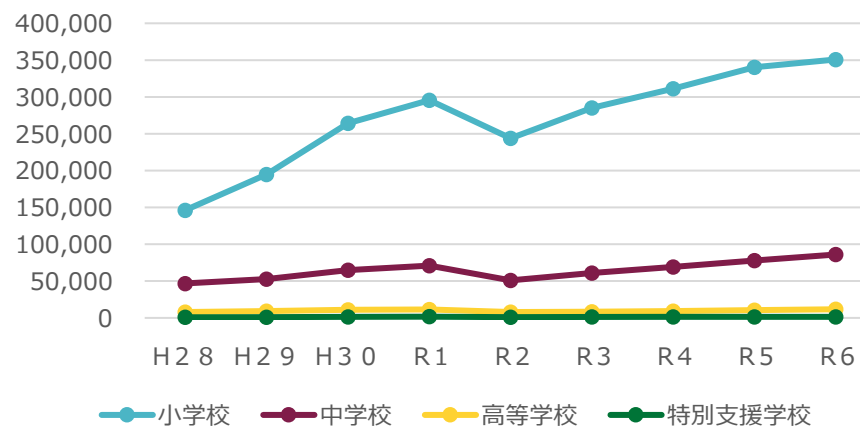


いじめを認知した学校数
542校 / 1,189校

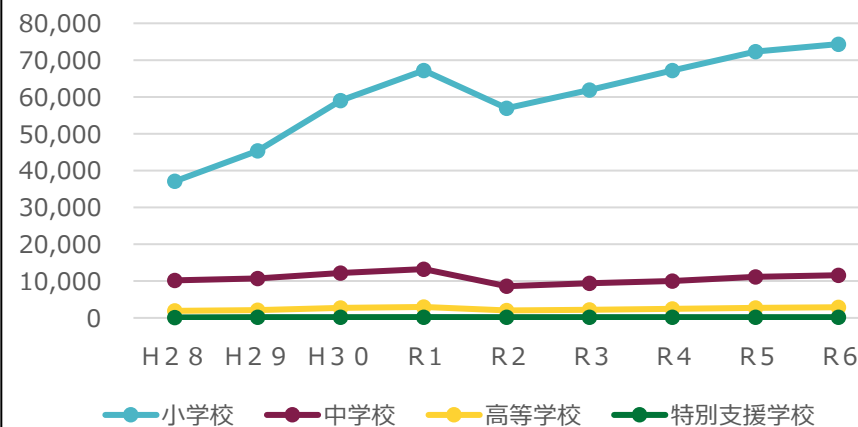
1校当たりの認知件数 3.1件
(前年度 2.8件)

いじめの形態別経年変化

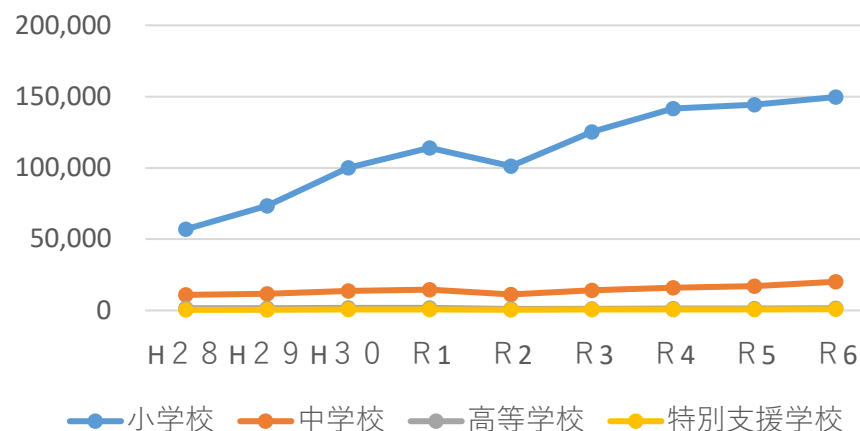
ひやかしゃからかい、悪口や脅し文句



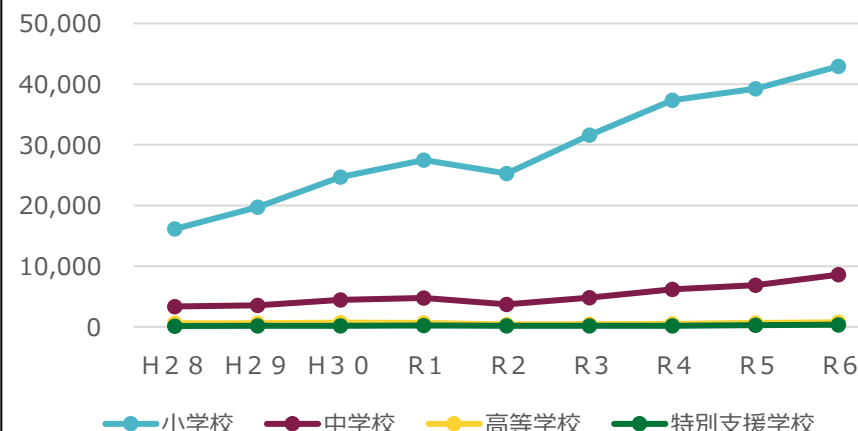
仲間外れ、集団による無視



軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたりけられたりする

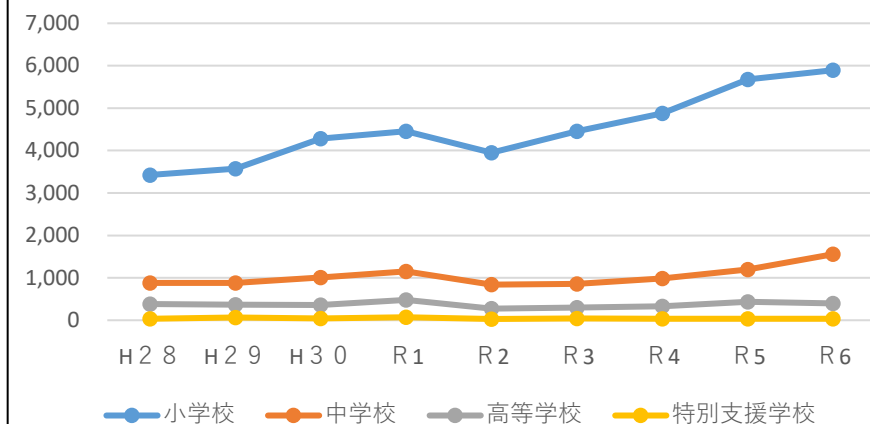


ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

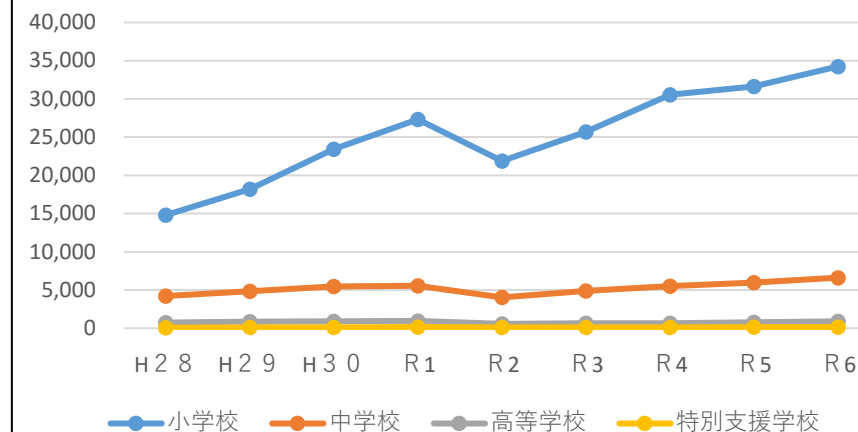


いじめの形態別経年変化

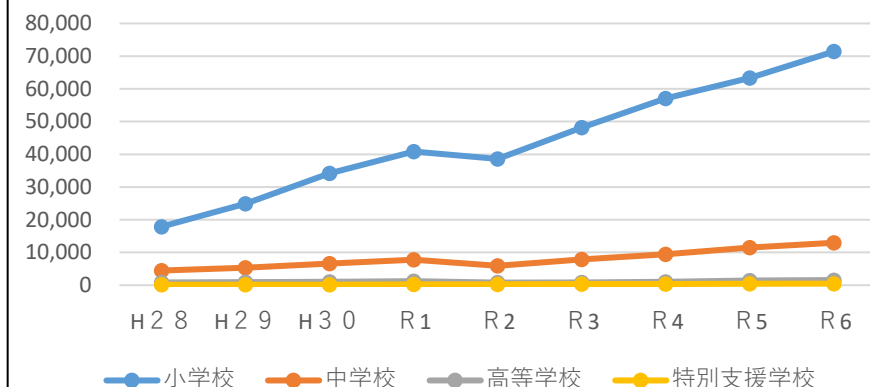
金品をたかられる



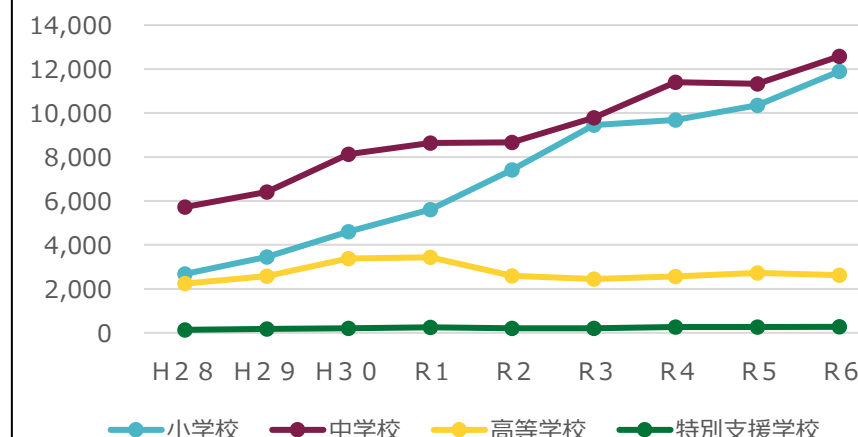
金品を隠されたり盗まれたり捨てられたりする



嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする



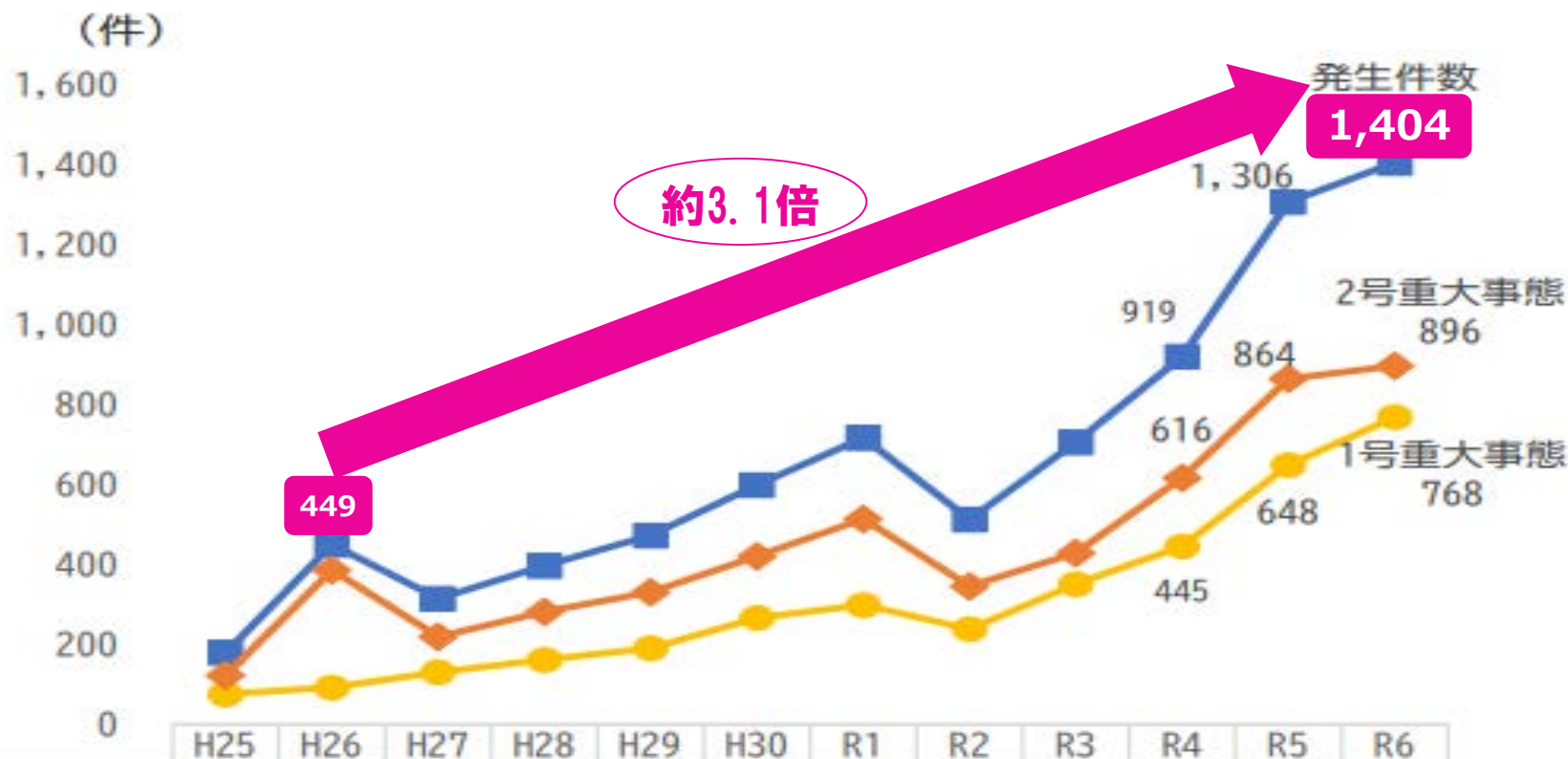
パソコンや携帯電話での誹謗中傷、嫌なことをされる



いじめの重大事態の発生件数は過去最多の約1,400件。 10年前と比べて約3.1倍に増加。

いじめの重大事態について

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移



※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したものを。

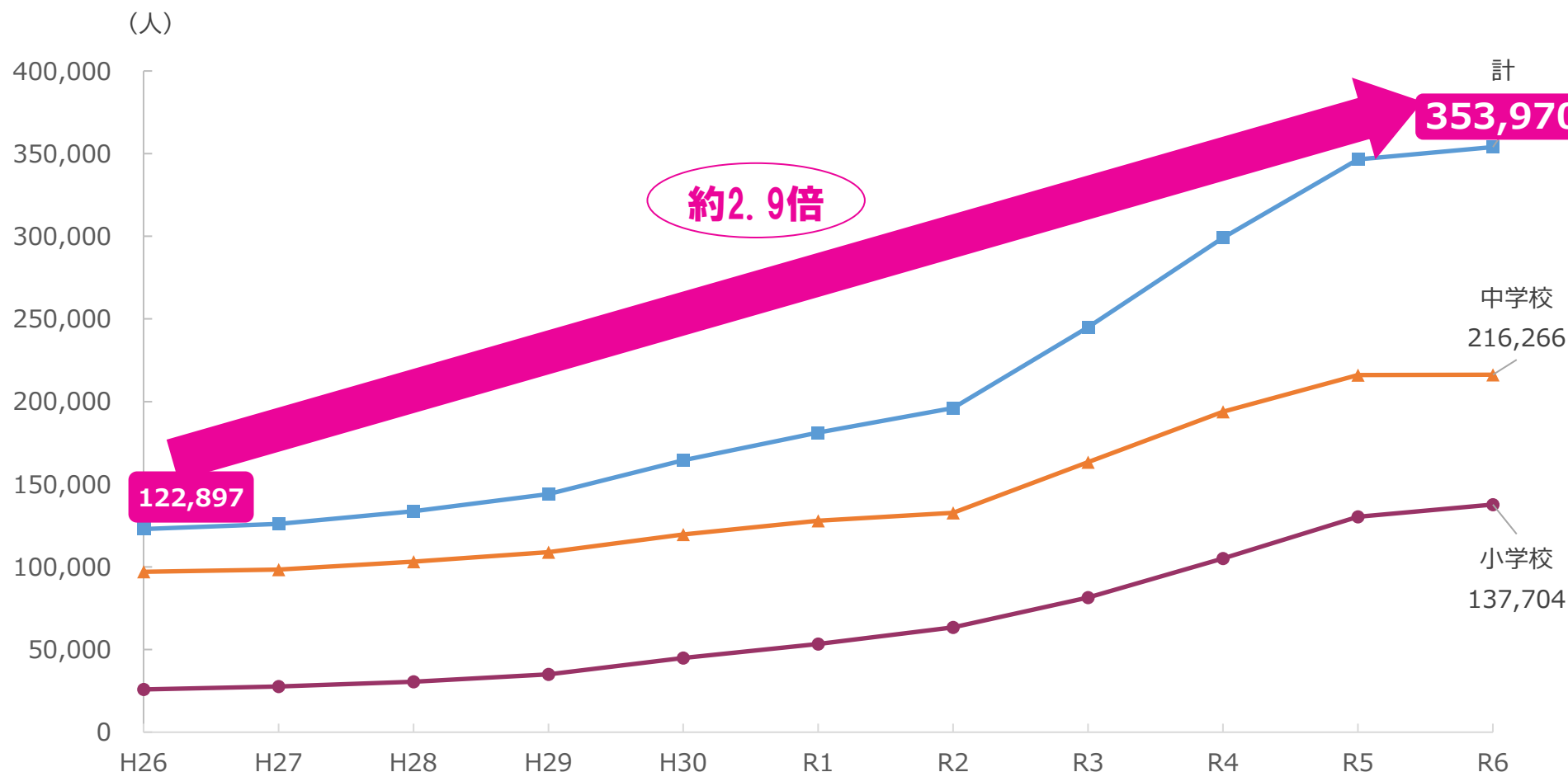
※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。

小・中学校の不登校児童生徒数は過去最多の約35万4千人。 10年前と比べて約2.9倍に増加。

小・中学校における不登校の状況について

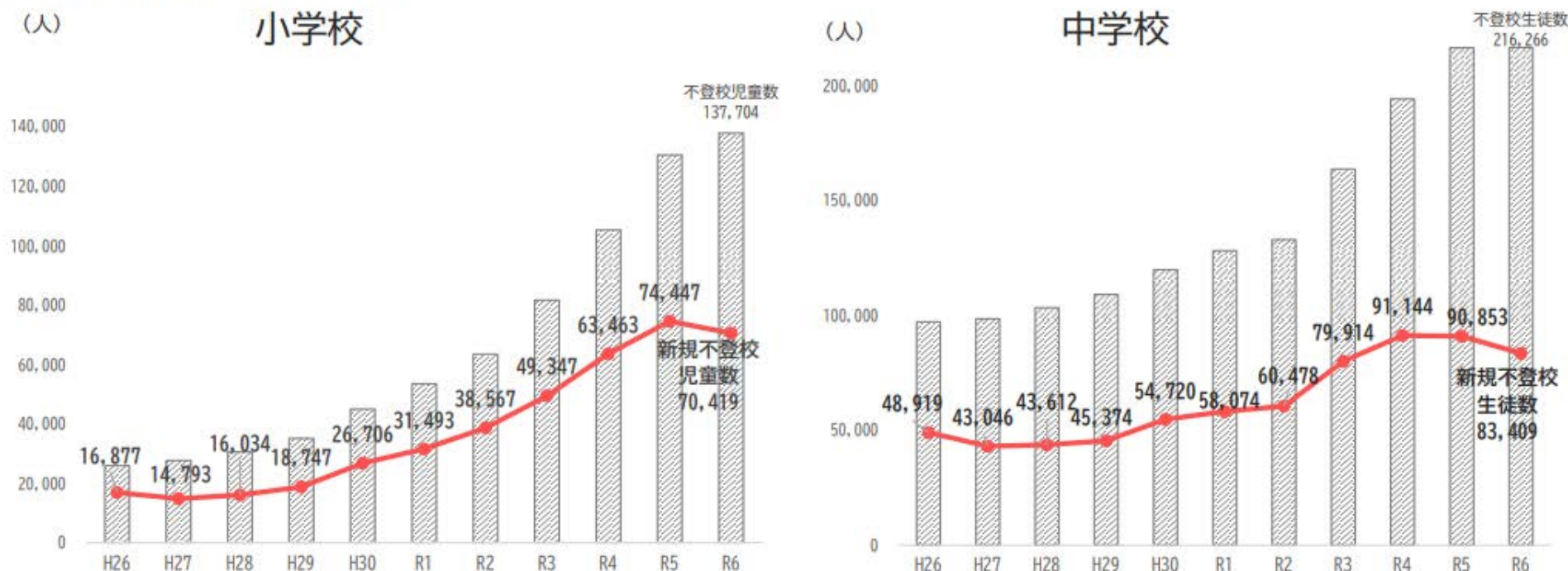
不登校児童生徒数の推移



小・中学校における不登校の状況について

- 不登校児童生徒数のうち、新規不登校児童生徒数は、小学校で70,419人(前年度74,447人)、中学校で83,409人(前年度90,853人)であり、小・中学校ともに前年度から減少した。
- 小・中学校合計の新規不登校児童生徒数は153,828人(前年度165,300人)であり、9年ぶりに減少した。

新規不登校児童生徒数の推移



年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	不登校児童数	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	うち、新規不登校児童数	16,877	14,793	16,034	18,747	26,706	31,493	38,567	49,347	63,463	74,447	70,419
中学校	不登校生徒数	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	うち、新規不登校生徒数	48,919	43,046	43,612	45,374	54,720	58,074	60,478	79,914	91,144	90,853	83,409
合計	不登校児童生徒数	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	うち、新規不登校児童生徒数	65,796	57,839	59,646	64,121	81,426	89,567	99,045	129,261	154,607	165,300	153,828

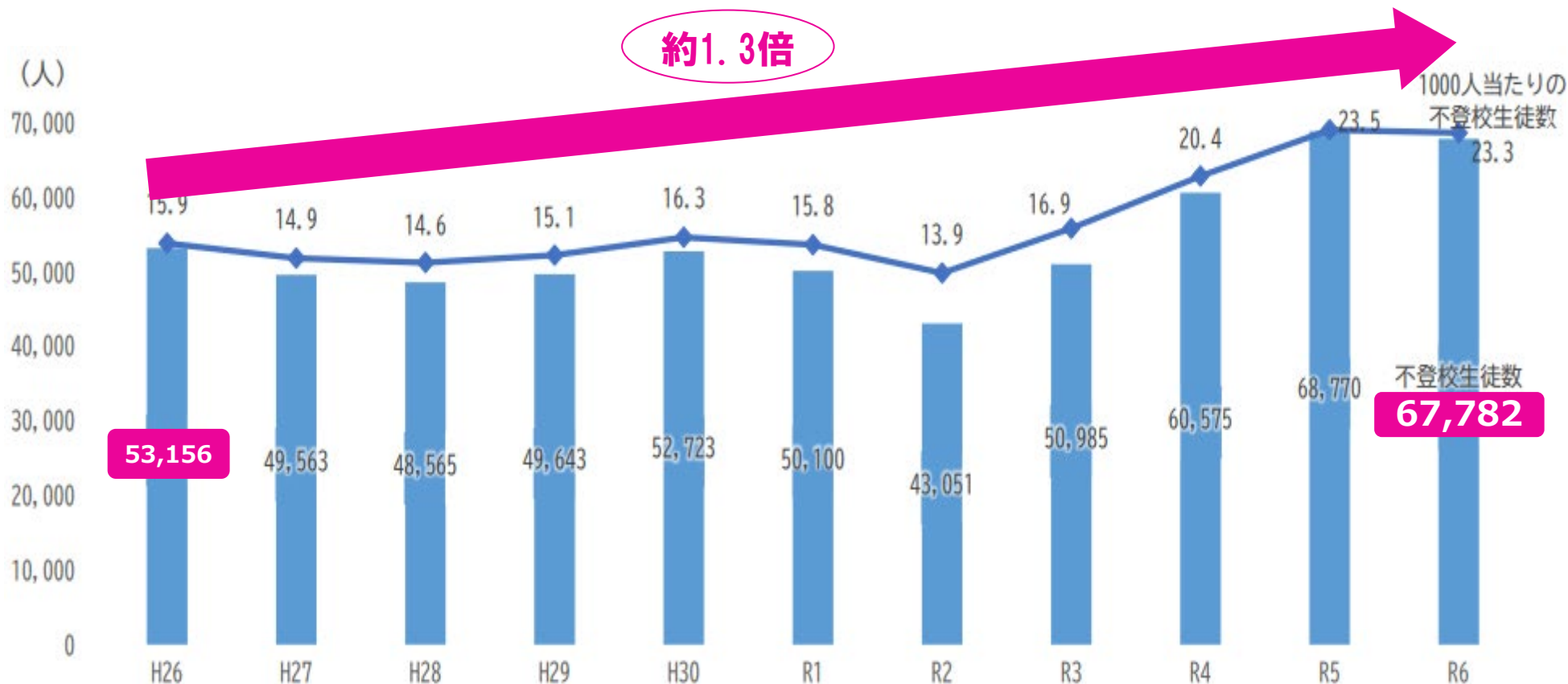
※新規不登校児童生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者。

【出典】文部科学省「令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」(令和7年10月29日、令和8年1月16日一部修正) p. 23

高等学校の不登校生徒数は約6万8千人と前年度より減少。 10年前と比べて約1.3倍に増加。

高等学校における不登校の状況について

不登校生徒数の推移



高等学校の中途退学者数は約4万5千人と前年度より減少。 10年前と比較しても約0.9倍に減少。

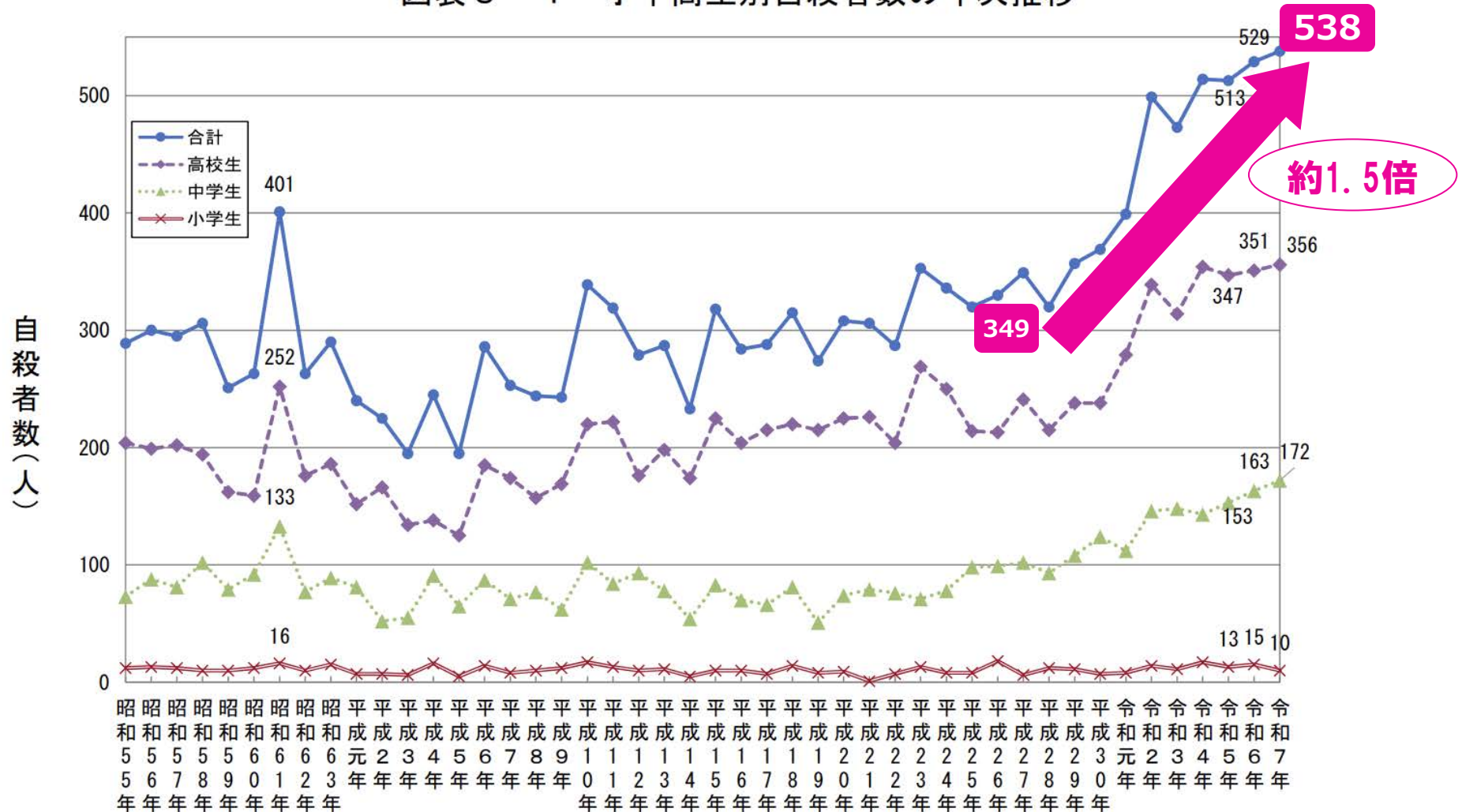
高等学校における中途退学の状況について

中途退学者数及び中途退学率の推移



自殺した小・中・高校の児童生徒数は538人。 10年前と比べて約1.5倍に増加。

図表 3－1 小中高生別自殺者数の年次推移



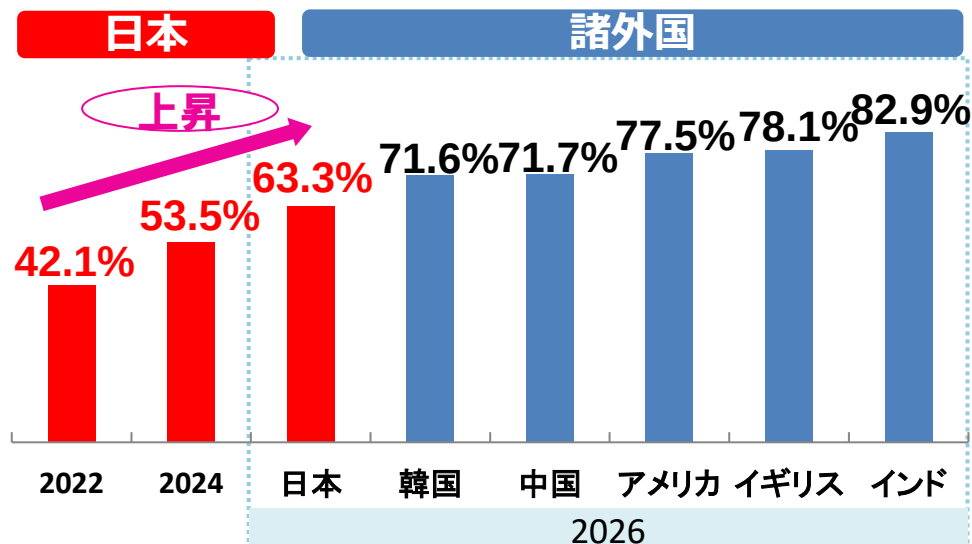
「人間としての在り方生き方」について

	学習指導要領上の記述	趣旨（学習指導要領解説より）
高等学校	<u>人間としての在り方生き方</u> についての考えを深める	・ <u>生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高める</u>（高等学校学習指導要領解説 総則編 p 1 8）
中学校	<u>人間としての生き方</u> についての考えを深める	・ <u>人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索する</u> ・ <u>人間についての深い理解を鏡として行為の主体としての自己を深く見つめる</u> （中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 p 1 6 – 1 7）
小学校	<u>自己の生き方</u> についての考えを深める	・ <u>道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止められるようにする</u> ・ <u>他者との関わりや身近な集団の中で自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己について深く見つめる</u> ・ <u>これからの生き方の課題を考え、それを自己の生き方として表現していこうとする思いや願いを深める</u> （小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 p 1 8）

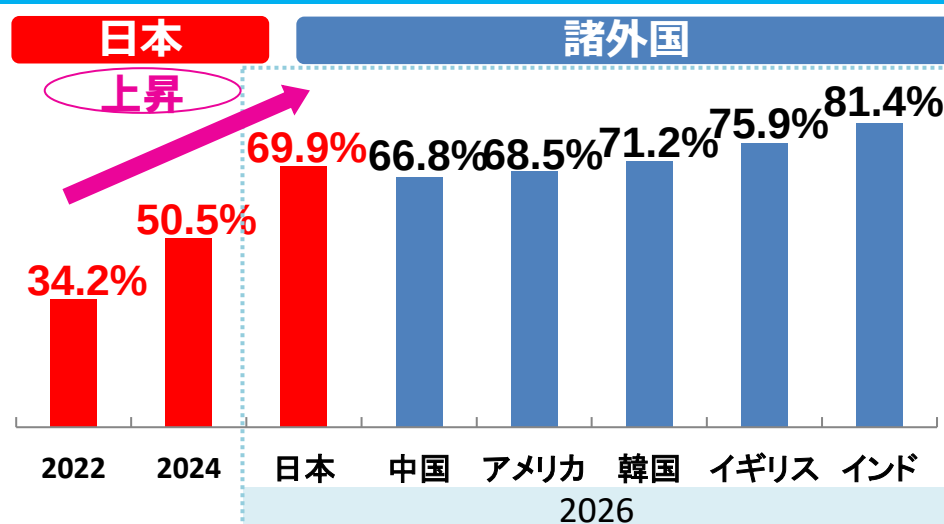
18歳の当事者意識は改善傾向だが、低水準

【出典】日本財団
「18歳意識調査」

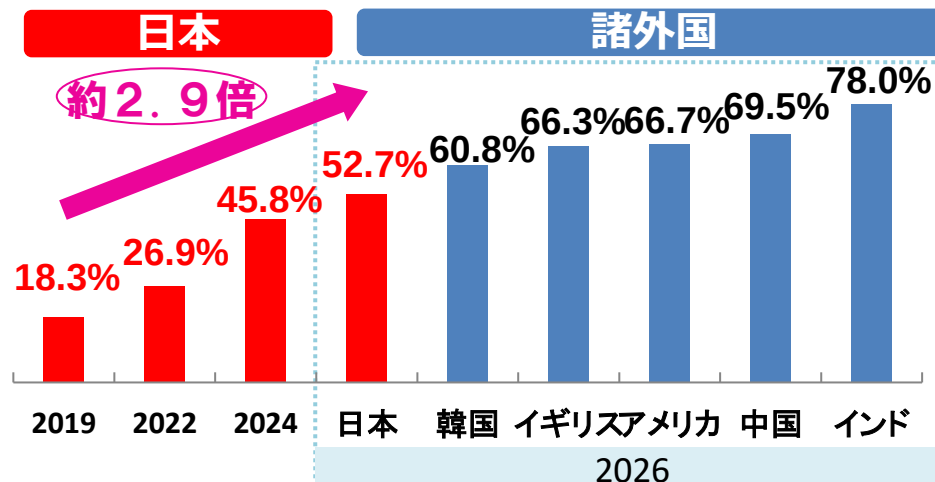
①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている



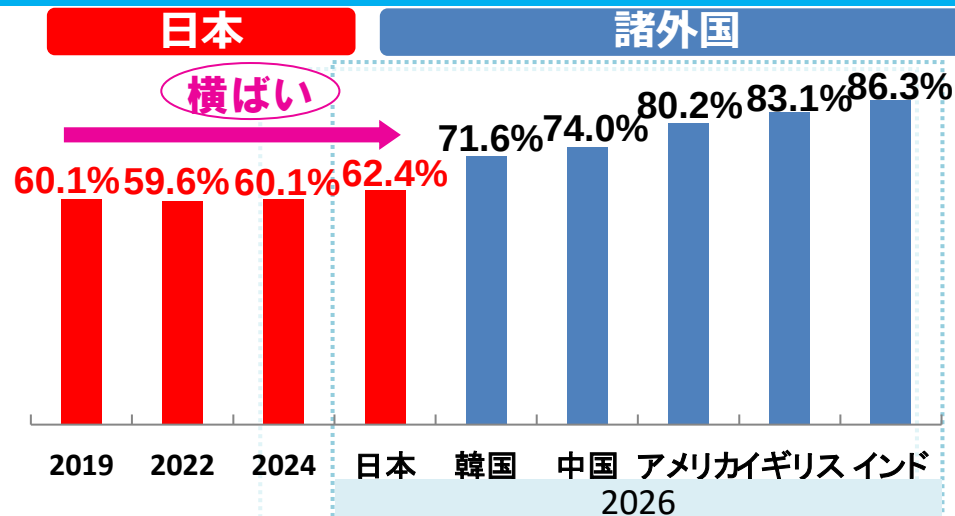
②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することは大切だと思う



③わたしの行動で国や社会を変えられると思う



④将来の夢を持っている

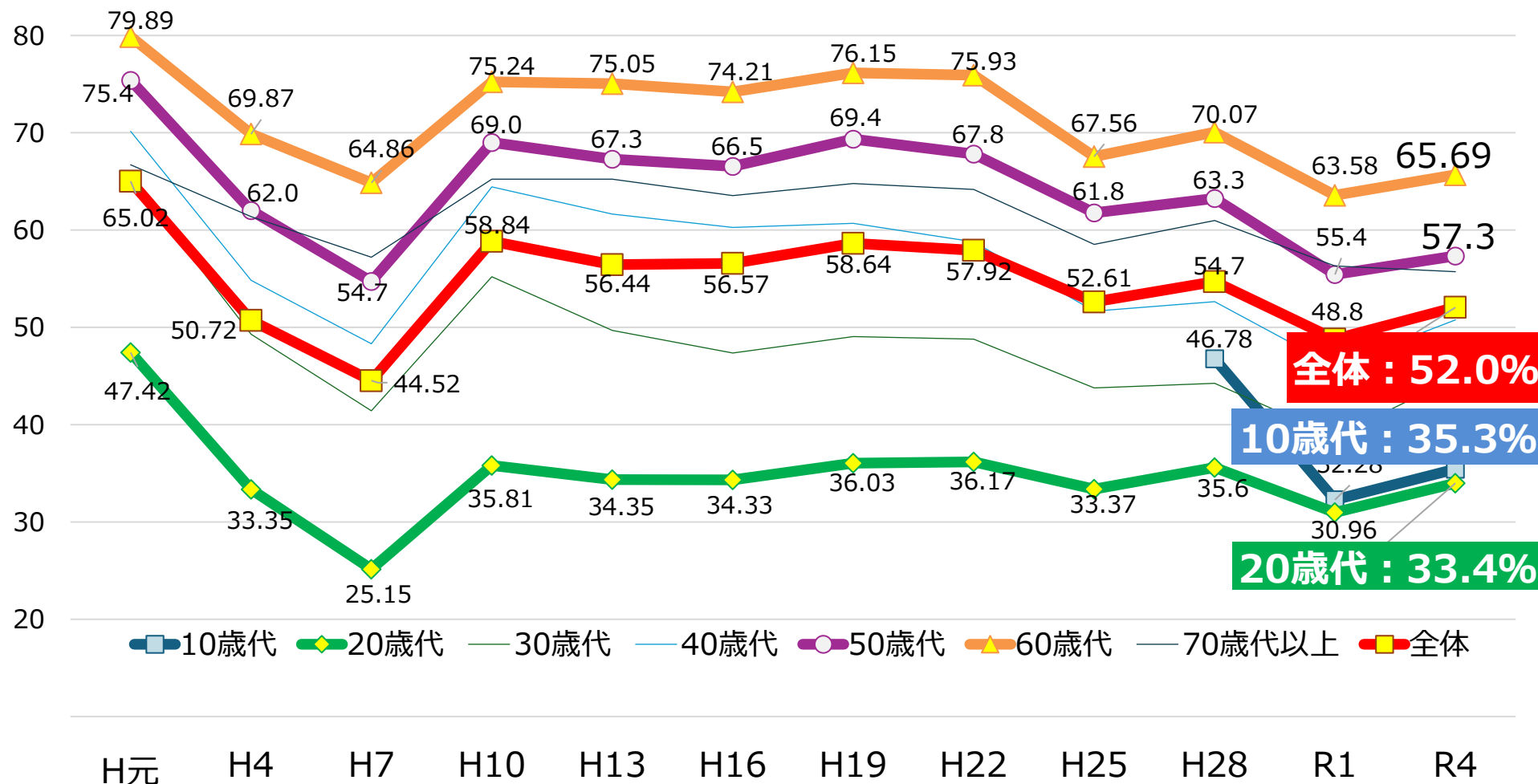


若者の投票率

参照：令和7年10月20日
第1回特別活動WG
資料1 p.26

10代、20代は投票率は約3割。若者の投票率は低い。

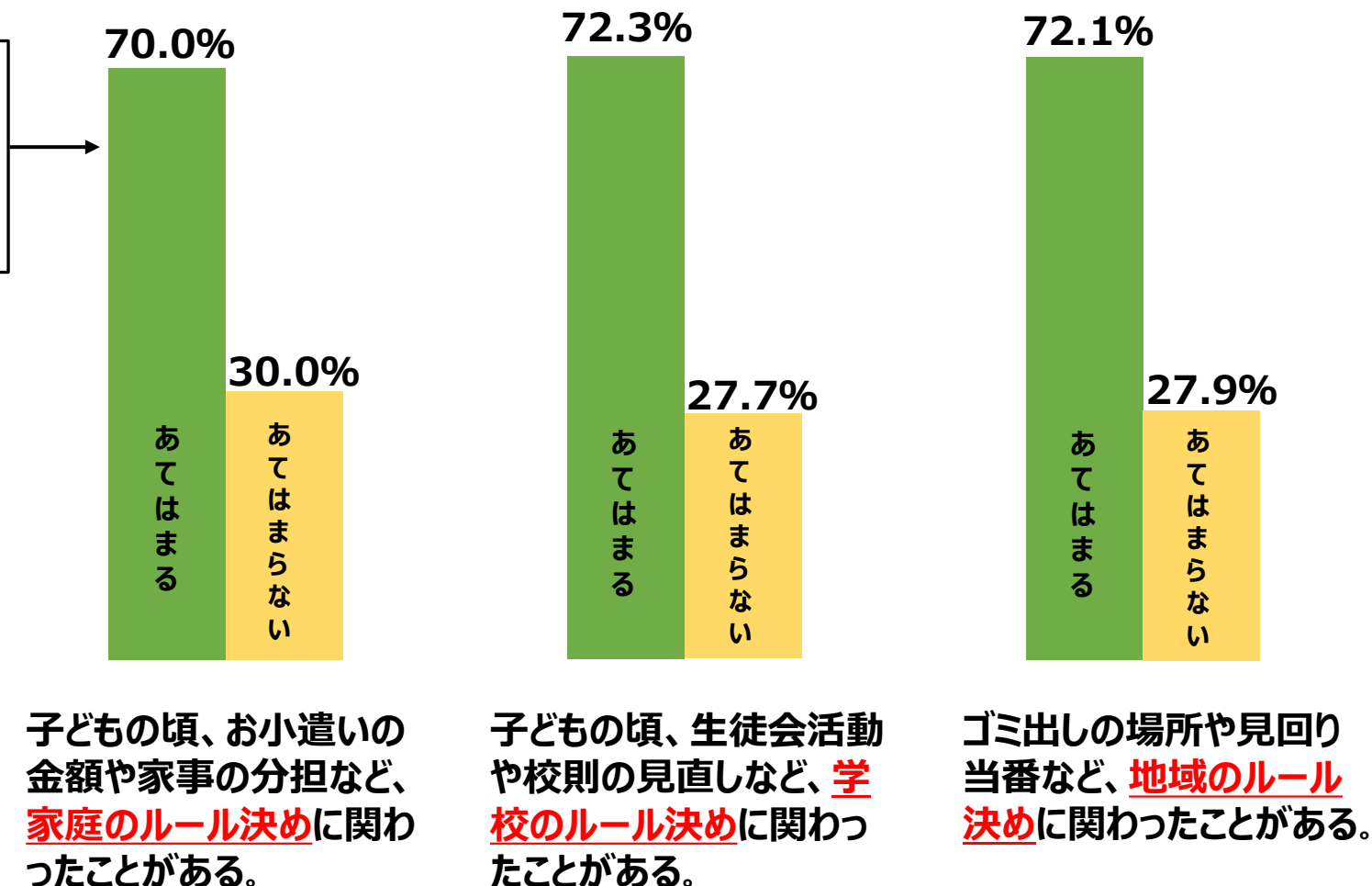
参議院議員通常選挙における年代別投票率（抽出）の推移



家庭や学校、地域において「ルール決めに関わった経験がある」 場合、「普段から投票に行っている」と回答する割合が高い

令和7年10月20日
第1回特別活動WG
資料1 p.27

「普段から選挙に行っている
(投票している)」への回答

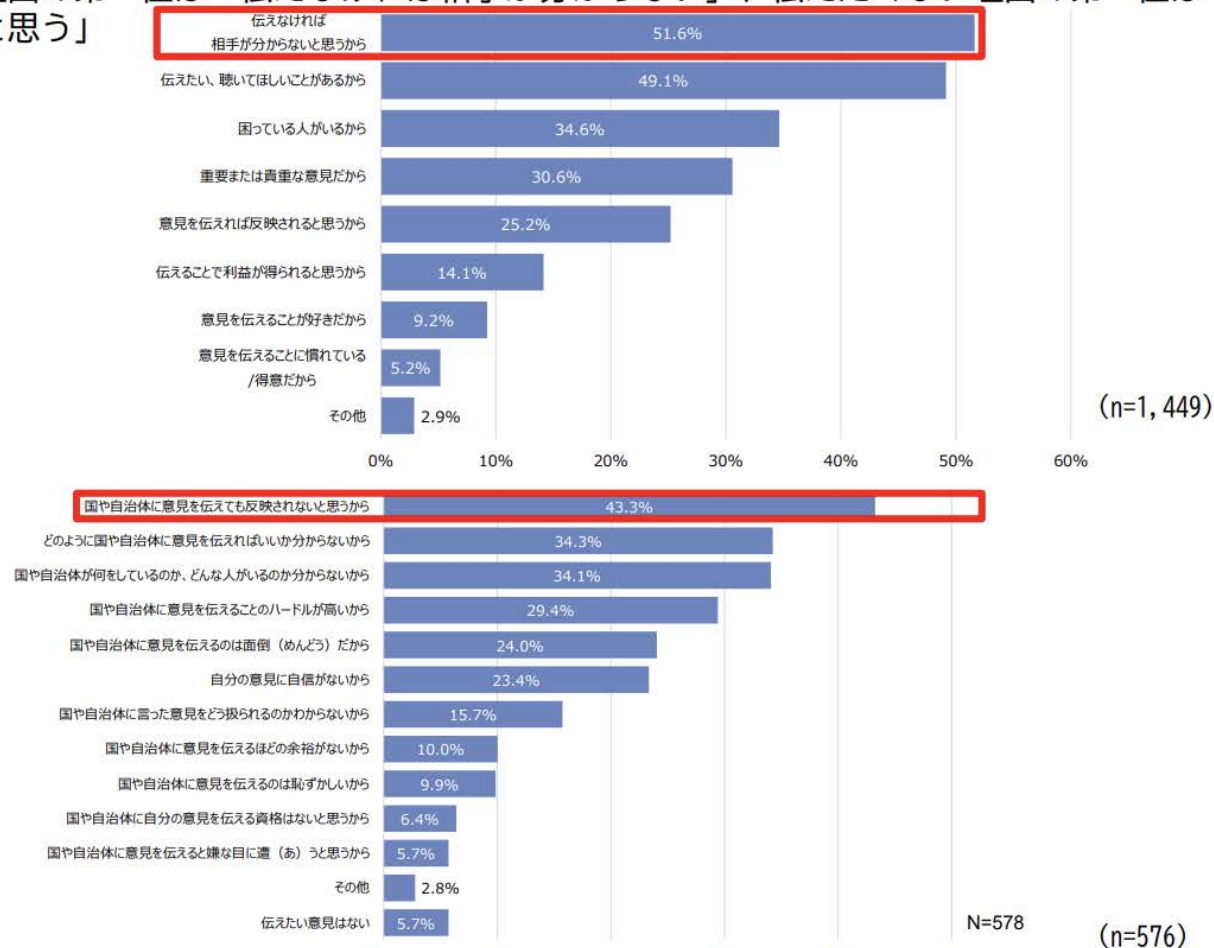


こども・若者は国や自治体に意見を「伝えなければ相手が分からないと思う」 「意見を伝えても反映されないと思う」と感じている割合が高い

「こども・若者の意見」のまとめ：Webアンケート

国や自治体に意見を伝えたい理由伝えたいと思わない理由

- 伝えたい理由の第一位は「伝えなければ相手が分からない」、伝えたくない理由の第一位は「伝えても反映されないと思う」



総則（道徳関係部分）抜粋①

小学校総則 ※中学校も同様

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は，**特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行う**ものであり，道徳科はもとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。

道徳教育は，**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

高校総則

第1の2

(2) 道徳教育や体験活動，多様な表現や鑑賞の活動等を通して，豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は，**人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図る**ものとし，各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。） ， 総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。） のそれぞれの特質に応じて，適切な指導を行うこと。

道徳教育は，**教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し，人間としての在り方生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。**

道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

総則（道徳関係部分）抜粋②

小学校総則 ※中学校も同様

第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

高校総則

○第7款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

2 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心を育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷①

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校のエ育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校のエ育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校のエ育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

平成30年

第1 小学校の基本と教育課程の役割

- 2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校のエ育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること

第6 道徳教育に関する配慮事項

- 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。
1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
2 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。
(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。
3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷②

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校のエ育活動全体を通じて行うものとし、道徳の時間はもとより、各教科及び特別活動においても、それぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。また、家庭や地域社会との連携を図り、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい人間関係の育成などにかかわる道徳的実践が促されるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、学校のエ育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間をはじめてとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校のエ育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達を考慮して、適切な指導を行わなければならない。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

平成30年

第1 中学校の基本と教育課程の役割

- 2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校のエ育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に配慮すること

第6 道徳教育に関する配慮事項

- 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。
1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
2 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をすること、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。
3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

総則（道徳関係部分）の記載の変遷③

※一つ前の改訂から追加された内容に下線

平成元年

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校のエデュケーション全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）及び特別活動のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

平成10年

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校のエデュケーション全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自律の精神や社会連帯の精神及び義務を果たし責任を重んずる態度や人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

平成20年

第1 教育課程編成の一般方針

2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校のエデュケーション全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

第5 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1 款の2 に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校のエデュケーション全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成すること。

平成30年

第1 款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

2 (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実を図ること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校のエデュケーション全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

第7 款 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、第6 款までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

1 各学校においては、第1 款の2 の（2）に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

2 道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。また、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心育てること、社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに関する指導が適切に行われるよう配慮すること。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

「道徳科における見方・考え方」 様々な事象を道徳的諸価値を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること

高等学校

「道徳教育」 (学校教育全体)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、（道徳的諸価値の理解を基に、自分自身の選択基準や判断基準を形成し）人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

「中核的な指導場面」

特別活動

公民科（公共（仮称）、倫理（仮称））

各教科等

公共（仮称）は共通必修科目として、倫理（仮称）は選択科目として検討中

校長のリーダーシップの下、
カリキュラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

中学校

「道徳教育」 (学校教育全体)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

「道徳科」
かなめ
(要の時間)

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
(=道徳性)

※道徳性の諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられない。

道徳科において、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関する指導を補い、一層深め、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする

特別活動

社会、各教科等

校長のリーダーシップの下、
カリキュラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

小学校

「道徳教育」 (学校教育全体)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

「道徳科」
かなめ
(要の時間)

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
(=道徳性)

※道徳性の諸様相である「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」は相互に関係し合っており、切り分けられない。

道徳科において、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関する指導を補い、一層深め、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする

特別活動

社会、各教科等

校長のリーダーシップの下、
カリキュラム・マネジメントを担う
道徳教育推進教師を軸に、
全ての教員が実施

幼児教育

【健康な心と体】

幼稚園生活の中で満足感や充実感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に動かしながら取り組み、見通しを持って自ら健康で安全な生活を作り出しているようになる。

【自立心】

自分の力で行うために思いを巡らし、自分でしなければならぬことを自覚して行い、諦めずにやり遂げることで満足感や達成感を味わいながら、自信を持って行動するようになる。

【協同性】

友達との関わりを通じて、互いの思いや考えなどを共有し、表現に向けて、工夫したり、協力したりする充実感を味わいながらやり遂げるようになる。

【道徳性・規範意識の芽生え】

よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、決まりの大切さが分かり守るようになる。

【社会生活との関わり】

家族を大切にしようとする気持ちを持ちつつ、いろいろな人と関わりながら、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に一層の親しみを持つようになる。／・情報を伝え合ったり、情報に基づき思いを合わせたりするようになる。公共の施設を大切にしたり、社会全体とのつながりの意識等が芽生えるようになる。

【思考力の芽生え】

身近な事象に好奇心や探究心を持って思いを巡らしながら積極的に関わり、物の性質や仕組み等に気付いたり、予想したり、工夫したりなどして多様な関わりを楽しむようになる。友達と考えを思い合わせるなどして、新しい考えを生み出す喜びを感じながら、よりよいものにするようになる。

【自然との関わり・生命尊重】

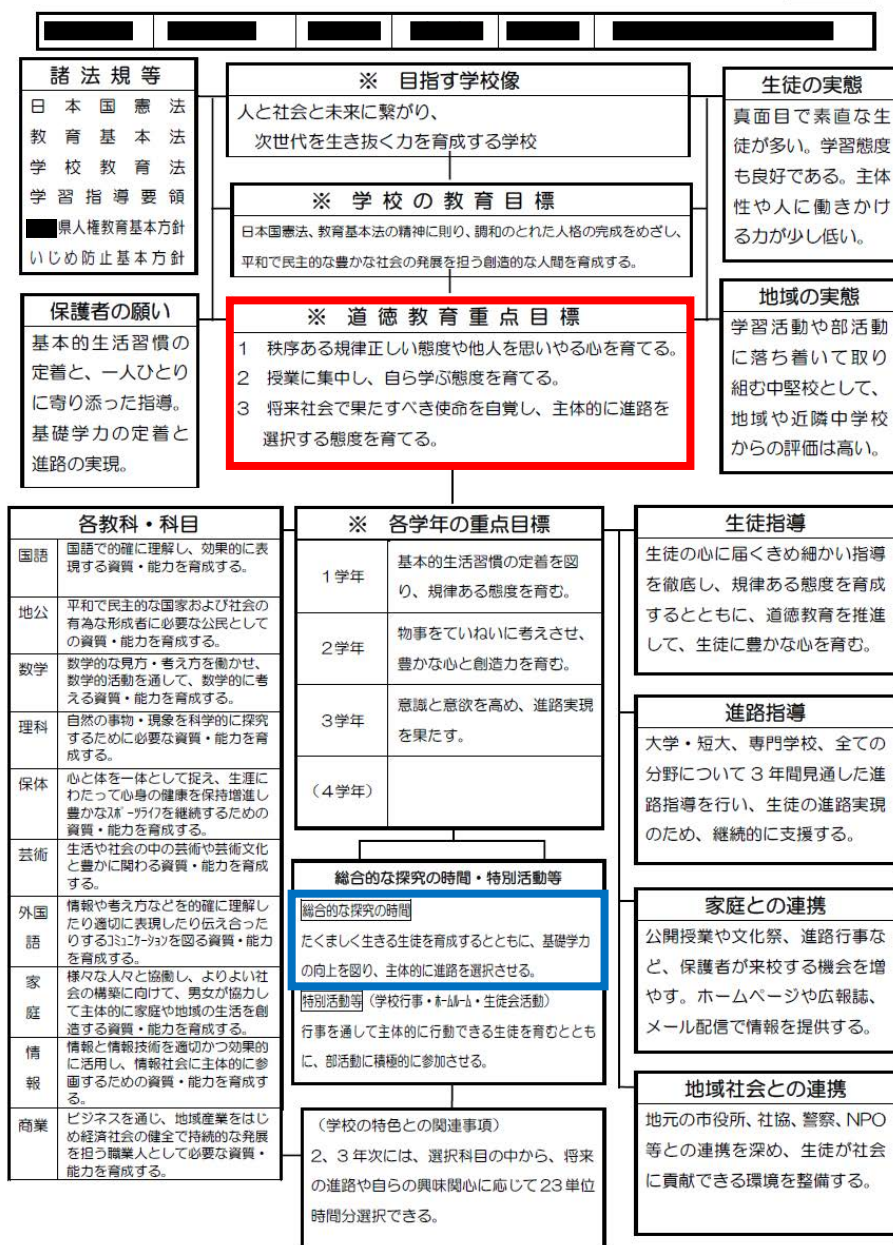
・自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、身近な事象に関心への関心が高まりつつ、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。
・身近な動植物を命あるものとして、いたわり大切にする気持ちを持つようになる。

道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、生活技術の習熟度などに応じて深まる

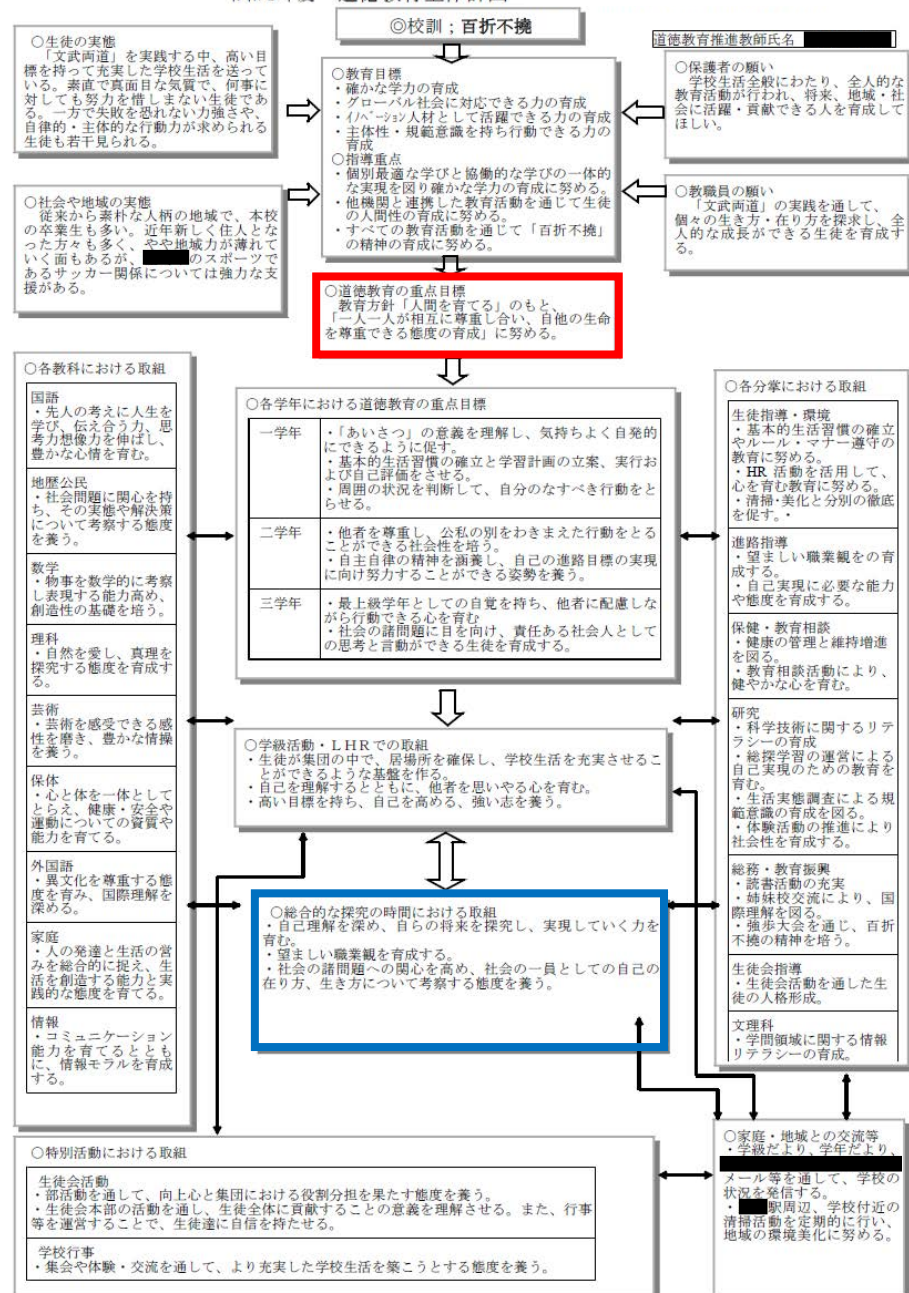
高校における道德教育の全体計画の例①

令和7年度 道德教育全体計画

様式1

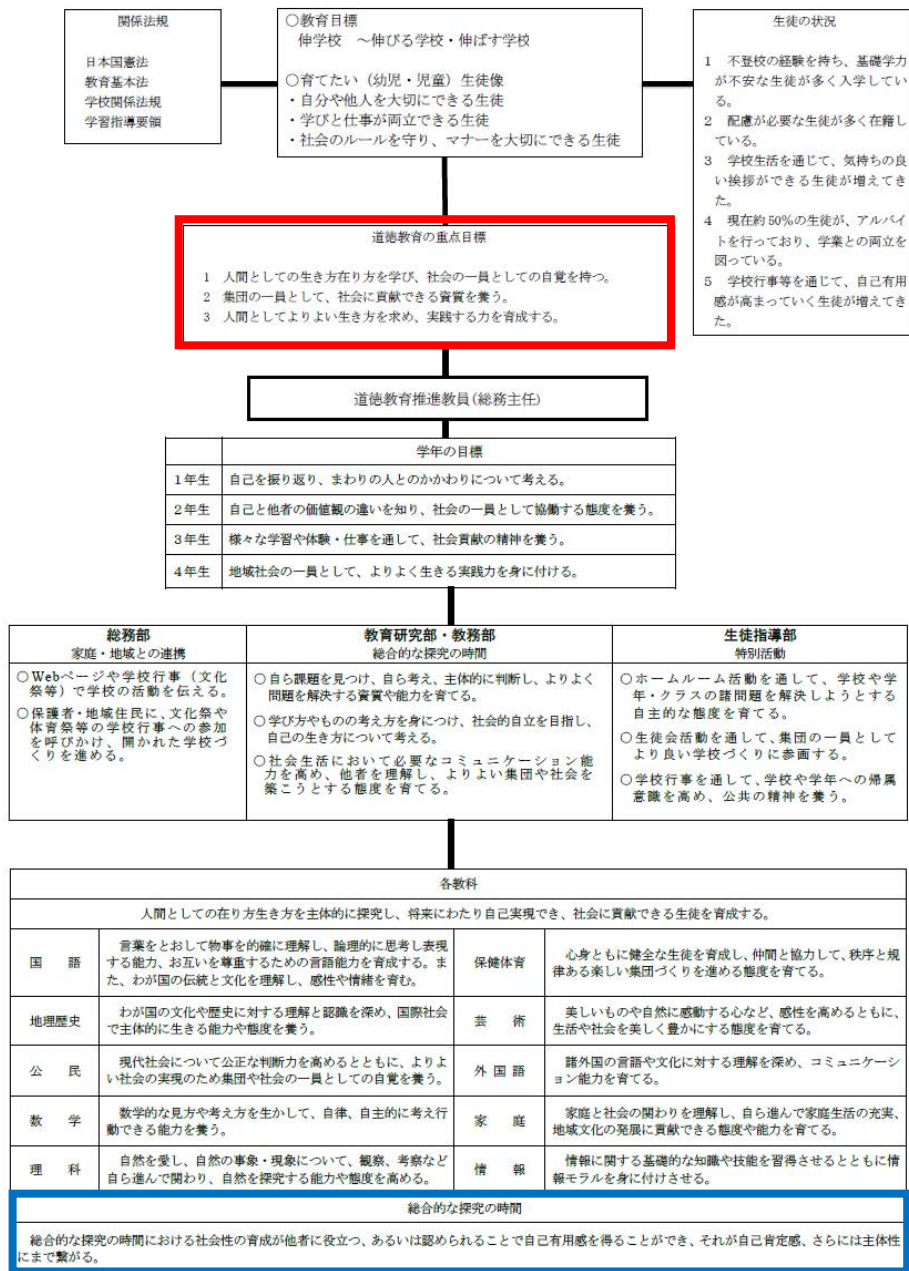


令和8年度 道德教育全体計画

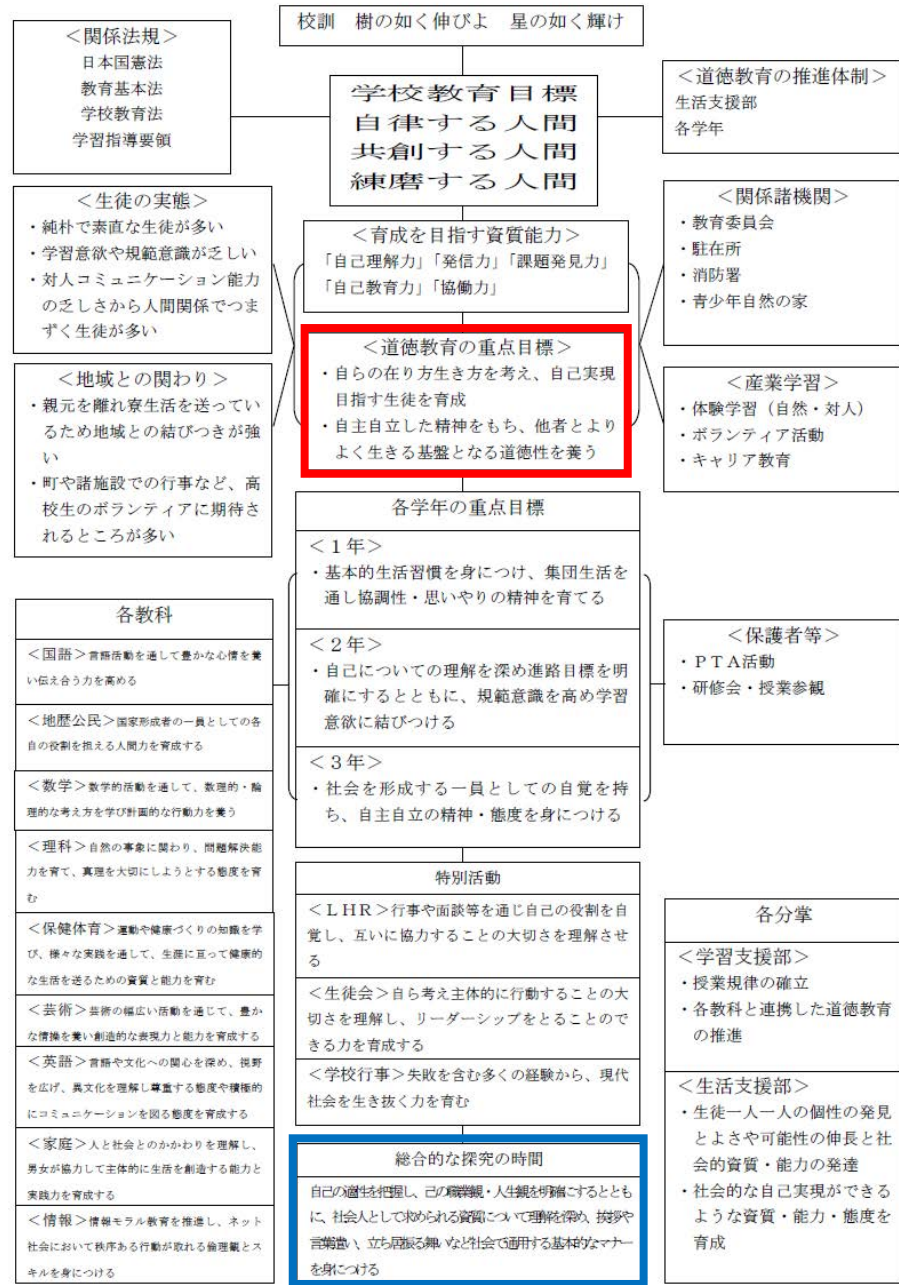


高校における道德教育の全体計画の例②

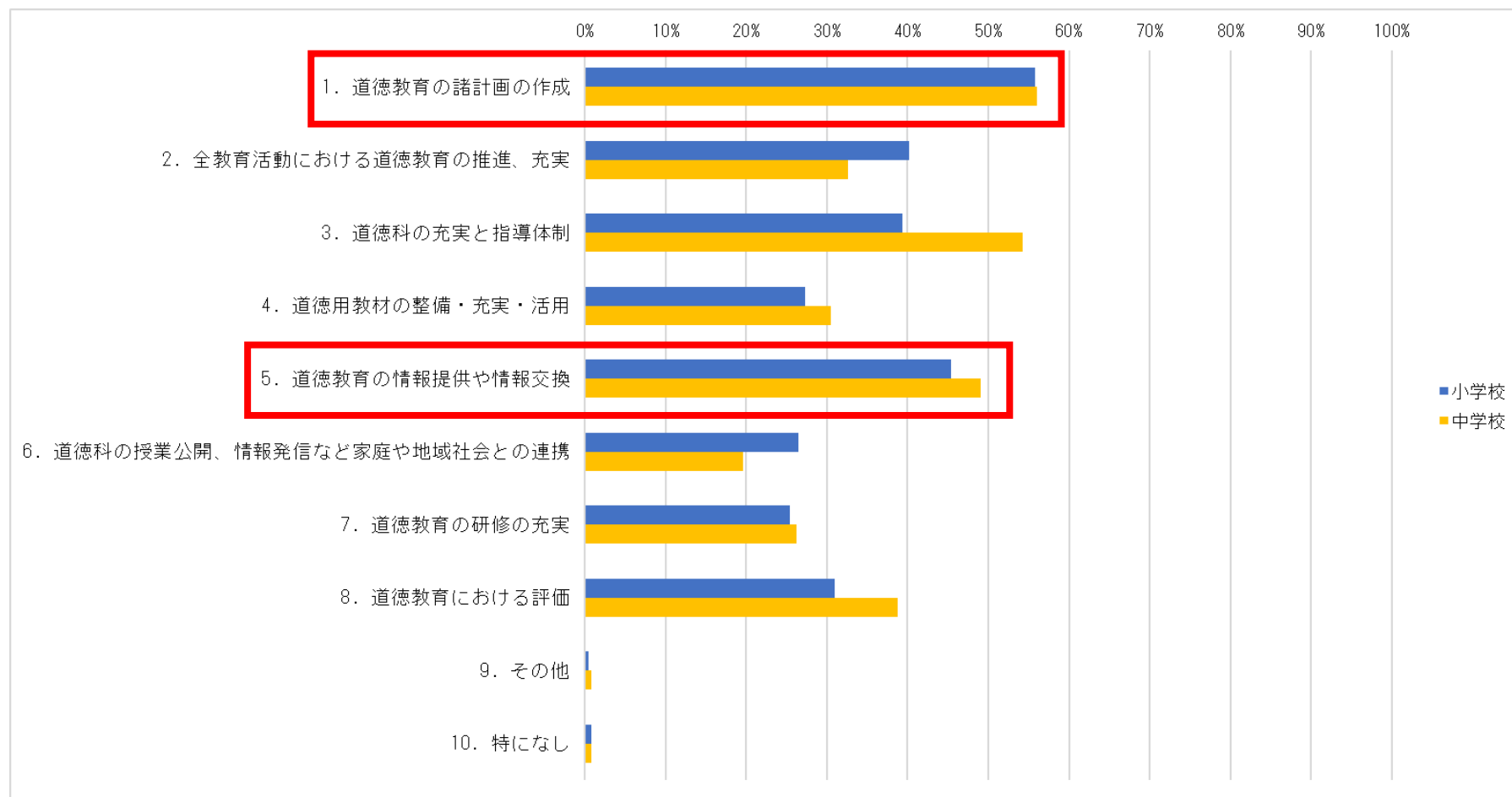
令和7年度 道德教育 全体計画



令和8年度 道德教育全体計画



【設問10】 道徳教育推進教師が重点を置いて取り組んでいること（複数回答可）



道徳教育推進教師の取組について、過半数の学校が「道徳教育の諸計画の作成」、4割以上の学校が「道徳教育の情報提供や情報交換」に重点を置いている。



2. 目標、見方・考え方及び構造化の在り方

道徳教育で育成する資質・能力としての道徳性と、道徳教育・道徳科の学習の過程との関係をイメージしたもの。

道徳教育、道徳科の意義、特質から、これらの要素を分節して評価を行うことはなじまない。

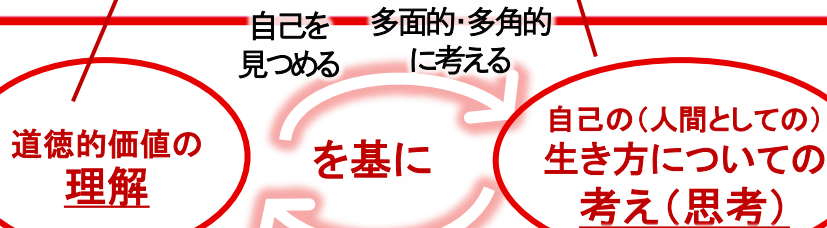
	道徳的諸価値の理解と 自分自身に固有の 選択基準・判断基準の形成	生徒一人一人の 人間としての在り方生き方 についての考え(思考)	人間としてよりよく生きようとする 道徳性
高等学校	○ <u>道徳的諸価値の理解に基づき、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成すること</u> など	○ <u>物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自分自身の人間としての在り方生き方についての考えを深めること</u> など	○人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性 ・道徳的価値が大切なことなどを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるか判断する能力(道徳的判断力) ・人間としてのよりよい生き方や善を指向する感情(道徳的心情) ・道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え(道徳的实践意欲と態度) など
小学校、中学校	○ <u>道徳的諸価値の意義及びその大切さなどを理解すること</u> ・人間としてよりよく生きる上で、道徳的価値は大切なことであるというこの理解 ・道徳的価値は大切であっても、なかなか実現することができないことの理解 ・道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は多様であるということを前提とした理解 など	○ <u>自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深めること</u> (中学校) ・人生の意味をどこに求め、いかによりよく生きるかという人間としての生き方を主体的に模索する ・人間についての深い理解を鏡として行為の主体としての自己を深く見つめる (小学校) ・道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止める ・他者の多様な考え方や感じ方に触れることで、自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめる ・生き方の課題を考え、それを自己(人間として)の生き方として実現しようとする思いや願いを深める など	○自己の(人間としての)生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性 ・道徳的価値が大切なことなどを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるか判断する能力(道徳的判断力) ・人間としてのよりよい生き方や善を指向する感情(道徳的心情) ・道徳的価値を実現しようとする意志の働き、行為への身構え(道徳的实践意欲と態度) など

道徳科

【学習】

道徳科の学習活動を支える要素

道徳教育・道徳科で育てることを目指す
資質・能力



学習を通して

道徳性を養うために行う道徳科における学習

道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習

【評価】

積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行う道徳科の「学習状況及び道徳性に係る成長の記録」

観点別評価や他の児童生徒との比較ではなく、個人内評価として見取ったことを記述により表現する評価。個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえ、道徳科の学習を通じて、多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値を自分自身との関わりの中で深めようとしているかどうか注目する。

（H28.7.29初等中等教育局長通知）

道徳教育の要として補い、深め、相互の関連を考えて発展・統合させる

各教科等

【学習】

各教科等の目標に基づく固有の指導

【評価】

「学びに向かう力、人間性等」に係る個人内評価

道徳性の育成は、「学びに向かう力・人間性」に深く関わる。「学びに向かう力・人間性」には、各教科等における観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれない部分がある。こうした部分については、個人内評価（個人の良い点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る。

（H28.8.1「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ（素案）」教育課程企画特別部会）

各教科等で育成する資質・能力
「学びに向かう力、人間性等」

道徳性

道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度

基盤となる

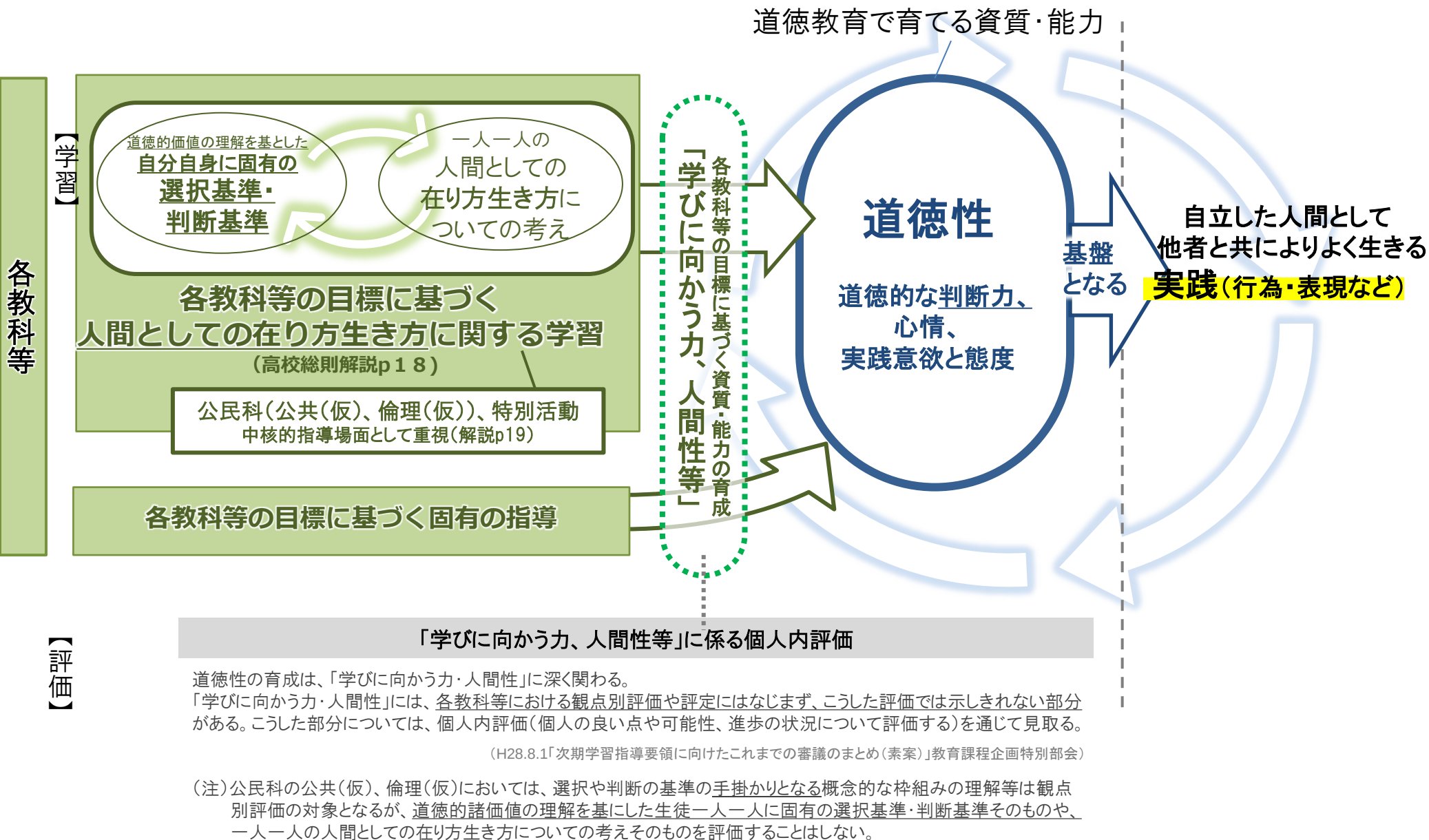
自立した人間として
他者と共によりよく生きる
実践（行為・表現など）

（学校生活全体において具体的な行動として見られる部分）

児童生徒の具体的な行動に関する
「行動の記録」

各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童生徒の具体的な行動について記載する。

※ 本図は道徳性の育成に関わる学習（活動）に着目して整理したものであり、この他にも、道徳性が養われる過程には様々な整理の仕方があると考えられる。（例えば、実践を通して道徳性が養われることもある。）



※ 本図は道德性の育成に関わる学習(活動)に着目して整理したものであり、この他にも、道德性が養われる過程には様々な整理の仕方があると考えられる。(例えば、実践を通して道德性が養われることもある。)

「見方・考え方」に関する前回改訂時答申の記載について

②課題を踏まえた道德教育の目標の在り方

○ 小・中学校学習指導要領においては、今回の改正により、道德教育と道德科の目標を「よりよく生きるための道德性を養う」ものであると統一した。その上で、道德科の目標は「道德性を養う」ための学習活動を更に具体化して示す観点から、「道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と規定した（括弧内は中学校学習指導要領における表記）。

○ 道德教育・道德科で育成することを目指す資質・能力と、今回の学習指導要領改訂において整理する資質・能力の三つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」）との関係については、人格そのものに働き掛け、道德性を養うことを目的とする道德教育の特質を考慮する必要がある。このため、「道德教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）の報告（平成28年7月22日）では、資質・能力の三つの柱との関係について、道德科の学習活動に着目した捉え方を示している。

○ 学習指導要領の一部改正により、小・中学校の道德科においては、目標の中で、「道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」学習を通して道德性を養うことが明確に示された。この道德性を養うために行う道德科における学習は、「道德的諸価値の理解」と「自己の（人間としての）生き方についての考え」といった要素により支えられている。道德科の学習の中で、これらが相互に関わり合い、深め合うことによって、道德教育・道德科で育成することを目指す資質・能力である「道德性」を養うことにつながっていく。

○ 高等学校においては、人間としての在り方生き方についての教育の中で、小・中学校における道德科の学習等を通じた道德的諸価値の理解を基にしながら、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。

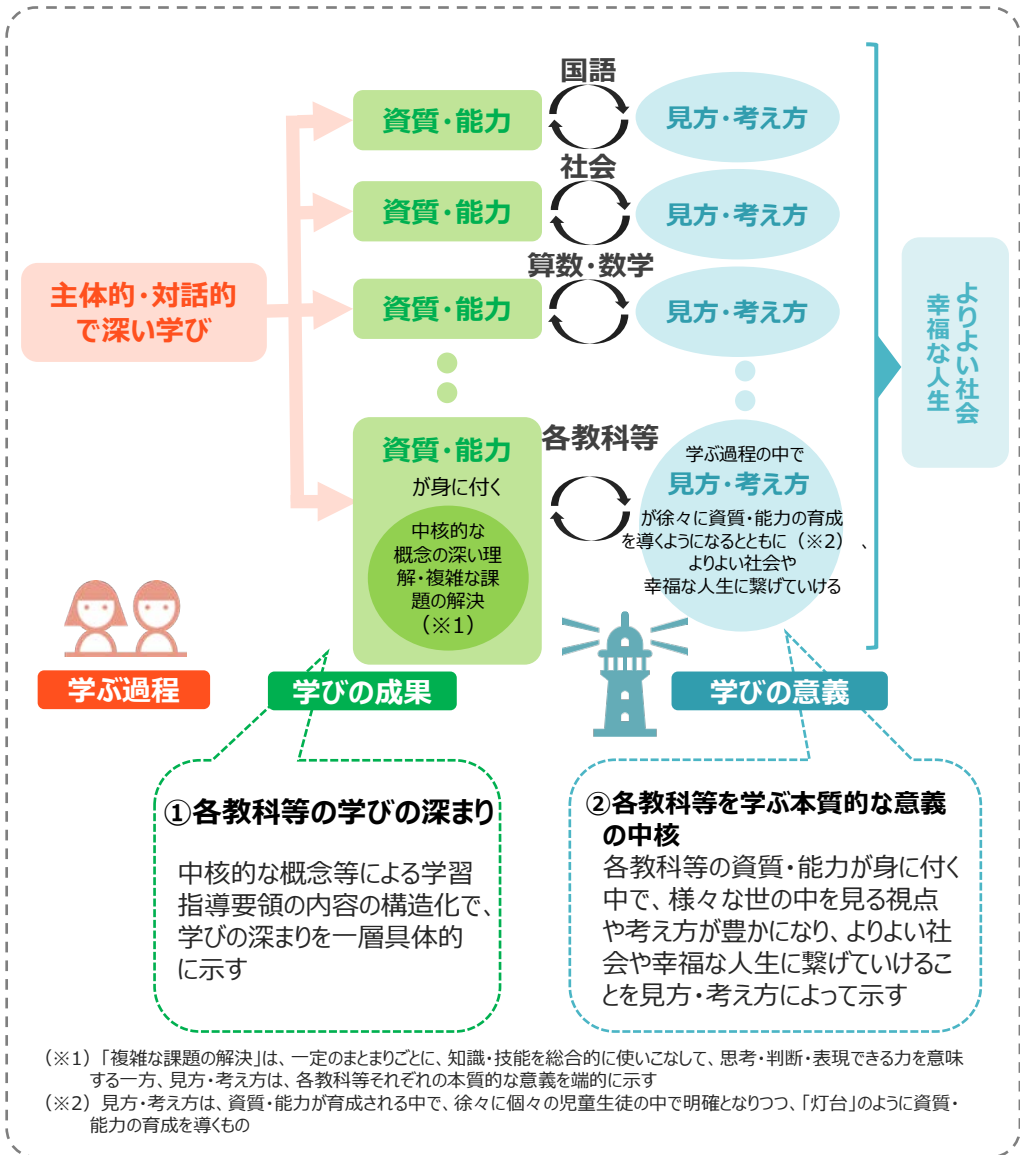
○ また、小・中・高等学校のいずれにおいても、各教科等において、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を育成することは、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を育てることに深く関わっている。

○ こうしたことを踏まえると、道德教育と資質・能力の三つの柱との関係については、道德教育・道德科の学習の過程に着目して、道德性を養う学習を支える重要な要素である「道德的諸価値の理解と自分自身に固有の選択基準・判断基準の形成」、「人間としての在り方生き方についての考え」及び道德教育・道德科で育成することを目指す資質・能力である「人間としてよりよく生きる基盤となる道德性」の三つが、各教科等で育成することを目指す資質・能力の三つの柱にそれぞれ対応するものとして整理することができる。ただし、前述のような道德教育の意義、特質から、これらの要素を分節して観点別に評価を行うことはなじまないことに留意する必要がある。

○ これらのことは改訂後の小・中学校の道德科の目標等に示されているものと言えるため、改めて小・中学校の道德科の目標を改訂し直すのではなく、指導資料の作成等を通じて周知していく中で分かりやすく示していくことが必要である。

○ 高等学校学習指導要領総則の中で示している高等学校の道德教育の目標等については、先に行われた小・中学校学習指導要領の改訂を踏まえつつ、高等学校全体で、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく思考力・判断力・表現力等や、これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の育成が求められていることに対応し、公民科に新たに設けられる「公共」や「倫理」及び特別活動を、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導場面として関連付けを図る方向で改善を行う。

今後の見方・考え方の役割の改善イメージ



※従前の見方・考え方の整理は、見方・考え方が資質・能力の一部と誤解される遠因となっていたことから改善を図り、見方・考え方は、資質・能力（中核的な概念等を含む）の育成を的確な方向性に導くとともに、よりよい社会や幸福な人生に繋げていける学びの本質的な意義として整理する

1. 見方・考え方を含む目標の柱書きの示し方と改善の方向性

【現行】各教科等の目標の柱書（例：中学校国語）

言葉による見方・考え方を働かせ（**見方・考え方**）、言語活動を通して（**学習過程**）、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力（**資質・能力の趣旨**）を次のとおり育成することを目指す

【現行の解説】見方・考え方の記述

「対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること」

<現行の記述ぶりの課題>

- 現在、各教科等の目標の柱書には、①見方・考え方、②教科に特徴的な活動、③資質・能力の趣旨が記載されており、冗長で分かりにくいとの指摘。一方、特に「見方・考え方」の具体は解説に落とされており、併せて読まないといけない。

<論点整理で示されたこと>

- 論点整理では、「見方・考え方」を、各教科等を学ぶ本質的な意義の中核に焦点化した上で、その具体を、解説ではなく学習指導要領本体に位置付ける方向性を示している
- また、論点整理では、「見方・考え方」の意義について、「様々な世の中を見る視点や考え方が豊かになることで、徐々に資質・能力教科固有のの育成を導く」といった観点だけでなく、「よりよい社会や幸福な人生に繋げる」とも位置付けており、学校教育のみならず、その後の人生でも豊かに働くことを視野に入れている

分かりやすく、使いやすいを目指す上で

- 特定の学校種・教科で育成したい資質・能力の趣旨等を端的に表す目標の柱書に、卒業後まで視野に入れた見方・考え方まで含めて書き下すと焦点が定まらなくなる
- 目標の柱書は、育成したい資質・能力の趣旨や固有の学習過程を端的に示すべきであり、見方・考え方は、目標直下に別途欄を設け記載してはどうか

2. 1.を踏まえた書きぶり（イメージ）

（目標）

● ● する資質・能力（**資質・能力の趣旨**）について、● ● することなどを通して（**学習過程**）、次のとおり育成することを目指す。

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力・人間性等
--------	--------------	--------------

（見方・考え方）

● ● （**当該教科で扱う事象や対象**）を● ● （**当該教科固有の物事を捉える視点**）の視点から捉え（に着目して捉え）、● ● （**当該教科固有の考え方や判断の仕方**）すること。

（見方・考え方に含める要素）

- 見方・考え方については、以下のような要素を含めることを基本に、各教科等の特質に応じて検討してはどうか
 - ① 当該教科等が扱う事象や対象
 - ② 当該教科固有の物事を捉える視点
 - ③ 当該教科固有の考え方や判断の仕方
- これらの要素を示す事により、教師が児童生徒の学習・指導を構想する際に「教科の本質を外していないか」を確かめられるものとなっているかという視点を大切にすることが重要ではないか

（見方・考え方の書きぶりに共通する留意事項）

- これまで各教科等の見方・考え方の書きぶりで示していた各教科等の深まりの鍵を示す部分は、構造化により示す中核的な概念等を通じて示すこととしているため、新たな見方・考え方の書きぶりについては現在よりも短く端的に示すことを基本としてはどうか
- 当該教科等を学ぶ本質的な意義の中核をわかりやすく示す観点からは、経験の浅い教師が読んでも端的に理解可能な記述となっているかという視点を重視して示し方を検討してはどうか（学習・指導を通じて、最終的に児童生徒が意識できるかという点も留意）

探求という用語について

道徳教育においては、自分自身の在り方生き方を「探し求める」という趣旨で「探求」という言葉を小中高通じ、一般的な言い回しとして使用している。

	小学校	中学校	高等学校
総則（道徳教育）	第1の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>自己の生き方</u>を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。	第1の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>人間としての生き方</u>を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。	第1款の2の(2) 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、<u>生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方</u>を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。
	【本則】0か所	【本則】0か所	【本則】5か所（総則1、公共2、特活2）
記載数	【解説】 ・道徳：1か所	【解説】 ・総則：3か所（道徳教育との関係） ・道徳：2か所 ・特活：2か所（学活（2）に記載）	【解説】 ・総則：8か所 （道徳教育5、総合学科の「産業社会と人間」2、公民1か所） ・公民：25か所（公共13、倫理9、総則3か所） ・特活：12か所（HR8、生徒会1、行事1、内取2か所）
解説の記載例（小中は道徳科、高校は公民科）	ウ 人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの 道徳科の学習は、「人生いかに生きるべきか」という生き方の問いを考えると言い換えることができ、道徳科の指導においては、児童のよりよく生きようとする願いに応えるために、児童と教師が共に考え、共に<u>探求</u>していくことが前提となる。 （第4章第4節2道徳科に生かす教材）	人間としての生き方についての自覚は、人間とは何かということについての<u>探求</u>とともに深められるものである。生き方についての<u>探求</u>は、人間とは何かという問いから始まるとしてもよい。人間についての深い理解なしに、生き方についての深い自覚が生まれるはずはないのである。言い換えれば、人間についての深い理解と、これを鏡として行為の主体としての自己を深く見つめることとの接点に、生き方についての深い自覚が生まれていく。そのことが、主体的な判断に基づく適切な行為の選択や、よりよく生きていこうとする道徳的実践へつながっていくこととなる。このような視点に立って、生徒が人間としての生き方について考えを深められるように様々な指導方法の工夫をしていく必要がある。 （第2章第2節3（3）人間としての生き方についての考えを深める）	社会に参画する自立した主体とは何かを問い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方を<u>探求</u>するについては、社会を構成する全ての個人が最大限に尊重され、一人一人の幸福が実現できる社会の形成と維持に向けて他者と協働できる主体となるために必要なことは何かを自ら問い、そのことを通して人間としての在り方生き方を<u>探求</u>することを意味している。人間としての在り方生き方に関する教育については、「高等学校学習指導要領解説 総則編」でも示しているように、生徒が生きる主体としての自己を確立する上での核となる自分自身に固有な選択基準ないし判断基準、つまり人生観、世界観ないし価値観を形成することを目指すものである。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自分の考えを深めることにより形成されてくるものであることを踏まえて、人間としての在り方生き方に関する適切な問いを立てて<u>探求</u>することが大切である。 （第2章第1節公共2内容とその取扱い）

特別活動における「探求」の記載例

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編（p.50－51）

学級活動の内容（2）においては、例えば次のとおり資質・能力を育成することが考えられる。

- 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全といった、自己の生活上の課題の改善に向けて取り組むことの意義を理解し、適切な意思決定を行い実践し続けていくために必要な知識や行動の仕方を身に付けるようにする。
- 自己の生活や学習への適応及び自己の成長に関する課題を見だし、多様な意見をもとに自ら意思決定をすることができるようにする。
- 他者への尊重と思いやりを深めてよりよい人間関係を形成しようとしたり、他者と協働して自己の生活上の課題の解決に向けて悩みや葛藤を乗り越えながら取り組もうとしたりするとともに、将来にわたって自他の健康で安全な生活づくりに配慮しようとする態度を養う。

この内容では、学級活動の目標に「話し合いを生かして」とあるように、生徒が共通する問題を取り上げ、話し合いを通してその原因や対処の方法などについて考え、自己の課題の解決方法などについて意思決定し、強い意志をもって悩みや葛藤を乗り越えながら粘り強く実行していく活動が中心になる。指導に当たっては、学級の生徒の相互理解を深め、共に課題の解決に取り組んでいこうとする意欲を育て、自他の尊重に基づく健全な生き方を探求できるよう工夫することが大切である。また、生徒が意思決定したことを将来にわたって生かすことができるように助言することが大切である。その際、生徒にとって切迫感のある題材を取り上げたり、生徒が自分事として捉えることができるよう、指導方法や提示する資料の工夫を行ったりすることが重要である。各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの指導との密接な関連を図り、学年や生徒の発達の段階に即して計画的・系統的に指導を行うことが大切である。

学級活動の（2）は、アからオまでの五つの内容からなり、いずれについても題材として様々な取り上げ方が可能なものであるが、指導に当たっては、日常のあらゆる教育活動を通して進められる生徒指導との関連を図り、自己探求や自己の改善・向上の視点から、人間としての生き方についての自覚を深め、社会の中で自己を正しく生かす資質・能力を養うことと広く関わらせながら指導することが大切である。

高等学校 学習指導要領（平成30年告示）（p.478－479）

〔ホームルーム活動〕

1 目 標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考え実践できるよう指導する。

（1）ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決 ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚 ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

ウ 学校における多様な集団の生活の向上 生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合って決めること。

（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成 自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を発揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。

イ 男女相互の理解と協力 男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。

ウ 国際理解と国際交流の推進 我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとする事

3. 1. 及び 2. を踏まえた今後の対応

- 以上のように、示す要素は同一でもその示し方は以下の2つのパターンが考えられる。各教科等では、2つのパターンから各教科等の特質に応じた学習過程の改善を図る上で、教師にイメージがより掴みやすいと考えられる方を選択し、形式の具体について各教科等WGで検討を深めることとしてはどうか
 - ✓「知・技」の内容のまとまりに対応した「思・判・表」を並列で示す、「並列」パターン
 - ✓「思・判・表」の深まりを「知・技」が支えることを示す、「並行」パターン
- なお、現行でも「知・技」「思・判・表」それぞれごとに内容を示していない、「生活」「特別活動」「道徳」「総合的な学習（探究）の時間」や幼稚園教育要領における内容の示し方については、上記のパターンの考え方を踏まえつつ、それぞれの教科・領域に適した表形式による示し方について、各WGで検討してはどうか
- なお、今回の表形式化は、欄に分けて記載された事項を一体的に、順序立てて見ることで、資質・能力に関する理解が深まり、教師の質の高い授業作りに繋がっていくことを期待して行うものである。したがって、単に見やすさのみを求めたり、表にすることが自己目的化したりすることなく、各教科等の特質に応じた学習過程の改善に繋がるように各WGで検討を深めることが重要。その際、表で端的かつ直感的な理解を保障しつつ、学習過程のデザインが具体的にイメージできるような説明が本文や解説で加えられることにより、より一層立体的な理解が可能になるのではないかと。

4. 「タテ」の関係、「ヨコ」の関係の用語

- こうした考え方を表形式で示す場合、「並列」パターンでは、資質・能力の深まりを上下で、資質・能力の一体的育成の関係を左右で確認できるため、「タテ」「ヨコ」の関係の可視化という言葉がイメージしやすい。一方で、「並行」パターンでは、資質・能力の深まりは左右で、一体的育成の関係は上下で確認することとなるため、「タテ」「ヨコ」という語感とのズレが生じ、分かりにくいとの指摘もある
- このため、「タテ」「ヨコ」の関係の可視化という表現は今後用いず、「資質・能力の深まり」「資質・能力の一体的育成」の可視化といった表現を用いて示していくことが考えられるのではないかと

表形式による構造化パターン①（並列パターン）

令和7年10月14日
第2回総則・評価特別部会
資料1-1 p.9

資質・能力の一体的育成の可視化

資質・能力の深まりの可視化

(1) 項目名		
	知識及び技能に関する統合的な理解	思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮
	この内容のまとまりを通じて獲得して欲しい統合的な理解等を示す（検討項目④で詳細を検討）	この内容のまとまりにおける知識及び技能を活用しつつ、思考力、判断力、表現力等を総合的に発揮して複雑な課題を解決できる力を示す（検討項目④で詳細を検討）
○学年相当	(小見出し) ・ ・ (小見出し) ・ ・ 右に示す思考・判断・表現の過程で、上に示す統合的な理解を獲得するために必要な要素となる知識及び技能を示す（検討項目⑤で詳細を検討）	(小見出し) ・ ・ (小見出し) ・ ・ 左に示す知識及び技能を活用しながら、上に示す複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力、判断力、表現力等を示す（検討項目⑤で詳細を検討）
○学年相当	(小見出し) ・ ・ (小見出し) ・ ・	知識及び技能に対応する思考力、判断力、表現力等が共通する場合など、分けて示す必要がない場合は、可能な限り繰り返しを避け、セルを統合して示すなど簡素な示し方となるよう工夫する。
○学年相当	(小見出し) ・ ・ (小見出し) ・ ・	
(内容の取扱い)		

想定する指導学年を明示する場合は、「○学年相当」という形で示す。
(示さない場合や、複数学年毎に示す場合、単学年毎に示す場合など柔軟に対応)

表形式による構造化パターン②（並行パターン）

令和7年10月14日
第2回総則・評価特別部会
資料1-1 p.11

資質・能力の深まりの可視化

		○学年相当	○学年相当	○学年相当
思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮 知識・技能を活用しつつ、思考力・判断力・表現力等を総合的に発揮して複雑な課題を解決できる力を示す（検討項目④で詳細を検討）	(1) 項目名	(小見出し) ・ ・	(小見出し) ・ ・	(小見出し) ・ ・
	(2) 項目名	(小見出し) ・ ・	下に示す知識及び技能を活用しながら、左に示す複雑な課題の解決をする上で必要な要素となる思考力、判断力、表現力等を示す。 （検討項目⑤で詳細を検討）	
	(3) 項目名	(小見出し) ・ ・		
知識及び技能に関する統合的な理解 この内容のまとまりを通じて獲得して欲しい統合的な理解等を示す（検討項目④で詳細を検討）	(1) 項目名	(小見出し) ・ ・	左に示す統合的な理解を獲得し、上に示す思考・判断・表現を豊かにするために必要となる知識及び技能を示す（検討項目⑤で詳細を検討）	
	(2) 項目名	(小見出し) ・ ・		
	(3) 項目名	(小見出し) ・ ・	学年相当に分けて示す必要がない場合は、可能な限り繰り返しを避け、セルを統合して示すなど簡素な示し方となるよう工夫する。	
	(4) 項目名	(小見出し) ・ ・		
(内容の取扱い)				

資質・能力の一体的育成の可視化

※表の読み方を示す柱書きや、見出しや各項目の番号の示し方等の平仄については告示の検討に際して技術的に検討

1. 「高次の資質・能力」の可視化の目的

- 検討項目③では表形式での内容の構造化で、
 - ✓ 「知・技」「思・判・表」の深まりの可視化
(従前の「タテ」の関係の可視化)
 - ✓ 「知・技」「思・判・表」の一体的育成の可視化
(従前の「ヨコ」の関係の可視化)
- を図ることにより、資質・能力の関係性の理解に基づき、それらを一体的に育成する単元づくりを助け「深い学び」を具現化しやすくする方策を検討した
- このうち特に、「知識及び技能の統合的な理解」「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」(※以下、総称して「高次の資質・能力」)を示すことについては、「知・技」「思・判・表」の深まりの可視化を通じて「深い学び」を実現する単元づくりのイメージを教師が持てるようにする役割を担うもの

※論点整理では、「知・技」の深まりを示すものを「中核的な概念の深い理解」、「思・判・表」の深まりを示すものを「複雑な課題の解決」と仮称し、それらをまとめて「中核的な概念等」と呼んでいたが、新たな用語が増えることを避けるため現行でも用いられている言葉を用いることとしたもの。「知識及び技能の統合的な理解」「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」をまとめて呼称する際、以後「高次の資質・能力」と呼ぶこととする。これらの用語の在り方については、各教科等WGでの具体的な議論も踏まえた上で、学校現場に趣旨が適切に伝わるものとなっているかという視点から継続的に検討。

2. 各WGでの検討に当たっての考え方

- こうした役割を果たす「高次の資質・能力」を各WGで具体的に抽出する際、各教科等固有の学習過程の改善を図るためには、教科ごとの特質に応じて検討が行われる必要があります、書きぶりを現時点で一律に整理すべきものではない
- 一方で、各教科等での「高次の資質・能力」は、備えるべき要素や性質等について、一定の共通性があることにより、各教科等を横断して適切に機能を発揮することが期待できる
- 各教科等の独自性を活かしつつ、共通に備えるべき要素や性質等が確保された「高次の資質・能力」の書きぶりとなるよう、次頁のように「高次の資質・能力」がその目的を踏まえたものとなっていることを担保するチェックポイントを示した上で、各教科等WGでの検討を深めてはどうか(次頁参照)
- なお、「全てのポイントに照らして異論の余地のない」ものを検討することは困難な場合も考えられるため、各教科等の授業改善に資する点を重視しつつ検討を進めるべきではないか

「高次の資質・能力」を検討する上でのチェックポイント（案）

【A 教科等の本質的意義の中核に照らした重要性の観点】

- ・目標の達成に資する上で重要であるとともに、各教科等の本質的意義の中核（「見方・考え方」）に照らし適切なものであるといえるか

【B 資質・能力の深まりを示す観点】

- ・要素となる個別の資質・能力の「深まり」を示す事ができているか。具体的には、内容のまとまりを単に要約した「見出し」に留まるのではなく、個別の資質・能力が児童生徒の中で相互に関連付けられて、統合的に獲得された際の姿を示すことができているか
- ・要素となる個別の資質・能力を学ぶことの意義（※）や、それを広く社会において、いつ、どのような文脈で活用することができるのか、を教師がイメージしやすいものとなっているか

（※）学ぶことの「意義」は必ずしも実生活における実用的な側面にとどまらない点に留意

【C 深い学びを実現する単元づくりを助ける観点】

- ・教師が単元構想時に、「知識及び技能の統合的な理解」と、それにぶら下がる個別の「知・技」、「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」と、それにぶら下がる個別の「思・判・表」とを往還して参照した際、単元を通じて児童生徒が追究する本質的な「問い」を構想する上で参考になるか
- ・教師が単元構想時に、「思考力・判断力・表現力等の総合的な発揮」と、それにぶら下がる個別の「思・判・表」とを往還して参照した際、論述・レポート・発表・作品製作等、単元を通じて児童生徒が資質・能力を総合的に発揮しながら取り組む課題を構想する上で参考になるか

【D 分かりやすさ等の観点】

- ・経験の浅い教師も含めて、一人一人の教師にとって、分かりやすく、使いやすいことに加え、教科等の面白さや魅力が伝わる文言となっているか（学習・指導を通じて、最終的には児童生徒自身が掴むことができる必要があるという点も留意）
- ・学校種・学年等、発達段階に即して妥当なものとなっているか（系統性等の重視により、発達段階に照らし過度に抽象的となっていないか等）



3. 内容等の改善の在り方

学習指導要領解説等の抜粋（「内容項目に関する経緯」、「四つの視点」関係）

※中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年7月）

第3章 道徳の内容

第1節 内容の基本的性格

1 内容のとらえ方

学習指導要領「第3章 道徳」の「第2 内容」は、教師と生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会をとらえ、多様な方法によって進められる学習を通して、生徒自らが調和的な道徳性をはぐむためのものである。それらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育を補充、深化、統合する要としての道徳の時間はもとより、全教育活動において、指導されなければならない。ここに挙げられている内容項目は、中学校の3年間に生徒が自覚を深め自分のものとして身に付け発展させていく必要がある道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。それらの内容項目は、生徒自らが道徳性を発展させるための窓口とでもいうべきものである。したがって、各内容項目を生徒の実態を基に把握し、指導上の課題を生徒の側から具体的にとらえ、生徒自身が道徳的価値の自覚を深め発展させていくことができるよう、実態に即した指導をしていくことが大切である。すなわち、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

※道徳に係る教育課程の改善等について（答申）（平成26年10月中央教育審議会）

（3）道徳の内容をより発達段階を踏まえた体系的なものに改善する

現行学習指導要領では、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳の内容として、小学校の低学年、中学年、高学年及び中学校の別に、発達の段階に即して重要と考えられる基本的な道徳的価値が示されている。これらの道徳的価値については、「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の四つの視点で分類されている。

① 内容の位置づけについて

道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行われるものであることに鑑みれば、道徳の内容を、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う内容として示している現行学習指導要領の在り方は妥当であり、今後、「特別の教科 道徳」（仮称）が設置された場合も、この基本的な在り方は維持すべきと考える。

② 四つの視点について

内容を示す上で設けられている四つの視点については、全体の構造を分かりやすく示す上で効果的との肯定的な評価が多い一方で、それぞれの視点の範囲内で指導しなければならないとの考えから、指導が狭い範囲に限定されがちになる場合があるなどの指摘もある。内容項目の中には、複数の視点にまたがって捉えられるものも多く、各視点に過度にこだわることなく指導すべきということについて、明確に示す必要がある。また、視点ごとに内容項目の共通性や関連性を捉え、各視点の内容や各内容項目の関連が分かるように示すことが有効との意見もあった。

また、視点の順序については、児童生徒にとっての対象の広がり即して考えれば、「自分自身」から、「他の人」、「集団や社会」、「自然や崇高なもの」へと展開する流れが分かりやすく、現行の「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」と「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の順序を入れ替えた方が理解しやすいのではないかと意見があった。さらに、生命尊重に関わることは、その重要性に鑑み、内容項目の最初に位置付け、生命は過去から未来へとつながっているものであることや、かけがえのない自他の生命を尊重することの大切さを一層重視した指導を行うべきとの意見や、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」の視点に属する内容項目全体を最初の視点にすべきとの意見もあり、これらも踏まえ、その在り方を見直すべきである。

学習指導要領解説等の抜粋（「内容項目に関する経緯」、「四つの視点」関係）

※中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編（平成27年7月）

第1章 総説

3 改訂の要点

（2）第2 内容

内容項目については主に以下のような改善を図った。

A 主として自分自身に関すること

- (ア)「自主、自律、自由と責任」について、主体的に判断する態度を一層重視し、従前の1－(3)の「自主的に考え、誠実に実行して」を「自主的に考え、判断し、誠実に実行して」と改めた。
- (イ)「節度、節制」について、自分の安全に気を付け、調和のある生活をするを一層重視し、従前の1－(1)「調和のある生活」を「安全で調和のある生活」に改めた。
- (ウ)「希望と勇気、克己と強い意志」について、目標に向かって不屈の精神をもって努力することができるようにするため、従前の1－(2)の「より高い目標を目指す」を「より高い目標を設定し」へ、「着実にやり抜く強い意志をもつ」を「困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること」に改めた。
- (エ)「真理の探究、創造」について、探究心を養うことを重視して、従前の1－(4)の「理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく」を「探究して新しいものを生み出そうと努めること」に改めた。

B 主として人との関わりに関すること

- (ア)「思いやり、感謝」について、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の2－(2)及び2－(6)を統合した。
- (イ)「友情、信頼」について、より体系的・系統的に指導ができるよう、従前の2－(3)及び2－(4)を統合した。

※考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめについて（報告）（平成28年8月）

②具体的な改善事項

i) 教育課程の示し方の改善

イ 指導内容の示し方の改善

- 小・中学校においては、小・中学校学習指導要領の改訂により、道徳科の内容の示し方について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善し、小学校では、第1・2学年に「個性の伸長」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第3・4学年に「相互理解、寛容」、「公平、公正、社会正義」、「国際理解、国際親善」を、第5・6学年には「よりよく生きる喜び」の内容項目を追加した。

ii) 教育内容の改善・充実

- 小・中学校学習指導要領の一部改正では、いじめへの対応や、情報モラル等の現代的課題などへの対応の充実が図られたところである。

H20改訂と現行との新旧対称（小学校第1,2学年の内容項目）

新旧の主な変更点

- ・構成やねらいを分かりやすく示す観点から、手掛かりとなる【**善悪の判断、自律、自由と責任**】などの言葉を付記。
- ・4つのまとまりについて、児童生徒にとって**対象の広がり**に即して整理。
- ・項目数を16→19に変更。

全16項目

1	主として自分自身に関すること【4項目】
	(1)健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがまをしないで、規則正しい生活をする。
	(2)自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。
	(3)よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。
	(4)うそをついたりごまかししたりしないで、素直に伸び伸びと生活をする。
2	主として他の人とのかかわりに関すること。【4項目】
	(1)気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。
	(2)幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
	(3)友達と仲よくし、助け合う。
	(4)日ごろ世話になっている人々に感謝する。
3	主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。【3項目】
	(1)生きることを喜び、生命を大切にすること。
	(2)身近な自然に親しみ、動植物にやさしい心で接する。
	(3)美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。
4	主として集団や社会とのかかわりに関すること。【5項目】
	(1)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。
	(2)働くことのよさを感じて、みんなのために働く。
	(3)父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
	(4)先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。
	(5)郷土の文化や生活に親しみ、愛着を持つ。

【参照】平成20年度改訂 小学校学習指導要領「第3章 道徳」

全19項目

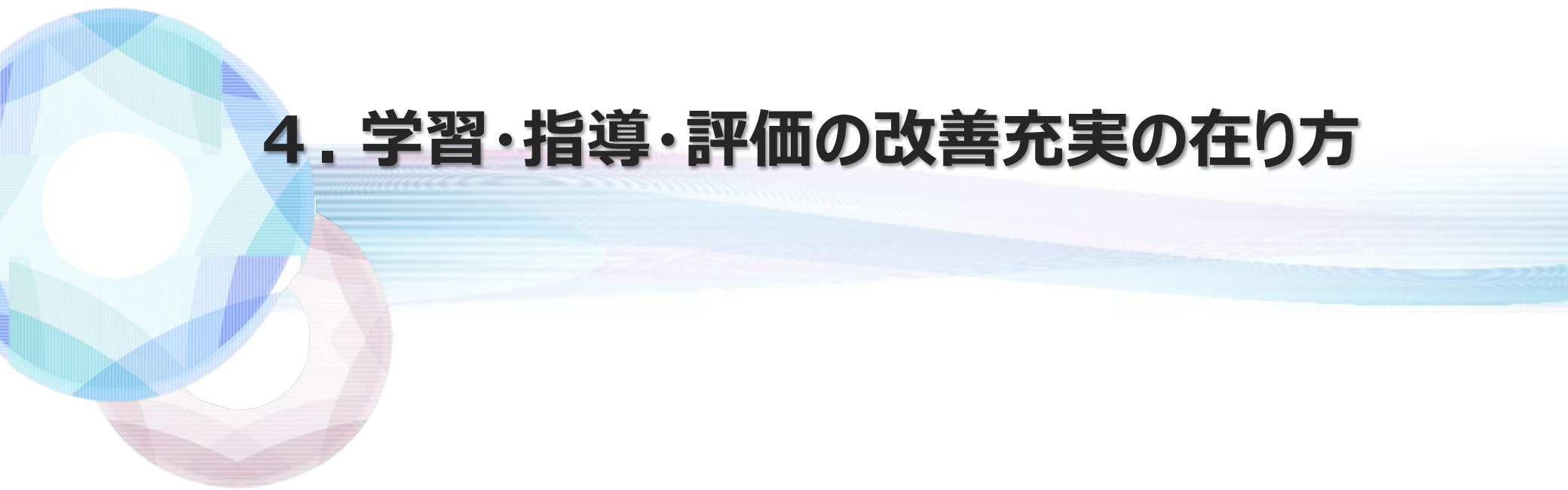
+ 1 項目

A	主として自分自身に関すること【5項目】
	【 善悪の判断、自律、自由と責任 】 良いことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。
	【正直、誠実】 うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。
	【節度、節制】 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがまをしないで、規則正しい生活をする。
	【個性の伸長】 新規 自分の特徴に気付くこと。
	【希望と勇気、努力と強い意志】 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。
B	主として人との関わりに関すること【4項目】
	【親切、思いやり】 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。
	【感謝】 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。
	【礼儀】 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心がけて、明るく接すること。
	【友情、信頼】 友達と仲よくし、助け合うこと。
C	主として集団や社会との関わりに関すること【7項目】
	【規則の尊重】 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。
	【公正、公平、社会正義】 新規 自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること。
	【勤労、公共の精神】 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。
	【家族愛、家庭生活の充実】 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。
	【よりよい学校生活、集団生活の充実】 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。
	【伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度】 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つこと。
	【国際理解、国際親善】 新規 他国の人々や文化に親しむこと。
D	主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること【3項目】
	【生命の尊さ】 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること
	【自然愛護】 身近な自然に親しみ、当植物にやさしい心で接すること。
	【感動、畏敬の念】 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。

+ 2 項目

対象の広がり
に即して入れ替え

【参照】現行小学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」



4. 学習・指導・評価の改善充実の在り方

道徳教育に係る評価等の在り方について

※H28.7.29通知等を基に作成

○改訂後の学習指導要領（特別の教科 道徳）

児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。

ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

具体的な方法を、道徳科の評価の在り方に関する専門家会議で検討

(H27.6～H28.7)

【基本的な方向性】

- 数値による評価ではなく、記述式とすること、
- 個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすること、
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価（※）として行うこと、
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること
- 調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにする必要



※専門家会議報告に基づき、道徳科の学習評価の在り方、指導要録の参考様式について、
平成28年7月29日付で都道府県教育委員会等に通知

《道徳科の指導方法》

- 単なる話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取りに偏ることなく道徳科の質的転換を図るためには、学校や児童生徒の実態、主題やねらいに応じて、問題解決的な学習など質の高い多様な指導方法を展開することが必要。

《道徳科における評価の在り方》

- 児童生徒の側から見れば、自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくものであり、教師の側からみれば、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料。
- 道徳科の特質を踏まえれば、評価に当たって、
 - ・ 数値による評価ではなく、**記述式**とすること、
 - ・ **個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること、**
 - ・ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、**児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価(※)**として行うこと、
 - ・ 学習活動において児童生徒がより**多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**といった点を重視すること、
 - ・ **道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること**が求められる。

※個人内評価・・・児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価

【道徳科の評価の方向性】

- 指導要録においては当面、一人一人の**児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子**について、発言や会話、作文・感想文やノートなどを通じて、
 - ・ 他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、**一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか**
(自分と違う意見を理解しようとしている、複数の道徳的価値の対立する場面を多面的・多角的に考えようとしている等)
 - ・ 多面的・多角的な思考の中で、**道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**
(読み物教材の登場人物を自分に置き換えて具体的に理解しようとしている、道徳的価値を実現することの難しさを自分事として捉え考えようとしている等)
- **といった点に注目して見取り、特に顕著と認められる具体的な状況を記述**する、といった改善を図ることが妥当。
- 評価に当たっては、児童生徒が一年間書きためた感想文をファイルしたり、1回1回の授業の中で全ての児童生徒について評価を意識して変容を見取るのは難しいため、年間35時間の授業という長い期間で見取ったりするなどの工夫が必要。
- 道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子の把握は、**「各教科の評定」や「出欠の記録」等とは基本的な性格が異なるものであることから、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする必要。**

《発達障害等のある児童生徒への必要な配慮》

- 児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮が必要。

《条件整備》

- 国や教育委員会等において、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善のために必要な条件を例示。

様式2（指導に関する記録）

児 童 氏 名	学 校 名	区分／学年	1	2	3	4	5	6
		学 級						
		整理番号						

各 教 科 の 学 習 の 記 録									特 別 の 教 科 道 徳			
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子		
国 語	知識・技能								1			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								2			
	評定											
社 会	知識・技能								3			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								4			
	評定											
算 数	知識・技能								5			
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								6			
	評定											
理 科	知識・技能								外 国 語 活 動 の 記 録			
	思考・判断・表現								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	主体的に学習に取り組む態度								3			
	評定											
生 活	知識・技能								4	※画像は小学校児童指導要 （中学校生徒指導要録、特 中学部の児童指導要録・生徒		
	思考・判断・表現											
	主体的に学習に取り組む態度								総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録			

※画像は小学校児童指導要録の参考様式
（中学校生徒指導要録、特別支援学校小学部・
中学部の児童指導要録・生徒指導要録も同様）

学習評価の種類

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る。
- ・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・評価規準は各学校が設定。（国立教育政策研究所が評価規準の設定に関する参考資料を提供）
- ・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、「絶対評価」とは言っていない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る。
- ・相対評価とも言われる。
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められた。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。
- ・従来の指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

観点別の学習状況の評価

- ・各教科・科目の目標や内容に照らして、生徒の実現状況がどのようなものであるかを、観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・現行（平成22年指導要録通知）では、学力の三要素を踏まえ、観点ごとに評価（「A」「B」「C」の3段階）。

総括的な評価としての評定

- ・観点別の学習状況の評価をもとに、総括的な学習状況を示すため、5段階（小学校は3段階。小学校低学年は行わない）の評定を行う。
- ・平成12年より、観点別の学習状況だけでなく、評定についても目標に準拠した評価とすることとした。
- ・各観点別の評価を評定においてどのように総括するかは、各学校の工夫が求められる。

道徳科の学習評価は、
児童生徒がいかに成長したかを
積極的に受け止めて認め、励ます
個人内評価として実施

(参考) 学習評価と指導要録について

<指導要録>

○在学する児童生徒の学習の記録として各学校が作成するもの。(学校教育法施行規則第24条)

○様式は設置者が定める。国は記載に当たっての配慮事項や参考様式等を通知により示している。

○「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなり、「指導に関する記録」としては、

・行動の記録(小中のみ)

・教科・科目の学習の記録 → 観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、評定(小3以上及び中高)

・外国語活動(小のみ)、総合的な学習の時間、特別活動の記録

・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。

※これらに加えて、「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」を文章で記録することになる。

○児童生徒が進学する際・転学する際には、写しを進学先・転学先に送付する。

○指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年

<調査書(いわゆる内申書)>

○進学のための入学試験や就職に当たり、在籍校から受験先等に対して生徒の学習状況を伝えるために作成する書類。

○校長は、生徒の進学に当たり、その生徒の進学しようとする学校に調査書を送付しなければならない。(学教法施行規則第78条等)

○都道府県立高校入試に関する調査書の様式は各都道府県教育委員会が定めている。私立高校に関しては設置者が独自に定めている場合と、都道府県内の私立高校で共通の様式を作成している場合とがある。

○一般的に、内容としては、教科・科目の学習の記録など、概ね指導要録の様式例に沿った形になっている。

※「道徳科の学習状況及び道徳性に係る成長の様子」は、調査書には記載しない。

<通知表・通信簿>

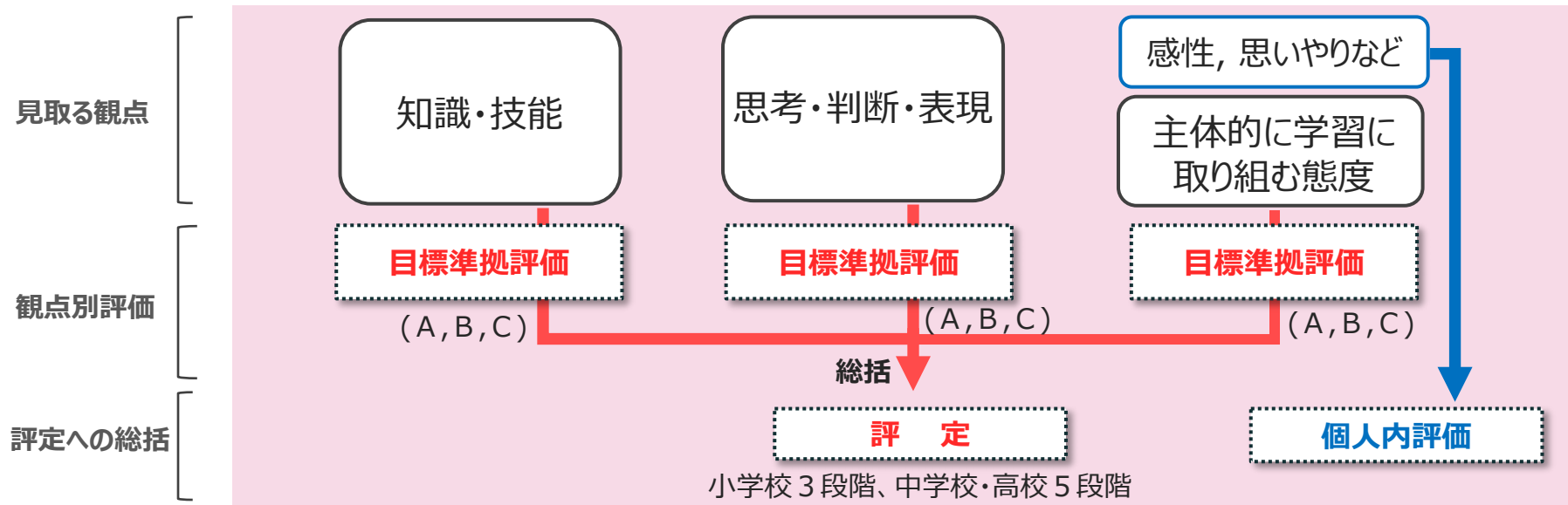
○法令上の規定はなく、児童生徒の学習状況について保護者に対して伝えること等を目的に各学校が独自に行っているもの。

○各学校が独自に行っているものであり、国として様式の例示等は例示してはいない。指導要録の様式に対応した内容を学期ごとに通知する形が一般的。

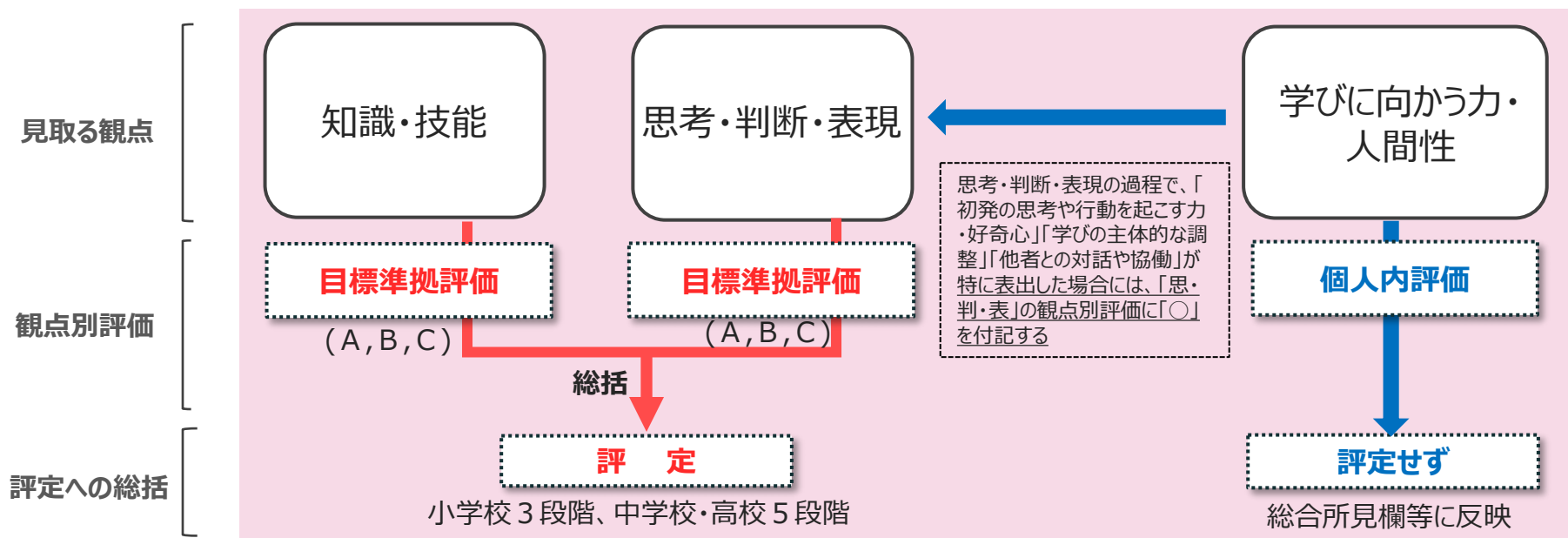
新たな観点別評価の方向性イメージ

令和7年9月25日
教育課程企画特別部会
論点整理 p.77

旧



新



現行指導要領における道徳科の評価の基本的な考え方について

●現行指導要領において、道徳性の諸様相（道徳的判断力、心情、実践意欲と態度）を分節し、観点別評価で見取ることは、生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価として不適当であることが明記。

●このため、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握し、大くりにまとまりを踏まえた評価や、個人内評価として記述式で行うことが必要とされている。

●また、具体的な見取りや評価の記述の仕方については、指導方法の工夫と併せ適切に検討される必要があり、「生徒が多面的・多角的な見方へと発展させているかどうか」、「道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうか」という視点や、発言や記述ではない形で表出する生徒の姿に着目することなどが例示されている。

※中学校学習指導要領解説 関係部分（抜粋） 第5章第2節2 道徳科における評価

（1）道徳科に関する評価の基本的な考え方

道徳科の目標は、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度を育てることであるが、道徳性の諸様相である道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取ろうとすることは、生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては妥当ではない。

授業において生徒に考えさせることを明確にして、（略）一定のまとまりの中で、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取ることが求められる。

その際、個々の内容項目ごとではなく、大くりにまとまりを踏まえた評価とすることや、他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うことが求められる。

道徳科の内容項目は、道徳科の指導の内容を構成するものであるが、内容項目について単に知識として観念的に理解させるだけの指導や、特定の考え方に無批判に従わせるような指導であってはならない。（略）このため、道徳科の学習状況の評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。

（2）個人内評価として見取り、記述により表現することの基本的な考え方

道徳科において、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をどのように見取り、記述するかということについては、学校の実態や児童（生徒）の実態に応じて、教師の明確な意図の下、学習指導過程や指導方法の工夫と併せて適切に考える必要がある。

生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているかどうかという点については、例えば、道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え考えようとしていることや、自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしていること、複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を広い視野から多面的・多角的に考えようとしていることを発言や感想文、質問紙の記述等から見取るという方法が考えられる。

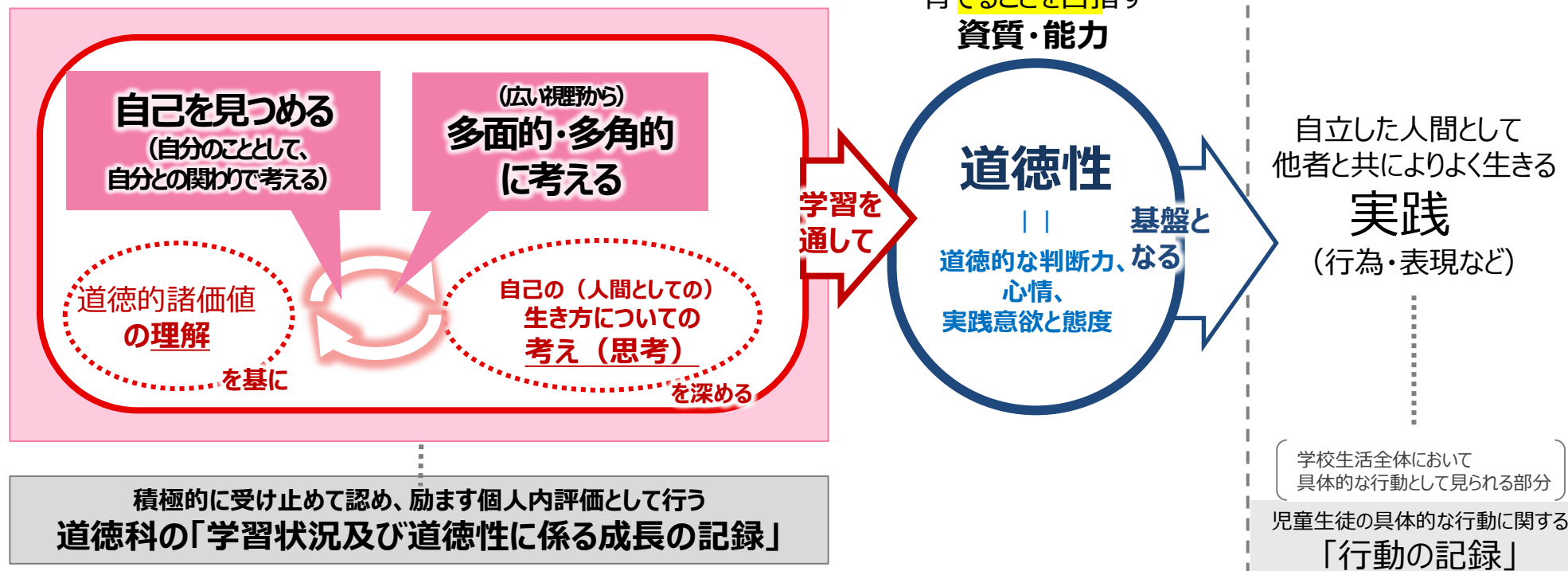
道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかどうかという点についても、例えば、読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていることに着目したり、現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直していることがうかがえる部分に着目したりするという視点も考えられる。また、道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を更に深めているかや、道徳的価値を実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしているかという視点も考えられる。

また、発言が多くない生徒や考えたことを文章に記述することが苦手な生徒が、教師や他の生徒の発言に聞き入ったり、考えを深めようとしていたりする姿に着目するなど、発言や記述ではない形で表出する生徒の姿に着目するということも重要である。（略）

ここに挙げた視点はいずれについても例示であり、指導する教師一人一人が、質の高い多様な指導方法へと指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするという道徳科の評価の趣旨を理解した上で、学校の状況や生徒一人一人の状況を踏まえた評価を工夫することが求められる。

- 道徳性が養われたか否かは容易に判断することができるものではなく、観点別に分析的に評価する（ABCの段階をつける）ことは妥当ではない。
- 道徳科の授業では、特定の価値観を児童生徒に押しつけたり、指示通りに主体性を持たずに言われるままに行動するよう指導したりするものであってはならない。内容項目を手掛かりに「考え、議論する」ことを通じて、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える学習を行うことによって、道徳性を養うことを目指すもの。
- このため、道徳科の学習の中で、特に「自己を見つめ、自分のこととして考えているか」「物事を多面的・多角的に考えようとしているか」といったことに着目することで、道徳科の学習状況を把握することが必要である。

道徳性を養うために行う道徳科における学習



注）道徳科の学習活動を中心にイメージ図としたものであり、これ以外にも道徳性を養う過程は様々なものが考えられる。

学習評価に関する学習指導要領（総則）の規定

道徳科に限らず、学習評価は、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすためのもの。
現行指導要領の総則においても、**毎時間全ての資質・能力を評価するのではなく**、単元などのまとまりごとに、**評価の場面や方法を工夫**するものとされている。

○小学校学習指導要領 第1章 総則

第3 教育課程の実施と学習評価

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

道徳教育と「主体的・対話的で深い学び」の関係について

平成28年の中教審答申^(※)において、道徳教育と現行指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の関係については以下のとおり整理されている。

※「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）平成28年12月 中央教育審議会

「主体的・対話的で深い学び」の実現

- 道徳教育においては、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育むため、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を実現することが、「主体的・対話的で深い学び」を実現することになると考えられる。
「主体的・対話的で深い学び」の視点に沿って整理すると、概ね以下のように考えられる。なお、道徳科における具体的な学習プロセスは限りなく存在し得るものである。様々な工夫や留意点を三つの視点に分けることが目的ではなく、これらの視点を手掛かりに、教員一人一人が、子供たちの発達の段階や発達の特性、指導内容などに応じた方法について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら工夫して実践できるようにすることが重要である。

「主体的な学び」の視点

- 「主体的な学び」の視点からは、児童生徒が問題意識を持ち、自己を見つめ、道徳的価値を自分自身との関わりで捉え、自己の生き方について考える学習とすることや、各教科で学んだこと、体験したことから道徳的価値に関して考えたことや感じたことを統合させ、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫することが求められる。このため、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話合いや、読み物教材の登場人物の心情理解のみに終始する指導、望ましいと思われることを言わせたり書かせたりすることに終始する指導などに陥らないよう留意することが必要である。
- なお、高等学校には道徳の時間が設けられておらず、「公共」及び「倫理」並びに特別活動が中核的な指導場面として期待されている。したがって、これらの科目等においても、道徳教育において育成を目指す資質・能力及び上記の視点を意識した学習が求められる。

「対話的な学び」の視点

- 「対話的な学び」の視点からは、子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えたり、自分と異なる意見と向かい合い議論すること等を通じ、自分自身の道徳的価値の理解を深めたり広げたりすることが求められる。
- なお、発達の段階や個人の特性等を踏まえれば、教員が介在することにより「対話的な学び」が実現できる場合も考えられ、その実態を踏まえた適切な配慮が求められる。言葉によって伝えるだけでなく、多様な表現を認めることも大切である。特に、特設の道徳科の時間がない高等学校においては、特別活動、特にホームルーム活動における話合いを通して、人間としての在り方生き方に関する考えを深めることが重要である。

「深い学び」の視点

- 「深い学び」の視点からは、道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考える学習を通して、様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための問題状況を把握し、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる学習とすることが求められる。
- そのためには、単に読み物教材の登場人物の心情理解のみで終わったり、単なる生活体験の話合いや、望ましいと分かっていることを言わせたり書かせたりする指導とならないよう留意し、道徳的な問題を自分事として捉え、議論し、探究する過程を重視し、道徳的価値に関わる自分の考え方、感じ方をより深めるための多様な指導方法を工夫することなどが考えられる。

学習指導要領解説 抜粋

中学校道徳 解説（抜粋）

（P3）

第一章 ○2 改訂の基本方針

教育基本法をはじめとする我が国の教育の根本理念に鑑みれば、道徳教育は、教育の中核をなすものであり、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものである。

同時に、道徳教育においては、これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、社会において大切にされてきた様々な道徳的価値などについて、生徒が発達の段階に即し、一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりに考えを深めたりする学習の過程が重要である。このため、昭和33年に、小・中学校において、道徳の時間が設けられ、各教科等における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、生徒に道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道徳的実践力を育成するものとされてきた。こうした道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、今後も引き継ぐべきである。一方で、道徳教育が期待される役割を十分に果たすことができるように改善を図ることが重要である。

とりわけ、道徳の時間が道徳教育の要として有効に機能することが不可欠である。今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であり、生徒がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた。道徳教育を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、そこにある事象を深く見つめ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。

このような状況を踏まえ、道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、生徒の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を教育課程上「**特別の教科 道徳**」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。

（P21）

第三章 ○2 内容の取扱い方

第2に示す内容項目は、関連的、発展的に捉え、年間指導計画の作成や指導に際して重点的な扱いを工夫することで、その効果を高めることができる。

（1）関連的、発展的な取扱いの工夫

ア 関連性をもたせる

指導内容を構成する際のよりどころは、基本的には22の項目であるが、必ずしも各内容項目を一つずつ主題として設定しなければならないということではない。内容項目を熟知した上で、各学校の実態、特に生徒の実態に即して、生徒の人的な成長をどのように図り、どのように道徳性を養うかという観点から、幾つかの内容を関連付けて指導することが考えられる。その際、内容の関連性を踏まえた配慮と工夫が求められる。少なくとも、適切なねらいを設定して主題を構成し、焦点が不明確な指導にならないようにする必要がある。道徳科の指導に当たっては、内容項目間の関連を十分に考慮したり、指導の順序を工夫したりして、生徒の実態に応じた適切な指導を行うことが大切である。そして、全ての内容項目が調和的に関わり合いながら、生徒の道徳性が養われるように工夫する必要がある。

道徳科における質の高い多様な指導方法について（イメージ）（1/2）

H28.7「特別の教科
道徳」の指導方法・評価等
について（報告）より抜粋

※以下の指導方法は、本専門家会議における事例発表をもとに作成。したがってこれらは多様な指導方法の一例であり、指導方法はこれらに限定されるものではない。道徳科を指導する教員が学習指導要領の改訂の趣旨をしっかりと把握した上で、学校の実態、児童生徒の実態を踏まえ、授業の主題やねらいに応じた適切な指導方法を選択することが重要。
※以下の指導方法は、それぞれが独立した指導の「型」を示しているわけではない。それぞれに様々な展開が考えられ、例えば読み物教材を活用しつつ問題解決的な学習を取り入れるなど、それぞれの要素を組み合わせた指導を行うことも考えられる。

		×	読み物教材の登場人物への 自我関与が中心の学習	問題解決的な学習	道徳的行為に関する体験的な学習	×
ねらい			教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりで多面的・多角的に考えることなどを通して、道徳的諸価値の理解を深める。	問題解決的な学習を通して、道徳的な問題を多面的・多角的に考え、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。	役割演技などの疑似体験的な表現活動を通して、道徳的価値の理解を深め、様々な課題や問題を主体に解決するために必要な資質・能力を養う。	
具体例	導入	登場人物の心情理解のみの指導	学習指導要領においては、道徳科の目標を「道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己をみつめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と定めている。この目標をしっかりと踏まえたものでなければ道徳科の指導とは言えない。			主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話し合い
	展開		道徳的価値に関する内容の提示 教師の話や発問を通して、本時に扱う道徳的価値へ方向付ける。	問題の発見や道徳的価値の想起など ・教材や日常生活から道徳的な問題を見つける。 ・自分たちのこれまでの道徳的価値の捉え方を想起し、道徳的価値の本当の意味や意義への問いを持つ（原理・根拠・適用への問い）。	道徳的価値を実現する行為に関する問題場面の提示など ・教材の中に含まれる道徳的諸価値に関わる葛藤場面を把握する。 ・日常生活で、大切さが分かっているにもかかわらず実践できない道徳的行為を想起し、問題意識を持つ。	
	展開		登場人物への自我関与 教材を読んで、登場人物の判断や心情を類推することを通して、道徳的価値を自分との関わりで考える。 【教師の主な発問例】 ・どうして主人公は、〇〇という行動を取ることができたのだろう（又はできなかったのだろう）。 ・主人公はどういう思いをもって△△という判断をしたのだろう。 ・自分だったら主人公のように考え、行動することができるだろうか。	問題の探究（道徳的な問題状況の分析・解決策の構想など） ・道徳的な問題について、グループなどで話し合い、なぜ問題となっているのか、問題をよりよく解決するためにはどのような行動をとればよいのかなどについて多面的・多角的に考え議論を深める。 ・グループでの話し合いなどを通して道徳的問題や道徳的価値について多面的・多角的に考え、議論を深める。 ・道徳的な問題場面に対する解決策を構想し、多面的・多角的に検討する。 【教師の主な発問例】 ・ここでは、何が問題になっていますか。 ・何と何で迷っていますか。 ・なぜ、■（道徳的諸価値）は大切なのでしょう。 ・どうすれば■（道徳的諸価値）が実現できるのでしょうか。 ・同じ場面に出会ったら自分ならどう行動するでしょう。 ・なぜ、自分はそのように行動するのでしょうか。 ・よりよい解決方法にはどのようなものが考えられるでしょう。	道徳的な問題場面の把握や考察など ・道徳的行為を実践するには勇気があることなど、道徳的価値を実践に移すためにどんな心構えや態度が必要かを考える。 ・価値が実現できない状況が含まれた教材で、何が問題になっているかを考える。 問題場面の役割演技や道徳的行為に関する体験的な活動の実施など ・ペアやグループをつくり、実際の問題場面を役割演技で再現し、登場人物の葛藤などを理解する。 ・実際に問題場面を設定し、道徳的行為を体験し、その行為をすることの難しさなどを理解する。	
	終末		振り返り 本時の授業を振り返り、道徳的価値を自分との関係で捉えたり、それらを交流して自分の考えを深めたりする。	探究のまとめ（解決策の選択や決定・諸価値の理解の深化・課題発見） ・問題を解決する上で大切にしたい道徳的価値について、なぜそれを大切にしたいのかなどについて話し合い等を通じて考えを深める。 ・問題場面に対する自分なりの解決策を選択・決定する中で、実現したい道徳的価値の意義や意味への理解を深める。 ・考えた解決策を身近な問題に適用し、自分の考えを再考する。 ・問題の探究を振り返って、新たな問いや自分の課題を導き出す。	道徳的価値の意味の考察など ・役割演技や道徳的行為を体験したり、それらの様子を見たりしたことをもとに、多面的・多角的な視点から問題場面や取り得る行動について考え、道徳的価値の意味や実現するために大切なことを考える。 ・同様の新たな場面を提示して、取りうる行動を再現し、道徳的価値や実現するために大切なことを体感することを通して実生活における問題の解決に見通しをもたせる。	
			まとめ ・教師による説話。 ・本時を振り返り、本時で学習したことを今度どのように生かすことができるかを考える。 ・道徳的諸価値に関する根本的な問いに対し、自分なりの考えをまとめる。 ・感想を聞き合ったり、ワークシートへ記入したりして、学習で気付いたこと、学んだことを振り返る。			

道徳科における質の高い多様な指導方法について（イメージ）（2/2）

H28.7「特別の教科
道徳」の指導方法・評価等
について（報告）より抜粋

	×	読み物教材の登場人物への 自我関与が中心の学習	問題解決的な学習	道徳的行為に関する体験的な学習	×
指導方法の効果	登場人物の心情理解のみの指導	子供たちが読み物教材の登場人物に託して自らの考えや気持ちを素直に語る中で、道徳的価値の理解を図る指導方法として効果的。	- 出会った道徳的な問題に対処しようとする資質・能力を養う指導方法として有効。 - 他者と対話や協働しつつ問題解決する中で、新たな価値や考えを発見・創造する可能性。 - 問題の解決を求める探究の先に新たな「問い」が生まれるという問題解決的なプロセスに価値。	- 心情と行為とをすり合わせることで、無意識の行為を意識化することができ、様々な課題や問題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う指導方法として有効。 - 体験的な学習を通して、取り得る行為を考え選択させることで内面も強化していくことが可能。	主題やねらいの設定が不十分な単なる生活経験の話し合い
指導上の留意点		道徳的諸価値に関わる問題について多様な他者と考え、議論する中で、多面的・多角的な見方へと発展し、道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりで深めることが可能。			
評価		教師に明確な主題設定がなく、指導観に基づく発問でなければ、「登場人物の心情理解のみの指導」になりかねない。	明確なテーマ設定のもと、 - 多面的・多角的な思考を促す「問い」が設定されているか。 - 上記「問い」の設定を可能とする教材が選択されているか。 - 議論し、探求するプロセスが重視されているか。 といった検討や準備がなければ、単なる「話し合い」の時間になりかねない。	明確なテーマのもと - 心情と行為との齟齬や葛藤を意識化させ、多面的・多角的な思考を促す問題場面が設定されているか。 - 上記問題場面の設定を可能とする教材が選択されているか。 といった検討や準備がなければ、主題設定の不十分な生徒・生活指導になりかねない。	
		- 個人内評価を記述式で行う。 ※児童生徒のよい点を褒めたり、さらなる改善が望まれる点を指摘したりするなど、児童生徒の発達の段階に応じ励ましていく評価。 - 道徳科の学習において、その学習活動を踏まえ、観察や会話、作文やノートなどの記述、質問紙などを通して、例えば、 ○他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか ○多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか といった点に注目する必要。 - 学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するための工夫が必要。 - 妥当性・信頼性の確保のため組織的な取組が必要。			

感情の認識や調整に関わる教材例（現行教科書の事例）

【小学校】

「やくになってかんがえよう」

【内容項目】親切、思いやり

教材
内容

- ・きみえさんがボールで遊んでいたら、年下の子と取り合いになり、その子がころんで泣いてしまった。
- ・あなたが きみえさんだったらどうしますか。
→その子がわるいんだよ、という
→いっしょにつかおうか、という
→ないちゃったからしかたない、かしてあげる

発
問

- 3人のかんがえから、これだなと思うものをえらびましょう。
- 3つのげきをして、ちがいをくらべましょう
- もっとよいやりかたはないかな。みんなでげきにしてみましょう。

「なんと言ってつたえる？」問題をかいけつしよう

【内容項目】相互理解、寛容

教材
内容

- ・なかよし四人グループで公園に集まり、何をして遊ぶか相談した。
- ・リーダーのような存在の子がジャングルジムで遊ぶ提案をしたが、高いところが苦手な私は気持ちを言い出せなかった。
- ・これからも楽しく遊ぶために、ちゃんと言おうと思った。

発
問

- 問題をみつめる
- みかさんが、自分の意見をなかなか言い出せないのはどうしてでしょう。
- 解決方法を考える
- 自分の考えとちがう意見が出たとき、あなたはどうしますか。
 - どのように話せば、みんなにいやな思いをさせずに、気持ちを伝えることができるでしょう。
- 考えたことを生かす
- このお話で学んだことを、これからの生活のどんな場面で生かそうと思いますか。

【中学校】

自分の気持ちを相手に伝えるには

【内容項目】思いやり、感謝

教材
内容

- （・「席をゆずってみたら」を読んで、思いやりについて考える）
- ・読み物教材を踏まえ、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを理解したりすることについて考えていきましょう。

発
問

- 気持ちを理解する難しさを知ろう
- 気持ちを想像してみよう
- ペアになってやってみよう
- アドバイスをしあおう
- 他の場面でも活用しよう

場面：Aさんが、待ち合わせの時間に遅れ、Bさんを待たせてしまった
場面：CさんとDさんが楽しく遊んでいる最中に、Dさんが急に帰ると言い出した

感情をマネジメントしてみよう

【内容項目】思いやり、感謝

教材
内容

- （・「気づかなかったこと」を読んで、人と関わりながら生きていくことについて考える）
- ・読み物教材を踏まえ、どうすれば自分の感情や気持ちをマネジメントできるかについて考えていきましょう。

発
問

- 感情の一つ、「怒り」とは？
- 受け止める側の気持ちを想像してみよう
マネジメントの方法を考えよう
- 気付いたことを交流しよう
- 他の場面でも活用しよう

場面：掃除当番に来なかったAさんに対して
→いろいろな気持ちをぶつけるような声かけをしてみる
→心配している気持ちをこめて声かけをしてみる

（※）あくまでも教科書に実際に掲載されている例を記載しており、例えば記載の「発問」を国として推奨している訳ではないことに留意。

（※）この他、「友情、信頼」等の内容項目について、関連する教材例が見られる。

道徳科の教科書について

道徳科の教科書は、「教材として具備すべき要件」に留意しつつ、
民間発行者の創意工夫を生かすとともに、**バランスのとれた多様な教科書**を認める。

「道徳に係る教育課程の改善について」中央教育審議会答申(平成26年10月)



義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部改正(平成27年9月)

○「特別の教科 道徳」の教科固有の条件として、以下の項目を新設。

- ・学習指導要領において示されている題材(生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、情報化への対応等)・活動等について教科書上対応することを求める規定
- ・学習指導要領における教材の配慮事項(公正、多面的・多角的)を踏まえた規定
- ・問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮を求める規定
- ・道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定

※それぞれの学校や地域の創意工夫による補助教材の作成・活用についての教育委員会等の積極的な取組も求められる。

小学校学習指導要領 抜粋（教材関係①）

小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 児童の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
- (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
 - ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

小学校 解説

(P82)

道徳科の学習指導過程には、特に決められた形式はないが、一般的には以下のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、教師の指導の意図や教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切である。

- ア 導入の工夫 導入は、主題に対する児童の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階であると言われる。具体的には、本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもちさせる導入などが考えられる。
- イ 展開の工夫 展開は、ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に、自己を見つめる段階であると言われる。具体的には、児童の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていく。そこでは、教材に描かれている道徳的価値に対する児童一人一人の 感じ方や考え方を生かしたり、物事を多面的・多角的に考えたり、児童が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめるなどの学習が深まるように留意する。児童がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛ける。

(P83)

(1) 多様な教材を生かした指導

道徳科では、道徳的な行為を題材とした教材を用いることが広く見られる。教材については、例えば、伝記、実話、意見文、物語、詩、劇などがあり、多様な形式のものを用いることができる。それらを学習指導で効果的に生かすには、登場人物の立場に立って自分との関わりで道徳的価値について理解したり、そのことを基にして自己を見つめたりすることが求められる。また、教材に対する感動を大事にする展開にしたり、道徳的価値を実現する上での迷いや葛藤を大切にしたりした展開、知見や気づきを得ることを重視した展開、批判的な見方を含めた展開にしたりするなどの学習指導過程や指導方法の工夫が求められる。その際、教材から読み取れる価値観を一方的に教え込んだり、登場人物の心情理解に偏ったりした授業展開とならないようにするとともに、児童が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるように問題解決的な学習を積極的に導入することが求められる。

小学校学習指導要領 抜粋（教材関係②）

小学校 解説

（P102～103）

（2）多様な教材を活用した創意工夫ある指導

道徳科においても、**主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要**となる。様々な題材について郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるため、地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい。

これらのほかにも、例えば、古典、随想、民話、詩歌などの読み物、映像ソフト、映像メディアなどの情報通信ネットワークを利用した教材、実話、写真、劇、漫画、紙芝居などの多彩な形式の教材など、多様なものが考えられる。このような教材が多様に開発されることを通して、その生かし方もより創意あるものになり、児童自身のその積極的な活用が促される。例えば、地域の人を招いて協力しながら学習を進める、実物を提示する、情報機器を生かして学習する、疑似体験活動を取り込んで学習する、授業の展開に中心的に位置付ける教材だけでなく、補助的な教材を組み合わせ、それらの多様な性格を生かし合うなど、様々な創意工夫が生み出される。そのためにも、開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえて授業で活用したときに、児童がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方の工夫等を併せて検討しておくことが大切である。

（P104～105）

（略）、道徳科に用いられる教材の具備する要件として、次の点を満たすことが大切である。

（1）**児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいもの**であること

児童が教材の内容を把握して道徳的価値の理解を図ったり、自己を見つめたりすることができるように、児童の発達の段階に即した内容、表現であることが求められる。また、児童が学習に一層興味・関心を深め、意欲的に学習に取り組みたい内容や表現であることがふさわしい。

その上で、道徳科においては一定の道徳的価値を含んだねらいを達成するための授業を展開することから、教材には適切な道徳的価値に関わる事象や人物が取り上げられていることが必要である。なお、その際、学習指導要領に準じ、年間を通じて計画的、発展的に道徳的諸価値や児童の振り返りを指導できるように、教材が全体として調和的に開発・整備されることが必要である。

（2）**人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの**であること

（略）

（3）**多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないもの**であること

道徳科では、様々な課題に対応していくために、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を前提にして、他者対話し協働しながら、物事を多面的・多角的に考えることを求めている。したがって、時に対立がある場合も含めて多様な見方や考え方のある事象や、多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などを感じられる人物などを取り扱うことは非常に有効であると考えられる。一方で、公教育として道徳科の指導を行う上でもっとも大切なことは、活用する教材が特定の価値観に偏しないことであり、多様な見方や考え方のある事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないか検討する必要がある。なお、教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成 27 年 3 月 4 日 初等中等教育局長通知）など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要である。

「特別の教科 道徳」の教科書検定について（報告）

平成27年7月 教科用図書検定調査審議会

1 具体の改善方策（一部を除き、平成28年度の小学校道徳科の教科書検定から実施）

（1）「特別の教科 道徳」の教科書検定基準等について

○ 検定基準に道徳科の固有の条件として、以下の項目を新設する。

1. 学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上対応することを求める規定について

1. 「内容の取扱い」に示す題材（生命の尊厳、社会参画（中学校）、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等現代的な課題）は全て教材として取り上げていることを求める。
2. 「内容の取扱い」に示す「言語活動」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」について教科書上適切な配慮がされていることを求める。

2. 学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえた規定について

1. 「内容の取扱い」に照らして、1) 適切な教材を取り上げていること、2) 教材の取り上げ方として不適切なところはないこと、特に多様な見方や考え方ができる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていることを求める。

3. 道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定について

1. 図書の主な記述と、道徳科の内容項目との関係を明示し、かつその関係は学習指導要領に照らして適切であることを求める。

○ 上記のほか、道徳科の教科書について留意すべき点として、例えば、国際理解や国際協調の観点から、多面的・多角的に考えることができる教材であること、民間発行の副読本、教育委員会等作成の地域教材、「私たちの道徳」等の文部科学省（文部省）作成の教材等の様々な教材のよさを生かすこと、家庭や地域社会と連携した道徳教育にも資するものとなることなどを示す。

○ 道徳科の検定体制の充実方策として、以下のような方策を講じる。

1. 学校における道徳教育に精通した教員や指導主事等を専門委員として任命し、例えば一冊の教科書につき3名程度の者が調査に当たることができるようにすること。

2. 図書の内容に応じ、道徳科以外の教科に関して専門的知見を有する者（道徳科以外の教科を担当する部会の委員・臨時委員・専門委員その他の学識経験者等）の協力を得ることができるようにすること。

（2）その他の教科書検定に関する諸課題について

○ 義務教育用教科書の不合格図書について、「図書の基本的構成に重大な欠陥」「欠陥箇所数が著しく多い」等の図書は翌年度再申請とするよう規定を見直す。その際、合否の判定基準（不合格となる欠陥箇所数）も見直す。併せて再申請図書が合格した場合、採択替えができるよう規定を見直す。

○ 検定基準や学習指導要領の改正があった場合、発行者は新しい基準に基づいた教科書を検定申請すべきことを規定上明確化する。（平成28年度以降の基準改正に適用）

○ このほか、1) 検定済図書の訂正申請と検定基準との関係を規定上明確化、2) 審査中の適切な情報管理の徹底（情報流出の際に当該事案の概要を文部科学省ホームページで公表等）、3) 教科書記述の正確性の更なる向上（客観的に明白な誤記、誤植、脱字の箇所数一覧表の文部科学省ホームページでの公表等）、4) 検定手続関係書類の見直し（様式を定める規程の一元化等）などの改善を行う。

義務教育諸学校教科用図書検定基準 (平成29年8月10日文部科学省告示第105号) 抜粋

第2章 教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列 (学習指導要領との関係)

- (3) 学習指導要領の内容及び学習指導要領の内容の取扱いに示す事項が、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数に照らして図書の内容に適切に配分されていること。

第3章 教科固有の条件

【特別の教科】

[道徳科]

1 基本的条件

- (1) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(1)に示す題材の全てを教材として取り上げていること。
- (2) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)の*ア*及び*イ*並びに中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)の*ア*及び*イ*に照らして適切な教材を取り上げていること。

2 選択・扱い及び構成・排列

- (1) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(4)に示す言語活動について適切な配慮がされていること。
- (2) 図書の内容全体を通じて、小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)に示す問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習について適切な配慮がされていること。
- (3) 小学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)及び中学校学習指導要領第3章の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(2)に照らして取り上げ方に不適切なところはないこと。
特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童又は生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていること。
- (4) 図書の主たる記述と小学校学習指導要領第3章の第2「内容」及び中学校学習指導要領第3章の第2「内容」に示す項目との関係が明示されており、その関係は適切であること。

複数時間道德の実践可能性のある現行教科書の教材例（パターン1：同一内容項目）

東京書籍「新編 新しいどうとく 4」

一つの教材を複数の時間で扱う指導

小学校
4年生

【主題名】 判断したことは自信を持って

【内容項目】 善悪の判断、自律、自由と責任 ※該当ページ：p.38～43

1 時間目

「いっしょになって、わらっちゃだめだ」

（4ページ教材）

教材
内容

- お父さんに、「ぼく」と仲のいい「みのる」が「ゆうじ」をからかっていたことについて「友達をからかって遊ぶのはいじめにならないか」と言われ、「ぼく」は気になっていた。
- 翌日の休み時間、「みのる」が「ゆうじ」をからかい、教室のみんなが笑う場面に立ち会った「ぼく」は、「みのる」や周りのみんなと目が合っても笑わず、だまって席を立てて教室を出ていった。
- その後「ゆうじ」へのからかいはやんだ。

発問

- 「ぼく」が教室を出ていったのは、どんなことを考えたからか
- 悪いことと思ったとき、どうするか。正しいと思ったことを、自信を持っておこなったことがあるか

2 時間目

「いじめに「NO」の空気をつくる」

（2ページの「深める教材」）

「深める
教材」
内容

- 「いじめ」について、1時間目の学びを広げる観点から、2枚の絵を見比べる
- 一人一人が「いじめに「NO」の空気をつくる」ことについて、考えを深める

活動
例

- 2枚の絵を見比べて、いじめを見ている人たちに、どのようなちがいがあかを確認しながら話し合う
 - ✓ 1枚目の絵：いじめを見ている人たちが、見て見ぬふりをしたり、いじめに便乗したりしている
 - ✓ 2枚目の絵：いじめを見ている人たちが、いじめを受ける人の気持ちに配慮したり、いじめをする人にいじめを止める声掛けをしたりしている

複数時間道徳の実践可能性のある現行教科書の教材例（パターン2：複数内容項目）

光村図書「中学道徳2 きみがいちばんひかるとき」

一つの教材を複数の時間で扱う指導

中学校
2年生

【主題名】（記載なし）

【内容項目】 ①公正、公平、社会正義、②友情、信頼

※該当ページ：p.39～45

1 時間目

「明日、みんなで着よう」（4ページ教材）

【内容項目】公正、公平、社会正義

教材
内容

- ・ いまや全世界に広がっているいじめ反対運動「ピンクシャツデー」の始まりは、カナダの生徒2人が取った行動だった。
- ・ ピンク色のシャツを着た下級生がしつこくからかわれたことを聞いたこの2人は、いじめに対抗しその生徒を救うべく、インターネットでピンクのシャツを着て登校することを呼びかけた。
- ・ 翌朝、300人以上の生徒がピンク色のものを身に着けて登校し、その景色に、いじめられた生徒は安堵の表情を浮かべた。

発問

- 学校がピンク色に染まったのは、誰の、どのような思いがあったからか
- 学校がピンク色に染まったことについて、いじめられていた生徒はどんなことを思っただろうか
- 「ピンクシャツデー」の取り組みが世界に広がっているのはなぜか

2 時間目

「まなびをプラス 「いじり」って」

（3ページの「深める教材」） 【内容項目】友情、信頼

「深める
教材」
内容

- ・ 1時間目の学びを広げる観点から、「いじり」について考える
 - ✓ まず自分の思う「いじり」について、どのような行為や状況を考える
 - ✓ 8つの問いから「いじり」とは何か、話し合う
 - ✓ 現実に「悩み相談」サイトに寄せられた、日々いじられている人の体験談（ささいな失敗をきっかけに何度もいじられるようになり、いまさらやめてほしいと言うこともできず、毎日おびえながら過ごしている）から、感じたことを言語化してみる

発問

- 「いじり」とは、どんな行為や状況のことか
- 「いじり」とは何か
- 友情を育むために大切なことは何か

複数時間道徳の実践可能性のある現行教科書の教材例（パターン2：複数内容項目）

日本文教出版「中学道徳 あすを生きる2」

同一場面の相対する立場を
複数の時間で扱う指導

中学校
2年生

【主題名】 ①自分の意志で、②信頼される友達 【内容項目】 ①自主、自律、自由と責任、②友情、信頼 ※該当ページ：p. 30～37

1 時間目

「五月の風一カーナ」（4ページ教材）

【内容項目】自主、自律、自由と責任

【カナの立場から見た場面】

- ・ スマホを持たないカナは、いつも連絡を伝言してくれるミカからの取次がなく、グループの約束の待ちぼうけを食らってしまう。夜ミカに電話してみると、スマホ上のみでのやり取りで待ち合わせ場所が変わっていたと伝えられた。
- ・ カナは、スマホを持たないことにした決意と仲間外れになりたくない気持ちとの間で葛藤する。
- ・ 翌朝、カナは勇気をもってミカに、面倒をかけてしまうが今後取次をお願いしたいと声をかけ、和解する。

教材
内容

発問

- カナがミカに会って伝えた言葉には、カナのどんな思いがあったのだろうか
- 自分で考え行動するときに大切なことは何か

2 時間目

「五月の風一ミカー」（4ページ教材）

【内容項目】友情、信頼

【ミカの立場から見た場面】

- ・ スマホのメッセージのやり取りの中でグループの待ち合わせ場所が急が変わった。ミカがいつも通りカナにも伝えようとする、グループの他のメンバーから面倒だから伝えなくていいのでは、と言われてしまう。
- ・ ミカは結局伝えなかったが、夜カナから確認の電話が来たことで気持ちが揺さぶられる。
- ・ 翌朝カナに声をかけられたミカは、カナの信頼に応えられなかったことに涙をこぼし、和解する。

教材
内容

発問

- 1時間目の学びも踏まえて、以下の問いについて話し合う
- ミカがカナに連絡しなかったことには、どんな問題があるか
 - カナからの電話でミカが動揺したのはなぜか
 - 「カナの信頼に応えていない」と思ったミカは、自分の行動からどんなことを考えたか
 - 信頼される友人になるために大切なことは何か

「メディアリテラシー」に関する内容の考え方

- 「メディアリテラシー」に関する内容は、現行の情報モラルの考え方（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）と重複するものと、現行学習指導要領では明確に位置づけられていないものがあり不明確
- 「メディアリテラシー」に関する内容は、情報モラルとともに「②適切な取扱い」の一環として扱うことと整理し明確化してはどうか

2

情報技術の適切な取扱い

法や制度

情報技術に関わる法令・ルール、著作権等の権利、個人情報 他

倫理

情報社会におけるマナー、責任ある利用 他

安全

情報セキュリティ、危険回避、偽誤情報、メディアや情報との関わり、健康影響 他

情報モラル（現行）

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」（学習指導要領解説）

＜解説で示されている内容例＞

- ルールやマナーを守り、自他の権利を尊重し 情報社会での行動に責任をもつ
- 情報機器の使用による健康との関わりを理解する

「メディアリテラシー」（一部）

＜解説で示されている内容例＞

- 情報には誤ったものや危険なものがあることを知る
- 情報を安全に利用する
- 情報発信による他人や社会への影響について考える

「メディアリテラシー」の重要な要素である、情報の吟味や批判的な評価、デジタル社会への参画といった要素が内容として不明確

「メディアリテラシー」に関して想定される学習内容イメージ（核となる教科等）

小学校

- 情報メディアを介して得る情報には、誤ったものや危険なものがあることから、すぐ鵜呑みせずに吟味したうえで判断する
- 情報メディアを介して得る情報は、送り手が情報の一部を切り貼りするなど再構成して発信していたり、受け手によって情報に対する印象が異なって伝わるといった認識の下、情報を受発信する 等

中学校

- 情報メディアを介して得る情報は、アルゴリズムによって受け手の嗜好に合わせた取捨選択が行われていたり、AIにより生成された偽・誤情報も含まれることから、メディアを比較しながら、情報の信頼性や信ぴょう性を吟味し批判的に考察する
- 情報メディアを介して得る情報には、人間の心理的傾向が働いたり、社会的・文化的な背景がある認識の下、情報を受発信する 等

高等学校

- 情報メディアやAIにより発信される真偽不明なものを含む大量の情報の中から、必要な情報を吟味し多角的に分析して批判的に考察する（曖昧な情報は不用意に用いたり発信しない）
- 情報メディアの特性（フィルターバブルやエコーチェンバー等）を踏まえつつ得られた情報を根拠に、問題解決に向けて論理的に仮説・検証を繰り返す 等

※内容としての具体的な取扱い方や位置づけ方は、情報活用能力全体の体系性の整理と整合を図りながら、今後検討

小学校学習指導要領 抜粋（現代的諸課題関係）

小学校

第1章 総則

第2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

指導要領解説 抜粋（現代的諸課題関係）

小学校

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(2) 現代的な課題の扱い

道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。児童には、発達段階に応じて現代的な課題を身近な問題と結び付けて、自分との関わりで考えられるようにすることが求められる。現代社会を生きる上での課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり話し合いを深めたりするなどの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題については、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深めたり、児童自身がこれらの学習を進展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取組が求められる。また、例えば、持続可能な発展を巡っては、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの問題は、生命や人権、自然環境保全、公正・公平、社会正義、国際親善など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象なども多く、特に「規則の尊重」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「生命の尊さ」「自然愛護」などについては現代的な課題と関連の深い内容であると考えられ、発達の段階に応じてこれらの課題を取り上げることが求められる。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。さらに、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。このことについては、「善悪の判断、自律、自由と責任」「規則の尊重」「勤労、公共の精神」などの指導の際に配慮することが大切になる。その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していくとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、児童の多様な考え方を引き出せるように工夫することなどが考えられる。なお、これらの現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出させたり、特定の見方や考え方に偏って指導を行ったりすることのないよう留意し、児童が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

(1) 道徳科に生かす多様な教材の開発

教材の開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。具体的には、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発が求められる。

中学校

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

(2) 現代的な課題の扱い

道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。中学生には、こうした解決の難しい、答えの定まっていない問題や葛藤について理解を深め、多面的・多角的に考えることができる思考力が育ってきている。現代社会を生きる上での課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり討論を深めたりするなどの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる教育課題については、関連する内容項目の学習を踏まえた上で、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深め、生徒自身がこれらの学習を進展させたりして、人として他者と共によりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取組が求められる。また、例えば、科学技術の発展に伴う生命倫理の問題や社会の持続可能な発展を巡っては、生命や人権、自己決定、自然環境保全、公正、公平、社会正義など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象も多く、特に「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際貢献」「生命の尊さ」「自然愛護」などについては、現代的な課題と関連の深い内容であると考えられ、発達の段階に応じて、これらの課題を積極的に取り上げることが求められる。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の施行を踏まえ、障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるための工夫も求められる。また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことも重要な課題となっている。その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していくとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、生徒の多様な考え方を引き出せるように工夫することなどが考えられる。なお、これらの現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出させたり、特定の見方や考え方に偏った指導を行ったりすることのないよう留意し、生徒が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

(1) 道徳科に生かす多様な教材の開発

教材の開発に当たっては、日常から多様なメディアや書籍、身近な出来事等に関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢が大切である。具体的には、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材として、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発が求められる。

3. 情報技術が認知や行動に与えるリスク

令和7年9月25日
教育課程企画特別部会
論点整理
参考資料集 p.147

① 子供たちは常時ネット接続の環境に

● 青少年のインターネットの利用時間の1日平均

小学生	中学生	高校生
約3時間44分	約5時間2分	約6時間19分

- インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年と比べ約5分増加し、約5時間2分。
- 目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、約3時間1分。

● 子供専用のスマホ保有率

小学生	中学生	高校生
72.0% (0.0%)	95.3% (2.6%)	99.1% (3.9%)

(2010年度)※

● 青少年の健康面への懸念

- ✓最も多いのは「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかったり、睡眠不足になったりしたことがある」(24.6%)

(出典)
令和6年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書 令和7年3月こども家庭庁
※ 平成22年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」結果について(概要) 平成23年2月 内閣府
平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果を直接比較できないことに留意。「小学生」の調査対象は、満10歳以上。

② フィルターバブル、エコーチェンバーの影響

● 検索結果やSNS等で表示されている情報がパーソナライズされていることへの認識

- ✓日本は「知っている」(44.7%)、他の対象国(80%~90%)と比べて大幅に低い
- ✓理解が不足していると情報を正しく評価できず、社会生活で誤った判断を下す危険

(出所) 情報通信白書令和5年度版

フィルターバブル現象

自分の好み情報「だけ」に囲まれ、
多様な意見から隔離されやすくなる現象。



エコーチェンバー現象

同じような意見が、閉ざされた空間の中で反響して
大きくなっていく現象



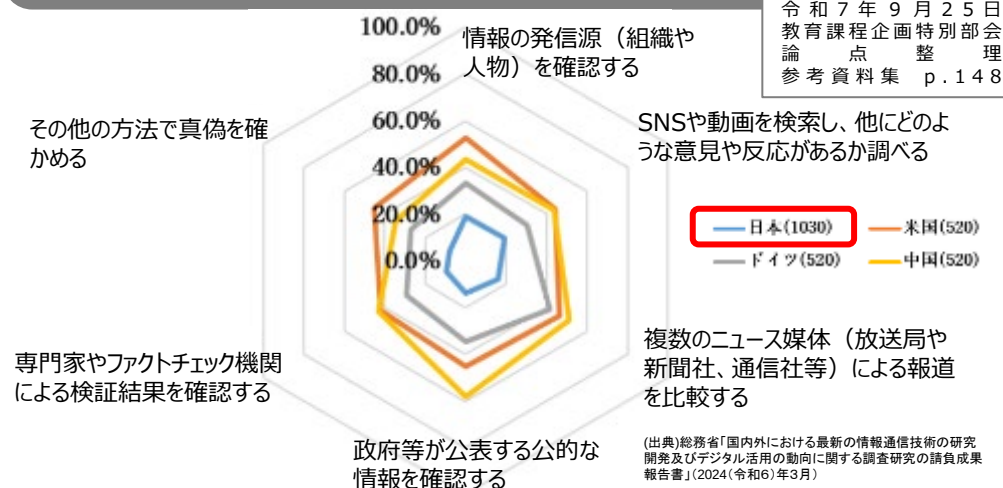
③ 偽・誤情報の認識率が他国より低い

SNSやブログなどで偽情報・誤情報だと思う情報を見かける頻度

	ほとんどない (%)	そもそも何が偽情報・誤情報なのかが分からない (%)
日本	15.3	14.5
アメリカ	4.5	1.3
イギリス	7.3	1.9
フランス	8.7	3.3
韓国	7.9	1.1

出所：総務省「令和4年度 国内外における偽・誤情報に関する意識調査」より作成

④ ネット情報の信頼性、確認の割合 いずれの方法も他国より大幅に低い



⑤ SNS等に起因する 児童の被害が高い水準で推移

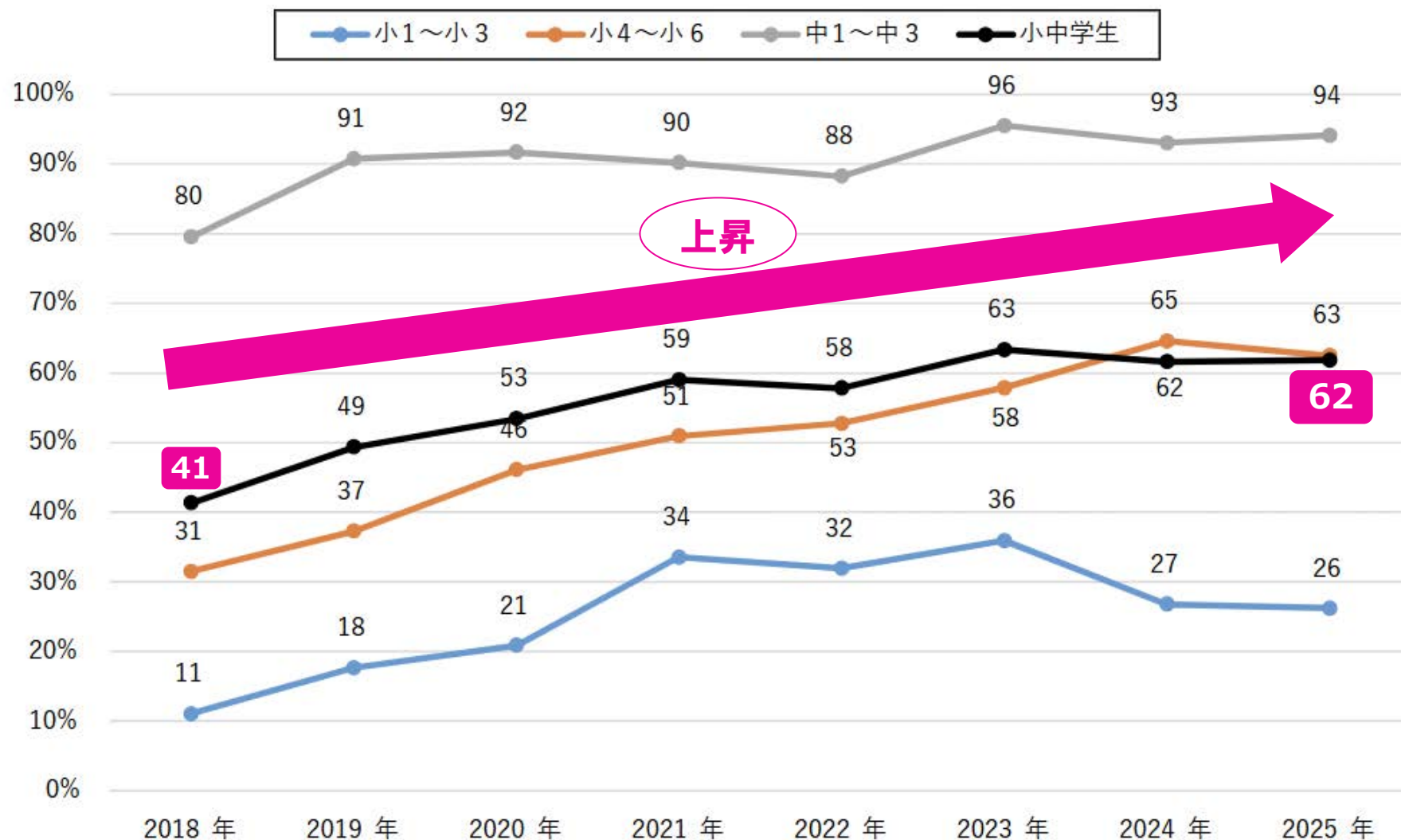
✓令和5年の小学生被害児童数は、平成26年に比べて3倍以上



負の側面が生じる仕組みを理解し、適切に対応できる力が必要
情報技術をより適切に活用する力にも繋がる

小中学生のSNS利用率は約6割。平均的に上昇傾向にある。

小中学生の学年別のSNS利用率について【経年変化】

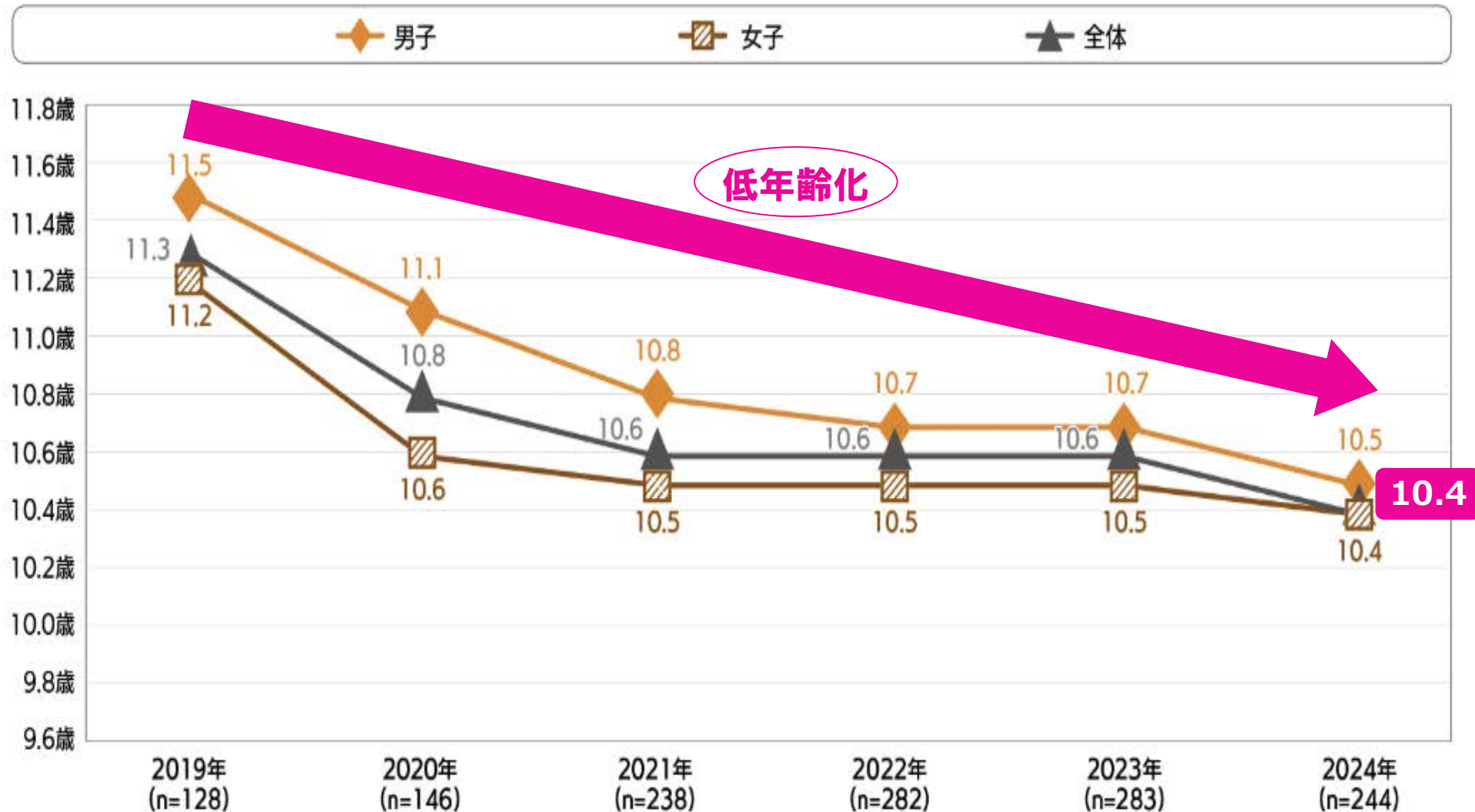


【出典】モバイル社会研究所「2025年親と子の調査」（令和6年2月16日公表）参考資料②図7より作成

※全国の小中学生とその親1,200組（層化二段抽出）に対する訪問留置調査 ※関東地区に限る ※TikTokは2020年より、BeRealとDiscordは2025年より調査

スマートフォン所有開始年齢の平均は10歳。低年齢化傾向にある。

スマートフォンの所有開始年齢の推移について



学習指導要領解説 関係部分抜粋

(教師が交代で学年を回って授業を行う方策等の関係)

○小学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳」編

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 指導の配慮事項

1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

(1) 協力的な指導などについての工夫

道徳科の指導体制を充実するための方策としては、まず、全てを学級担任任せにするのではなく、特に効果的と考えられる場合は、道徳科における実際の指導において他の教師などの協力を得ることが考えられる。校長や教頭などの参加による指導、他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導、校長をはじめとする管理職や他の教員が自分の得意分野を生かした指導を行うことなど、学校の教職員が協力して指導に当たることができるような年間指導計画を工夫することなどを、学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。なお、校長等が授業に参加する際は、道徳科の特質を十分に理解して臨む必要がある。いずれの場合においても、授業にねらいをもたせ計画的に行われなければならない。

○中学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳」編

第5章 道徳科の評価

第2節 道徳科における生徒の学習状況及び成長の様子についての評価

2 道徳科における評価

(3) 評価のための具体的な工夫

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握するに当たっては、生徒が学習活動を通じて多面的・多角的な見方へ発展させていることや、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めていることを見取るための様々な工夫が必要である。

(略) さらに、年に数回、教師が交代で学年の全学級を回って道徳の授業を行うといった取組も効果的である。このことは、教師が自分の専門教科など、得意分野に引きつけて道徳科の授業を展開することができる。また、何度も同じ教材で授業を行うことにより指導力の向上につながるという指導面からの利点とともに、学級担任が自分の学級の授業を参観することが可能となり、普段の授業とは違う角度から生徒の新たな一面を発見することができるなど、生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子をより多面的・多角的に把握することができるといった評価の改善の観点からも有効であると考えられる

道徳教育の抜本的充実に向けた支援について

指導的な教員の研修

- ・各地域で指導的な役割が期待される教員等への研修を実施

道徳教育指導者養成研修〔(独)教職員支援機構主催〕中央＋全国6カ所で実施

都道府県・指定都市等の取組への支援

都道府県教育委員会等が行う道徳教育の抜本的充実に向けた取組を支援

- ・教員対象の研修会（道徳教育パワーアップ研修）
- ・地域の特色を生かした道徳教材の活用（郷土教材）
- ・家庭、地域との連携協力（「親子道徳の日」など） など

教員向け参考資料の充実

文部科学省で作成した授業映像による実践事例紹介、問題解決的な学習やいじめを扱う授業案などの各教育委員会提供の実践事例等を集めた、「道徳教育アーカイブ」をインターネット上で提供



道徳教育アーカイブ

検索

<https://doutoku.mext.go.jp/>



家庭、地域等への周知

学習指導要領改訂についての保護者向けリーフレットの作成、配布

道徳教育 映像資料について

道徳科への疑問や不安



どんな授業が期待されているんだろう…
「考え、議論する」授業作りの工夫が知りたい…
どのように学習評価を行ったらよいかわからない…

「考え、議論する」道徳授業づくりの参考となる、
授業と工夫のポイントの例を映像で紹介します



小2



役割演技を通して「仲間はずれや不公平」を
しないことのよさを学ぶ授業



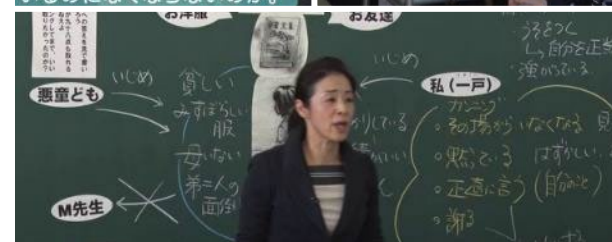
小5



思考ツールで多様な意見を引き出し、
大事にしたい「伝統」を考える授業



中3



「いじめ」について正面から問い、
自分のこととして多面的・多角的に考える授業



小4



体験的な学習を通して「礼儀」について
多面的・多角的に学ぶ授業



小6



パラリンピック選手の挑戦を題材に、
「よりよく生きる喜び」を問う校長先生の授業



中3



「幸福とは何だろう」という問いから考え、
議論し、多様な価値観に気づく授業

自分との関わりで考える工夫



具体的な問題場面において
「自分ならどうするか」と考
える



役割演技を通して、形だけの
理解ではなく、実感を伴って
自分なりの理解とする



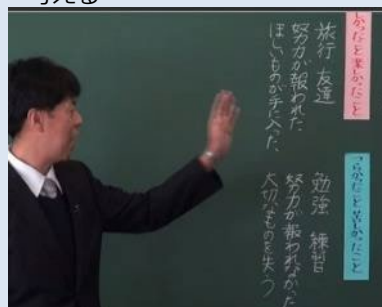
教材を通して考えたことをも
とに、自分の生活を見つめ直
して考える場面を設ける



授業の中で多面的・多角的に考えた
ことを踏まえ、道徳的価値が「自分
にとって」どのような意味を持つのかを
考える



事前アンケートを授業の始めに提示
して問題意識を高めたり、再度提示
して学習を自分自身との関係で考
えたりできるようにする



自分自身の「うれしかったこと」
「苦しかったこと」の経験を考
えてから、登場人物の気持ちを理解する

多面的・多角的に考える工夫



課題に適した人数のグルー
プで話し合う



考えを視覚化するツール
(ウェビングマップ等) を
使って話し合う



役割を交代（例：挨拶をする側
←→される側）して、感じ方の
違いに気づく



「なぜいじめは悪いと思ってい
ても無くならないのか」という
問いに、いじめる側、いじめら
れている側それぞれの立場から
考える

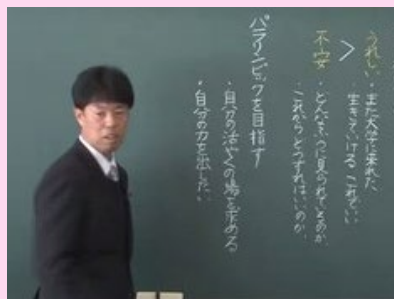


「同じかな」「違うところ
はどこかな」と視点を持た
せる



話し合いがねらいとするところか
ら大きく離れているときは軌道
修正して問いかけ直す

授業のねらいや子供の実態に応じた工夫



「がんばった行事で結果を出せなかった」経験のある6年生の児童たちに、「なぜ主人公はがんばることができたのか」を問いかける



形式的な理解にとどまりがちな4年生の児童に対して、心のこもった「礼儀」について考えて行動することができるよう、体験的な学習を設定する

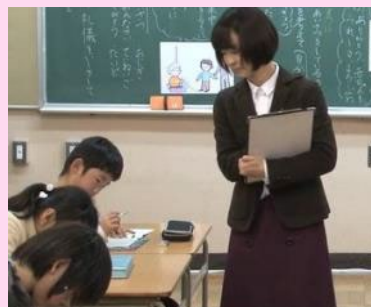


卒業を間近にした中学3年生に充実した生き方を考えてもらえよう、年度末に「自分にとっての幸せは何か」を考える授業を設定する



自分の意見を最後まで言えた、聞いてもらえたという思いから自尊心を高めるために、少人数のグループで話し合う

一人一人の成長を丁寧に見取る学習評価の工夫



授業を振り返って感じたこと、考えたことを作文・ワークシートから読み取る



考えを視覚化するツールを使うことで、多面的・多角的に考えようとしていることを把握する



授業を重ね、ノートに考えを蓄積することで、どのように考え方が成長したかを把握する



授業で使ったワークシートを蓄積し、生徒自身が年間の授業を振り返られるようにする

授業映像+インタビューを合わせて一本20～30分程度でご覧いただけます。
映像を見ながら「自分ならばこう工夫する」ということを話し合うような、
「考え、議論する」校内研修にぜひご活用ください。

道徳教育アーカイブ

検索



道徳WG 審議に当たり取り扱った事例

目次

各教科等との連携に関する事例	pp. 3-6.
学校教育全体を通じた道徳教育に関する事例	pp. 7-9.
複数時間に関する事例	pp. 10-13.
問題解決的な学習、体験的な学習に関する事例	pp. 14-23.
デジタル基盤の活用に関する事例	pp. 24-35.

各教科等との連携に関する事例



道徳科と各教科等との連携事例①

小学校5年生

環境を守る実践につながる道徳科の学習

道徳科× 社会科
特別活動

【主題名】自然の尊さ 【内容項目】自然愛護 【教材名】ひとふみ十年（「小学道徳 生きる力5」日本文教出版）
【ねらい】自然の偉大さを知り、自然環境を大切にしようとする心情を育てる。

- 道徳科では、導入で、**移動教室等での体験を想起しながら自然の尊さへの関心を高める**ことができるようにした。また、展開や終末では、教科書の教材をもとに、**移動教室や学級活動でのリサイクル活動等を踏まえて考えを深める**ことができるようにした。
- その後、社会科で自然を扱う際に道徳科での学習を紹介するとともに、**道徳科を要とした学びが、リサイクル活動の継続化や、その成果を他学級等に紹介する活動**などの**道徳的实践につながった**。

特別活動（学級活動）【5月】

「身の回りのものを大切に」

→児童発案によるリサイクル活動（合意形成）

特別活動（学校行事）【9月】

「女神湖移動教室」

→環境を守ることの大切さや後世に残すためにどうすればよいか学習

社会科【1月】

「私たちの生活と自然」

→森林には様々なはたらきがあることや森林資源は様々な立場の人やボランティアの協力によって守られていることを学習

【道徳的实践につながっている児童の姿】

→リサイクル活動の継続化、成果の他学級等への紹介

実践をもとに考えを深める

学びに活かす

道徳教育の要としての道徳科【10月】（16単位時間目／35単位時間）

導入

- **移動教室での体験**について話し合う。

【発問】
移動教室でたくさんの自然に触れてどんなことを感じましたか。

展開

- 教材「ひとふみ十年」を読み、話し合う。
【発問】
高山植物の上にこしを下ろして注意された勇はどのようなことを思ったでしょう。
→自然環境は大切であることは分かっているが大切なことができない人間の浅はかさや弱さ、難しさを考えられるようにする。（自己内葛藤）
【発問】
松井さんから「ひとふみ十年」という言葉を聞いて勇はどんなことを思っていたでしょう。
→小集団による話し合いを通して、安易に自然を壊していたことを自覚し、自然の偉大さについて考えられるようにする。（多面化・多角化）

終末

- 身近な自然や移動教室で体験したことをもとにしながら、自然を大切にするということについて考える。
→多面的・多角的な視点から考えられるようにする。



※【協力】東京都新宿区立戸塚第一小学校（教育課程実践検証協力校）

道徳科と各教科等との連携事例②

中学校3年生

修学旅行と関連付けた伝統文化の学び

道徳科×特別活動

【主題名】 日本の伝統文化を後世に 【内容項目】 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度

【教材名】 障子あかり（「中学道徳3 きみがいちばんひかるとき」光村図書）

【ねらい】 日本固有の優れた伝統や文化に関心をもち、理解を深めるとともに、それを尊重し継承・発展させようとする心情を育てる。

● 修学旅行での体験や以前の道徳科の授業で学んだ日本や海外の事例を関連付けて、「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」への理解を多面的・多角的に深めることで、伝統や文化を継承しようとする心情を育てるとともに、そのために自分ができることについて考えを深める。

① 道徳科

【教材名】 「帝釈天の左足」

【内容項目】 我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度

→日本の伝統文化が持つ特色に気付き、それらを創作した人々の思いに共感し受け継いでいこうとする意欲や態度を育てる。

② 特別活動（学校行事）

修学旅行

→修学旅行で訪れた京都・奈良で神社・仏閣を訪問し、日本の伝統文化に直接接することで興味や関心を高める。

③ 道徳科

【教材名】 「サグ・ラダ・ファミリア-受け継がれていく思い」

【内容項目】 感動、畏敬の念

→人はどのようなものに心を動かされ感動するのかを考え、美しいものや気高いものを感じる心を大切にすることの大切さを育てる。

関連付ける

④ 道徳科

導入

②修学旅行で京都・奈良を訪問した体験を振り返り、多くの外国人観光客が訪れていた理由を考える。

展開

【発問】日本の文化が大切にしていることとはどのようなことだろう。
●①の道徳科の学習を振り返りながら見えない部分に込めた作者の気持ちを思い出しつつ、日本文化の特色の理解を深める。
●③の道徳科の学習を振り返りながら多様な感じ方や考え方に触れ、感動し受け継ごうとする思いを多面的・多角的に考える。
【発問】日本の文化が大切にしているものをどうすれば継承していけるのだろう。

終末

日本の伝統や文化を継承していくために、自分ができることについて考えをまとめる。



道徳科と各教科等との連携事例③

加賀市立片山津中学校

対話の文化を学校に創る

道徳科×特別活動

- 民主的な社会の創造に向けて、その基盤となる対話する力を育てるため、道徳科や特別活動等において対話経験を積むことを重視している。
- 毎週の道徳科の授業において、生徒が内容項目を手掛かりに対話を経験できるよう、校内研修では教師自らが対話を経験し、授業づくりに活かしている。
- 例えば道徳科の授業では、「友情、信頼」に関わる登場人物の生き方を自分なりの言葉に落とし込んで対話し、その経験を活かしながら特別活動でも対話の経験をする。学校行事の体育祭の準備では、「どんな体育祭にしたい？」という問いから対話を通じて言葉の意味に対する共通理解を深めていき、多様な意見を包摂しながら、合意形成を図る。
- こうした取組を通じて、生徒を対象としたアンケート調査では、「学級の人々に関わることは、自分たちで、全員の考えや気持ちを確かめてから決めている」という質問項目への肯定的な回答割合が約71%から約80%に増加した。



道徳

友情、信頼に関わる対話を経験



特別活動

体育祭の準備でも対話を経験

特別活動

どんな学校行事にしたいか、という問いで対話し、自分たちなりの答えを見出しながら合意形成を図る

(例)「どんな体育祭にしたい？」
→「全員が楽しめる体育祭」

道徳

「友情、信頼」に関わる登場人物の生き方を考え、議論し、自分なりの答えを見出す

(例)「よりよい人間関係」とは？
→「相手を信頼しながら本音で向き合うこと」

学校教育全体を通じた道德教育に関する事例



学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の実践事例①

高等学校

道徳教育推進教師が中心となり学校行事を活かした道徳教育

推進教師

道徳教育推進教師が、中学校の道徳教育との円滑な接続を意識した教員研修を企画・運営したり、各学校行事を見直して道徳性を養うことにつながる工夫・改善を進めたりしたことにより、教員の道徳教育の重点目標の共通理解や意識の向上が図られ、生徒が人間としての在り方生き方について深く考えることができる学校行事等を年間を通じて実施することができた。その結果、生徒の「相互理解、寛容」「望ましい勤労観・職業観」「公共の精神や社会参画意識」などの道徳性が養われ、安心できる学校づくりにつながった。

重点目標 ウェルビーイングの向上、安心できる学校づくり

具体的な取組

道徳教育推進教師の取組

- ・ 学年や教科のバランスを考慮したメンバー構成による道徳教育推進委員会の設置
- ・ 道徳教育重点目標に基づく教員研修の企画・実施
- ・ 中学校道徳科の内容項目を踏まえた学校行事等の改善

- ・ 多様な外部講師を活用した教員研修の企画・運営
- ・ 中学校道徳科の授業参観の企画
- ・ 道徳教育講演会（感動、畏敬の念等）
- ・ 人とのつながりや協働の大切さを実感できる文化祭の実現に向けた内容の見直し・改善
 - 企業訪問と文化祭展示（勤労、社会参画等）
 - 吃音障害理解のためのカフェ（相互理解、寛容等）
 - 小児がん支援のカフェ（生命の尊さ等）



道徳教育講演会について語る道徳教育推進教師



社会貢献活動に力を入れている企業を見学する生徒
→文化祭での商品展示と試用へ



文化祭における吃音障害理解のための
「注文に時間のかかるカフェ」の様子



文化祭における小児がん支援のための「レモネードスタンド」の様子

学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の実践事例②

高等学校

年間指導計画において特活や探究と関連付けた道德教育の推進

推進教師

道德教育推進教師として、既存の学校の教育活動全体を道德教育の視点から見直し、各教育活動と道德的価値との関係を整理して年間の計画として可視化したことにより、教員の共通理解と専門性の発揮が促され、特別活動や総合的な探究の時間を中心として体験活動の充実や地域社会との連携を重視した道德教育の充実を図ることができた。それらの取組において、生徒が自己の在り方生き方を考え、社会参画意識や公共の精神、地域を愛する態度、共感する力や思いやりの心などの様々な道德性を養うことにつながった。

重点目標 自他の尊重、奉仕の精神、地域貢献

具体的な取組

道德教育推進教師の取組

- ・道德教育の視点からの既存の教育活動の見直しと整理による教職員の共通認識の醸成
- ・道德教育に関する多様な教員研修の企画・実施による教員の専門性の発揮の促進
- ・学校行事や総合的な探究の時間と道德教育とのコーディネート

- ・総合的な探究の時間を中心とした体験活動と地域との連携の充実

- 総探での交通安全ポスター、寸劇上映、動画作成
- 地域住民と生徒による登下校マナー啓発運動の実施
- 町内会と総合的な探究の時間、美術部との協働の創作活動

- ・学校行事における異年齢集団の交流の促進

- 体育祭での高校生と保育園児との合同競技開催
- 文化祭での高校生と保育園児との創作ダンスの演技



地域との連携や異年齢交流について語る推進教師



地域と連携した交通安全への取組の様子



体育祭や文化祭での異年齢交流の様子

複数時間に関する事例

複数時間道徳の実践事例（パターン1：同一内容項目）

広島大学附属東雲小学校

1 教材 1 内容項目の事例①

1 教材

1 内容項目

【主題名】命を大切にする生き方

【内容項目】生命の尊さ

【教材名】あなたの時間にいのちをふきこめば

【ねらい】命を大切にするということは、その時間を延ばすだけでなく、その命をどのように使うかという生き方にも関わることに気付き、限りある命を大切にして生きようとする心情を育てる。

1 時間目

日野原さんの生き方を通して 「生命の尊さ」について考える

導入

交流・話し合い

まとめ

新たな
気づき

教材の
読み取り

発問：日野原氏はどのような
思いで活動に取り組んできた
だろうか。

→自分の考えを整理

発問：なぜ百歳を超えても活
動を続けられたのだろうか。

→グループ内での話し合い

→全体で交流

友達の
考えを
踏まえた
振り返り

日野原氏は
自分自身の
ためだけではなく、
次世代につ
なげる願いを
持っていた

2 時間目

考え、議論して 「生命の尊さ」について考えを深める

前時の
振り返り

議論・話し合い

全体の
まとめ

前時の掲
示物や教
材を再確
認

発問：あなたは、自分の命をどのよう
に使いたいと思っていますか。

→自分の考えを端末に記載

→グループ内での話し合い

→全体で交流

本時の振り返り及
び二単位時間分
の振り返り



複数時間道徳の実践事例（パターン1：同一内容項目）

群馬大学共同教育学部附属中学校

1 教材 1 内容項目の事例②

1 教材

1 内容項目

【主題名】生命を輝かせて 【内容項目】 生命の尊さ 【教材名】燃え盛る炎

【ねらい】難病に向き合い生き抜いた石川正一さんの姿を通して、生命の有限性や連続性を手掛かりにその尊さについて自覚することで、自他の生命を尊重しようとする道徳的心情を育てる。

1 時間目

教材等を通じて「生命の尊さ」について
自分なりに考える。

導入

交流・話し合い

まとめ

新たな
気づき

教材の
読み取り

発問：オーバードーズに関するニュースの視聴を通し、なぜこのような行為に至るか等、考えよう。
→自分の考えを整理
→グループ内での話し合い
→全体で交流

友達の
考えを
踏まえた
振り返り

命に関する
道徳的な問
題に対する
自分なりの
課題を考え
る。

2 時間目

考え、議論して
「生命の尊さ」について考えを深める

前時の
振り返り

議論・話し合い

全体の
まとめ

前時の
まとめと
新たな
気づきの
確認

発問：教材の登場人物の立場に
立って、「治療を続けるか否か」につ
いて考えよう。

→自分の考えを端末に記載
→グループ内での共有・比較
→全体で交流

本時の振り返り及
び二単位時間分
の振り返り



複数時間道徳の実践事例（パターン2：複数内容項目）

小学校6年生

1 教材 2 内容項目の事例

1 教材

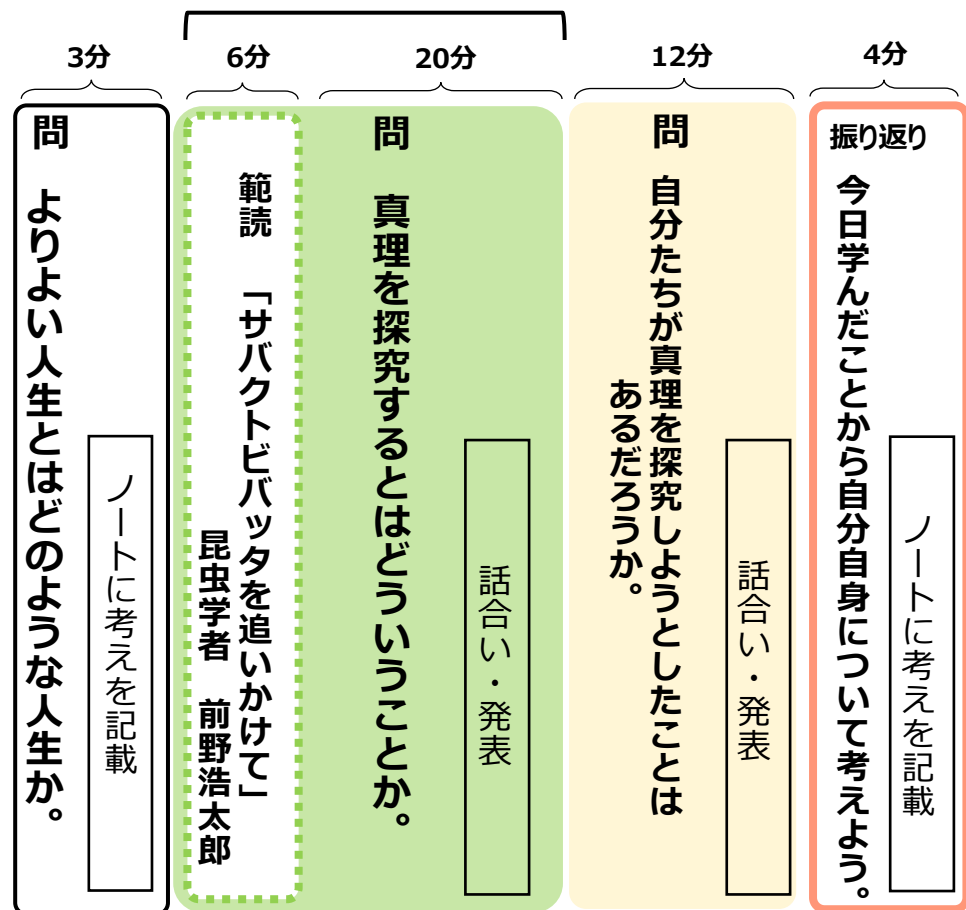
2 内容項目

【主題名】 よりよい人生を目指して 【内容項目】 ①真理の探究、②よりよく生きる喜び 【教材名】 サバクトビバッタを追いかけて

【ねらい】 真理を探究しようとする心や、よりよい人生を送るためにはどのようなことが必要か、何が大切かについて考え、喜びのある生き方につなげようとする心情を育てる。

1 時間目（真理の探究）

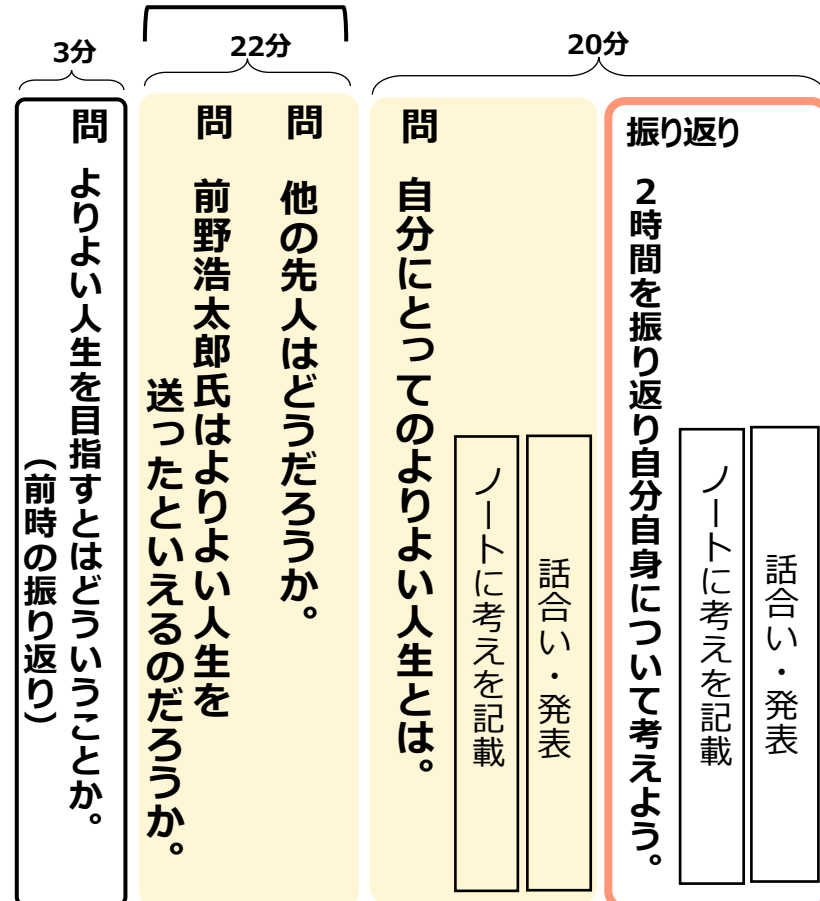
教材理解等に要する時間



2 時間目（よりよく生きる喜び）

※ 下記の構成は各単位時間内の活動の主たる部分を記載したもの。

教材を異なる道徳的価値との関わりで深める時間



問題解決的な学習、体験的な学習に関する事例

問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例①

中学校2年生

登場人物と自分の気持ちを往復しながら
生き方について考える

問題解決的な学習
(①自己内葛藤)

1コマ

【主題名】誇りある生き方 【内容項目】よりよく生きる喜び

【教材名】足袋の季節（中江良夫作）

【ねらい】人間としての弱さや醜さ、強さと気高さに気付き、罪の意識と後悔の念を長年抱えていた登場人物の生き方への共感を通して、よりよく生きたいと願う心情を育てる。

教材中の問題場面を見出し、登場人物と自分の気持ちを往復しながらクラス全体で話し合い、「誇りある生き方」とは何かを考えるとともに、自己の生き方に引き付けてさらに考えを深める。

導入

- 教材の読み取り
- 登場人物の「人としてよくなかったところ」と「人としてよかったところ」はどこか、理由とともに考え、グループで話し合う

→問題意識を持つ

話し合いを通じて、様々な場面での多様な感じ方に触れながら発問についてそれぞれ考えることで、人間の持つ強さと弱さにせまる。

展開

【発問】

おばあさんのところに謝罪に向かったが、すでにおばあさんが亡くなったことを知った私が「泣けて泣けて仕方がなかった」のはなぜだろう。

登場人物と自分の気持ちとを何度も行来しながら、自分だったらどうするか、クラス全体で考えを出し合うことで、より深く多面的・多角的に考える。

終末

- 人間には弱い面、強い面両面あるが、「誇りある生き方」や「自分に恥じない生き方」とはどのような生き方だと思うか、自分の考えをまとめて記入する。

今日の授業を通して自分の生き方と関わり、何を感じたか、まとめる。



問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例②

中学校1年生

友人関係と誠実さの対立から
誠実な生き方について考える

問題解決的な学習
(②価値の対立)

1コマ

【主題名】誠実な生き方 【内容項目】「自主、自律、自由と責任」×「友情、信頼」

【教材名】裏庭でのできごと（日本文教出版）

【ねらい】「誠実さ」が弱さから逃げない心や誇りから生まれることについて理解し、自分の行動に責任をもち、自らを律し、誠実に生きようとする実践的意欲を育てる。

事前アンケートや教材を通して、正直な行動について、自分事として問題意識を持つ。その上で、教材の問題場面やその解を考え議論することで、「誠実な生き方」の難しさとその意義について考えを深める。

導入

- 嘘をついたことを正直に話すかどうかの事前アンケート結果を共有する。
- 生徒自身が考えたい問題を設定する
：（例）なぜ健二は一人で職員室に行ったのだろう？

→問題意識を持つ

友達からの忠告を聞かず、先生に正直に事実を話すために一人で職員室に行った健二の行動について、自分との関わりで考え、ねらいとする価値にせまる。

展開

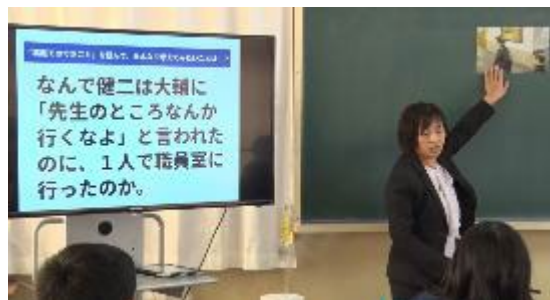
- 登場人物のそれぞれの言動と人間関係を整理し、問題だと感じる場面での気持ちを考える。
- 自分が健二の立場だったらどのように行動するか考え、結果を集約して全体で共有し、理由を発表する。

登場人物の気持ちと自分の気持ちとを何度も行き来しながら、クラス全体で多面的・多角的に考える。

終末

- 「友人関係」と「正直さ」の板挟みの中で悩みながらも職員室へ向かった時の気持ちを考え、クラス全体で交流し、導入時に設定した問題について再度考える。

もし自分が同じような状況に置かれたらどう考え行動するかをまとめ、「誠実な生き方」とはどのような生き方だと思うか、考えを深める。



※道徳教育アーカイブ掲載事例より

問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例③

小学校3年生

意識と行動の矛盾点から
友情の大切さについて考える

問題解決的な学習
(①自己内葛藤)

1コマ

【主題名】友達を大切にすること

【内容項目】友情、信頼

【教材名】同じ仲間だから（「わたしたちの道徳」文部科学省）

【ねらい】相手の気持ちや立場を推し量り、友達のことを理解し信頼することで、友達を大切にしようとする心情を育てる。

事前アンケートを通して、友情に関し、**自身の意識と行動の間に乖離があることを認識し、自分事としての問題意識を持つ**。その上で、教材の登場人物の生き方から、「友達と仲良くすること」は大切だと分かっているにもかかわらず、友達を理解、信頼し仲良くすることの難しさを考え、**議論することによって自己の生き方についての考えを深める**。

導入

- 事前アンケートの結果を示し、「友達を大切にすること」について意識と行動に矛盾点があることを確認する。

→問題意識を持つ

本時の学習を通じ、「友達を大切にすることはどういうことか」について、考えていくことを確認する。

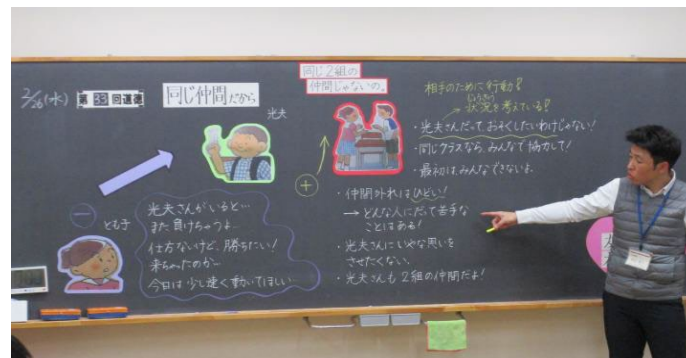
展開

- 「同じ仲間だから」を読み、話し合う。
【発問】とも子は、光夫に対してどのような思いを持っていただろう。（自己内葛藤）
- 登場人物の生き方から、友達を理解、信頼し仲良くすることの難しさについて考える。
【発問】とも子は、どんな思いで「同じ2組の仲間じゃないの。」と厳しくはっきりと言ったのか。

終末

- 友達を大切にすることは、ということについて再度考え、学習を振り返る。
- 自分の学級の日頃の様子の中から、**友達を大切にしている場面の動画を視聴する**。

友達を大切にすることのよさを多面的・多角的に捉える。



問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例④

中学校2年生

いじめに加担する人間の弱さから
自己の生き方について考える

問題解決的な学習
(①自己内葛藤)

1コマ

【主題名】いじめの卑劣さの自覚 【内容項目】公正、公平、社会正義

【教材名】卒業文集最後の二行（私たちの道徳）

【ねらい】いじめる側の自己中心的な論理と、いじめられる側の苦しみについて考えることを通して、差別や偏見を憎み、不正な言動を断固として許さない態度を育てる。

教材に加え、いじめに関する新聞報道を読むことを通して、様々な角度からいじめ問題をとらえ、身近に起こりうる課題として認識し、いじめが不公正なものと分かっていても自分を守るためにいじめに加担してしまう人間の弱さを見つめ、自己の生き方についての考えを深める。

導入

- 教材の読み取りや、いじめに関する様々な立場（元被害者、元加害者、保護者など）からの新聞記事の内容に触れる。
- いじめの被害者が置かれている状況を整理する。

→問題意識を持つ

いじめは悪いとわかっているのに、なぜなくなる
ないのだろう。（自己内葛藤）

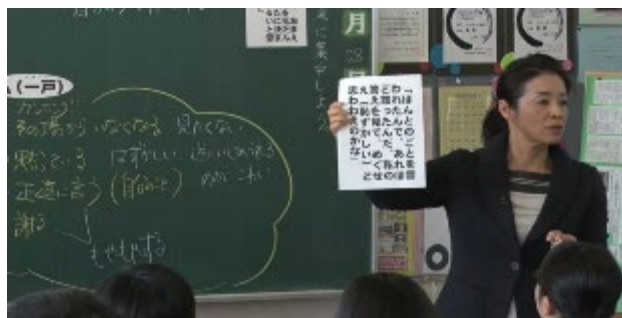


展開

【発問】

- もしT子さんがいじめられていたらあなたならどうするだろう。
- 主人公は、なぜ一緒になってT子さんを責めたのだろう。

クラス全体で考えや意見を出し合い、主人公の行動の正しさや気持ちの揺らぎについてより深く考える。



終末

- 卒業文集の最後の二行にあった「本当の友達」の「本当の」とはどういう意味か、自分の考えをまとめて記入する。
- 最後の二行が主人公に与えた大いなる「悔い」とはどのようなものか考える。

差別や偏見について自分が感じたことや考えたこと、自分はどのように在りたいかをまとめる。



問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例⑤

小学校2年生

役割演技を通じて 道徳的価値について多面的・多角的に考える

体験的な学習
(役割演技)

1コマ

【主題名】誰にでも同じように

【内容項目】公正、公平、社会正義

【教材名】およげないりすさん（わたしたちの道徳）

【ねらい】相手の気持ちを考え、誰にでも同じように接しようとする態度を育てる。

仲間はずれや不公平をしないことについて、児童が自分との関わりで考えることができるようにするため、役割演技を取り入れ、ねらいとする道徳的価値に関わる諸問題について、多面的・多角的に考えを深める。

導入

- 公正、公平、社会正義に関して、事前アンケートの結果を確認する。

【アンケートの内容】

- ・ 仲間はずれを見たことがあるか。
- ・ 不公平だなと思ったことがあるか。

→問題意識を持つ

児童が本時に扱う内容を、より自分事として捉えられるようにする。

展開

- 「およげないりすさん」を読み話し合う。

【発問】

島に行っても楽しくないとき、どんなことを考えていたのだろうか。

- 役割演技を通じて考える。

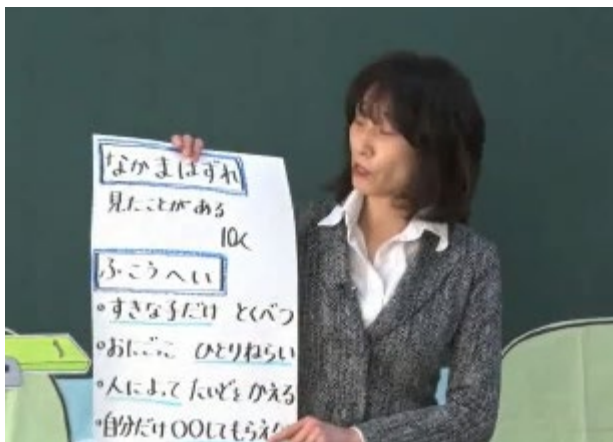
役割演技をしている児童だけの活動とならないよう、見ている児童にも考える視点を提示。

道徳的な問題を全員で多面的・多角的に考えを深める。

終末

- 教師の説話を聞く。
- 誰にでも同じように接することのよさについて自分なりに感じたこと、考えたことをまとめる。

導入での事前アンケート結果と本時の学習を基に再度道徳的な問題について自分との関わりで考えを深める。



問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例⑥

中学校2年生

対立する立場のそれぞれの考え方から
自我関与を促し、考えを深める

体験的な学習
(パネルディスカッション)

1コマ

【主題名】他者から謙虚に学ぶ姿勢 【内容項目】相互理解、寛容

【教材名】言葉の向こうに（私たちの道徳）

【ねらい】自分の持つ考え以外にも様々な考えがあることに気付き、人と関わり合うため、互いの立場や意見、考えを尊重し、他者の意見も認めて素直に受け入れる謙虚さを持って、他に学んでいこうとする道徳的心情を育てる。

場面を再現したのち、パネルディスカッション形式で「受け入れられる立場」と「受け入れられない立場」に分かれ、それぞれの立場で感じたことや考えたことを話し合うことで自我関与を促し、自己の生き方についての考えを深める。

導入

- 自分が登場人物なら、アドバイスを
受け入れられるかどうか心情メーター
を用いながら交流する。

→問題意識を持つ

各自の微妙な心情の状態を可視化し、
そう示した理由や割り切れない気持ち
などを共有し、問題意識を持つ。

展開

- 教材の読み取り
- ネット上での中傷や反論の具体的なやりとりを掲示物で再現
【発問】
 - ・なぜ登場人物はひどい言葉で応酬したのだろう。
 - ・なぜ登場人物はアドバイスを受け入れることができたのだろう。

怒りと不安の間を揺れ動く気持ちを想像し追体験しながら、パ
ネルディスカッションで「受け入れる立場」と「受け入れられない立
場」に立って考えを深める。

終末

- 改めてグループで感じたことや
考えたことを交流する。

異なる意見や考えを傾聴するこ
とは、自分にとってどのような価値
があるのか、交流を基に自分の
考えをまとめる。



問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例⑦

中学校2年生

教材に関する体験・交流から、
よりよい社会の実現を目指して生きることを考える

体験的な学習
(動作化、動画)

1コマ

【主題名】よりよい社会の実現 【内容項目】社会参画、公共の精神

【教材名】すべての人に読書の楽しさを（埼玉県道徳教育教材集）

【ねらい】困難にくじけそうになりながらも、すべての人が生きやすい社会を実現しようと前向きに行動する登場人物の姿について話し合い考えを深めることで、よりよい社会の実現を目指して生きようとする心情を育む。

登場人物が、自分たちに直接語りかけてくれたインタビュー映像を視聴することで、登場人物と自分たちとが直接つながっていることを実感しながら、社会に参画することの具体的な意義について考えを深める。

導入

- 教材を読んで考える。
- 実際に目を閉じて、視覚のない状態で動いてみることを体験し、主人公が視力を失った時の気持ちや思いを想像してみる。

→問題意識を持つ

体験を通して感じたことや考えたことをクラス全体で共有し、主人公の抱えていた不安や悔しい思いを考える。

展開

【発問】

- 視力を失っても図書館で働こうとしたのはなぜだろう。
- 主人公の強い思いを支えているものは何だろう。

教材に描かれた主人公の行動や実践の意味を、私たちが生きている社会との関わりで多面的・多角的に考える。

終末

- 主人公に対して教師が直接インタビューした動画を視聴し、教材の中の人自分たちに直接語りかけている映像を観ることで、人柄等も含め主人公の気持ちや思いを追体験する。

主人公が実現を目指す社会や、主人公の生き方から学んだことについて、自分自身の生き方に照らして考えを深める。



問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例⑧

中学校2年生

2 時間目を効果的に使って深く考える①

問題解決的な学習
(①自己内葛藤)

複数コマ

- 【主題名】生命を輝かせて 【内容項目】生命の尊さ
 【教材名】燃え盛る炎（「中学生の道徳2」廣済堂あかつき）
 【ねらい】生命の有限性や連続性を手掛かりにその尊さについて自覚することで、自他の生命を尊重しようとする道徳的心情を育てる。

1コマ目では、ニュースや教材を基に生命の尊さに関わる諸事象に対して自分との関わりで問題意識を持つことができるようにする。その上で、2コマ目では、難病と向き合う登場人物の生き方を通して、人間の弱さや気高さについて考えを深める。

1 時間目 【内容項目】生命の尊さ

導入

課題の確認、
教材の読み取り

展開

- オーバードーズに関するニュースを視聴する。

- 【発問】
なぜこのような行為に至るか考えよう。
- 自分の考えを整理
 - グループ内での話し合い
 - 全体で交流

終末

→問題意識を持つ
 生命の尊さに関わるニュースや教材の登場人物の生き方を通して、自分との関わりで問題意識を持つことができるようにする。

2 時間目 【内容項目】生命の尊さ

導入

前時のまとめと
自分なりの問題意識の確認

展開

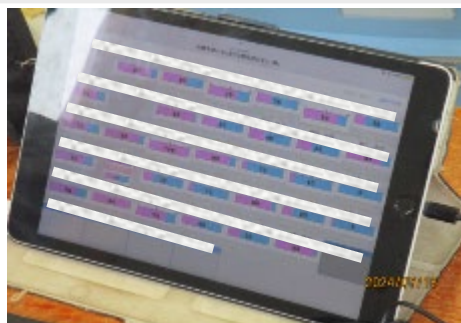
【発問】
教材の登場人物の立場に立って、「治療を続けるか否か」について考えよう。（自己内葛藤）

自分の力ではどうにもならない状況や困難が立ちはだかる中で弱気になってしまうこと、その中でも強く生きようとする気高さについて考える。

終末

- 身近な社会的課題や登場人物の生き方を通して自他の生命を尊重するとは、ということについて感じたこと、考えたことをまとめる。

自分なりの問題意識を振り返り新たな課題や目標を持つ。



問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の実践事例⑨

中学校3年生

2 時間目を効果的に使って深く考える②

問題解決的な学習
(②価値の対立)

複数コマ

【主題名】法やきまりの意義 【内容項目】「遵法精神、公德心」×「思いやり、感謝」

【教材名】二通の手紙（「中学道徳 あすを生きる3」日本文教出版）

【ねらい】立法者の視点を大切にしようとする態度を育てる。

園のきまりを守るか姉弟の思いを大切にするか悩む主人公を通して、法やきまりは、権利や幸せを守るために皆で知恵を出して作られたものであること、それらに従うことも思いやりのある行為であることを複数時間で考え、議論する中で、自己の生き方について考えを深める。

1 時間目 【内容項目】「遵法精神、公德心」×「思いやり、感謝」

導入

法やきまりは必要なのだろうか
↓問題意識を持つ
事前アンケートの確認

交流・話し合い

- 教材を読み、元さんの生き方について考える。
- 【発問】姉弟を入園させた元さんの行動に賛成か、反対か。
- 自分の考えを整理（1回目の判断）
- 【発問】なぜそう考えたか。
- グループ内での話し合い
- 全体で交流

まとめ

- 話し合いを振り返り、自分の考えを整理（2回目の判断）
- 新たな問題意識
主人公の生き方に対する判断は正しいのだろうか。
- 次時までに法やきまりの役割や意義について、諸事例を基に調べておく。

2 時間目 【内容項目】「遵法精神、公德心」×「思いやり、感謝」

前時の振り返り

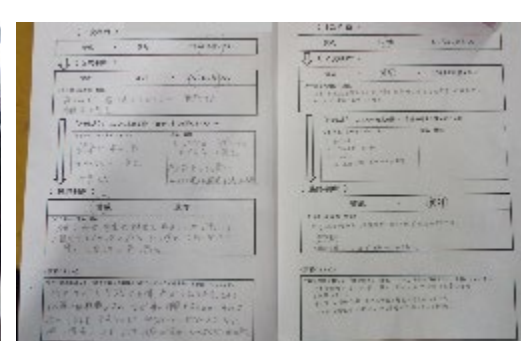
2回目の判断や調べたことを基に新たな問題意識の再確認

議論・話し合い

- 【発問】主人公が大切にしたい生き方は何だったのか。
- 自分の考えを端末に記載
 - グループ内での話し合い
 - 全体で交流
 - 交流後、最終判断（3回目）

全体のまとめ

- 自分なりの判断を基に学習を振り返る。
- ↓
- 対立する道徳的価値について、自分なりの問題意識を踏まえながら振り返り、自己の生き方への目標や課題を持つ。



デジタル基盤の活用に関する事例



道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例

一般的な学習指導過程

導入

主題に対する生徒の興味や関心を高め、学習への意欲を喚起して、生徒一人一人のねらいの根底にある道徳的価値や人間としての生き方についての自覚に向けて動機づけを図る段階。
(中学校解説P86 (以下同じ))

展開

教材によって、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、道徳的価値や人間としての生き方についての考えを深める段階。

終末

道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認して、今後の発展につなげたりする段階。

活用事例

事例① アンケート調査による多様な意見の可視化

可視化

事例② アンケート調査による意見の変容の可視化

可視化

事例③ 過去の自分の考えを振り返り成長を実感

蓄積

事例④ 小規模校同士の遠隔合同授業により多様な意見に触れる

その他 (遠隔)

事例⑤ ファイル共有機能を活用して多面的・多角的に考える

可視化

事例⑥ クラウド上で友達の考えや自身の過去の考えを参照

可視化

蓄積

(再掲：事例④ 小規模校同士の遠隔合同授業により多様な意見に触れる

その他 (遠隔)

AI事例① 生成AIを活用して多面的・多角的に考察し議論する

その他 (AI)

AI事例② 発問への回答案を多数作成し参照して自身の考えを深める

その他 (AI)

事例⑦ 共有範囲の調整により安心して自身の考えと向き合う

可視化

(再掲：事例② アンケート調査による意見の変容の可視化

可視化

事例⑧ 他者との視点の共有・交流から自分ならどうするか考える

可視化

(再掲：事例③ 過去の自分の考えを振り返り成長を実感

蓄積

(※) あくまでも活用事例の1つであり、デジタル学習基盤を活用すること自体が目的化することなく、道徳科における「深い学び」を通じて内面的資質としての道徳性を養うことにつなげられるかが重要であることに留意。

※生成AIは、生徒が自己の考えをしっかりと持った上で活用することにより留意。

道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例①

小学校3年生

アンケート調査による多様な意見の可視化

導入

可視化

【主題名】信頼しあう友達関係っていいな

【内容項目】友情、信頼

【教材名】絵葉書と切手（「新版 みんなのどうとく3」Gakken）

【ねらい】友達と互いに理解し、信頼し合おうとする心情を育てる。

導入の場面で、**学習支援ソフトを活用してアンケート調査を実施し、「友達関係について、振り返ってみましょう」と問いかけ、結果を共有することで、異なる考え方に触れ、児童がねらいに関わる道徳的諸価値について具体的な問題意識を持つことができるようにした。**

導入

- 友達関係に関するアンケートを行う。

【アンケートの項目】

- ・ 友達には何でも言える
- ・ 友達だから、言にくいこともある
- ・ 友達のためを思って悩んだことがある



本時の学習を通じ、「友達とこれからもっと仲を深めていくためにどうすればよいか」ということについて、じっくり考えていくことを確認する。

展開

- 「絵葉書と切手」を読み、話し合う。

【発問】友達にどのように返事を書いたらよいか迷ってしまったひろ子はどんな気持ちだったのだろうか。



問題意識を基に登場人物の生き方について、自分との関わりで捉えられるようにする。

終末

- 教師の説話を聞く。
- 【発問】友達を思って悩んだことや友達を信じて行動してもっと仲良くなれたと感じたことはあるか。
- 登場人物の生き方やこれまでの経験を基に自身の友達関係を振り返る。



お互いを理解し、信頼し合う友達関係を築くよさについて、より深く考えられるようにする。



道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例②

中学校2年生

アンケート調査による意見の変容の可視化

導入
(終末)

可視化

【主題名】社会への貢献 【内容項目】勤労

【教材名】小さな工場の大きな仕事（日本文教出版）

【ねらい】誇りを持って働く家族の姿に接したことで働くことについての考えを変えた登場人物の生き方を通して、それぞれの職業が社会の発展に貢献していることを理解し、自己の将来の生き方について考えを深めようとする実践意欲を育てる。

導入と終末の場面において、アンケート調査結果を可視化し、クラス全体の考えの変容を確認するとともに、他者の意見とその変容も踏まえながら、自分の考えをより深めることができるようにした。

導入

- 働くことに関するアンケートを行う。
【アンケートの項目】
 - ・上級学校を卒業後に働きたいか。
 - ・「働く」と聞いて何を思い浮かべるか。
- テキストマイニングにより事前アンケートのクラス全体の結果の傾向性を可視化する。

ねらいに関わる道徳的価値について関心や問題意識を持つことができるようにする。

展開

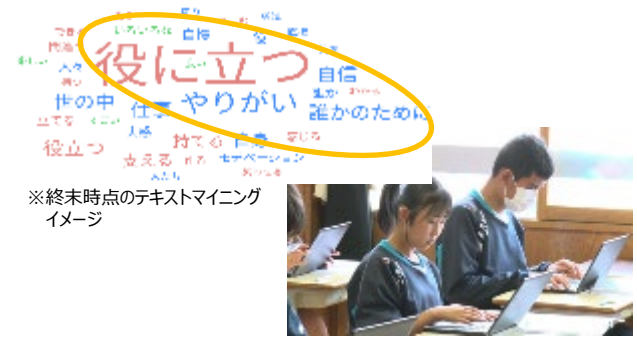
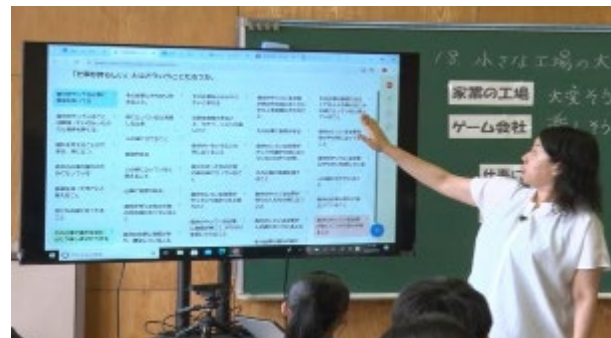
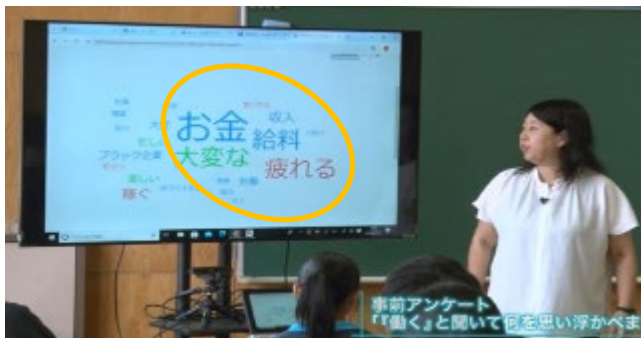
- 「小さな工場の大きな仕事」を読み取る。
【発問】
機械の油で黒く汚れた父の手が誇らしく見えたのはなぜだろうか。
●家業が誇らしくなった主人公の気持ちの変化について考えを深め、全体で共有する。

導入時に確認した「働く」ことに対する自分の捉えと、主人公の「働く」ことに対する気持ちの変化とを重ねて考え、主人公の気持ちの変化の理由について考えを深めた。

終末

- 再度アンケートを実施し、テキストマイニングでクラス全体の考えの変化を確認。それらを基に自分の考えをまとめる。

将来、働くときに大切にしたいことを他者の意見も踏まえつつ、自分の生き方と関連付けて考える。



※道徳教育アーカイブ掲載事例より

道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例③

小学校3年生

過去の自分の考えを振り返り成長を実感

導入
(終末)

蓄積

【主題名】がんばる自分をささえる思い

【内容項目】希望と勇気、努力と強い意志

【教材名】「あんぱんの日」－木村安兵衛・英三郎（「新編 新しいどうとく3」東京書籍）

【ねらい】あきらめずに頑張るために自分を支える思いを考え、自分でやろうと決めたことは粘り強くやり抜こうとする態度を育てる。

導入の場面で、**第1・2学年時の成長の記録を活用**し、成長したと思うことや頑張ったと思うことを振り返られるようにすることで、自身の成長を実感できるようにするとともに、あきらめずに**頑張ろうとする思いが自身に備わっていることに気付く**ことができるようにした。

導入

- あきらめずに頑張ってきた自己の経験を想起する。

【発問】

- 第1・2学年時の成長の記録を見返して、成長したと思うことや頑張ったと思うことは何か。
- あきらめずに頑張る自分を支えているのは、どのような思いなのだろう。



第1・2学年時の成長の記録を活用し、成長への実感を持つことができるようにする。

※成長の記録は、端末を活用してクラウド上に蓄積しておくことも考えられる。

展開

- 「『あんぱんの日』－木村安兵衛・英三郎」を読んで考える。

【発問】

二度目の火事に、力なく焼け跡を見る安兵衛は、どんな思いだったのだろう。



頑張ることに対して消極的な思いは青、前向きな思いは赤で板書に示す。また、葛藤する思いは中間に示し、頑張ることへの思いを多面的・多角的に考えることができるようにする。

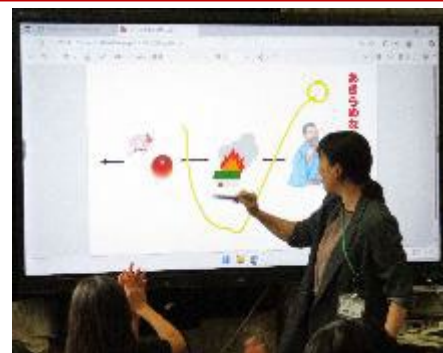


終末

- 教師の説話を聞く。
- 学習してきたことを基に、あきらめずに頑張る自分を支える思いを考える。



ICTを活用して安兵衛の思いの変化を可視化し、振り返りにつなぐことができるようにする。



※【協力】東京都杉並区立杉並第九小学校



道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例④

小学校6年生

小規模校同士の遠隔合同授業により多様な意見に触れる

導入
(展開)

その他
(遠隔)

【主題名】広い心で受け入れる

【内容項目】相互理解、寛容

【教材名】銀のしよだい

【ねらい】相手を許すことのよさに気付き、広い心で受け入れようとする実践意欲を育てる。

遠隔合同授業で、展開の場面に、両校児童が議論する場を設定したり、児童の立場を大型提示装置に示し、児童の意識の変化を比較できるように提示したりすることで、児童が話し合い活動を通して、多様な感じ方、考え方に触れ、多面的・多角的に考えを深めることができるようにした。

導入

- 教材を読み登場人物が取った行動について考える。

【発問】

(ビデオ通話を通じた両校児童への問いかけ)

助けてくれたにもかかわらず、銀の皿を盗んで逃げた登場人物の行動をどう思うか。

※大型提示装置に挿絵を示す。

展開

- 司教の行動について、自分の考えをワークシートに書く。
- 多様な感じ方、考え方に触れ、自己をより深く見つめる。
- 両校児童で議論する中で考えが変わった児童は、自分の名前を動かす。また、議論する前後の様子を比較画面で示すようにする。

終末

- 教師の説話を聞く。
- 広い心で受け入れるということについて、司教の生き方や友達の多様な考え等を基に自分なりの感じたことをまとめる。

これまでの自分、これからの自分について考え、ワークシートに記入できるようにする。



道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例⑤

小学校3年生

ファイル共有機能を活用して多面的・多角的に考える

展開

可視化

【主題名】正しいことは自信をもって

【内容項目】善悪の判断、自律、自由と責任

【教材名】よわむし太郎（「私たちの道徳」文部科学省）

【ねらい】正しいと判断したことは、自信をもって行おうとする心情を育てる。

展開の場面で、端末の座標軸上に、自分の考えが当てはまる場所に好きなマークを書き加え、その後、マークを入れた座標軸を**学習支援ソフトのファイル共有機能を使って共有**することで、**児童が多面的・多角的に考えることができるようにした。**

導入

- 事前アンケート結果を確認する。
- 自分が正しいと思うことについて話し合う。

【発問】

自分が正しいと思ったことを相手に伝えたり、行動に移したりしたことがあるか。



本時のねらいである「正しいと思ったことは、自信をもって行おうとする」と関連付けて考えられるようにする。



展開

- 「よわむし太郎」を読んで考える。

【発問】

殿様の前に立ちはだかっていた太郎は、どのようなことを考えていたのだろうか。



子供が自分の考えを端末の座標軸に書き込み、共有し、友達の考えを視覚的に知ることができるようにする。



終末

- 教師の説話を聞く。
- 自信を持って行おうとしても実現することが難しいことや、考え方は多様であることを踏まえながら自身の感じたこと、考えたことをまとめる。



事前アンケートと学習したことを関連付けながらねらいとする道徳的価値について振り返ることができるようにする。



道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例⑥

小学校4年生

クラウド上で友達の考えや自身の過去の考えを参照

展開

可視化
蓄積

【主題名】異なる意見も大切に 【内容項目】相互理解、寛容

【教材名】学級会での出来事（「道徳4 きみがいちばんひかるとき」光村図書）

【ねらい】自分の考えや意見を相手に伝えるとき、相手のことを理解し自分と異なる意見も大切にしようとする態度を育てる。

展開の場面で、児童が自分の考えを端末に入力したり、友達の考え等をクラウド上で参照したりすることができる時間を確保し、さらに、**年度当初からクラウドに道徳科の学習の振り返りを蓄積したり、自身のエピソードを累積したり**できるようにし、それらを本時の学習で活用できるように工夫することで、**自己の生き方についての考えを深める**ことができるようにした。

導入

- 自分と違う意見が出た場面の気持ちを確認する。

【発問】

自分の意見が友達と違ってまとまらないとき、どのようなことを考えているか。



本時のねらいである「自分の考えや意見を相手に伝えるとき、相手のことを理解し自分と異なる意見も大切にしようとする」と関連付けて考えられるようにする。



展開

- 「学級会での出来事」を読んで考える。

【発問】

どのようなことで意見がまとまらなかったのか。

- 自己の生き方についての考えを深める。

【発問】

自分と違う考えが出たときどうしていったらいいと思うか。



児童が教師の投げかけから再び自己を見つめたり、友達の考えや自分の過去の考えをクラウド上で参照したりする中で、**自己の生き方についての考えを深められるようにする。**



終末

- 教師の説話を聞く。

- これまでの経験を想起し、今日の学習で見えてきた自分の課題や新たに発見した目標を書く。



教師が言葉のプレゼントをすることで、**ねらいとする道徳的価値について、余韻を持てるようにする。**



道徳科におけるAIの活用事例①

中学校2年生

生成AIを活用して多面的・多角的に考察し議論する

展開

その他
(AI)

【主題名】希望をもち続け、困難を乗り越えて進む力

【内容項目】希望と勇気、克己と強い意志

【教材名】鳩が飛び立つ日―石井筆子―（「私たちの道徳」文部科学省）

【ねらい】石井筆子の生き方を考える学習を通して希望を持ち続け、勇気を出して困難に立ち向かう価値を深く理解するとともに、高い目標を持ち、それに向けて努力を惜しまない態度を育てる。

展開の場面で**生成AIを活用し、自らの考えを多面的・多角的に考察してからグループでの議論**ができるように工夫し、努力を続けることの大切さを深く考えることができるよう、主体としての自己をより深く見つめることができるようにした。

※生成AIは、生徒が自己の考えをしっかりと持った上で活用することに留意が必要。

導入

- 教材の時代背景や筆子、亮一の人物像を知る。



明治時代初期の社会背景等を解説し、登場人物の状況をつかむことができるようにする。

展開

- 「鳩が飛び立つ日」を読んで考える。

【発問】

筆子の姿から、どんな気持ちや行動が私たちにとって大切だと思うか。

- 自己の考えを持つ→生成AIを活用し考察（筆子の生き方を通して考えた「希望」、「勇気」、「困難を乗り越える」などの自己の道徳的価値観を単語で入力し、生成AIの回答とを比較検討。）
- グループ協議



生成AIを活用することによって、自己の感じ方、考え方をより確かなものにしてグループ協議に臨む姿が見られた一方、生成AIを活用する際、自己の考えをしっかりとっていない場合に、生成AIの肯定的な意見を自己の考えと思い込んでしまう懸念があるため、指導に留意が必要。

終末

- 筆子の生き方や友達との議論を通して感じたこと、考えたことなどから自己を振り返る。



端末を活用することにより、自己の生き方についてまとめたことをいつでも振り返られるようにする。



道徳科におけるAIの活用事例②

中学校3年生

発問への回答案を多数作成し参照して自身の考えを深める

展開

その他
(AI)

【主題名】真理を探究する心 【内容項目】真理の探究、創造

【教材名】鉄腕アトムをつくりたい--人工知能研究は人間探究（「中学道徳3 きみがいちばんひかるとき」光村図書）

【ねらい】人工知能研究にける筆者の経験や思いをつづった文章を通して、真理を探究する心について考えさせ、真理や真実を求め、好奇心を持って探究し続ける心情を育てる。

教師が授業準備として、**生成AIを使って発問に対する回答例を10種類作成**する。また、展開の場面では、**生徒がその10種類の回答例を自分の考えと照らし合わせながら四象限で配置し、それを基に話し合う中で人間としての生き方についての考えを深める**ことができるようにした。

※生成AIは、生徒が自己の考えをしっかりとった上で活用することに留意が必要。

導入

- 「人工知能」開発の現状を知る。
- 「人工知能」について意見交換をする。

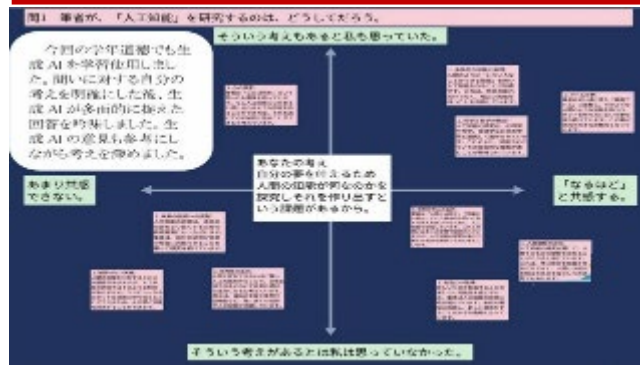
→問題意識を持つ
ニュース等の映像で「人工知能」開発の現状を確認した上で意見交換を行い、問題意識を持つ。

展開

- 「鉄腕アトムをつくりたい」を読んで考える。
【発問】
筆者が「人工知能」を研究するのは、どうしてだろう。

- 端末の思考ツールに入力→話し合い

自分なりの考えをまとめた後、**生成AIが作成した10個の回答例を自分の考えと照らし合わせながら、端末の四象限に書き込む。**



横軸：共感するかしないか
縦軸：そういう考えもあると思って
いたか思っていなかったか

終末

- 「知的好奇心」や「知的欲求」とはどんな心か、真理を探究、創造し続けるためにどんな思いを大切にしたいか自身の考えをまとめる。

松原さんの生き方や友達との議論を通して感じたこと、考えたことなどから自己を振り返る。

道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例⑦

小学校5年生

共有範囲の調整により安心して自身の考えと向き合う

終末

可視化

【主題名】誠実な生き方

【内容項目】正直、誠実

【教材名】手品師（「小学校道徳の指導資料とその利用 1」文部省）

【ねらい】常に誠実に行動し、明るい生活をしようとする心情を育てる。

終末の場面で、学習支援ソフトのファイル共有機能と文書作成ソフト活用し児童が端末に入力した考えを共有したり、意図的に共有しなかったりできるようにすることで、児童がじっくりと、自己の生き方についての考えを深め、率直に表現することができるようにした。
全児童の内容を端末で確認しながら、個別に対応する場の設定と時間の確保をした。

導入

- 事前アンケート結果を確認し、その結果を踏まえながら、正直、誠実に行動することができた経験について話し合う。

導入での学習を終末での振り返りに生かすことができるように、大型提示装置で投影する。

展開

- 「手品師」を読んで考える。
【発問】
 - ・ 友人から電話がかかってきたとき、手品師はどんな気持ちだっただろう。
 - ・ 次の日、手品師が男の子に手品を見せている時、どんな気持ちだっただろう。

児童が感じたこと、考えたこと等を端末に入力できるようにする。

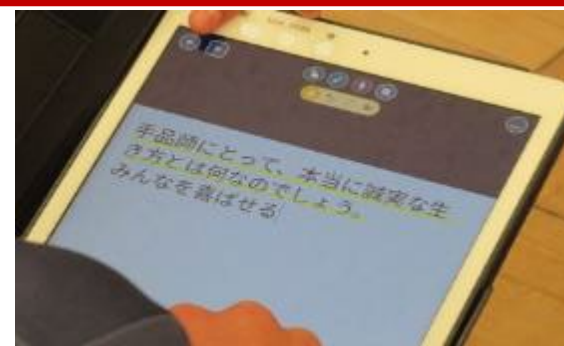
終末

- ねらいとする道徳的価値である「誠実」について考えをまとめ、友達のまとめた考えを見ながら自分のよさや課題をみつける。

率直に表現した考えを共有することの可否を本人に確認した上で、可能な児童のみ、学習支援ソフトのファイル共有機能を使って大型提示装置に投影し学級全体で共有。
児童の多面的・多角的な見方への発展につなげるようにする。

- 振り返りの結果を深める。

全児童の考えを端末で把握することによって意図的に指名し、特定の児童の考えを他の児童に紹介できるようにする。
毎時間蓄積された児童の考えは、継続的に行われた道徳科の授業で一人一人の児童の学習状況を見取って行われる評価の資料としても活用する。



道徳科におけるデジタル学習基盤の活用事例⑧

中学校2年生

他者との視点の共有と交流から自分ならどうするか考える

終末

可視化

【主題名】相互理解のための一歩

【内容項目】国際理解、国際貢献

【教材名】むこう岸には（中学道徳2 光村図書）

【ねらい】お互いに理解し合うために一歩を踏み出した二人の思いを考えることを通して、国際的な相互理解のための一歩を自分から踏み出そうとする実践意欲を育む。

終末の場面でデジタル学習端末を用いて、3つの視点から生徒が考えたことや感じたことをまとめて他者と共有し、それを基に交流することで、授業の終末において道徳的価値について理解を深め、自分ならどうするかを考えるための振り返りを行うことができた。

導入

- 世界で起こっている紛争地域（授業当時）を示した地図を投影する。



授業の内容に関心をもたせる。

- 教材を読み取り、内容を整理する。



これまで川に橋が架かっていなかった理由を考え、教材に対する問題意識を高める。

展開

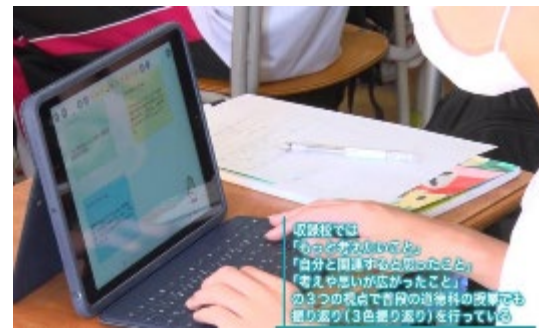
【発問】

橋のない川に橋を架けたい、という二人の登場人物にはどのような思いがあったのだろう。

- 最初に自分一人で考えを記入し、その後グループで共有する。
- 仲良くしたいという気持ちを持っている人がいるのに、世界中に紛争があるのはどうしてか、考えて再度グループで話し合う。

終末

- 「もっと考えたいこと」「自分と関係すると思ったこと」「考えや思いが広がったこと」の3つの視点から考えたことや感じたことを入力する。
- 記入が終わったら、他者の記入した感想やまとめを読み、自分の考えをさらに深め、発表する。



※道徳教育アーカイブ掲載事例より

第13期中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
道徳ワーキンググループ 委員名簿

(敬称略・五十音順)

岡崎 秋世 所沢市立東所沢小学校校長

佐藤 和紀 信州大学学術研究院教育学系准教授

鈴木 由美子 広島大学名誉教授

中島 栄治 熊本県合志市教育委員会教育長

古屋 真宏 国分寺市教育委員会前教育長

○ 毛内 嘉威 秋田公立美術大学理事・副学長・美術学部教授

山崎 真理 相模原市立小山中学校前校長

◎ 頼住 光子 駒澤大学仏教学部教授

渡邊 範道 東京都立上野高等学校統括校長

渡邊 真魚 日本大学工学部教授

渡辺 弥生 法政大学文学部教授

◎主査、○主査代理